

**平成 25 年度第 1 回**  
**横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会**

日時：平成 25 年 7 月 26 日（金）13:30 から 15:30 まで  
場所：関内駅前第二ビル 6 C 会議室

**■ 次 第 ■**

**1 開 会 13:30～**

**2 議 事 13:40～**

【議事 1】第 2 期横浜市地域福祉保健計画最終評価（案）について <資料 1～4>

【議事 2】第 3 期横浜市地域福祉保健計画素案（案）について <資料 5～7>

**3 報告資料 15:20～**

【報告 1】第 2 期市地域福祉保健計画の推進状況（25 年度予定） <資料 8>

【報告 2】第 3 期市計画策定スケジュール <資料 9>

【報告 3】第 2 期区地域福祉保健計画の推進状況（25 年度スケジュール） <資料 10>

【報告 4】地域福祉保健計画に関連する各区の状況 <資料 11>

【報告 5】各区地域福祉保健計画 地区別(地域)支援チームメンバー一覧表 <資料 12>

1 評価の趣旨

○ 第2期横浜市地域福祉保健計画（以下「市計画」とします。）の推進状況について、住民参加の度合、地域の課題解決の仕組みの充実などの「質的評価」と実績等による「量的評価」を行いました。

○ 最終評価の結果は、各区の地域福祉保健計画・地域福祉活動計画の推進の参考に活用できるようにするとともに、第2期市計画の推進及び第3期横浜市地域福祉保健計画の策定に活かしていきます。

2 評価方法

（1）第2期市計画の評価の全体像

○ 市計画推進の柱1～柱3における主な取組の進捗状況を確認するための指標を設定しました（資料2参照）。

○ 指標の経年変化（20年度、22年度、24年度）について、定量（量的）及び定性（質的）データを収集します。

○ 指標のデータの経年変化について、中間（23年度）及び終了時（25年度）にABCの「3つの評価の視点」（※参考）で分析・検証し、市計画の推進状況を総合的に評価しました（「3評価の結果」のとおり）。

（2）最終評価について

○ 22年度から24年度の量的・質的变化について分析し、さらに計画スタート時点（20年度データで現状値を収集）からの経年変化について、ABCの「3つの評価の視点」（※参考）で分析・検証しました（資料3参照）。

○ 評価にあたっては、市民（代表）、学識経験者、地区活動・市民活動関係者などから構成される「横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会」の意見を評価に反映しました。

※参考：<3つの評価の視点>

A 支援策の充実を評価する視点

計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか  
対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか

B 地域主体形成のプロセスを評価する視点

計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか  
地区別懇談会により多くの住民が参加したか

C システムの改善・強化を評価する視点

解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか  
地区別計画の取組がシステム化されたか

3 評価の結果

第2期市計画（期間：平成21年度～25年度）

～基本理念～  
誰もがいつまでも安心して暮らせる都市  
よこはまをつくろう！

推進の柱

推進の柱1  
地域づくりを進める

○ 地区別の懇談会のような場で住民と行政が話し合い、課題を共有し、福祉保健を中心とした様々な地域課題を解決するための取組を協働して進めます。

○ 身近な地域を単位とする取組を進めるため、第1期に11区で取り組んでいた地区別計画を全区で策定し、推進します。

【主な成果】

○ 地区別計画を全区で策定・推進し、身近な地域における住民主体の取組が進展（235の地区別計画を策定・推進）

○ 地区別計画を支援する区・区社協・地域ケアプラザの職員をメンバーとする「地区別支援チーム」を全区で編成

○ ボランティア登録者及び地域ケアプラザ利用団体数が増加し、住民の活動が広がり主体的な取組が進展

○ 災害時要援護者支援事業を実施した自治会町内会が増え、地域の防災に対する備え、地域のつながりの構築が進展

○ 自治会町内会を基盤とした地域における見守り活動の取組が充実

【今後の課題等】

○ 地域づくりをさらに進めるために地域支援のあり方を示していくことが必要

○ 地区別計画や地域の主体的な取組を「地区別支援チーム」がさらに支援できるよう、区・区社協・地域ケアプラザで情報を共有し、連携体制を強化することが必要

推進の柱2  
必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

○ 地域の見守り活動などにより、支援が必要な人を把握する仕組みを地域と協働でつくりまます。また、把握された人を専門機関と連携してサービス提供につなげる仕組みをつくりまます。

○ 必要な支援が身近な地域で受けられるようにサービスを充実します。

【主な成果】

○ 単身高齢者の状況把握・見守り及び相談支援が必要な人を支援につなげる仕組みづくりが推進

○ 生活困難な家庭に対する地域での支援として、学習支援等自立を支援するサービスが充実

○ 市民後見人養成の開始、日常生活自立支援事業の契約者数の増加など、権利擁護を必要とする高齢者・障害者の安心した生活支援の取組が充実

○ 障害のある人に配慮したリーフレットなどが増え、情報提供の手段が充実

【今後の課題等】

○ 見守りなどの環境整備は進んだが、身近な地域での早期発見の仕組みと共助を連動させることが必要

○ 公助の仕組みの充実とあわせ、自助・共助の取組を連動させて、支援が必要な人の存在に気付き支える仕組みづくりを進めることが必要

推進の柱3  
幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

○ 地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若い世代、団塊の世代、高齢者や障害のある人、学校や企業の関係者など、幅広い市民参加を進めます。

○ 自治会町内会等の活動とテーマ型の活動の連携など、様々な市民活動がそれぞれの活動内容を充実できるように、連携・協働を働きかけます。

【主な成果】

○ 区域での地域と企業、学校、大学、事業者等との協働の取組が徐々に充実

○ 幅広い対象者向けに市民参加を促すための、担い手養成の講座等が充実

○ ボランティア講座や地域活動への参加のきっかけとなる講座等、ボランティア活動への動機づけとなる取組が充実

【今後の課題等】

○ 企業、学校、関係機関等との連携をさらに進め、協働の取組を推進することが必要

○ 区域・市域で活動する市民活動団体・NPOの活動状況を把握し、相互の連携が進むよう、情報収集や活動事例等の発信が必要

○ 活動継続のための助成金の情報や、ソーシャルビジネスの理解の促進など、福祉保健活動の継続支援に向けた環境整備が必要

○ より幅広い対象層を視野に入れ、市民参加を促すための取組や仕掛けづくりの工夫が必要

◆ 推進の柱ごとの評価 ◆ 20年度と比較して※充実している：支援策が充実している 変わらない：変わらない、維持されている 十分でない：取組が十分でない

評価の視点	柱1			柱2			柱3		
	充実している	変わらない	十分でない	充実している	変わらない	十分でない	充実している	変わらない	十分でない
A 支援策の充実を評価する視点	○			○			○		
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点	○				○		○		
C システムの改善・強化を評価する視点	○				○			○	

柱1 地域づくりを進める

1 取組内容

柱	項目	主な取組
柱1 地域づくりを進める	1 地域で取り組む福祉保健活動	(1) 地域住民の交流と支援が必要な人への取組推進
		(2) 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組
		(3) 災害時要援護者避難支援事業の取組推進
		(4) 地域と連携したボランティア活動、当事者活動・テーマ型活動の推進
		(5) 健康づくり活動を通じた地域づくりの推進
		(6) 次世代を育む場としての取組
		(7) 学校・施設・企業等と地域の関係づくり
		(8) 地域福祉保健推進の環境整備
	2 地区別計画の策定・推進	(1) 地区別計画の策定・推進
		(2) 地区別計画策定・推進組織と市民活動団体の協働

3 評価の結果

評価の視点	評価		
	充実している	変わらない	十分でない
A 支援策の充実を評価する視点	○		
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点	○		
C システムの改善・強化を評価する視点	○		

2 取組内容の評価

評価の視点	柱の項目ごとの評価	評価			
A 支援策の充実を評価する視点	<p>計画に位置づけた支援策ほどの程度行われたか</p> <p>【評価】 ・災害時要援護者支援事業の推進により地域住民の防災に対する意識づけにつながりました。 ・地区社会福祉協議会による配食サービス、食事会、ミニデイサービスの活動数は大きく変化していませんが、団体同士の連絡会や研修会、団体と市社会福祉協議会との連携やつながりの場が作られ、地域住民の交流を行う動きもでてきました。</p>	<p>【課題】 ・市内のより多くの地区で災害時要援護者支援事業を展開できるように取組地区数の増加に向けた支援を継続する必要があります。 ・住民の交流の場や、団体同士の連絡会など横のつながりを広げ、活動の広がり、ネットワークづくりを進めるとともに、課題を把握、共有し、連携した取組を更に進めていく必要があります。</p>	<p>充実している</p>		
	<p>対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか</p> <p>【評価】 ・東日本大震災の経験により防災に対する機運が高まっている中、災害時要援護者事業を進めたことにより、地域における安心した生活を支え、生活の質の充実を図るための、防災に対する備えや地域のつながりの構築が進みました。 ・健康づくり活動団体数が平成20年度の約2倍に増加しています。団体を含めた交流会なども開催され、団体間の連携・協力が行われています。</p>			<p>【課題】 ・引き続き、防災に対する備え等の取組を進めながら、地域のつながりを構築できるように支援する必要があります。 ・地域の中で日頃の備えがいかに重要であるかを共有できる取組をさらに推進する必要があります。 ・今後は広く地域住民を巻き込んだ健康づくり活動の取組を行っていく必要があります。</p>	
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点	<p>計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか</p> <p>【評価】 ・地域住民による地区別計画の策定・推進組織を持つ割合が増加(H20:44%→H24:87%)し、住民の意見を踏まえた地域での取組がより進みました。 ・横浜市社会福祉協議会のボランティア登録者(3,544人増)及び地域ケアプラザ利用登録団体数(1か所あたり2.6団体増)が増加し、活動に関わる住民の活動が広がり主体的な取組が進んでいます。 ・地域と連携した活動では、地域ケアプラザでのボランティア登録者数が増加しています。</p>	<p>【課題】 ・より多くの地区で策定・推進組織が構成され、また地域での地区別計画の取組が推進されるように支援していく必要があります。 ・ボランティア活動などを通じ住民が地域の課題を共有し、主体的に取り組めるきっかけづくりを今後も続ける必要があります。 ・地域との連携を進めていくためには、ボランティア活動に意欲のある住民が新規に活動を立ち上げるだけでなく、既存の活動にも参加しやすい仕組みづくりも必要です。 また、地域ケアプラザ1か所あたりの平均ボランティア活動登録人数は減少していることから、その理由や背景などを分析してより地域の住民が主体的に参加できるように支援する必要があります。</p>		<p>充実している</p>	
	<p>地区別懇談会により多くの住民が参加したか</p> <p>【評価】 ・推進組織づくりや計画の策定など住民が参加する機会はH20年に比べて2倍近くに増えていきます。計画への関心が高まり、住民が主体的に参加することにつながりました。</p>				<p>【課題】 ・開催回数が増えたことでより深い、具体的な議論ができるようになってはいますが、より多くの住民が主体的に参加できるようにしていく必要があります。</p>
C システムの改善・強化を評価する視点	<p>解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか</p> <p>【評価】 ・地域での見守り活動の必要性が地域で理解され、自治会町内会を基盤とした支援が必要な方への見守り活動の取組が徐々に充実してきました。(全自治会町内会H22:5割→H24:7割)</p>	<p>【課題】 ・さらに取組を広げるため、様々な地域における見守り活動の取組を共有する機会の提供や、情報の収集・発信をしていく必要があります。</p>			<p>充実している</p>
	<p>地区別計画の取組がシステム化されたか</p> <p>【評価】 ・地区別計画を支援する区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの職員をメンバーとする「地区別支援チーム」が全ての区で編成され、3者による支援体制の基盤づくりができました。 ・それぞれの役割に応じた連絡会が開催され、開催回数が平成20年度と比較して2倍に増加しました。</p>				

## 柱2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

### 1 取組内容

柱	項目	主な取組
柱2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる	1 サービスの適切な利用の促進	(1) 公民が連携した相談支援の仕組みづくり
		(2) 個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくり
		(3) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
		(4) 福祉保健サービスに関する情報提供の工夫
		(5) 権利擁護の推進
	2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、開発	(1) 地域の福祉課題や当事者の福祉保健ニーズの把握促進
		(2) 地域福祉保健活動の情報の共有化と提供方法の充実
		(3) 生活圏域に合わせたサービスの整備
		(4) 地域福祉保健サービスの充実・開発に向けた行政など公的機関としての取組
		(5) 自立（自助・家族支援）を支援するサービスの充実
	(6) サービスの質を向上させる仕組み	

### 3 評価の結果

評価の視点	評価		
	充実している	変わらない	十分でない
A 支援策の充実を評価する視点	○		
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点		○	
C システムの改善・強化を評価する視点		○	

### 2 取組内容の評価

評価の視点	柱の項目ごとの評価	評価				
A 支援策の充実を評価する視点	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数や役割に応じた知識・技術を習得するため、民生委員・児童委員向けに研修を実施し、研修の充実を図ったことで、活動しやすい環境づくりが進みました。</li> <li>・第2期計画策定を契機に、障害のある人に配慮した媒体が増え、情報を入手する手段が広がりました。</li> <li>・生活困難な家庭に対する学習支援や、進路選択事業など自立を支援するサービスの充実につながりました。</li> <li>・市民後見人養成が平成24年度よりはじまり、モデル区を中心に市・市社協・区と連携し取り組みを進め地域での権利擁護体制の検討が進んでいます。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員については欠員は少なくなっていますが、より欠員数が少なくなるように活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。</li> <li>・生活困難な家庭等に対する自立を支援する取組については、一部の区で取組がはじまっていますが、より多くの区でサービスが充実できるように検討していく必要があります。</li> <li>・市民後見人養成のモデル区では地域での権利擁護体制の構築が進んでいます。今後はより多くの区で体制構築が進むような仕組みを検討していく必要があります。</li> </ul>	<p>充実している</p>			
	<p>計画に位置づけた支援策ほどの程度行われたか</p>					
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の取組に関して、日常生活自立支援事業の契約者数が増加、横浜生活あんしんセンターが親族後見人への支援として研修を行うなどし、権利擁護を必要とする高齢者・障害者の安心した生活支援につながっています。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所が、18区すべてに整備され、より身近な地域でサービスを提供できるようになり、地域福祉保健サービスの充実が図られてきています。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の理解については、より多くの市民に周知し必要な方にサービスがつながるように引き続き取り組んでいく必要があります。</li> </ul>		<p>変わらない</p>		
	<p>対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか</p>					
C システムの改善・強化を評価する視点	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度に個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりをすすめました。民生委員と地域包括支援センターに単身高齢者の個人情報を提供し、状況把握・見守り及び相談支援を実施していく仕組みづくりを協議し、平成23年度にひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業をモデル区で実施しました。平成24年度からは18区で実施し地域で見守る体制の構築につながりました。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業者がすべての区に設置されたことにあわせ、地域とのつながりを意識した事業所の運営を目指して、手引きと事例集を作成し、配布しました。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で見守る体制については構築されましたが、今後はより公助と自助、共助が連動し地域で見守る体制を推進していく必要があります。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所は全区に整備されましたが、地域とのつながりを意識した事業所はまだ少なく、地区別計画推進の一翼を担う取り組みを広げていく必要があります。今後は、地域の中核的な機関として住民とのつながりを持ってよう支援していく必要があります。</li> </ul>			<p>変わらない</p>	
	<p>解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか</p>					
C システムの改善・強化を評価する視点	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区で地区別支援チームを立ち上げ、区・区社協・地域ケアプラザが連携しながら活動方法への助言や情報を提供する取組が行われました。また、身近な地域における見守り活動等、地区別計画推進の取組を通して、地域で支援が必要な人の把握につながりました。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別計画推進の仕組みを基盤としながら、身近な地域において住民が主体的に課題解決に向けた取組ができるよう、地域支援を更に充実させていく必要があります。</li> <li>・把握された地域の課題やニーズを地域の取組に活かしていく仕組みを充実させていく必要があります。</li> </ul>				<p>変わらない</p>
	<p>地区別計画の取組がシステム化されたか</p>					

### 柱3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

#### 1 取組内容

柱	項目	主な取組
柱3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる	1 多くの市民の参加促進	(1) 市民の地域参加を促進する情報提供などの充実
		(2) 計画の策定や推進に参加しやすい仕組みづくり
		(3) 様々な形で地域福祉を支えるボランティア活動の拡充に向けた取組
		(4) 関心のあるテーマや生涯学習活動から地域福祉保健活動へ広がる仕組みづくり
	2 活動者・団体の活性化支援	(1) 活動費助成などの環境整備
		(2) 活動相互の協働促進
		(3) 企業等との協働支援
		(4) 様々なエリアの市民活動支援
		(5) ボランティアからコミュニティビジネスまで幅広い市民活動の推進策の検討
	3 地域福祉保健人材の育成	(1) 公的機関職員の地域福祉コーディネーターとしての養成
		(2) 市民がコーディネート機能を発揮できるような研修の充実
	4 幅広い参加につながるバリアフリーの推進	幅広い参加につながるバリアフリーの推進

#### 3 評価の結果

評価の視点	評価		
	充実している	変わらない	十分でない
A 支援策の充実を評価する視点	○		
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点	○		
C システムの改善・強化を評価する視点		○	

#### 2 取組内容の評価

評価の視点	柱の項目ごとの評価		評価	
A 支援策の充実を評価する視点	計画に位置づけた支援策ほどの程度行われたか	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期市計画について、平成22年度の策定後に広報等で広く普及啓発を行いました。平成24年度は計画の推進状況について広報し多くの市民に情報提供を行いました。</li> <li>地域福祉コーディネーター研修を継続実施して、講座数は増加しています。また、地域活動のきっかけとなる講座の開催など様々な分野における担い手育成のための取組が行われ、活動参加に向けたきっかけづくりが進みました。</li> <li>区域での地域と企業、学校、大学、事業者等との協働の取組は、継続的に実施されてきましたが、平成24年度では企業との取組が6区、学校との取組が9区であり、まだ十分取組が進んでいるとは言えない状況です。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉保健の取組・推進状況について十分に周知されているとは言えず、引き続き、様々な機会を捉えて多くの市民に向けて地域福祉保健の推進状況を周知していく必要があります。</li> <li>今後も継続的に、地域と協働して取組を企画・調整・推進できる人材や、活動の中心となるコーディネーターの育成や、今後も地域活動へのきっかけづくりを進め、地域活動の担い手育成をすすめる必要があります。</li> <li>今後さらに企業等との連携を進めていく必要があります。また、区域・市域で活動する市民活動団体・NPOの実態把握と協働支援についても進めていく必要があります。関係部署とも連携しながら情報の収集や発信をしていく必要があります。</li> </ul>	充実している
	対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民向けのボランティア講座や地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数が増え、地域福祉保健を支えるボランティア活動の拡充につながりました。</li> <li>また、より多くの人に講座を受けてもらうことで、地域福祉保健に対する一人ひとりの意識を少しずつでも高めることができ、地域の中で生活する人々の生活の質を高めることにつながることが出来ました。</li> <li>コミュニティビジネス等の視点を取り入れた幅広い市民活動の推進が進みつつあります。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉に関心のある人をボランティア講座などを通じ活動に結び付けていく機会を更に増やしていく必要があります。</li> </ul>	
B 地域主体形成のプロセスを評価する視点	計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社協のよこはまふれあい助成金を活用した団体が平成20年度と比較して、112件増加しました。住民主体の活動が継続し発展することにつながりました。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、助成金をさらに活用しやすくなるようにしたり、継続的に活動できる工夫を広く共有する等の環境整備により、住民主体の活動が継続し発展できるように支援していく必要があります。</li> </ul>	充実している
	地区別懇談会により多くの住民が参加したか	—	—	
C システムの改善・強化を評価する視点	解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケアプラザの9割で、貸館登録団体同士のつながりを作る取組を行うことができ、つながりを継続していくこと、ネットワークづくりの視点をもって関わっていくことができました。</li> <li>地域福祉活動の担い手を発掘、育成するため、市民向けボランティア講座などを充実させ、担い手不足の解消に向けた取組を行うことができました。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケアプラザによる、登録団体同士の横のつながりに関する取組を継続して行っていく、地域のネットワークを更に充実させていく必要があります。</li> </ul>	変わらない
	地区別計画の取組がシステム化されたか	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区別懇談会の開催にあたって、幅広い市民が参加できるよう、イベントでの聞き取りやより身近な場での開催など各所で様々な工夫がされました。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区の工夫した取組を共有する機会を作る等、介護者、障害児者、子育て中の人、など様々な人が参加できるような取組を更に発展させていく必要があります。</li> </ul>	

第2期横浜市地域福祉保健計画 評価シート <平成24年度データ収集の結果> H22～H24比較

A 支援策の充実を評価する視点(計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか、対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか)

柱	項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減、数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データの 出典	評価 の視点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)			
						主にH20年度			H22年度						H24年度		
						定量データ	定性データ	定量データ	定性データ	定量データ	定性データ						
計画の基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市づくりを推進する	1 地域で取り組む福祉保健活動	(1) 地域住民の交流と支援が必要な人への取組推進	配食サービスの実施団体数	増	93	団体	87	団体	88	団体	222	団体	【計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか】 ・災害時要援護者支援事業の推進により取組地区数が増加し、市全体の7割まで伸びてきました。  ・地区社会福祉協議会による配食サービス、食事会、ミニデイサービスの団体数については、大きく変化していません。定量データでは把握できない、町内会、ボランティア、NPOなどが開催する動きや市社協と連携しレシビ集を出すなどの動きもあり、地区社会福祉協議会以外の実施主体による住民の交流の場などの活動の広がりも参考にする必要があります。				
			食事会の実施団体数	増	223	団体	219	団体	222	団体	地区社会福祉協議会以外にも、ボランティアグループや自主グループが主体となっており実施している自主的な活動が広がっています。 新たに、団体同士の連絡会を開催し、横のつながりを構築した区もありました。  ・地区社会福祉協議会以外にも、ボランティアグループや自主グループが主体となっており実施している自主的な活動が広がっています。 新たに、団体同士の連絡会を開催し、横のつながりを構築した区もありました。  ・地区社会福祉協議会以外にも、ボランティアグループや自主グループが主体となっており実施している自主的な活動が広がっています。 新たに、団体同士の連絡会を開催し、横のつながりを構築した区もありました。						
			ミニデイサービスの実施団体数	増	54	団体	36	団体	37	団体							
	1 地域で取り組む福祉保健活動	(2) 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組	自治会町内会を基盤とした支援が必要な人の見守り活動	地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者避難支援事業等により、地域の見守り活動に取り組んでいる地区がありました。(参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業5地区)	充実	充実	地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者避難支援事業の取組地区数が増加するなど、取組が充実しました。 各地域の状況に沿った方法で、自治会町内会を中心とした交流を進めながら地域の見守り活動に取り組んでいました。(参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業 延べ10地区)	充実	地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者支援事業の取組地区数が増加し、取組がより充実しました。 各地域の状況に沿った方法で自治会町内会を中心とし、NPOとの連携した地域の見守り活動に取り組んでいました。 (参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業及び一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業 延べ12地区)	健康福祉局福祉保健課	A B C	【対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか】 ・東日本大震災の経験により防災に対する機運が高まっています。この2年で災害時要援護者事業を実施した地区は、3割から7割に拡大しました。防災に対する備えや地域のつながりを構築することを通じ、地域における安心した生活を支え、生活の質の向上につながる取組が広がっています。					
				(3) 災害時要援護者避難支援事業の取組推進	災害時要援護者支援事業実施地区数	増	622	地区	1,467	地区	40		地区	健康福祉局福祉保健課	A C		
	1 地域で取り組む福祉保健活動	(5) 健康づくり活動を通じた地域づくりの推進	健康づくり活動団体数	町ぐるみ健康づくり支援事業で区が支援した団体数は72団体。自主的な健康づくり活動を行う地域住民の団体を区が研修会、補助金交付などで支援しました。	増	72	団体	89	団体	147	団体	健康福祉局保健事業課	A	健康づくり活動団体数が22年度の1.6倍に増加しています。団体を含めた交流会なども開催され、団体間の連携・協力が行われています。今後は広く地域住民を巻き込んだ取組を継続していく必要があります。			
				(6) 次世代を育む場としての取組	青少年地域活動拠点の年間延べ利用者数	増	31,255	人	32,776	人	52,528	人	健康福祉局保健事業課		A C		
	1 地域で取り組む福祉保健活動	(8) 地域福祉保健推進の環境整備	地域ケアプラザの整備数	145か所	増	112	か所	121	か所	130	か所	健康福祉局地域支援課	A C	利用者が増えています。 利用者は年々増加しています。多様な人や様々な文化・知識等に触れられる場として、拠点ごとに利用者のニーズに応じた様々なプログラムを提供しました。  ・かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画(計画期間:平成22年度～平成26年度)の策定により、指標を一部見直しました。			

B 地域主体形成のプロセスを評価する視点(計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか、地区別懇談会により多くの住民が参加したか)

柱	項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減、数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データの 出典	評価 の視点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)			
						主にH20年度			H22年度						H24年度		
						定量データ	定性データ	定量データ	定性データ	定量データ	定性データ						
計画の基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市づくりを推進する	1 地域で取り組む福祉保健活動	(1) 地域住民の交流と支援が必要な人への取組推進	地域ケアプラザ利用登録団体数	増	8,183	団体	8,926	団体	10,420	団体	80.1	団体	【計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか】 ・災害時要援護者支援事業の推進により取組地区数が増加し、市全体の7割まで伸びてきました。  ・地域住民による地区別計画の策定・推進の組織を持つ割合が増加しました。(H22:64% H24:87%)  ・ボランティア登録者(3,544人増)及び地域ケアプラザ利用登録団体数(1か所あたり2.6団体増)が増加し、活動に関わる住民が増え、地域と連動した取組が広がっています。しかし、地域ケアプラザ1箇所あたりの登録者数が減少しました。ボランティア意欲のある住民が増加していることを踏まえ、地域の課題を共有し、主体的に取り組めるきっかけづくりを今後も続ける必要があります。				
			(2) 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組	自治会町内会を基盤とした支援が必要な人の見守り活動	充実	充実	地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者避難支援事業等により、地域の見守り活動に取り組んでいる地区がありました。(参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業5地区)	地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者支援事業の取組地区数が増加し、取組がより充実しました。 各地域の状況に沿った方法で、自治会町内会を中心とした交流を進めながら地域の見守り活動に取り組んでいました。 (参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業及び一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業 延べ10地区)	健康福祉局福祉保健課	A B C							
			(4) 地域と連携したボランティア活動、当事者活動・テーマ型活動の推進	ボランティア活動への登録者数	増	39,243	人	45,724	人	49,230	人	ボランティア関係事業概要		B			
	1 地域で取り組む福祉保健活動	(6) 次世代を育む場としての取組	子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数(週3回以上開設のもの)	地域ケアプラザ1か所あたりの平均99.7人	減	11,166	人	10,459	人	10,851	人	83.4	人	【地区別懇談会により多くの住民が参加したか】 ・推進組織づくりや計画の策定など住民が参加する機会は多くあり、参加した住民数の増加がみられました。  ・平均参加者数は微減していますが、総参加者数、延べ開催回数は増加しています。開催回数が増え、より深い具体的な議論ができるようになりました。第2期計画推進に向けた推進組織の編成や、推進のための取組など住民参加が可能な機会を作ることができました。			
				ボランティア団体数	増	2,204	団体	2,475	団体	3,007	団体	23.1	団体				
	2 地区別計画の策定・推進	(1) 地区別計画の策定・推進	地区別懇談会の参加者数	平成20年度に地区別懇談会を実施した区は、16区に増加しました。後発11区で計画を策定するにあたり、地区別懇談会の参加者数及び開催回数が増加しました。 区1か所あたりの平均参加者数 18.6人 このほか、平成21年度に地区懇談会を実施した区もありました。	増	10,967	人	14,278	人	19,602	人	18.3	人	全区で地区支援チームが編成でき、地区支援チームだけでなく、リーダー・サブリーダー会議、地域イベントについての打ち合わせなども含め地区別計画策定に向けた話し合いの機会が増えました。			
				(参考値)地区別懇談会等の延べ開催回数	568	回	767	回	1,070	回	区事業企画担当	B					
		(2) 地区別計画策定・推進組織と市民活動団体の協働	地区別支援チーム(ない場合は区・区社協・地域ケアプラザ)で行った連絡会の回数	増	549	回	774	回	1,062	回	区事業企画担当	B C					
2 地区別計画の策定・推進	(2) 地区別計画策定・推進組織と市民活動団体の協働	地区別計画を策定推進時、策定・推進組織を作った地区数	約5割の地区で策定推進組織が作られました。地区により、推進組織の中心が地区社協であったり、独自組織を立ち上げたりと違いがありました。22年度計画策定する区では、21年度から地区別の策定会議が開催され、第2期計画の推進組織について検討し始めている地区もありました。	増	71	地区	135	地区	104	地区	約8割の地区で策定推進組織を作り推進に取り組んでいます。全区では104地区が新たな推進組織を立ちあげ計画の策定・推進に取組まれました。	区事業企画担当	B C				
			(参考値)対象期間開始前から策定・推進組織のある地区数	71	地区	140	地区	206	地区								
			(参考値)対象期間終了時点の地区別計画数	159	地区	235	地区	235	地区								

C システムの改善・強化を評価する視点（解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか、地区別計画の取組がシステム化されたか）

項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減、数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データの出 典	評価の視 点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)
					主にH20年度		H22年度		H24年度				
					定量データ	定性データ	定量データ	定性データ	定量データ	定性データ			
1 地域で取り 組む福祉保 健活動	(2) 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組	自治会町内会を基盤とした支援が必要な人の見守り活動	充実	充実		地域の見守りネットワーク構築支援事業や災害時要援護者避難支援事業等により、地域の見守り活動に取り組んでいる地区がありました。(参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業 5地区)		地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者支援事業の取組地区数が増加するなど、取組が充実しました。 各地域の状況に沿った方法で、自治会町内会を中心とした交流を進めながら地域の見守り活動に取り組んでいます。(参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業及び一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業 延べ10地区)		地域の見守りネットワーク構築支援事業及び災害時要援護者支援事業の取組地区数が増加し、取組がより充実しました。 各地域の状況に沿った方法で自治会町内会を中心とし、NPOとの連携した地域の見守り活動に取り組んでいます。 (参考:地域の見守りネットワーク構築支援事業及び一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業 延べ12地区)	健康福祉局 福祉保健課	A B C	【解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか】 ・自治会町内会を基盤とした、支援が必要な見守り活動の取組が徐々に充実してきました。(全自治会町内会H22:5割 H24:7割)さらに取組を広げるため、様々な地域における見守り活動の取組を共有する機会を作ったり、情報の収集・発信をしたりする必要があります。  ・企業によるボランティア活動や雇用促進などの地域貢献が徐々に拡充して来ています。(横浜型地域貢献企業認定制度 企業数H22:120か所 H24:214か所)
	(3) 災害時要援護者避難支援事業の取組推進	災害時要援護者支援事業実施地区数	増	増	622 地区	「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」(平成19年2月横浜市発行)に基づき、各区でモデル事業を開始し、市域の約3割(単位自治会町内会単位で算定)で実施しました。	1,467 地区	「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」(平成19年2月横浜市発行)に基づき、各区でモデル事業を開始し、市域の約5割(単位自治会町内会単位で算定)で実施しました。	1,988 地区	「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」(平成19年2月横浜市発行)に基づき、市域の約7割(単位自治会町内会単位で算定)に活動が広がりました。	健康福祉局 福祉保健課	A C	【地区別計画の取組がシステム化されたか】 ・地区別計画を支援する区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの職員をメンバーとする「地区別支援チーム」が全ての区で編成され、三者によるシステムの基盤づくりができました。
	(4) 地域と連携したボランティア活動、当事者活動・テーマ型活動の推進	地区ボランティアセンター数	増	減	64 か所	地区ボランティアグループを組織して、地域や施設等でボランティア活動を展開しています。 64か所以外で、地区ボランティアセンターの立ち上げに向けて取組を開始した地区がありました。 また、地区ボランティアセンターに替わる機能として、小地域(概ね連合町内会単位)で地域内の課題の把握・調整を行い、ボランティア派遣を行う団体があります。これらの中には、区ボランティアセンターと連携して定期的にニーズ調整連絡会を開催したところがありました。	75 か所	75か所以外で、地区ボランティアセンターに替わる機能を持つ、地域内のボランティア調整を行う団体による活動を実施しているところもありました。 また、定例会を開催し、グループ間や区ボランティアセンターと情報交換を行っているところもありました。	74 か所	74か所以外で、地区ボランティアセンターに替わる機能を持つ、地域内のボランティア調整を行う団体による活動を実施している地区もあります。また、地区または小地域を単位とした支え合い活動の仕組みをもとに地域内のボランティア調整を行う団体もありました。 今後、立ち上げの検討中の場所もありました。	区社協	C	・地区別計画を支援する取組が三者(区・区社協・地域ケアプラザ)の組織の中に浸透してきました。それぞれの役割に応じた連絡会が開催され、開催回数が増加しました。地区別計画や地域の主体的な取組を支援するため、引き続き、三者(区・区社協・地域ケアプラザ)が情報を共有し、連携できる体制を強化していく必要があります。
		ボランティア団体数	増	増	2,204 団体	地域ケアプラザ1か所あたりの平均19.7団体	2,475 団体	地域ケアプラザ1か所あたりの平均20.5団体	3,007 団体	地域ケアプラザ1か所あたりの平均 23.1団体	地域ケアプラザ 事業実施報告書	B C	
	(6) 次世代を育む場としての取組	青少年地域活動拠点の年間延べ利用者数	増	増	31,255 人	(平成21年度末状況)	32,776 人	利用者が増えています。  かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画(計画期間:平成22年度～平成26年度)の策定により、指標を一部見直しました。	52,528 人	利用者は年々増加しています。 多様な人や様々な文化・知識等に触れられる場として、拠点ごとに利用者のニーズに応じた様々なプログラムを提供しました。	かがやけ横浜こども青少年プラン、事業評価一覧	A C	
	(7) 学校・施設・企業等と地域の関係づくり	地域社会に貢献している企業数	増	増	68 企業	横浜型地域貢献企業認定制度で認定された企業数 (横浜型地域貢献企業認定制度は、企業が行う地域貢献活動として、高齢者や障害者を対象としたサービスの提供や、地域ボランティア活動、子育て環境の整備による雇用促進など様々な事業活動を企業に求めることで、企業と地域相互の信頼に基づき豊かな市民生活の実現を目指しています。)	120 企業	横浜型地域貢献企業認定制度で認定された企業数 (横浜型地域貢献企業認定制度は、企業が行う地域貢献活動として、高齢者や障害者を対象としたサービスの提供や、地域ボランティア活動、子育て環境の整備による雇用促進など様々な事業活動を企業に求めることで、企業と地域相互の信頼に基づき豊かな市民生活の実現を目指しています。)	214 企業	横浜型地域貢献企業認定制度で認定された企業数 (同制度は、横浜という地域を意識し、本業やその他の活動を通じて、市内企業との取引重視、障害者積極雇用、環境保全、子育て・介護支援などの地域に貢献する活動を行う企業を認定し、地域と企業との信頼に基づく豊かな市民生活の実現を目指しています。)が増え、企業によるボランティア活動や雇用促進などの地域貢献が徐々に拡充して来ています。	経済観光局 経営・創業支援課	C	
	(8) 地域福祉保健推進の環境整備	(参考値)対象期間中に新たに地域社会に貢献した企業数	-	-	33 企業		29 企業		66 企業		健康福祉局 地域支援課	A C	
		地域ケアプラザの整備数	145か所	-	112 か所		121 か所		130 か所				
2 地区別計画の策定・推進	(1) 地区別計画の策定・推進	地区別支援チーム(ない場合は区・区社協・地域ケアプラザ)で行った連絡会の回数	増	増	549 回	地区別懇談会の前にチームごとの連絡会を開催 地区別支援チームのリーダー・サブリーダー会議を開催 内容は、情報交換や地区別計画策定に向けた話し合いでした。(10区で地区支援チームが編成)	774 回	後発11区で第2期計画策定の取組を行いました。主な取組としては、策定地区別懇談会の前後にチームごとの連絡会、地区別支援チームのリーダー・サブリーダー会議を開催し、情報交換や担当地区の理解、地区別計画策定に向けた話し合いに取組ました。(18区すべてで地区支援チームが編成)	1,062 回	18区で地区支援チームが編成ができ、地区支援チームだけでなく、リーダー・サブリーダー会議、地域イベントについての打ち合わせなども含め地区別計画推進に向けた話し合いに取り組んでいます。	区事業企画担当	B C	
	(2) 地区別計画策定・推進組織と市民活動団体の協働	地区別計画を策定推進時、策定・推進組織を作った地区数	増	増	71 地区	約5割の地区で策定推進組織が作られました。地区により、推進組織の中心が地区社協であったり、独自組織を立ち上げたりと違いがありました。22年度計画策定する区では、21年度から地区別の策定会議が開催され、第2期計画の推進組織について検討し始めている地区もありました。	139 地区	約6割の地区で策定推進組織が作られました。先行7区中5区の68地区で新たな推進組織が生まれました。	104 地区	約8割の地区で策定推進組織を作り推進に取り組んでいます。全区では104地区が新たな推進組織を立ちあげ計画の策定・推進に取組まれました。	区事業企画担当	B C	
		(参考値)対象期間開始前から策定・推進組織のある地区数	-	-	71 地区		161 地区		206 地区				
	(参考値)対象期間終了時点の地区別計画数	-	-	159 地区		235 地区		235 地区					

計画の基本理念 誰もが安心して暮らせる都市よこはまをつくる

第2期横浜市地域福祉保健計画 評価シート <平成24年度データ収集の結果>

A 支援策の充実を評価する視点(計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか、対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか)

項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減・数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データの 出典	評価 の視点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)			
					主にH20年度			H22年度						H24年度		
					定量データ	定性データ	数値	定量データ	定性データ	数値				定量データ	定性データ	数値
1 サービスの 適切な利用の 促進	(3) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり	民生委員対象の研修実施における、研修内容の質を高めるような工夫	充実	充実		21年度に「民生委員・児童委員、主任児童委員活動ガイドライン」を発行するとともに、研修のあり方を提案しました。 上記ガイドラインを活用して、区・ケアプラザ、区社協、自治会町内会長向けに、民生委員の基本的な役割について周知しました。		民生委員・児童委員の一斉改選の年であったため、新しいリーダーへの引継ぎなどを盛り込んだ研修を行いました。 参考：民生委員児童委員協議会地区会長研修・中堅リーダー研修・中堅課題別研修・主任児童委員研修を実施しました(5研修・8回開催、1,114人参加)。		経験年数や役割に応じた知識・技術を習得するため、階層別に研修を実施しました。(全8回、1,126人受講) <内訳> ・地区会長研修(1回、215人受講) ・中堅リーダー養成研修(4回、228人受講) ・主任児童委員研修(1回、246人受講) ・課題別研修(2回、437人受講)	健康福祉局地域支援課	A C	【計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか】 ・24年度は経験年数や役割に応じた知識・技術を習得するため、階層別に民生委員・児童委員向けに研修を実施し、充実を図ったことで、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりが進みました。  ・第2期計画策定を契機に、障害のある人に配慮した媒体が増え、情報入手する手段が広がりました。			
		民生委員・児童委員の欠員数	減	減	111人	3年に1度の一斉改選での欠員数が増加しており、年齢要件の緩和及び実態把握調査を実施しました。	192人	20年度末と22年度末の欠員数を比較すると約1.7倍増加しています。 参考：3年に1度の一斉改選での欠員数は減少しました(19年12月200人、22年12月171人)。	131人	欠員補充を毎年2回実施し、欠員数は平成22年度一斉改選時から40人減少しました。 <欠員数> ・平成22年12月1日(平成22年度一斉改選)：171人 ・平成25年3月末現在：131人	健康福祉局地域支援課	A B	【対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか】 ・権利擁護の取組に関して、日常生活自立支援事業の契約者数が増加し、権利擁護を必要とする高齢者・障害者の安心した生活につながっています。また、成年後見制度の関係機関による事例検討会等、関係団体との連携が促進されました。市民後見のモデル区については地域での権利擁護の推進を目指し、市民後見人の支援を踏まえた関係機関連携の形を検討しています。  ・小規模多機能型居宅介護事業所について、H22年度は32か所14区でしたが、H24年度は91か所18区すべてに整備され、より身近な地域でサービスを提供できるようになるとともに、生活困難な家庭の自立に向けた地域での支援等が充実しつつあり、地域福祉保健サービスの充実が図られてきています。			
	(4) 福祉保健サービスに関する情報提供の工夫	福祉保健サービスに関する情報提供について、障害のある人にわかりやすい工夫をした媒体(福祉保健センターで発行した)数	増	減	7本	(例) ・福祉保健センターからのお知らせのルビ付版を発行 ・区や市の提供するサービスについて音声情報とFAX情報を提供 ・第2期区計画素案の読み上げ用ファイルをホームページに掲載 ・SPコードを付けた第2期区計画の概要版を発行	10本	計画の策定をきっかけに、作成した媒体の数が増加しました。 (例) ・SPコードを付けた第2期区計画の概要版やリーフレットを発行 ・第2期区計画本冊子の読み上げテープを設置 ・第2期区計画素案の読み上げ用ファイルをホームページに掲載 ・区役所から送付する封筒に点字付きの封筒を使用	9本	計画の策定をきっかけに、作成した媒体の数や種類が増加し情報提供の手段が充実しました。 (例) ・SPコードを付けた第2期区計画の概要版やリーフレットを発行 ・第2期区計画本冊子の読み上げテープを設置 ・第2期区計画素案の読み上げ用ファイルをホームページに掲載 ・区役所から送付する封筒に点字付きの封筒を使用	区事業企画担当	A				
2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、開発	(5) 権利擁護の推進	市社協あんしんセンターの法人後見契約者数	増	増	30人	横浜生活あんしんセンターの受任要件は、区長申立てで他に受任するものがない場合です。	31人	弁護士等専門職団体との関係強化による受任が促進され、横浜生活あんしんセンターの後見受任件数は横ばいです。なお、平成22年9月より、法定後見受任要件「区長申立てであること」を変更し、「親族申立て」についてもあんしんセンターで受任するようになりました。	48人	横浜生活あんしんセンターの受任件数は増加傾向です。困難ケースの受任、法人後見へのニーズの高まりなどが要因と思われる。	健康福祉局福祉保健課	A				
		区社協あんしんセンターの日常生活自立支援事業契約者数	増	増	330人	(契約件数) ・定期訪問・金銭管理サービス 325件 ・財産書類等預かりサービス 148件	408人	契約件数は平成20年度と比較すると、約1.2倍に増加しました。毎年右肩上がり契約件数が増加しています。(契約件数) ・定期訪問・金銭管理サービス 404件 ・財産書類等預かりサービス 153件	529人	契約件数は平成20年度と比べると1.6倍に増加しました。毎年、契約者数が増加しています。(契約件数) ・定期訪問・管理サービス529件 ・財産管理等預かりサービス 168件	健康福祉局福祉保健課	A				
		成年後見制度の関係機関による事例検討会等の開催回数	増	維持	56回	成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、弁護士等専門職団体から助言を得ることができました。事例検討会等の開催を通じて、区・区社協・地域包括支援センターの職員と専門職団体が見える関係となり、連携を強化することができました。	54回	震災の影響により開催中止になる等、開催回数は微減でした。関係団体との連携が年々促進され、的確な後見候補者の依頼や区長申立ての迅速化につながりました。しかしながら、法定後見開始までだけでなく、開始後の後見人等と支援機関の連携強化にむけた検討の必要性がより鮮明にされました。	53回	関係団体との連携が年々促進され、的確な後見候補者の依頼や区長申立ての迅速化につながり区長申立の数が212件と増えました。事例の検討だけでなく権利擁護の課題について広げて検討できた区もありました。	健康福祉局福祉保健課	A C				
2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、開発	(3) 生活圏域に合わせたサービスの整備	小規模多機能型居宅介護事業所数	増	増	32か所	整備されている区は14区です。	55か所	18区すべてに整備されました。国の施設整備費、施設開設準備経費補助金の活用のほか、本市独自の運営費補助金を交付することにより整備促進を図っています。 開設事業者への運営支援策として「事業所運営の手引き」や事業所の先駆的な取組みをまとめた「小規模多機能型居宅介護事業事例集」を作成し、配付しました。	91か所	県の施設整備費、施設開設準備経費補助金の活用のほか、本市独自の運営費補助金を交付することにより整備促進を図っています。 開設事業者への運営支援として「事業所運営の手引き」の作成やセミナーの開催を行っています。	健康福祉局事業指導室	A C				
	(4) 地域福祉保健サービスの充実・開発に向けた行政など公的機関としての取組	行政などの公的機関が地域活動を支援した取組	充実	充実		地区別計画推進組織の企画事業の支援 支えあいネットワーク会議の開催の支援		新たに、講演会や広報紙等で地域の取組や団体の活動を紹介したり、地区別支援チームで連携しながら活動方法への助言や情報を提供する取組を行った区がありました。		新たに地区別支援チームで連携しサロンの立ち上げのコーディネートや活動内容への助言などを提供する取組を行った区がありました。	区事業企画担当	A C				
	(5) 自立(自助・家族支援)を支援するサービスの充実	生活困難な家庭に対する地域での支援	充実	充実		経済不況により、生活保護申請件数の増加や、ワーキングプア等の生活困窮層の増加が社会問題となりました。生活保護制度の適切な運用だけでなく、生活保護制度に至る前に自立した生活を継続する仕組みを充実するため、地域での支援策を検討する必要性が高まりました。		生活支援が必要な方が自立した生活を送れるよう、より身近な地域での支援策・体制づくりのモデル事業が始まりました。(参考：こども青少年局「困難を抱える青少年に対する進路選択支援事業」(新規))		被保護世帯等の子どもに対し、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現できるよう、寄り添い型の生活・学習支援の取組が7区に広がりました。 保護課単独3区(保土ヶ谷・港北・旭区) こども青少年局との共管4区(瀬谷・泉・西・鶴見区)	健康福祉局福祉保健課	A				
(6) サービスの質を向上させる仕組み	苦情処理相談の質の向上	向上	維持		横浜市福祉調整委員会では、区巡回訪問活動を実施し、地域ケアプラザ、区役所・地域活動ホーム等地域の福祉保健サービス事業者と苦情の内容や対応について意見交換を行いました。		横浜市福祉調整委員会では、従来から取り組んでいる区巡回訪問活動に加えて、地域の福祉保健サービス事業者を対象とした市域の意見交換会を実施し、苦情の内容や対応について意見交換を行いました。		横浜市福祉調整委員会では、従来から取り組んでいる区巡回訪問活動に加えて、地域の福祉保健サービス事業者を対象とした市域の意見交換会を実施し、苦情の内容や対応について意見交換を行いました。	健康福祉局福祉保健課	A					

計画の基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市をこはまをつくる





第2期横浜市地域福祉保健計画 評価シート <平成24年度データ収集の結果>

A 支援策の充実を評価する視点(計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか、対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか)

柱	項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減・数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データ の出典	評価 の視点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)					
						主にH20年度			H22年度						H24年度				
						定量データ	定性データ		定量データ	定性データ					定量データ	定性データ			
計画の基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくること！	1 サービスの適切な利用の促進	(1) 市民の地域参加を促進する情報提供などの充実	区が、広報紙で特集を組んだり、広く情報を提供するために発行した媒体の数	増	減	46	本	掲載スペースの多い特集記事や定期的な連載コラムで計画を周知しました。	111	本	第2期区計画の策定状況に関する特集や、地域の取組を紹介する連載で記事数が伸びました。	97	本	第2期の推進状況に関する特集や地域の取組についてと連載を組むなど、計画の策定期間から掲載数は減っていますが、具体的な推進状況についての広報が広がってきています。	・広報よこはま集計データ	A	【計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか】 ・第2期市計画について、H22年度策定後に広報等で広く普及啓発を行いました。H24年度は計画の推進状況について広報しましたが、まだ十分に地域福祉保健の取組・推進状況について周知されているとは言えず、今後も様々な機会を捉えて多くの市民に向けて地域福祉保健の取組みの必要性や、推進状況を周知していく必要があります。		
			区社協が、広報紙で特集を組んだり、広く情報を提供するために発行した媒体の数	増	増	596	本	区社協広報紙、ボランティア募集情報紙、ホームページ更新、メールマガジン等により情報提供を行いました。	688	本	新たに、区社協電子日記(ブログ)を発信したり、ボランティアセンター通信のかわら版とジュニア版を発行した区がありました。	1,152	本	区社協だより、ホームページ(ブログ含む)など電子媒体を使い広く広報しました	・区社協				
			地域ケアプラザが、広報紙で特集を組んだり、広く情報を提供するために発行した媒体の数	増	増	980	回	地域ケアプラザ1か所あたりの平均8.8回	1,046	回	地域ケアプラザ1か所あたりの平均8.6回	1,194	回	地域ケアプラザ1か所あたりの平均9.1本	・地域ケアプラザ事業実施報告書				
	2 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる	幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる	(2) 計画の策定や推進に参加しやすい仕組みづくり	地区別懇談会における幅広い市民の参加の工夫	充実	維持			様々な人が参加できるよう地域の方と調整し、地域ケアプラザや自治会館等、身近な場所にて実施しました。自治会町内会館、スーパー、郵便局、銭湯にご意見箱を設置したり、計画に関する区意見を随時ホームページにより募集している区がありました。			新たに、単位町内会ごとの開催や地域のイベントにあわせて開催したり、開催案内の送付やチラシのポスティング、ホームページで開催を周知した区がありました。			幅広く市民に参加してもらうように、新たにポスターを作り参加を呼びかけたり、こども会やPTAなどに周知する、イベントで区民や各団体にアンケートをとり様々な意見を聞くように工夫するなどの取組が行われています。	・区事業企画担当	A	C	・地域福祉コーディネーター研修を継続実施しており、講座数は増加しています。今後も継続的に地域と協働して取組を企画・調整・推進できる人材を育成し、住民主体の取組を進めていく必要があります。引き続き人材育成をすすめ、中心となるコーディネーターを育てていく必要があります。
			(3) 様々な形で地域福祉を支えるボランティア活動の拡充に向けた取組	市民向けボランティア講座の開催回数	増	増	335	回	ボランティア入門講座、分野別講座、技術的な講座(手話・点訳等)を各区社協で開催しました。一般的な「ボランティア講座」だけではなく、「団塊世代」「傾聴」「災害」など具体的なテーマを示したのや、「サンタ養成」「おもちゃドクター」といったユニークなものなど内容の多様化がみられました。	389	回	ボランティア入門講座、分野別講座、技術的な講座(手話・点訳等)、地域防災講座など多様な内容の講座を各区社協で開催しました。	456	回	ボランティア入門講座、分野別講座、技術的な講座(手話・点訳等)、災害ボランティア・精神保健福祉ボランティア講座など多様な内容の講座を各区社協で開催しました。	・ボランティア関係事業概要	A	C	・区域での地域と企業、学校、大学、事業者等との協働の取組は、継続的に実施されてきましたが、H24年度では企業との取組が6区、学校との取組が9区と少ない状況であり、今後さらに連携を進めていく必要があります。また、区域・市域で活動する市民活動団体・NPOの実態把握と協働支援についても今後さらに進めていく必要があります。引き続き情報の収集や発信をしていく必要があります。
	3 地域の福祉保健人材	地域の福祉保健人材	(4) 関心のあるテーマや生涯学習活動から地域福祉保健活動へ広がる仕組みづくり	地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数	増	増	455	回	・団塊の世代を対象にした地域デビュー講座 ・ボランティア入門・養成講座 ・区民フォーラムの開催における地域活動の事例発表や講義 等	504	回	新たに、 ・認知症予防人材養成講座 ・子育て応援養成講座 ・具体的な対象者向けの講座を開催した区がありました。	576	回	新たに障害の理解啓発事業や団塊世代対象の講座などにより対象者を広げた講座を開催した区がありました。	・区事業企画担当	A	C	・コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスについての講座回数が増えています。地域活動を行う際にこのような視点を持ってもらえるようにするためにも、今後も講座を通じコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスについての理解を深めていく必要があります。
			(2) 活動相互の協働促進	貸館登録団体同士のつながりを作る取組をしている地域ケアプラザ数	増	増	74	か所	全体の交流以外に、子育て関係や、調理室を使用する団体等共通する団体の集まりを開催しました。	95	か所	取組を実施している地域ケアプラザ数が増加し、全体の約8割で取り組まれました。ボランティア感謝祭や貸室懇談会などで団体間の交流を促進したほか、共通する課題について、情報交換や検討が行われた区がありました。	121	か所	取組を実施している地域ケアプラザが増え、全体の9割で取り組まれています。地域の祭り等での活動紹介や、相互の活動を理解する連絡会を開催する区がありました。	・区事業企画担当	A	C	【対象者の満足や生活の質の向上につながる取組ができたか】 ・市民向けのボランティア講座や地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数が増えるなど、様々な形で地域福祉を支えるボランティア活動の拡充に向けて取り組んでおり、地域福祉保健に感心のある人を活動に結び付けていく必要があります。
			(3) 企業等との協働支援	地域と企業、学校、大学、事業者等との協働	充実	充実			区・区社協・地域ケアプラザと学校が協力・連携して、地域の祭りに中学生がボランティアとして参加しました。また、災害時の避難場所として事業所を提供し、従業員を派遣する地域と地元企業の防災協定を締結しました。			協働した取組を行った区が10区から14区に増えました。地域と学校が連携して青少年の健全育成を図る取組を行ったり、中学生が防災訓練に参加して要援護者の非難支援に関わったりしました。また、養護学校と地域の交流を図るイベントを開催の支援を行った区がありました。			協働した取り組みが引き続き14区で行われています。地域と学校で連携した取り組みを行う区が増えました。	・区事業企画担当	A	B	
	(4) 様々なエリアの市民活動支援	活動範囲の違う(小地域と区域など)団体同士の情報交換	充実	充実			地域福祉保健計画の発表会やパネル展示により、活動範囲の異なる団体同士で情報交換しました。			新たに、計画スタートアップフォーラムや区民活動センター団体交流会、地域ケアプラザまつりなどで活動団体の紹介や意見交換を行いました。さらに、地域内のキーパーソン同士の関係調整と団体間の情報共有を検討した区がありました。			地域福祉保健計画の発表会やパネル展示により、活動範囲の異なる団体同士で情報交換しました。さらに、地域福祉保健推進部会で地区別計画の推進状況などを共有している区がありました。	・区事業企画担当	A				
	3 地域の福祉保健人材	地域の福祉保健人材	(5) ボランティアからコミュニティビジネスまで幅広い市民活動の推進策の検討	コミュニティビジネスに関する講座数(経済観光局)	増	増	4	講座	各区と連携して実施した「コミュニティビジネス入門講座」の開催講座数	11	講座	新たなネットワークを構築するきっかけとして、支援者、CB事業者、CB志望者などが気軽に集い、意見交換を行うサロンや、CBに関心を持つ一般市民を対象としたCBの認知度を高めるためのセミナー、CB事業者を対象にCBの事業展開や経営についてのスキルアップを図り、相互に情報交換を行うセミナーなどを開催しました。	35	講座	コミュニティビジネス(CB)/ソーシャルビジネス(SB)に関心を持つ方向けの起業セミナー、一般市民向けのCB/SBの認知度を高めるためのプレゼンテーション会や現場視察会の開催、CB/SB事業者の事業展開や経営についてのスキルアップを図る経営セミナーなどを開催しました。	・経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課	A		
			コミュニティビジネスに関する講座数(福祉保健課)	増	増	0	講座	福祉保健分野におけるコミュニティビジネスの推進方策を平成21年度に検討し、区・区社協職員向けの啓発研修や活動者等向けの入門講座を、平成22年度から実施していくこととしました。	2	講座	地域活動者、市・区・区社協、地域ケアプラザ職員等を対象に、コミュニティビジネスの考え方についての入門講座を2回に分けて実施しました。【参加者数】1日目:90名、2日目:72名	1	講座	地域活動者、区・区社協・ケアプラザ職員等を対象に開催した研修では、コミュニティビジネスの視点もふまえた講演が行われました。(全1回開催、527名参加)	・健康福祉局福祉保健課	A			
3 地域の福祉保健人材	地域の福祉保健人材	(1) 公的機関職員の地域福祉コーディネーターとしての養成	地域福祉コーディネーター養成研修の講座数	増	増	8	講座	20年度実績の内訳:基礎編(1講座)、応用編(2講座)、区域研修(4講座)、事例検討会(1講座)	7	講座	22年度実績の内訳:基礎編(1講座)、応用編(2講座)、区域研修(3講座)、事例検討会(1講座) 区域研修については、平成18～22年度の5年間で18区実施し、その成果をもとに、区計画の推進のため、新たに平成23～24年度の2年間で区域研修を実施することになりました。	16	講座	H25年度より養成研修の上級編を開始しました。コーディネート機能を高める取組を実施しています。区域研修については10箇所です実施しました。	・健康福祉局地域支援課・福祉保健課	A			

B 地域主体形成のプロセスを評価する視点(計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか、地区別懇談会により多くの住民が参加したか)

柱	項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減・数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データ の出典	評価 の視点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)	
						主にH20年度		H22年度		H24年度					
						定量データ	定性データ	定量データ	定性データ	定量データ	定性データ				
計画の基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市づくり！	柱3 活動者・団体の活性化支援	(1) 活動費助成などの環境整備	社協のよこはまふれあい助成金により活動を展開した団体数	増	増	1,632	団体	継続して助成した件数は、19年度比で417件増加しました。	1,802	団体	平成21年度比で27団体の増加となりました。	1,887	団体	平成22年度比で85件の増加となりました。	【計画策定・推進において住民が主体的に取り組めたか】 ・社協のよこはまふれあい助成金を活用した団体が、H22年度と比較して、85件増加しました。今後も、助成金がさらに活用しやすくなるようにしたり、継続的に活動できる工夫を広く共有する等の環境整備により、住民主体の活動が継続し発展することを支援していく必要があります。  【地区別懇談会により多くの住民が参加したか】 ・柱3の評価指標からは読み取れず
						(参考値) 助成総額	94,365	千円	93,561	千円	94,651	千円			
	(参考値) 対象期間中に新規で助成金を活用した団体数	-	団体	-	団体	-	団体								
	(3) 企業等との協働支援	地域と企業、学校、大学、事業者等との協働	充実	充実	区・区社協・地域ケアプラザと学校が協力連携して、地域の祭りに中学生がボランティアとして参加しました。また、災害時の避難場所として事業所を提供し、従業員を派遣する地域と地元企業の防災協定を締結しました。	協働した取組を行った区が10区から14区に増えました。地域と学校が連携して青少年の健全育成を図る取組を行ったり、中学生が防災訓練に参加して要援護者の非難支援に関わったりしました。また、養護学校と地域の交流を図るイベントを開催の支援を行った区がありました。	協働した取り組みが引き続き14区で行われています。地域と学校で連携した取り組みを行う区が増えてきました。	区事業企画担当	A B						
柱3 地域福祉保健の取組を広げる	(1) 公的機関職員の地域福祉コーディネーターとしての養成	地域福祉コーディネーター養成研修の受講者数	増	増	361	人	20年度実績の内訳：基礎編(38人)、応用編(65人)、区域研修(161人)、事例検討会(97人)	375	人	22年度実績の内訳：基礎編(29人)、応用編(47人)、区域研修(187人)、事例検討会(112人)	1,024	人	24年実績の内訳：基礎編(32名)、応用編(20名)、課題別(43名)、地域活動交流事業事例検討会(136名)、所長研修(88)、区域研修(705名)	健康福祉局地域支援課・福祉保健課	B
					(2) 市民がコーディネート機能を発揮できるような研修の充実	よこはま福祉・保健カレッジの参加者数	増	減	9,026	人	参画機関23機関により229講座実施 (福祉保健カレッジ) 9,026人受講	7,934	人	講座数の減少により参加者数が減少しました(参画機関23機関により185講座実施。 よこはま福祉・保健カレッジの今後のあり方や方向性について、これまでの成果と課題をもとに、検討することになりました。 (福祉保健カレッジ) 77講座 2,330人受講	3,187

C システムの改善・強化を評価する視点(解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか、地区別計画の取組がシステム化されたか)

柱	項目	主な取組	指標	目指す方向 (増減・数値など)	H22からの 経年 変化	年次推移						データ の出典	評価 の視点	H22年度～H24年度の柱の項目ごとの評価(事務局案)			
						主にH20年度		H22年度		H24年度							
						定量データ	定性データ	定量データ	定性データ	定量データ	定性データ						
計画の基本理念 誰もがいつまでも安心して暮らせる都市づくり！	柱3 多くの市民の参加促進	(2) 計画の策定や推進に参加しやすい仕組みづくり	地区別懇談会における幅広い市民の参加の工夫	充実	充実			様々な人が参加できるよう地域の方と調整し、地域ケアプラザや自治会館等、身近な場所にて実施しました。自治会町内会館、スーパー、郵便局、銭湯にご意見箱を設置したり、計画に関する区民意見を随時ホームページにより募集している区がありました。			新たに、単位町内会ごとの開催や地域のイベントにあわせて開催したり、開催案内の送付やチラシのポスティング、ホームページで開催を周知した区がありました。			幅広く市民に参加してもらうように、新たにポスターを作り参加を呼びかけたり、こども会やPTAなどに周知する、イベントで区民や各団体にアンケートをとり様々な意見を聞くように工夫するなどの取組が行われています。	区事業企画担当	A C	【解決すべき課題に対する仕組みづくりや取組を行えたか】 ・地域ケアプラザの9割で、貸館登録団体同士のつながりを作る取り組みを行うことができました。つながりを継続していくこと、ネットワークづくりの視点をもって関わっていくことが今後必要です。  ・地域福祉保健活動の担い手を発掘、育成するため、市民向けボランティア講座などを充実させ、担い手不足の解消に向けた取組を行うことができました。
						(3) 様々な形で地域福祉を支えるボランティア活動の拡充に向けた取組	市民向けボランティア講座の開催回数	増	増	335	回	ボランティア入門講座、分野別講座、技術的な講座(手話・点訳等)を各区社協で開催しました。一般的な「ボランティア講座」だけではなく、「困窮世代」「傾聴」「災害」など具体的なテーマを示したものや、「サンタ養成」「おもちゃドクター」といったユニークなものなど内容の多様化がみられました。	389	回	ボランティア入門講座、分野別講座、技術的な講座(手話・点訳等)、地域防災講座など多様な内容の講座を各区社協で開催しました。	456	回
	柱3 活動者・団体の活性化支援	(2) 活動相互の協働促進	貸館登録団体同士のつながりを作る取組をしている地域ケアプラザ数	増	増	74	か所	全体の交流以外に、子育て関係や、調理室を使用する団体等共通する団体の集まりを開催しました。	95	か所	取組を実施している地域ケアプラザ数が増加し、全体の約8割で取り組まれました。ボランティア感謝祭や貸室懇談会などで団体間の交流を促進したほか、共通する課題について、情報交換や検討が行われた区がありました。	121	か所	取組を実施している地域ケアプラザが増え、全体の9割で取り組まれています。地域の祭り等での活動紹介や、相互の活動を理解する連絡会を開催する区がありました。	区事業企画担当	A C	
						(参考値) 地域ケアプラザの整備数	112	か所	121	か所	130	か所					
柱3 幅広い参加につながる推進	幅広い参加につながるパリアフリーの推進	福祉教育講座の開催回数	増	減	641	回	学校や企業と協力し、講座・研修を行いました。学校 608回 企業 13回 その他 20回	647	回	学校や企業と協力し、講座・研修を行いました。学校 613回 企業 10回 その他 24回	610	回	学校や企業と協力し、講座・研修を行いました。学校 580回 企業 11回 その他 19回	・ボランティア関係事業概要	C		

## 最終評価（案）からの主な修正点

最終評価(案)の作成にあたり、策定・推進委員会委員、区に対し意見照会を行った結果、約 20 件ほどの御意見をいただきました。その中で重複する意見を集約するなど整理を行い、最終評価(案)に反映しました。ご意見内容からの修正点のうち、主なものは次の通りです。

該当箇所	主な意見など	対応方法
計画評価方法	<p>評価方法・内容について見直しができないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「充実している」「変わらない」「十分でない」について評価した根拠を明確にしたほうがよい</li> <li>・中間評価から変化があるにも関わらず評価が「変わらない」という表現は誤解・混乱してしまうのでは</li> <li>・評価の視点について「どの程度行われたか」という視点で評価し、評価内容としてもう少し定量的に具体的な数値などを示した方がわかりやすいのではないか。</li> </ul>	<p>第2期の評価方法については、計画策定時に決定させていただいたものになります。第3期の評価について今後、評価方法を検討していく際に今回、いただいた意見について参考にさせていただきます。</p>
最終評価柱2	<p>C システムの改善・強化を評価する視点【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で見守る体制については・・・今後はより公助と共助が連動し地域で見守る体制を推進していく必要があります</li> </ul> <p>第3期計画素案 P17 13 行目「○住民主体のもとで・・・」と書かれているので公助が推進する表現よりも、自助を支援していく表現のほうがよいように思います。</p>	<p>公助、共助だけでなく自助も必要と考えられます。そのため、「公助と自助、共助が」と変更させていただきます。</p>
最終評価柱3	<p>柱3の視点Bについては助成金団体が増加している。そのため、「変わらない」を「充実している」に変えた方がよいのではないか</p>	<p>「充実している」に変更させていただきます</p>

平成 25 年 7 月 19 日現在 素案 (案)

**第 3 期**

**横浜市地域福祉保健計画**

**(素案)**

**計画期間：平成 26 年度～30 年度**



平成 25 年 9 月

## 目次

### 第1章 第3期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨・・・1

- (1) 地域福祉保健計画とは
- (2) 地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の一体的な策定の意義
- (3) 計画の名称

#### 2 計画の位置づけと圏域の考え方・・・2

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の枠組みと圏域の考え方

#### 3 第2期市計画及び第4次活動計画の振り返り・・・10

- (1) 第2期市計画のねらい・取組と成果
- (2) 第4次活動計画のねらい・取組と成果

#### 4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化・・・13

- (1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況
- (2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況
- (3) 地区別計画策定・推進状況からみる地域の状況
- (4) 横浜市の平均的な地域の状況

#### 5 2025年の横浜市の姿を視野に入れた中期的課題・・・34

- (1) 2025年問題とは
- (2) 2025年の横浜市における福祉保健の中長期的課題

#### 6 計画が目指すもの・・・37

- (1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義
- (2) 計画の基本理念

### 第2章 推進のための取組（推進の柱と具体的取組）

#### 第3期横浜市地域福祉保健計画の方向性・・・44

#### 推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる・・・49

#### 推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる・・・55

#### 推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる・・・85

### 第3章 計画の推進にあたって

#### 1 計画の推進体制・・・109

#### 2 計画の評価について・・・110

### 資料編

#### 1 計画策定の流れ・・・111

#### 2 横浜市地域福祉活動計画策定の歴史・・・112

#### 3 「横浜市社協 長期ビジョン2025」と本計画の関係性について・・・113

#### 4 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿・・・114

#### パブリックコメントの実施

## 第1章 第3期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 地域福祉保健計画とは

- 平成12年に「社会福祉法」が改正され、第107条に市町村が地域福祉計画を策定することが位置づけられました。
- 地域福祉計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせる地域づくりをめざし、住民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的としています。
- 横浜市では「誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはま」をめざして、平成16年5月に「横浜市地域福祉計画」を策定し、第1期（平成16年度～平成20年度）、第2期（平成21年度～25年度）として計画を推進してきました。
- 第2期からは、計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- 第3期計画期間は平成26年度から平成30年度までの5か年とし、横浜市社会福祉協議会が策定・推進してきた計画である「横浜市地域福祉活動計画」と一体的に策定・推進を行います。
- 地域福祉保健計画推進の基本は「協働」です。協働した取組を進めるには、市民の主体的な参加・行動と、地域やさまざまな団体がそれぞれのできる範囲の力を出しあって活動を行うことが重要であり、中長期的な視野をもち腰を据えて取組を進め、定着させていくことが必要です。

#### <社会福祉法第107条で計画に盛りこむべきと規定されている事項>

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (2) 地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の一体的な策定の意義

- 地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画策定指針に基づき、地域福祉活動を推進するために、住民や各種施設、団体等が市町村社会福祉協議会と協働して策定する民間の活動・行動計画です。
- 横浜市地域福祉活動計画は、横浜市社会福祉協議会が中心となって、平成7年度の第1次計画策定以来、平成25年度末までに4次にわたる活動計画を策定推進してきました。
- 横浜市地域福祉保健計画と横浜市地域福祉活動計画は、いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担し総合的に推進するものであるため、第3期から一体的に策定・推進を行うこととしました。

- 一体的に計画を策定・推進することで、共通の理念・目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割を明確化し、連携を図ることができるとともに、地域福祉保健推進の方向性を統一的に市民に示し、さらなる地域福祉保健の推進を目指すことができます。

### (3) 計画の名称

- 本計画は、行政と社会福祉協議会が一体的に地域福祉保健を推進するという趣旨を踏まえ、名称を「横浜市地域福祉保健計画」に統一します。
- また、計画をより市民にも親しみやすいものとしていくために新たに愛称を設けます。

## 2 計画の位置づけと圏域の考え方

### (1) 計画の位置づけ

#### ア 市の基本構想・中期計画との関係

##### (ア) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

- 横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後の概ね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定しました。
- 横浜市基本構想では、「これからの20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。市民と行政が互いに特性を活かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指しています。
- 地域福祉保健計画は、横浜市基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性格をもちます。

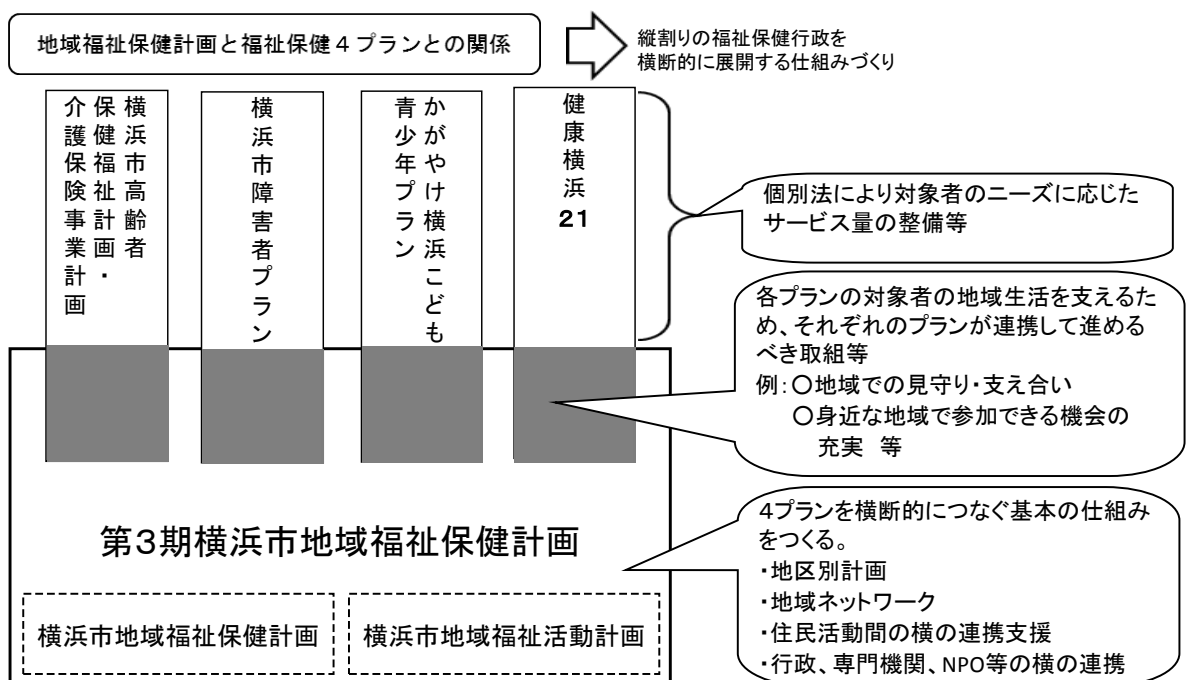
##### (イ) 横浜市中期4か年計画との関係

- 横浜市では、横浜市基本構想で示した都市像を実現するため、平成22年度に横浜市中期4か年計画（平成22年度～25年度）を策定しました。
- 中期4か年計画では、市民主体の地域運営を進めるため、基本政策2「市民生活の安心・充実」の中で、施策15として「参加と協働による地域自治の支援」を掲げており、地域福祉保健計画の推進は、こうした市の施策を具現化する取組の一つとして位置づけることができます。
- 平成26年度以降の横浜市中期的な計画の方向性との整合性を図り、市の施策の実現に向けて本計画を推進していきます。



イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

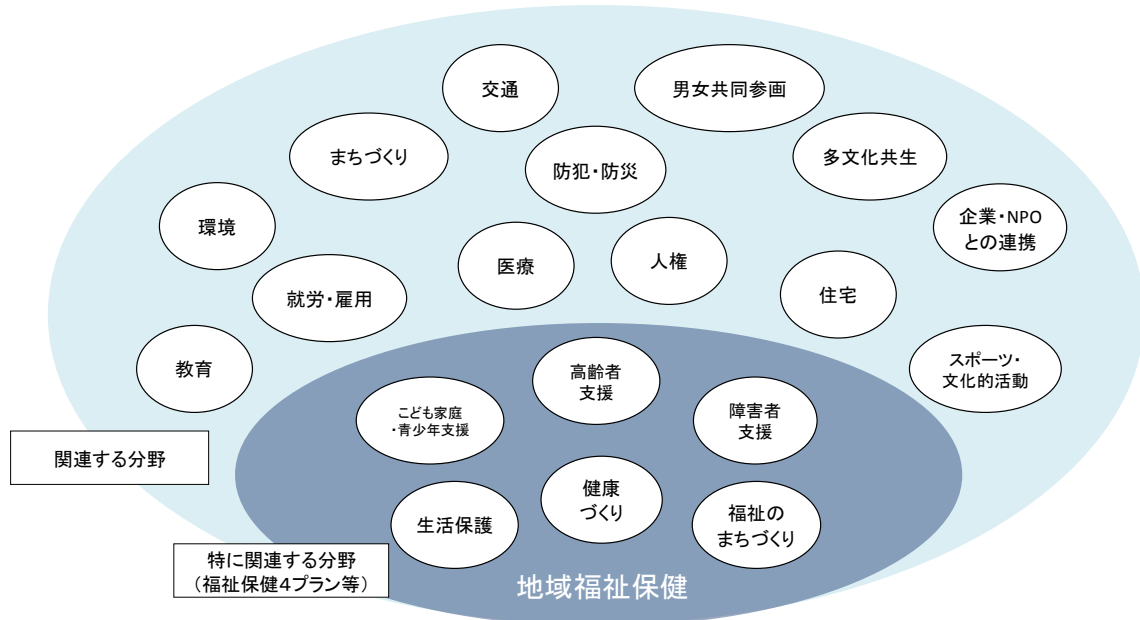
- 横浜市には、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法）、かがやけ横浜こども青少年プラン（次世代育成支援対策推進法）、健康横浜21（健康増進法）があります。
- 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、こども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の安全、安心の充実を図ることを目指しています。
- また、住民、事業者、行政が協働する基本的な事項を横断的に定めることで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- さらに、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画でも住民と協働で取り組んでいきます。
- 各分野別計画においても、対象者の地域生活を支えるための事業や地域活動の支援に取り組み、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。



- 分野別計画との整合性を図ることに加えて、地域における住民の福祉保健の充実を中核としつつ、様々な地域の生活課題に地域が主体となって取り組んでいけるよう関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めていく必要があります。
- 行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくことが

大切であると同時に、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。関連する分野を意識し、連携しながら取り組むことを重視していきます。

<地域福祉保健と関連する分野>



<福祉保健の分野別計画（抜粋）>

【第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】（平成24年度～26年度）

基本目標

高齢者が、地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

施策の基本的な方向1：いきいきと活動的に暮らせるために

- 元気なうちから健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう介護支援ボランティアポイント事業を推進します。
- 地域での支え合い体制を推進します。

施策の基本的な方向2：地域包括ケアの実現のために

- 地域包括支援センターの機能を充実し、地域の連携づくりを推進します。
- 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を展開します。
- 小規模多機能型居宅介護サービスを充実します。
- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を図ります。
- 認知症対策を充実します。

施策の基本的な方向3：自分に合った施設・住まいが選べるために

- 一人ひとりの状況に応じた施設・住まいで、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進めます。
- 介護事業所を併設した住まいづくりなどに取り組みます。

施策推進の視点：安心の介護を提供するために

- サービスの質の確保、向上のための仕組みづくりを進めます。
- 介護人材の安定供給、定着促進に取り組みます。

## 【障害者プラン（第2期）】（平成21年度～26年度）

### I 基本的な考え方

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。

そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

### II 将来にわたるあんしん施策

- 1 親亡き後も安心して地域生活がおくれる仕組みの構築
- 2 障害者の高齢化・重度化への対応
- 3 地域生活のためのきめ細かな対応

### III 重点施策

- 1 普及・啓発のさらなる充実
- 2 相談支援システムの機能強化
- 3 地域生活を総合的に支える仕組みの構築
- 4 医療環境・医療体制の充実
- 5 障害児支援の体制強化
- 6 障害者の就労支援の一層の拡充強化
- 7 発達障害児・者支援の体制整備

## 【かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（横浜市次世代育成支援行動計画）】

（平成22年度～26年度）

### 理念

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現

#### 第1の基本目標：子ども、青少年を育む多様な「成長空間」を創る

- 安心して過ごせる場や機会を創る
- 多様な交流や体験を得られる場や機会を創る
- 家庭の子育て力を高める場や機会を創る

#### 第2の基本目標：成長空間を支える「地域力」を高める

- 地域の中で子ども・青少年への関心を高め、支援の担い手を広げる
- 情報・ノウハウの共有化や課題解決のためのネットワーク強化

#### 第3の基本目標：市民の参画を促す「共生社会」を実現する

- すべての人がともに生きる社会の実現
- 企業の社会的責任と取組の推進

## 【第2期健康横浜21】（平成25年度～34年度）

### 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

### 基本目標

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

### 取組テーマ

- ① 生活習慣の改善
- ② 生活習慣病の重症化予防

### 第2期計画の特色

その1 ライフステージに合わせた取組を行います

- 3つのライフステージ別に行動目標と目標値を設定し、それぞれにあわせた取組を行います。

その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます

- きっかけづくり：健康づくりを始めるきっかけになることを目指して、知識の普及や体験型イベント、講座などの啓発活動を行います。
- 継続支援：健康づくり活動を楽しみながら続けることを目指して、仲間づくりや場づくりを進めます。

その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関とともに取組を進めます

- 様々な関係機関が目標を設定し、情報共有しながら、より具体的な取組につながることを示します。

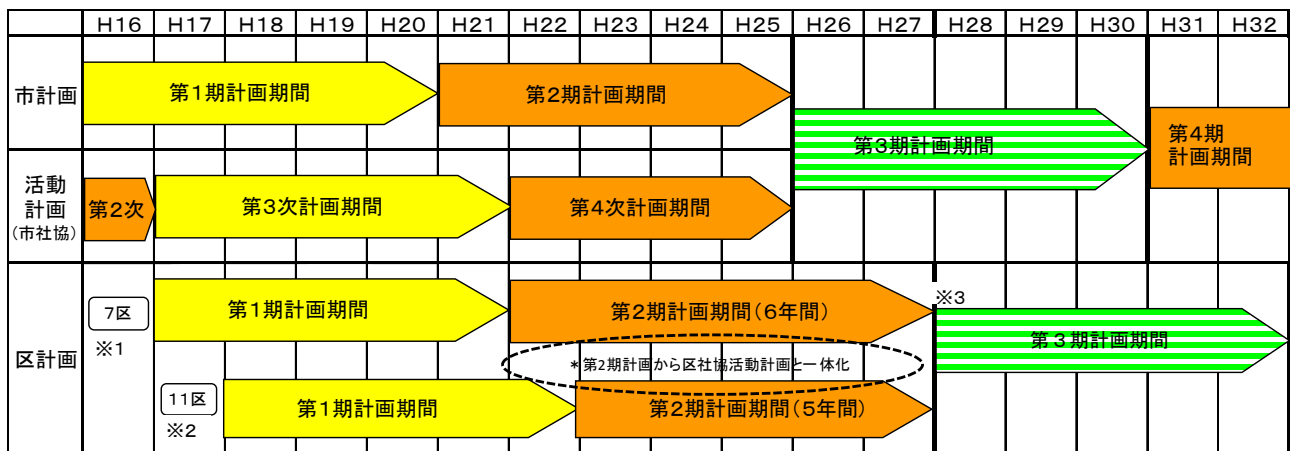
## (2) 計画の枠組みと圏域の考え方

### ア 市計画・区計画・地区別計画の関係

- 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成し、合わせて社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画と位置づけます。
- 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供の基本となる単位は区です。サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく施策実施の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特性を生かした取組を進めています。
- また、地域の生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期から全区で地区別計画を策定・推進しています。

	区 計 画		
	市 計 画	区(全体)計画	地区別計画
位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特徴に応じた、区民に身近な中心的計画	地区が主体となり、地区と区・区社協・地域ケアプラザが協働で策定し、住民主体で地域の特性や課題に対応する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組</li> <li>区計画を進めるために必要な市の支援策や区域で解決できない課題に対する市域での取組</li> <li>市民の活動の基盤整備に関する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉保健に関する区の方針</li> <li>地区別計画の活動を支える取組</li> <li>区域全体の福祉保健の共通課題、地域の支えあいでは解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区としての取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の支えあいの力により解決可能な課題に対する取組</li> <li>地域の生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいと見守りの取組</li> <li>支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組</li> </ul>

＜市計画・区計画の計画期間＞



※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

※3 区計画の計画期間は、第3期から統一します。

イ 圏域の考え方

(7) 地域福祉保健計画推進の圏域の考え方

- 横浜市は人口 370 万人の大都市であり、地域ごとに歴史、文化、生活上の課題は異なっており、市域一律での計画づくりは、課題解決を進めるうえで実効性のあるものとはいえない状況にあります。市民が地域の生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次の6層に分けられると考えます。

## <市民生活に関わる地域福祉保健の6層の圏域>

圏域		圏域の考え方
1層	近隣、自治会町内会の班(組)程度	日常的な支えあいができる範囲。民生委員・児童委員などが、支援の必要な人を発見し、見守りや緊急時の応急支援などを行う基礎的な範囲。
2層	自治会町内会 世帯数 平均 400 世帯 人口 平均 1,300 人程度	市民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンションなどもこの範囲。
3層	地区連合町内会 人口 平均 15,000 人程度 251 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口 平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(145 圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)など身近な地域課題を解決するための一定の福祉保健サービスや公共施設を行政が公平に整備する圏域。
5層	区域(18 区) 人口 10~30 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社協をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心に 1~4 層で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6層	市域 人口 370 万人	市全体の調和を保ちながら地域福祉保健施策を進める圏域。

※ 「横浜市の平均的な地域の状況」を参照ください。(「1章4(4)」)

### (1) 地区別計画の圏域の考え方

- 地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画策定・推進状況を踏まえ、地区連合町内会のエリアを基本とします。しかし、地域の状況により、地域ケアプラザ圏域で進めることで効果が高まる場合もあるため、地域ケアプラザ圏域も地区別計画の圏域の一つとします。
- また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区などもあるため、計画策定・推進の圏域は、集合住宅の団地、マンション管理組合、単位自治会町内会など、地域の状況に応じて地域住民との話し合いの中で柔軟に設定することも考えられます。

#### (地区連合町内会のエリアを地区別計画の基本の圏域とする理由)

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、地区連合町内会のエリアを基本の圏域として考えることとします。

(地域ケアプラザ圏域を地区別計画の圏域とする場合の留意点)

地域によっては、地区連合町内会の相互のつながりの活用、地域活動の拠点としての地域ケアプラザの活用、学校や様々な活動拠点など地域の社会資源との連携等を、地域ケアプラザ圏域内の複数の地区連合町内会で一緒に検討し、実施することにより効果が高まる場合も考えられます。その場合、地域ケアプラザ圏域で設定した共通の目標に対し、具体的な支えあい活動など地域の生活事情に即した取組は、地区連合町内会単位で考えていくことも重要です。

(ウ) 取組の特性に応じた圏域の考え方

- 日常生活の支えあいは、範囲が小さいほど、お互いの顔や名前もわかりやすく、日常生活の延長上でできることは継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。また、子育てサロン、高齢者のサロン、配食サービスなどの活動は、地区連合町内会や自治会町内会の圏域で活発に行われている場合が多く見られます。
- しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人も存在します。さらに、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の日常生活の圏域を超えた活動が広がり、同好の仲間がサークルをつくるなど、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。
- こうした日常生活の圏域を超えた区域や市域で活動する人々が多数存在するのも、都市部の特徴のひとつであり、取組の特性に応じ、広域の活動団体と連携を図ることも有効です。

(I) 他の分野別計画の圏域について

- 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、相談支援やサービスを均等に提供することを目指して、概ね地域ケアプラザ圏域（中学校区程度：地域福祉保健計画では4層）を日常生活圏域として設定し、地域包括支援センターや地域密着型サービスを整備することとしています。

ウ 地域ケアプラザの計画への関わりについて

- 横浜市では地域ケアプラザを地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけ、福祉保健の相談や、地域の福祉保健活動の支援を行っています。そのため、地域ケアプラザは、地域に最も身近な公的機関として、区計画及び地区別計画の策定・推進について区役所・区社協とともに取り組んでいきます。

### 3 第2期市計画及び第4次活動計画の振り返り

#### (1) 第2期市計画のねらい・取組と成果

##### ア 第2期市計画のねらい

- 住民主体と協働による地域福祉推進のため、様々な担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めるとともに、障害や病気などの有無に関わらず、すべての人が平等に権利と義務を能力に応じて補いあい、助けあって生きていく地域社会をつくっていくことを目指しました。
- そのような社会の実現に向けて、より身近な地域での取組を進めるため、全区で地区別計画を策定し、推進することとしました。
- また、支援が必要な人を地域との協働で把握し、サービス提供や相談支援につなげる取組を行うことを提示しました。
- さらに、地域福祉保健の取組を広げるため、若い世代や団塊の世代、高齢者や障害者、学校や企業など、幅広い市民参加を進めることを提案しました。

##### イ 具体的な取組

- 地域の生活課題を、地域が主体となって解決していくために、全区で身近な地域を単位とした、「地区別計画」を策定し、推進すること
- ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業や災害時要援護者支援事業による、行政が保有する高齢者や障害者等の支援が必要な方の情報を地域等に提供することを通じた、「地域での見守り・支えあいの取組」を推進すること
- 地域に関心を持ち、やりがいを持って地域活動に参加する方を増やしていくことによって、「幅広い市民参加を促す取組」を推進すること

##### ウ 成果

- 地区別計画が全区で策定・推進され、地域住民が参加した目標づくり、活動展開に取り組みました。地区別計画を支援する区・区社協・地域ケアプラザの職員をメンバーとする「地区別支援チーム」が、全区で編成され、地域と自治会町内会の連携による取組が拡大しています。
- 行政が保有する支援を必要とする方の情報の提供によって、地域での対象者の把握に向けた環境づくりの促進と、対象者と地域住民が知り合うきっかけづくりの進展による、地域で見守り、支えあう取組が推進されました。
- 幅広い対象に向けた市民参加を働きかけるとともに、地域福祉活動の担い手不足の解消に向けた「市民向けボランティア講座」などの取組が充実しました。



## エ 次期計画へと引き継がれる課題

- 地区別計画の策定・推進の仕組みを基盤とした地域づくりを更に推進し、地域福祉保健の取組を充実させていくことが必要です。
- 従来の取組では把握することが困難な対象層を、地域で見守り、支援につなげる自助・共助・公助が連動した仕組みづくりが必要です。
- 幅広い対象層に向けた啓発と、企業、学校、関係機関、関係施設等との連携を強化していくような工夫が必要です。
- 地区別計画だけでは解決できない地域福祉保健の課題について、市域における取組も工夫することが必要です。

## (2) 第4次活動計画のねらい・取組と成果

### ア 第4次活動計画のねらい

- 「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」を計画の理念とし、多くの住民の参加を得て“身近な福祉”を実現していくことをねらいとしました。
- この理念の実現のために、大都市横浜における多様な地域特性を生かし、横浜らしい「つながり」や「支えあい」のある地域づくりを目指しました。
- また、支援が必要な人々への総合的な支援体制を整えるとともに、その人らしく暮らせる環境づくりを推進することとしました。
- 次世代を担う福祉人材の育成を進めるとともに、市民活動・ボランティア活動を推進・拡充する取組を提示しました。
- さらに、情報技術の急速な進歩により、情報の発信や収集、活用が迅速かつ容易にできるようになった一方で、さまざまな制約によってこうした環境下がない方たちも存在するため、「情報格差」を解消していくことも必要と考えました。

### イ 具体的な取組

- 身近な地域の中で住民の交流を広げるとともに、住民自らが生活課題を把握し、その解決に向けて取り組むための地区ボランティアセンター整備の試行
- 障害者や家族の主体的活動を尊重し、障害への理解の促進と安心できる暮らしの実現を目指した、障害者のためのコミュニケーションボード\*やカード等を通じての啓発活動
- より身近な地域である町内会単位の見守り活動やたすけあい活動の試行

\* コミュニケーションボード：知的障害児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、ボードに書いてあるイラスト（絵・記号）を指差すことで自分の意思を周囲の方に伝えるもの。

- 高齢者・障害者等の権利擁護・成年後見に関する事業の拡充のほか、市民後見人の養成・活動支援や区社協における法人後見業務に関する検討等、新たな支援の仕組づくり
- 市民活動の輪を広げるため、企業の地域貢献活動のモデル実施やノウハウ集作成、福祉教育の推進に関する新たな指針づくり、地域活動のリーダー育成等
- 市社協のホームページの拡充や、ブログ・SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）など新たな情報ツールによる広報の強化

#### ウ 成果

- 地区ボランティアセンターによって、世代や活動分野を超えた新たな交流が生まれました。
- 障害者理解講座を神奈川県警察学校カリキュラムに導入や、コンビニエンスストアとの連携によるコミュニケーションボード活用などが広がりました。
- 町内会単位の取組の中で、高齢者自身の組織化や見守りの担い手の組織化のほか、見守りの訪問時に手渡しできる回覧物や広報紙を新たに作成し見守り活動の支援を行い、取組が広がりました。
- 市民の協力を得て、高齢者・障害者等の権利擁護・成年後見を担っていく仕組みをつくり、区域で展開していく基礎を築きました。
- 企業や教育関係者、地域活動者などの参画を得て、今後の活動を拡充するためのヒントや指針等を示しました。
- ブログ・SNSなどを活用し、身近でタイムリーな情報提供を進めました。

#### エ 次期計画へと引き継がれる課題

- 地区別計画を一層推進していくために、区・区社協・地域ケアプラザが地域ごとの課題を共有し、解決にいたるまでの支援を協働して行う支援体制、支援方法をさらに強化する必要があります。
- 従来、地区連合町内会や地区社協、地区民児協エリア（3層）を基本単位として福祉活動を推進してきました。住民の主体的かつ日常的な活動として見守りや支えあいの活動を広げるには、より小さな単位の取組が必要であり、今後はその部分を踏まえ、取組を支援していく必要があります。
- 前期計画では、企業との連携の取組を中心に取り組んできましたが、これに加えてさらに多様な施設や団体、NPO 等との連携を進めるとともに、具体的な地域課題解決のために協働していくことが必要です。

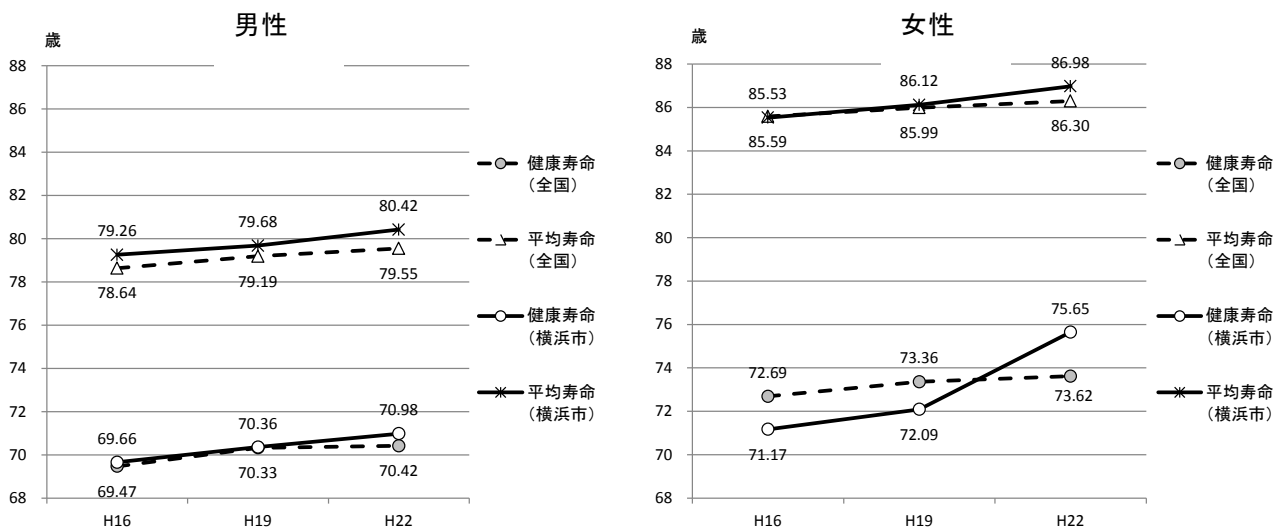
## 4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

### (1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況

#### ア 少子高齢社会の進展 2025年には4人に1人が高齢者

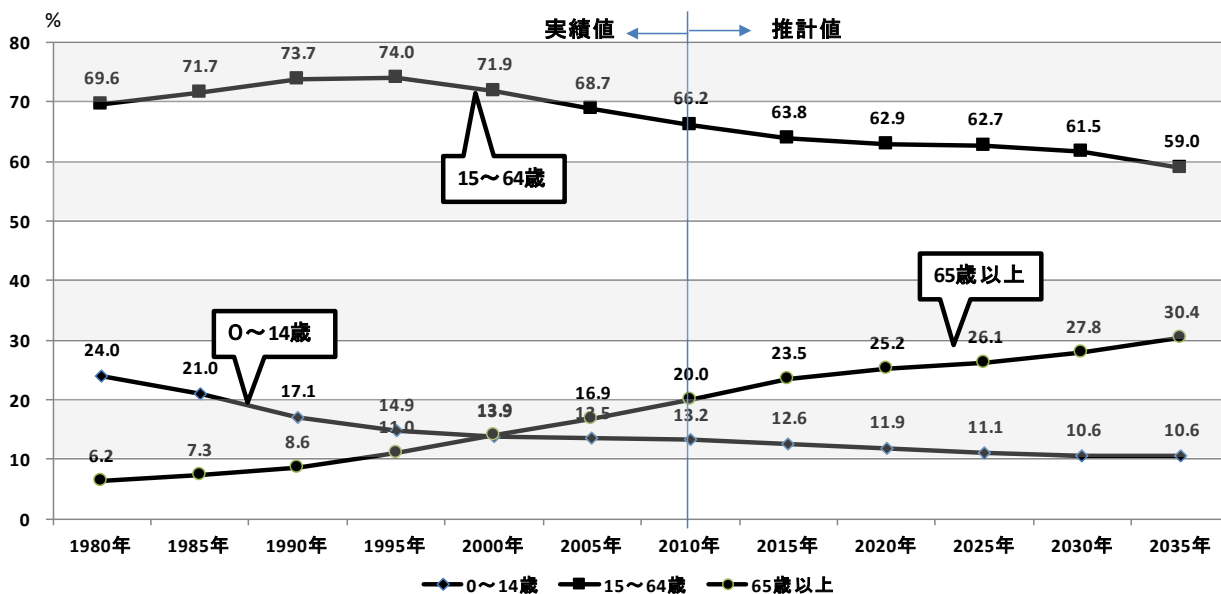
- 横浜市の平均寿命、健康寿命は、男女とも全国値を上回り、伸びています。一方、こどもの数は平成37年（2025年）までに約7万人の減少が見込まれています。横浜市の少子高齢化は急速に進展し、平成37年（2025年）には市内人口の26.1%、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

平均寿命と健康寿命※



※健康寿命：平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間  
出典) 第2期健康よこはま21(国民生活基礎調査(横浜市分)を基礎データとし算出)

年齢3区分別人口割合の推移と推計



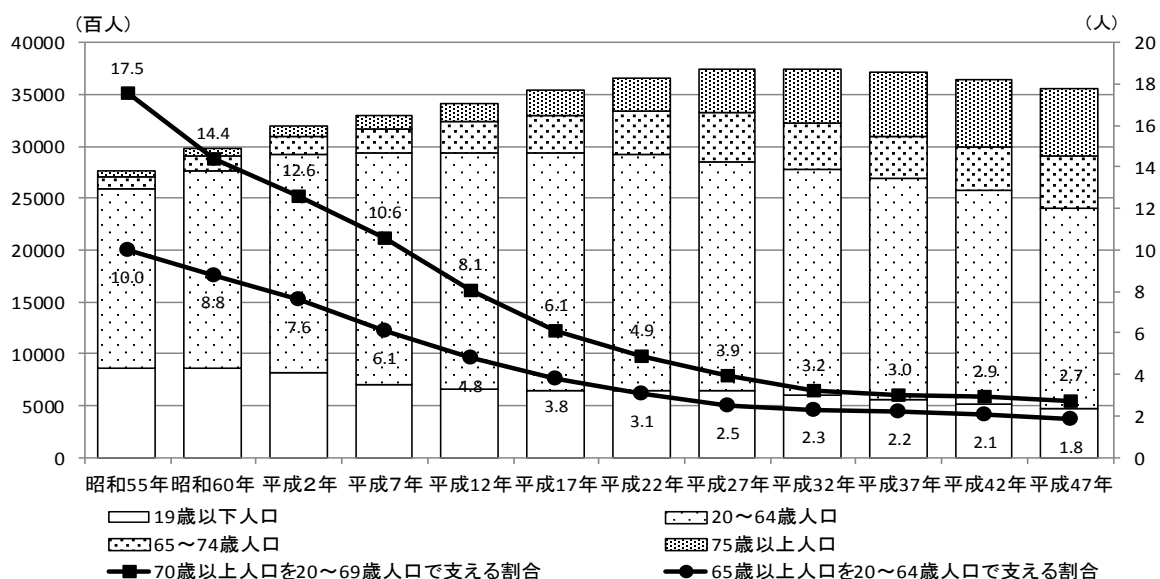
	平成12年(2000年)		平成22年(2010年)		平成37年(2025年)	
総人口	3,426,651		3,688,773		3,717,810	
高齢人口(65歳以上)	477,053	13.9 %	736,216	20.0 %	971,554	26.1 %
(参考)後期高齢者人口(75歳以上)	174,838	5.1 %	325,403	8.8 %	585,956	15.8 %
生産年齢人口(15～64歳)	2,463,151	71.9 %	2,440,385	66.2 %	2,332,598	62.7 %
年少人口(15歳未満)	474,656	13.9 %	486,262	13.2 %	413,658	11.1 %

総人口には年齢不詳が含まれている

出典)2010年までは横浜市統計書(国勢調査) 2015年以降は『横浜市の将来人口推計』

- 平成22年(2010年)の65歳以上の高齢者人口は約74万人ですが、団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には、97万人となり、平成22年(2010年)の1.3倍、平成12年(2000年)の2.0倍に達すると推計されています。
- 特に、75歳以上の高齢者は、平成22年(2010年)の約33万人に対し平成37年(2025年)には約59万人に増加し、平成22年(2010年)の1.8倍、平成12年(2000年)の3.4倍になると推計されています。
- 65歳以上の高齢者1人を現役世代(20～64歳)の何人で支えるかという割合は、平成22年(2010年)の3.1人から平成37年(2025年)には1.8人へ、70歳以上の高齢者については、平成22年(2010年)の4.9人から平成37年(2025年)には2.7人となり、現役世代への負担が大きくなることがわかります。

### 高齢世代人口の比率

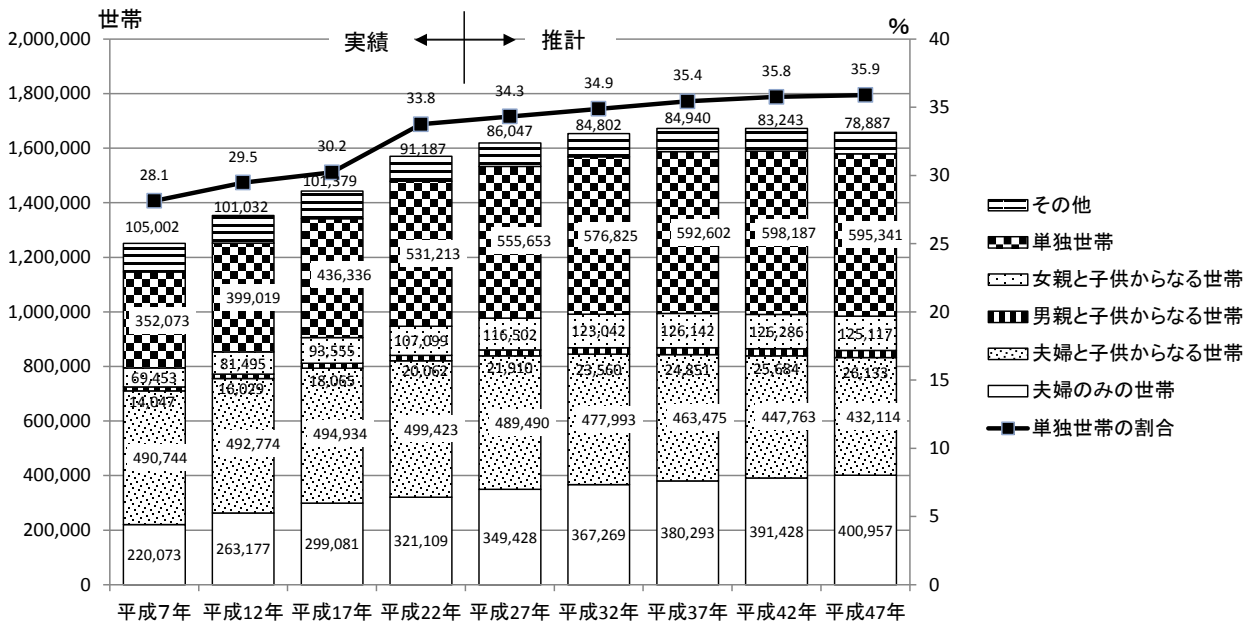


出典)2010年までは横浜市統計書(国勢調査) 2015年以降は『横浜市の将来人口推計』

## イ 世帯構成の変化 単独世帯が4割近く

○ 単独世帯は年々増加しており、一世帯あたりの人数は減少する傾向にあります。

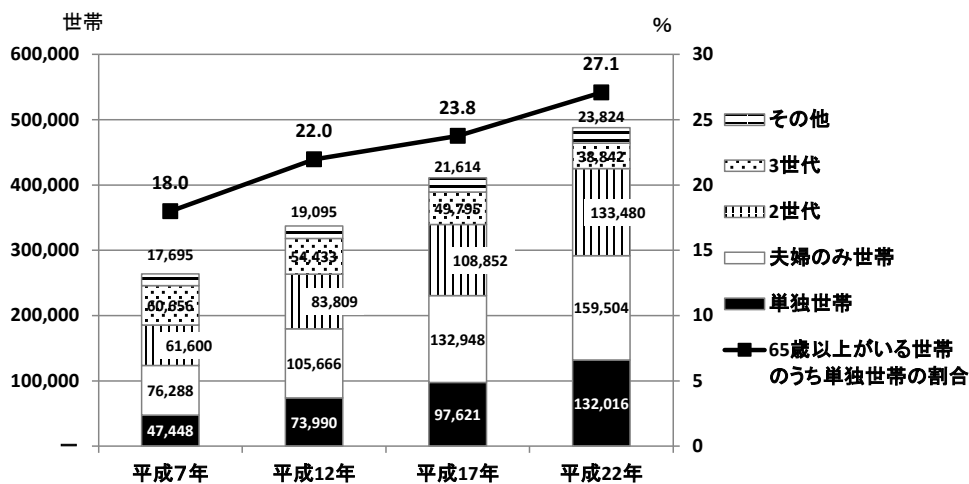
### 家族世帯類型別世帯数の推移と推計



出典) 2010年までは横浜市ポータルサイト(「国勢調査」総務省統計局)  
2015年以降は横浜市ホームページ「横浜市の将来人口推計」

○ 65歳以上の高齢者のいる世帯では、単独及び夫婦のみ世帯の割合は一貫して増加しており、2010年(平成22年)では65歳以上がいる世帯のうち単独世帯の割合は27.1%ですが、2025年(平成37年)には単独又は夫婦のみ世帯の割合はさらに高くなる可能性があります。

### 65歳以上の高齢者のいる世帯の家族類型別世帯数割合

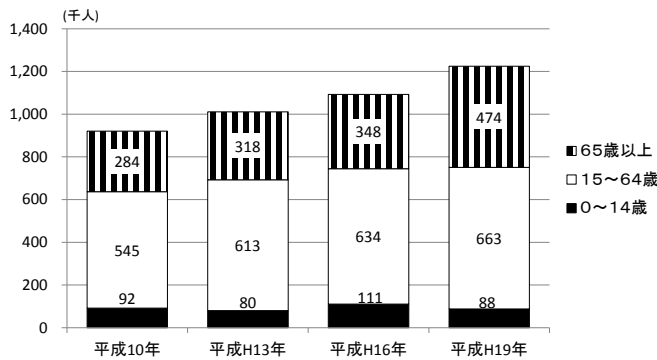


出典) 横浜市ポータルサイト(「国勢調査」総務省統計局)

ウ 超高齢化が及ぼす影響 **介護保険給付費・医療費が増加**

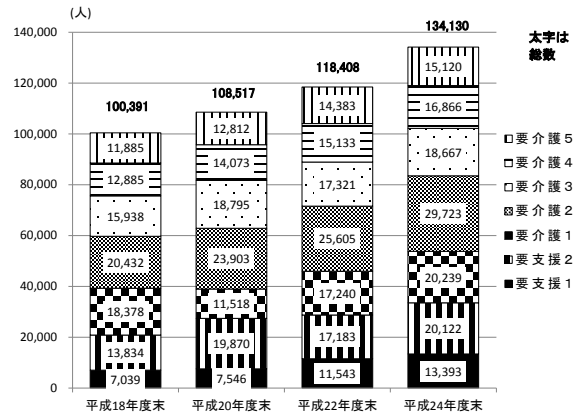
- 65歳以上の通院者数は年々増加しています。
- 要支援・要介護者は、平成18年で10万人、平成21年で11万人、平成23年で12万人を超えており、介護保険給付費も増加の一途をたどっています。
- (医療費に関するデータについては、今後追加予定)

**通院者数推移**



出典) 横浜市ポータルサイト(国民生活基礎調査)

**要介護度別認定状況の推移**

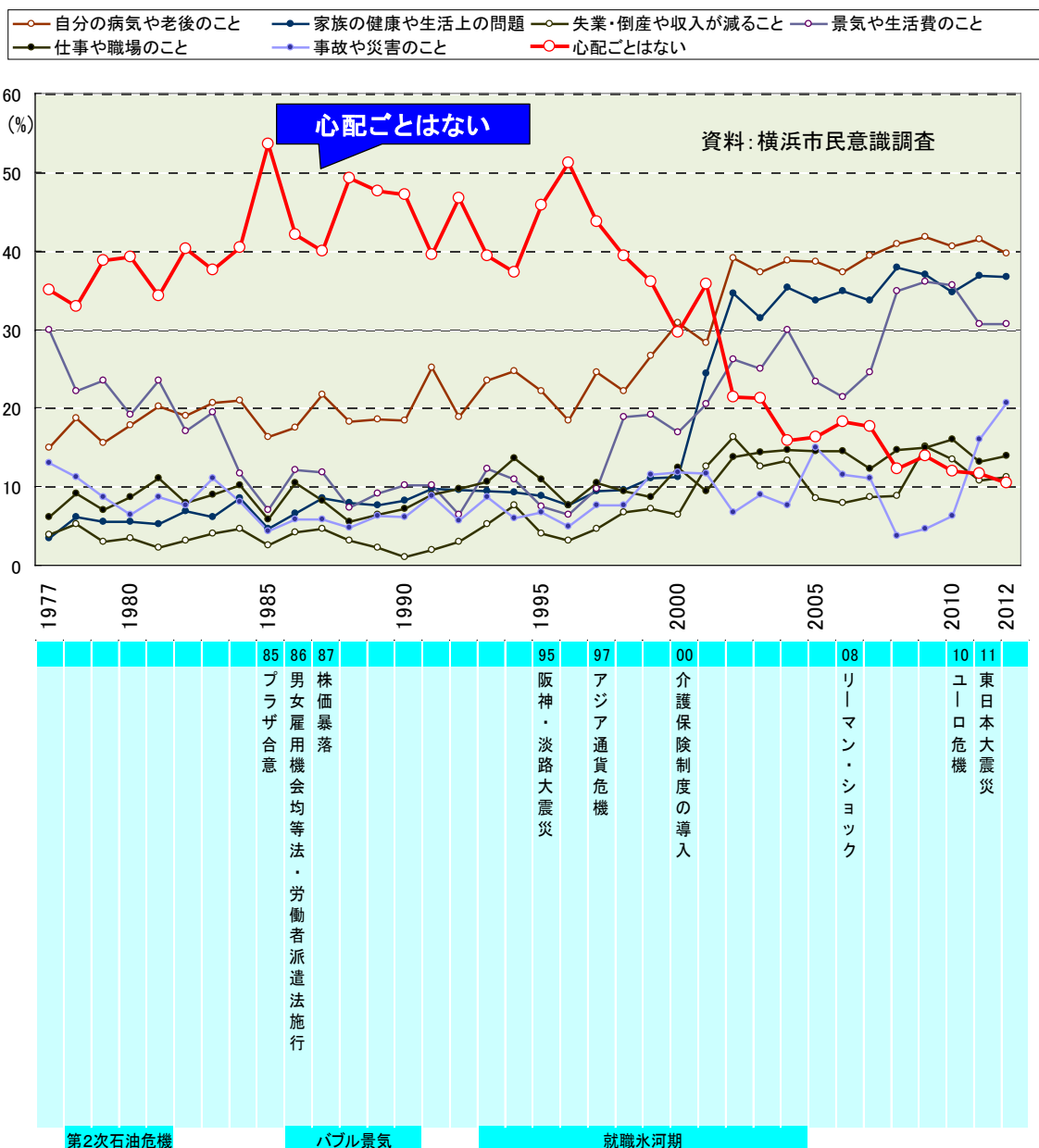


出典) 横浜市ポータルサイト(健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課)

## エ 心配ごとや困っていること 「心配ごとはない」人が激減

- 「心配ごとや困っていること」が「ない」と回答している市民の割合は、昭和60年度（1985年度）調査の53.6%が過去最高でしたが、平成9年度（1997年度）以降から減少し始め、平成24年度（2012年度）調査では1割にまで激減しています。
- 平成24年度の心配ごとの中身は「自分の病気や老後のこと」が39.7%で最も多く、次いで「家族の健康や生活上の問題」（36.6%）、「景気や生活費のこと」（30.6%）が続いています。また、「事故や災害のこと」（20.7%）は、東日本大震災前の調査よりも大きく増加しています。市民の関心や心配ごとは、生活に影響を及ぼすような出来事や時代の変化によって移り変わっています。

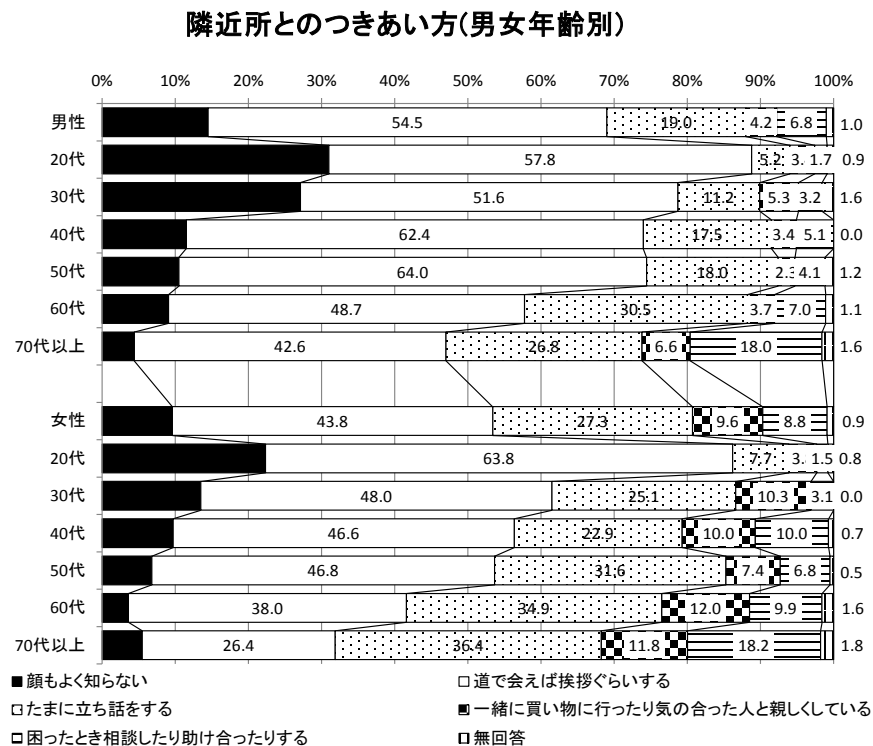
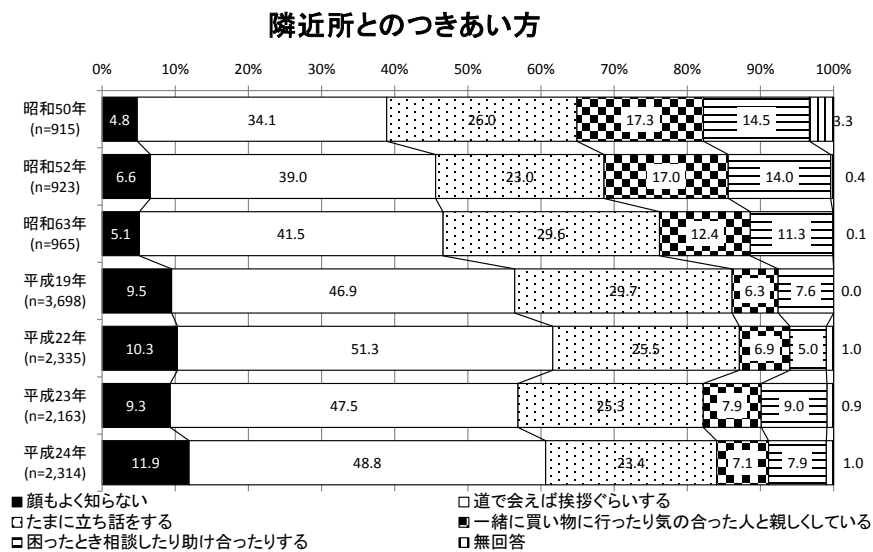
### 心配ごとや困っていること・主な社会のうごき



出典）市民生活白書（平成25年 横浜市政策局）

オ 地域の人間関係 **互いに助け合う関係が減少傾向**

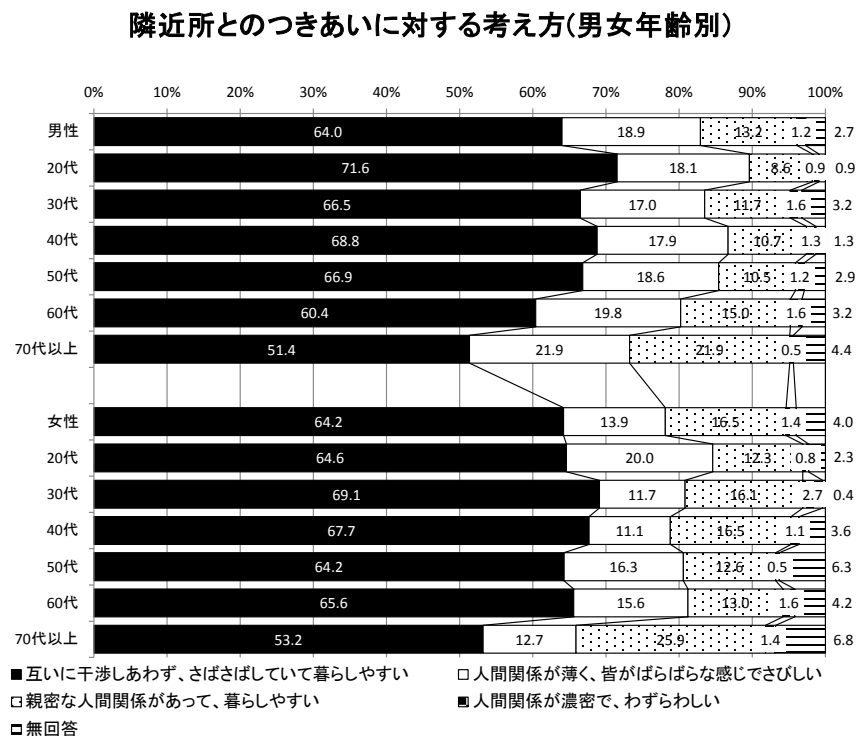
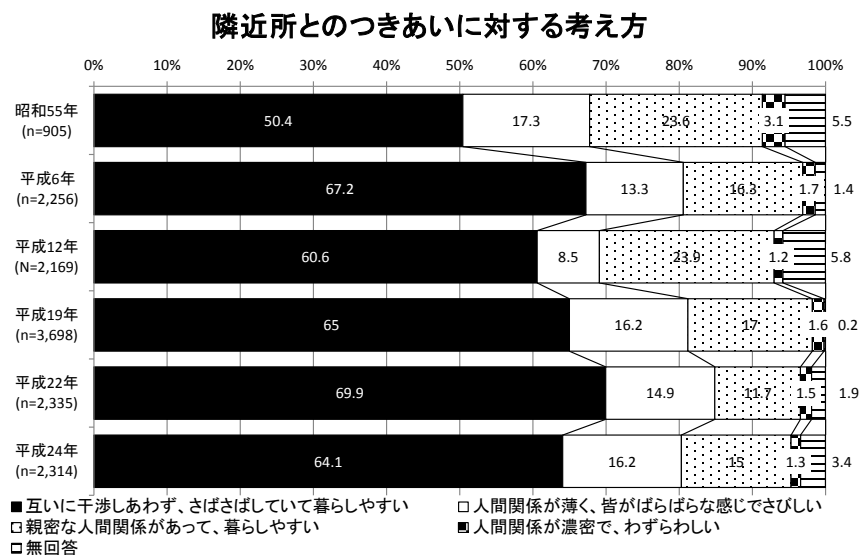
- 横浜市民意識調査結果では、隣近所とのつきあい方で、「気のあった人と親しくしている」、「困ったときに相談したり助け合ったりする」の割合は、多少の増減があるものの昭和63年度以降減少傾向にあります。
- 平成24年度には、「顔もよく知らない」が平成23年度調査に比べ2.6ポイント上昇し、過去最高となっています。
- 70代以上では「困ったときに相談したり助け合ったりする」の割合が高くなっていますが、60代（団塊の世代）では低くなっています。



出典)横浜市民意識調査 (平成24年度 横浜市政策局)



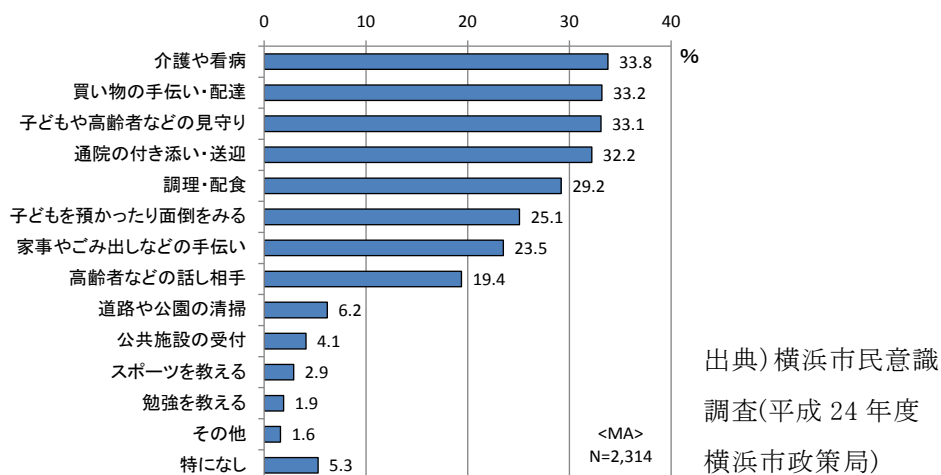
- 隣近所とのつきあいに対する考え方では、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」が平成6年度以降6割を超え最も多くなっています。
- 70代以上では、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」の割合が減り、「親密な人間関係があって、暮らしやすい」の割合が多くなっていますが、60代(団塊の世代)では「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」の割合が6割を超え最も多くなっています。



出典) 横浜市民意識調査(平成24年度 横浜市政策局)

- 一方で、地域で必要となるサービスの上位に、親密な人間関係のもとに可能となる、「介護や看病」「子どもや高齢者の見守り」「通院の付き添い・送迎」が挙げられています。

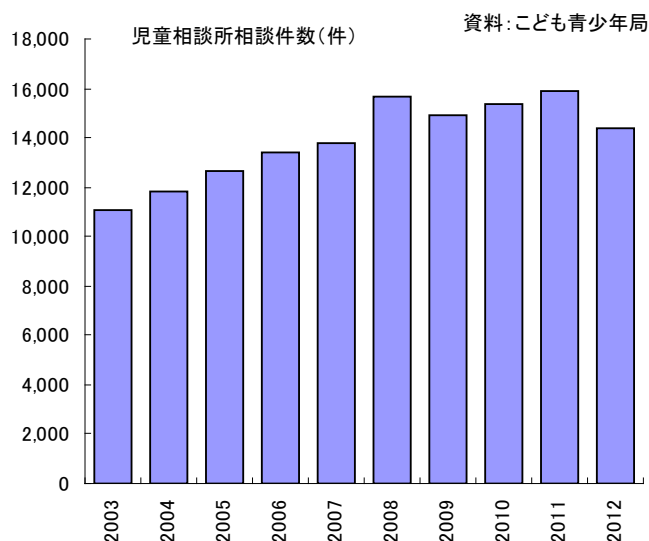
地域で必要となるサービス



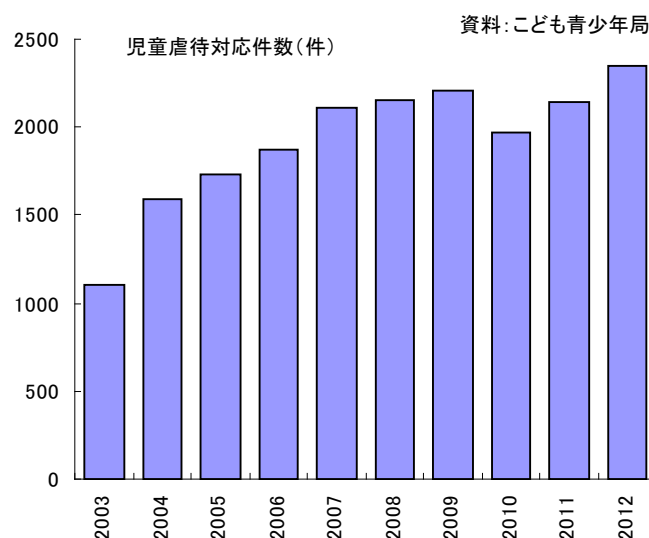
カ 課題に直面する子ども・若者 **支援を要する子ども・若者の増加**

- 将来の超高齢社会を支えることを期待されている今の子どもたちは、家庭や学校、地域社会の中で様々なリスクにさらされ、様々な課題に直面しています。
- 課題の一つに家庭における養育力の低下が挙げられています。児童相談所の相談件数は、平成 15 年度（2003 年度）に 11,098 件でしたが、年々増え続け、平成 24 年度（2012 年度）には 14,400 件になっています。
- 児童虐待の対応件数も、平成 15 年度（2003 年度）には 1,103 件でしたが、平成 24 年度（2012 年度）には 2,344 件になっています。
- この 10 年余りの間、働きたくても働くことができない、社会に居場所がないなど、支援を必要とする若者が増えています。15 歳から 39 歳までの若年無業者（ひきこもり、ニート及び失業者）の推移は、平成 2 年（1990 年）と比較して、平成 22 年（2010 年度）でほぼ倍増しています。

## 児童相談所相談件数

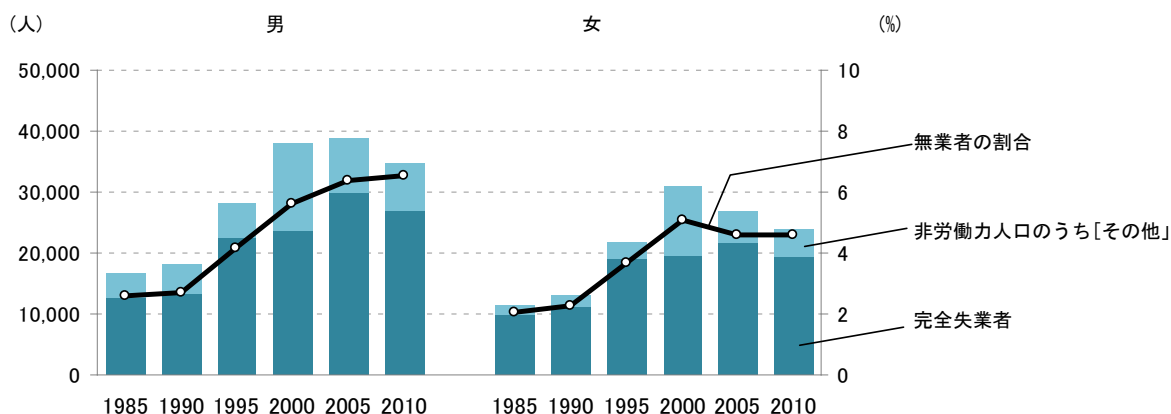


## 児童虐待対応件数



## 無業者数・率の推移【15～39歳】

### 無業者数・率の推移【15～39歳】



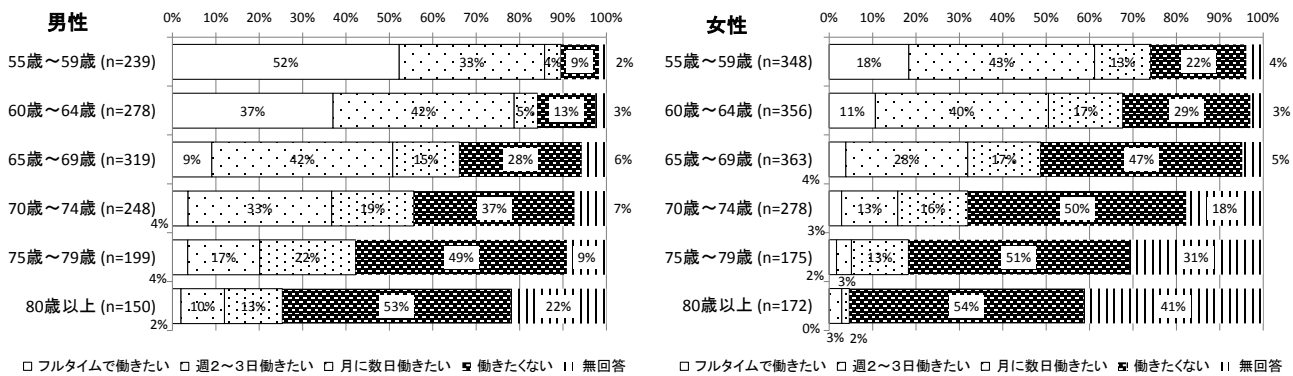
資料：国勢調査

### キ 高齢社会の生き方 趣味が生き甲斐～地域貢献も少しは気になる

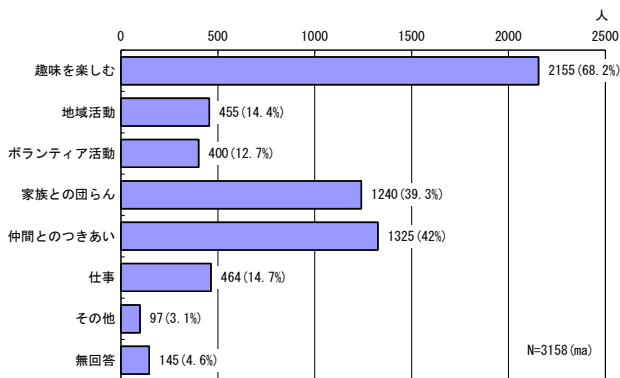
- 平成21年度「横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート」で、高齢者及びこれから高齢者に向かう人のこれからの生活について調査結果が出ています。
- “働くことについて”では、「70歳ぐらいまで」は働きたいと考えている人が多くなっています。
- “これからの生活で重視したい”ことは、「趣味を楽しむ」が約7割と多く、「仲間とのつきあい」が4割強、「家族との団らん」が4割弱であり、「ボランティア活動」や「地域活動」は1割程度と少なくなっています。

- “これからの高齢社会で高齢者が果たすべき役割”については、「自分の健康維持」が8割以上と多くなっていますが、「高齢者同士の見守り支えあい」、「自分の経験で地域に貢献する」がいずれも4割程度みられます。
- これから高齢に向かう人は、健康を維持しながら趣味に生き甲斐を求め、ボランティア活動をする意向は少ないですが、近隣の見守り、支えあいは大切であると考えていることがわかります。

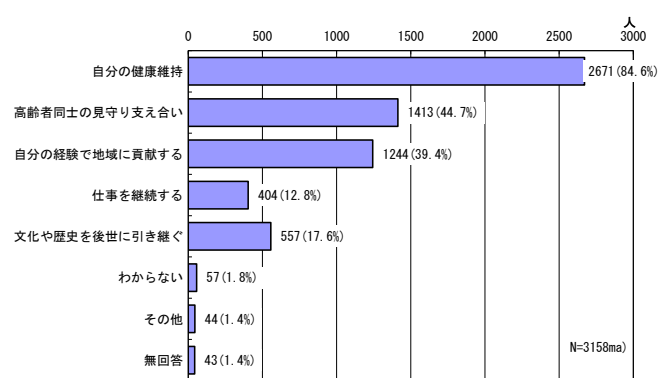
### 働くことについて



### リタイヤした後重視したいこと



### 高齢社会で高齢者が果たす役割



出典)横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート※(平成 21 年度健康福祉局高齢健康福祉課)

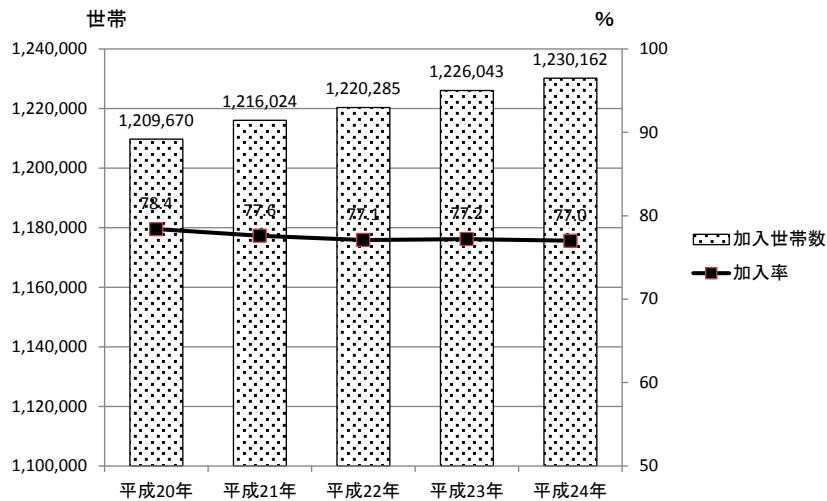
※55 歳以上 8,000 人、回収 3,158 人

(2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況

ア 自治会町内会の活動 **加入率は横ばいで推移**

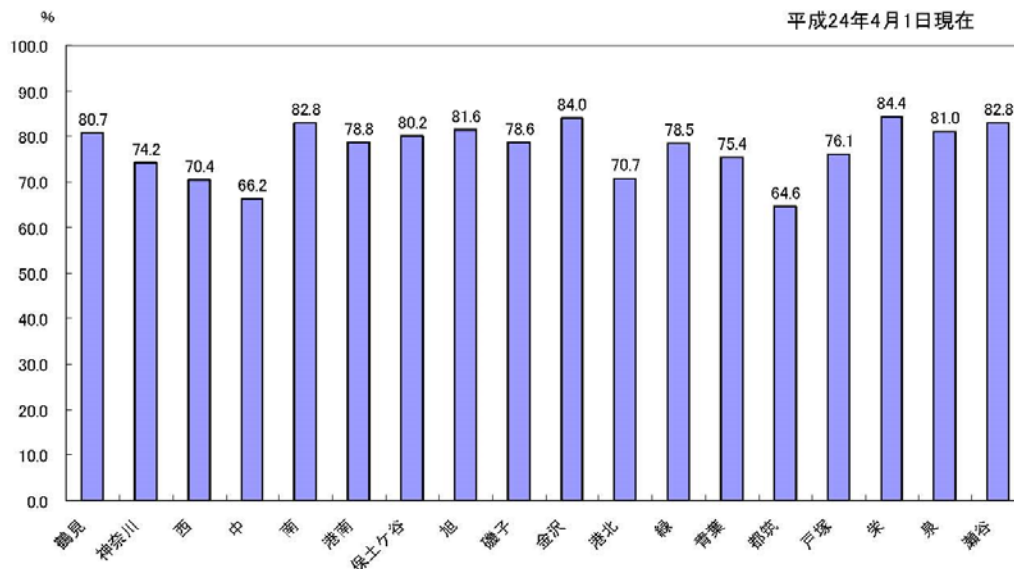
- 横浜市の自治会町内会では、加入者数は増加し、加入率はほぼ横這いで推移しています。区別の加入率では、平成24年4月1日現在で、最も高い区で84.4%、最も低い区で64.6%となっており、約20%の差があります。

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日)



出典)横浜市市民局市民協働推進部

区別自治会町内会加入率



出典)横浜市市民局市民協働推進部

イ 多様な市民活動と地域 **ボランティア登録者・NPO 法人は増加**

- 社協のボランティア登録者数は年々増加しており、平成 24 年度は平成 22 年度と比較して 3,544 人、約 8%増加しています。
- 横浜市には平成 24 年度 1,382 の NPO 法人が存在しており、保健・医療・福祉分野で活動している NPO 法人が多くなっています。

**ボランティア登録者数**

	平成20年度 (2008年度)	平成22年度 (2010年度)	平成24年度 (2012年度)
ボランティア登録者数(人)	39,243	45,686	49,230

出典)横浜市社会福祉協議会(H24 ボランティア関係事業概要)

**平成 24 年度 NPO 法人活動分野ランク**

(市内 1,382 法人の内、複数の分野に該当する場合有り)

活動分野	平成24年度		平成23年度	平成24年度 度中増加
	件数	割合(%)	件数	
1 保健・医療・福祉	728	21.2	684	44
2 子どもの健全育成	448	13.0	395	53
3 社会教育	385	11.2	350	35
4 まちづくり	318	9.2	291	27
5 学術・文化・芸術・スポーツ	289	8.4	270	19
6 連絡・助言・援助	271	7.9	233	38
7 環境の保全	192	5.6	186	6
8 国際協力	175	5.1	167	8
9 職業能力・雇用機会	155	4.5	140	15
10 人権・平和	130	3.8	122	8
11 経済活動の活性化	98	2.8	86	12
12 地域安全	53	1.5	44	9
13 男女共同参画社会	48	1.4	44	4
14 情報化社会	43	1.2	35	8
15 消費者の保護	40	1.2	39	1
16 災害救援	33	1.0	33	0
17 科学技術の振興	30	0.9	27	3
18 観光	4	0.1	-	-
19 農山漁村・中山間地域	1	0.0	-	-
20 条例指定	0	0.0	-	-
計	3,441	100.0	3,146	295

出典)内閣府 NPO 検索より作成(平成 25 年 4 月末現在)

ウ 地域の活動を推進する拠点の整備状況 **地域ケアプラザ等拠点整備が進む**

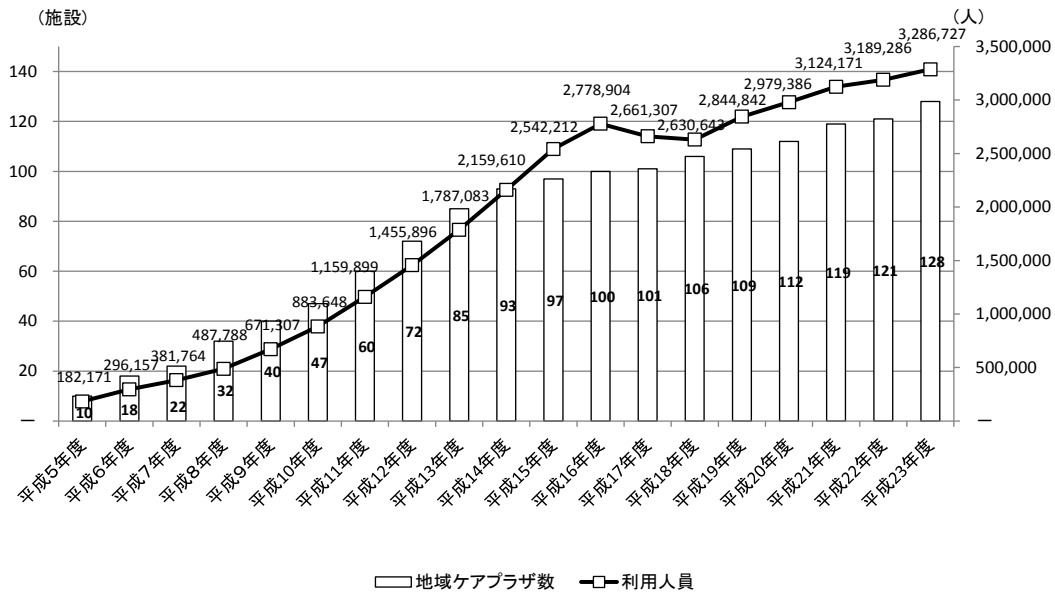
○ 地域の様々な活動を推進する拠点の整備が進んでいます。

**地域の拠点の整備状況**

	平成 20 年度末 (2008 年度末) か所数	平成 24 年度末 (2012 年度末) か所数
地域ケアプラザ	112	130
障害者地域活動ホーム	38	41
地域子育て支援拠点	12	18
福祉保健活動拠点	18	18

出典)健康福祉局、こども青少年局

**地域ケアプラザ整備と利用人員※の推移**



※利用人員（貸し館利用、自主事業参加者、通所介護及び予防通所介護利用者の合計）

出典)横浜市ポータルサイト(健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課)

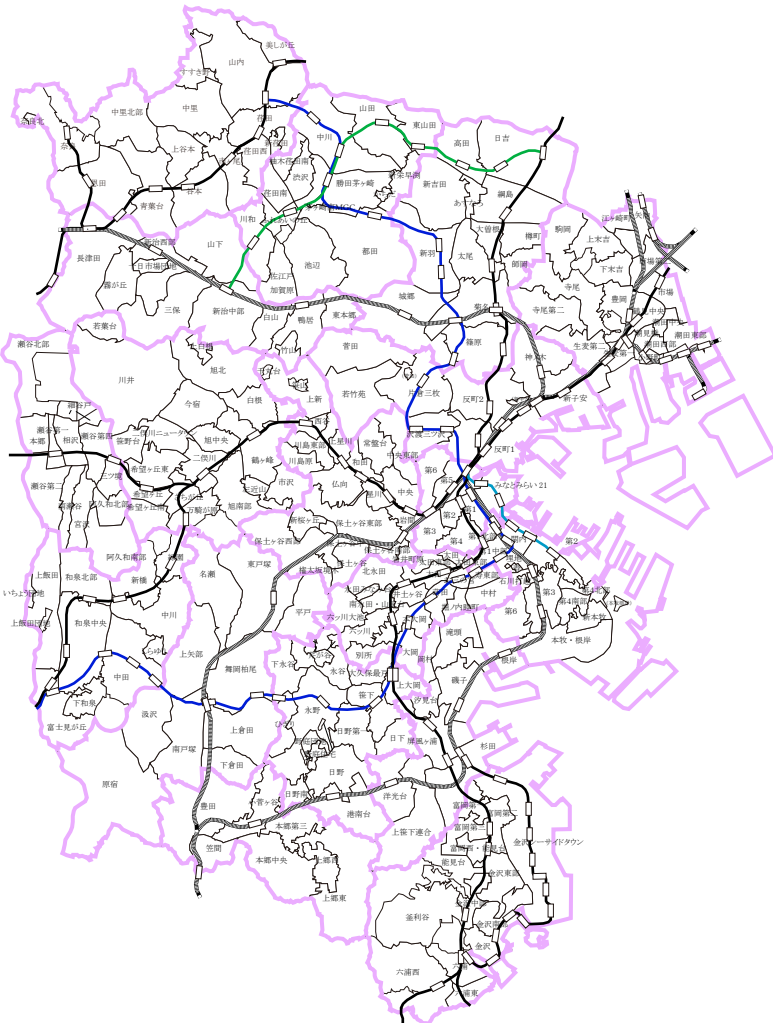
### (3) 地区別計画策定・推進状況からみる地域の状況

#### ア 横浜の地区別計画エリアの状況

- 横浜市地域福祉保健計画では、**連合町内会エリア**又は**地域ケアプラザエリア**を単位として18区全区で地区別計画を策定しています。

**地域福祉保健計画  
地区別計画エリア区分図**

区	地区別計画数
鶴見区	18
神奈川区	8
西区	6
中区	13
南区	16
港南区	15
保土ヶ谷区	22
旭区	19
磯子区	9
金沢区	14
港北区	13
緑区	11
青葉区	15
都筑区	15
戸塚区	10
栄区	7
泉区	12
瀬谷区	12
総計	235

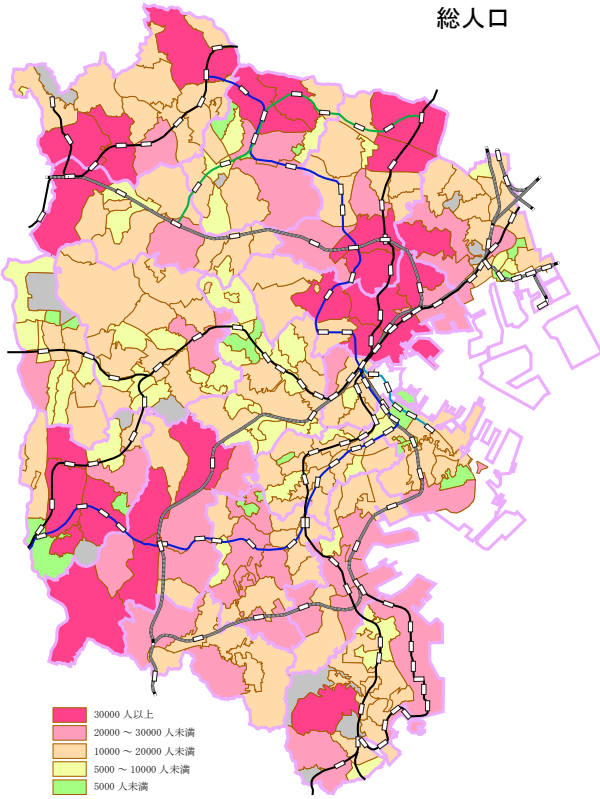


- 人口規模が30,000人以上の地区は、鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区、青葉区、戸塚区、泉区などに見られます。
- 外国人数が比較的多い地区は、鶴見区、中区、泉区に見られます。
- 定住率の高い地区、65歳以上人口の多い地区、高齢者のみ世帯の多い地区、高齢夫婦のみ世帯の多い地区は市内の中央部から南部にかけて多く見られます。
- ひとり暮らし高齢者の多い地区は、西区、中区など市の中心部の地区と郊外の大規模団地を抱える地区に多く見られます。
- 共同住宅割合が高い地区は市内北部に多く見られます。
- 市内全体に、一般住宅中心の地区が広がっていますが、団地が中心となっている地区やマンションが中心となっている地区も散在しています。
- このように、235の各地区は地勢条件、居住者等にそれぞれ地区の特性が見受けられます。

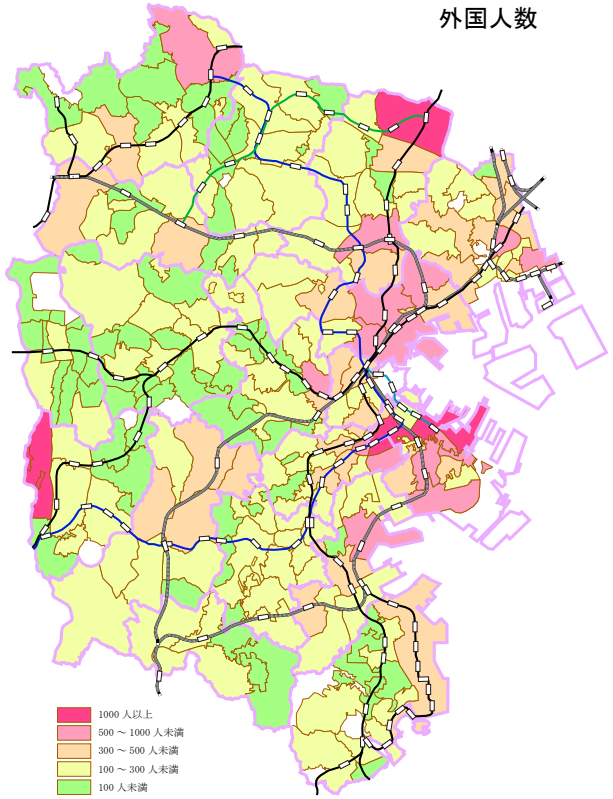


## 地区区分別地区特性

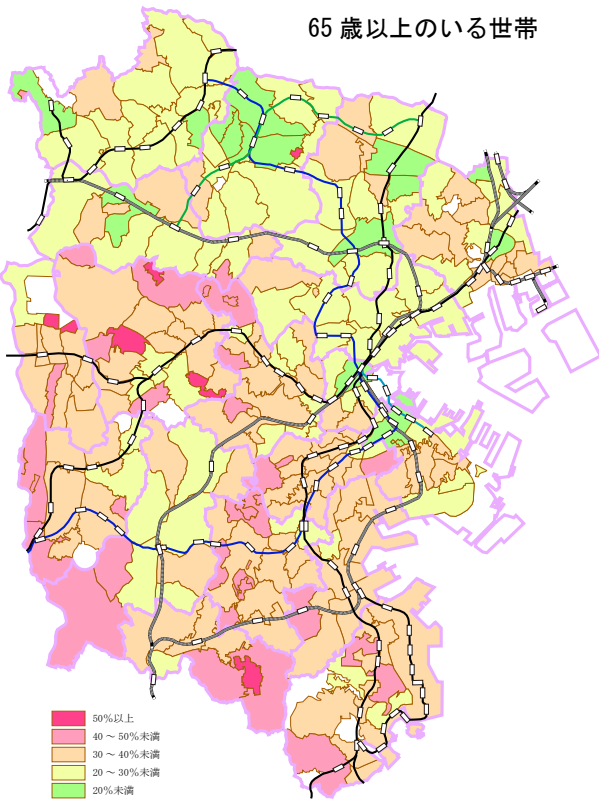
総人口



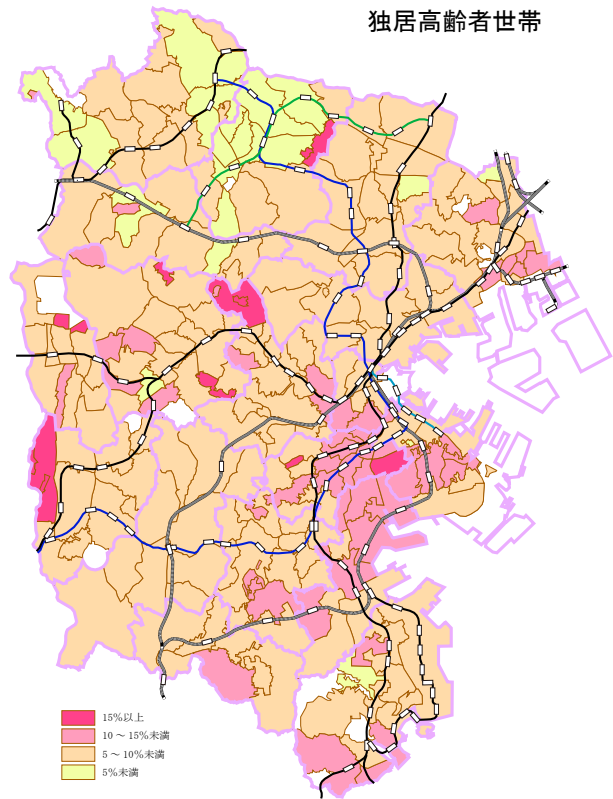
外国人数



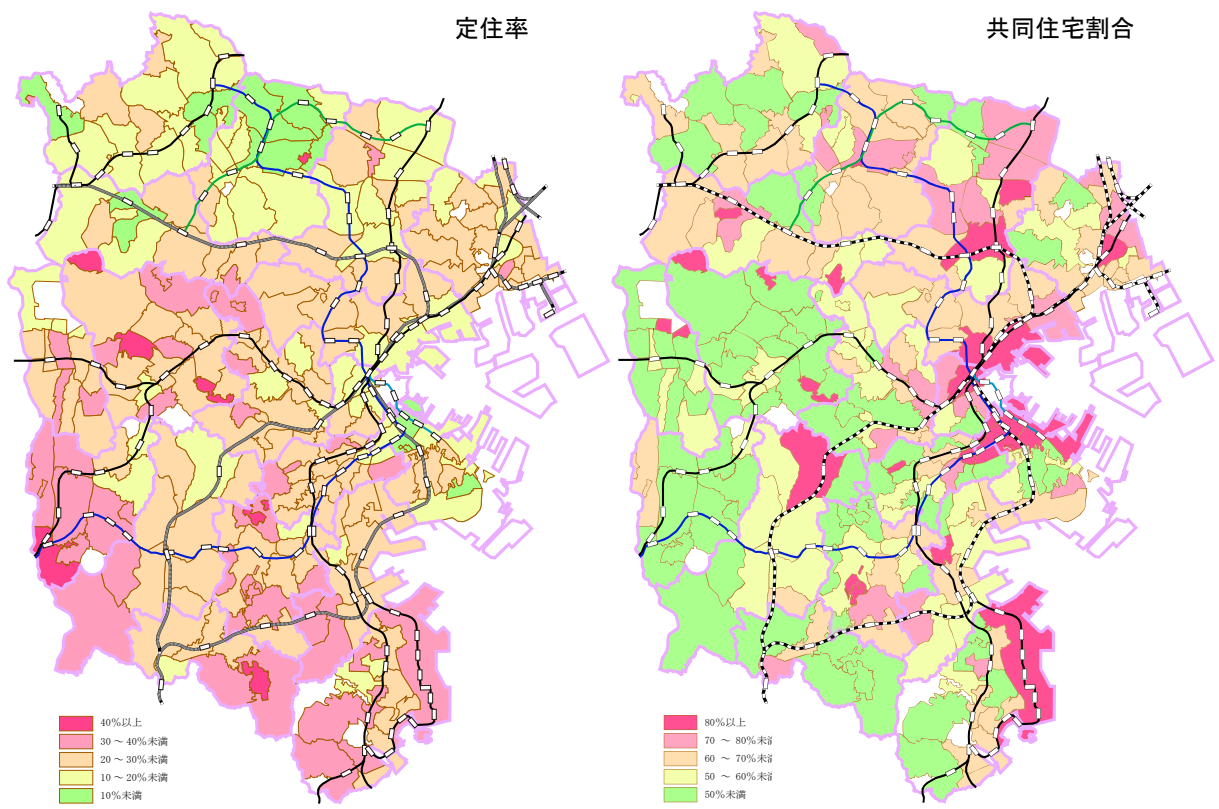
65歳以上のいる世帯



独居高齢者世帯

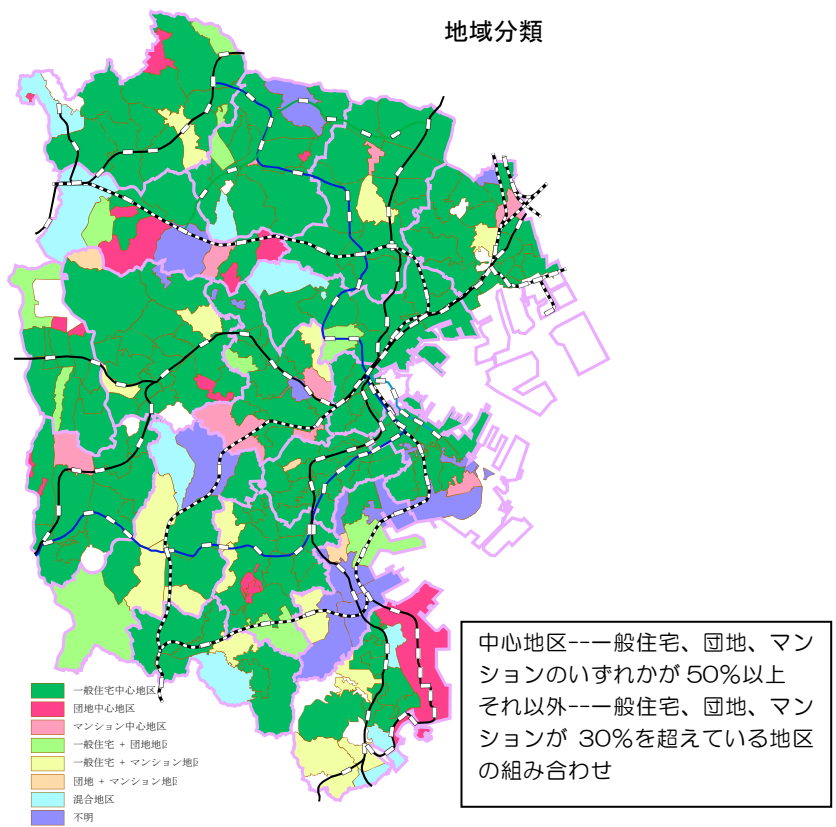


出典)平成22年国勢調査(連合別集計及び小地域別集計)より作成



出典)平成 22 年国勢調査(小地域別集計)より作成  
(定住率-20 年以上居住している人の割合)

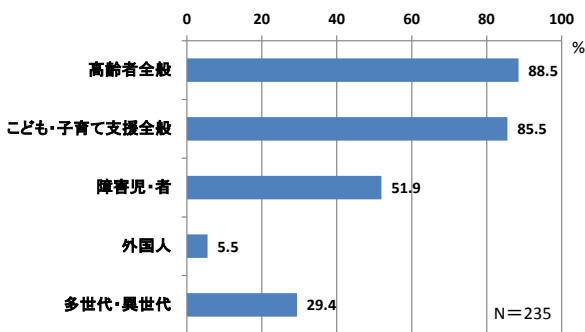
出典)平成 24 年度自治会町内会アンケート結果より作成



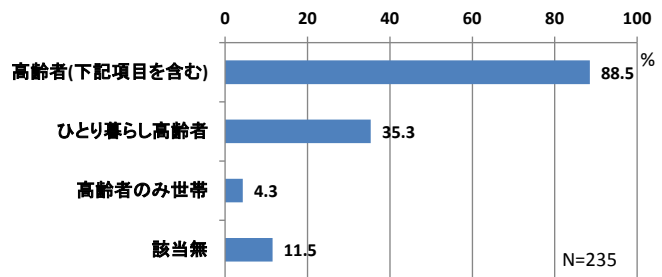
イ 第2期地区別計画策定の状況

- 地域福祉保健計画の235の地区別計画で取り上げられている計画の対象者では、「高齢者」「子ども・子育て支援」は9割近くの地区で対象となっていますが、「障害児者」は51.9%、「外国人」は5.5%にとどまっています。
- 高齢者を対象とする地区は9割（88.5%）に上りますが、その中で、ひとり暮らし高齢者を対象としている(明記している)地区は35.3%、高齢者のみ世帯を対象としている地区は4.3%となっています。

地区別計画の計画対象



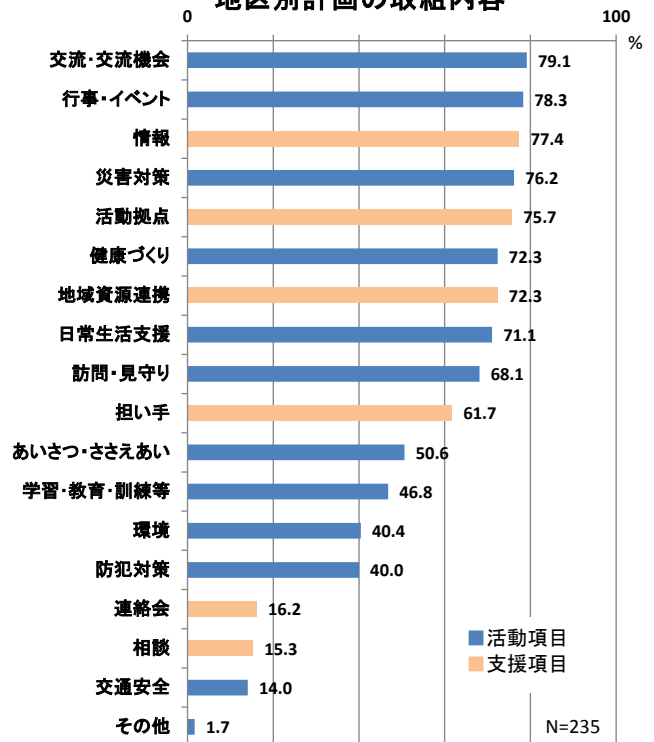
高齢者を対象とする計画の内訳



- 地域福祉保健計画の235の地区別計画で取り上げられている取組項目は多岐にわたっていますが、7割以上の地区で取組がみられる活動の内容（活動項目）は、「交流・交流機会」、「行事・イベント」、「災害対策」、「健康づくり」、「日常生活支援」で、それらの活動を支える内容（支援項目）としては、「情報」「活動拠点」「地域資源連携」が挙げられています。

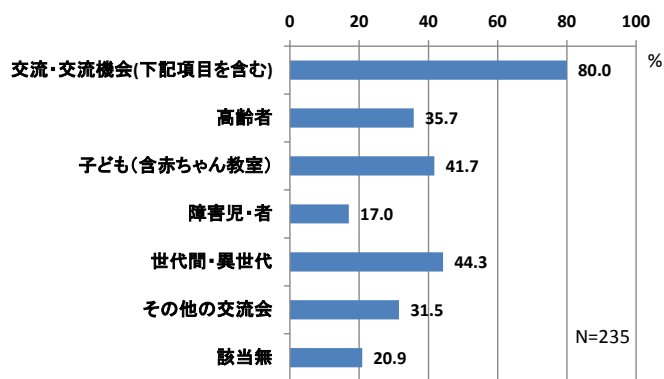
- 一方、地域の活動の横のつながり、相談したくても相談できない人への対応につながる「連絡会」や「相談」に取り組んでいる地区の割合は少ないと言えます。

地区別計画の取組内容



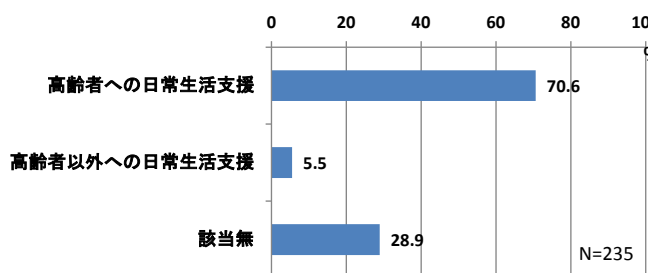
○ 交流・交流機会に取り  
組む地区は8割(80.0%)  
に上りますが、その中で、  
最も多かったのは世代  
間・異世代を対象とする  
交流で44.3%、次いで、  
こども(赤ちゃん教室を含  
む)を対象とする交流が  
41.7%でした。障害児・  
者を対象とする交流の取組は17.0%と少なくなっています。

交流・交流機会の取組内訳

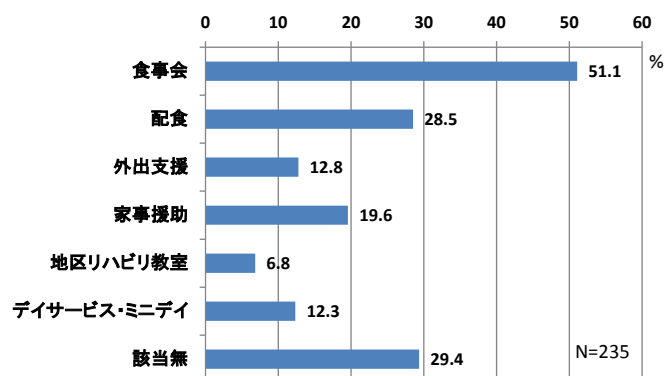


○ 日常生活支援に取り組む地区は7割(100%から「該当なし」の28.9%を除いた71.1%)に上っており、そのほとんどが高齢者への生活支援の取組となっています。高齢者への日常生活支援の内容は、食事会が51.1%と最も多く、次いで配食が28.5%、家事援助19.6%、外出支援12.8%となっています。このほか、デイサービス・ミニデイは12.3%、地区リハビリ教室は6.8%でした。

日常生活支援の取組内訳



高齢者の日常生活支援の内容



#### ウ 地域状況と計画対象・計画内容の関連性

- 高齢者はほぼ全地区で対象とされています。
- こども、子育て支援を対象とした取組も高齢者と同様に取り組む割合が高くなっていますが、とくに、6歳未満のこどものいる世帯の割合が高い地区で取り組む割合が高くなっています。(鶴見区、神奈川区、金沢区、青葉区、都筑区、戸塚区)
- 外国人を対象とした取組は、中区、南区、泉区、港南区、鶴見区での割合がやや高く、外国人数が多い地区で取り組む割合が高くなっています。
- 交流・交流機会は、マンション地区、団地地区を含む地区で取り組む割合が高くなっています。
- 定住率の低い地区では、行事・イベントに取り組む割合が高くなっています。
- 定住率の高い地区、高齢者のみ世帯、高齢夫婦のみ世帯、独居高齢者の多い地区で日常生活支援に取り組む割合が高くなっています。
- このように、235の各地区の取組(計画対象と計画内容)は、地区の特性や地区が抱える課題に応じて設定され、取り組まれています。

(4) 横浜市の平均的な地域の状況

- 横浜市における地域福祉保健に関する主な指標となるデータについて、連合町内会エリア（3層）及び地域ケアプラザ（日常生活圏域）エリア（4層）の数で割り返した1地区あたりの平均値を示しました。

	単位	横浜市域	地区連合町内会の 1エリア	地域ケアプラザの 1エリア	数値の 基準日
			(÷251地区)	(÷145圏域)	
人口	人	3,697,035	14,729	25,497	H25.1.1
児童相談所児童虐待対応件数	件	2,148	8.6	14.8	H24.3.31
15歳未満人口	人	480,802	1,916	3,316	H25.1.1
自立支援給付支給決定者数	人	17,934	71.5	124	H25.3.31
各種障害者手帳所持者	人	138,940	554	958	H24.3.31
要介護認定者	人	134,130	534	925	H25.3.31
高齢者(65歳以上)人口	人	787,128	3,136	5,428	H25.1.1
高齢者(75歳以上)人口	人	363,925	1,450	2,510	H25.1.1
一人暮らし高齢者(65歳以上単独世帯)	人	132,016	526	910	H22.10.1
高齢夫婦(夫65歳以上、妻60歳以上)	世帯	151,036	602	1,042	H22.10.1
老人クラブ会員	人	121,269	483	836	H25.3.31
民生委員・児童委員	人	4,479	17.8	30.9	H24.12.1
ボランティア登録数	人	49,230	196	340	H25.3.31
ケアマネジャー	人	2,690	10.7	18.6	H25.4.1
ヘルパー	人	14,740	58.7	102	H23.10.1
デイサービス	か所	738	2.9	5.1	H25.7.1
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	101	0.4	0.7	H25.7.1
グループホーム(認知症対応型)	か所	286	1.1	2.0	H25.7.1
親子の居場所(※1)	か所	113	0.5	0.8	H25.3.31
保育所	か所	580	2.3	4.0	H25.4.1
地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	か所	130	0.5	0.9	H25.4.1
医療施設(※2)	か所	5,111	20.4	35.2	H23.10.1
小学校	校	343	1.4	2.4	H25.4.1
中学校	校	148	0.6	1.0	H25.4.1
自治会町内会	団体	2,871	11.4	19.8	H24.4.1

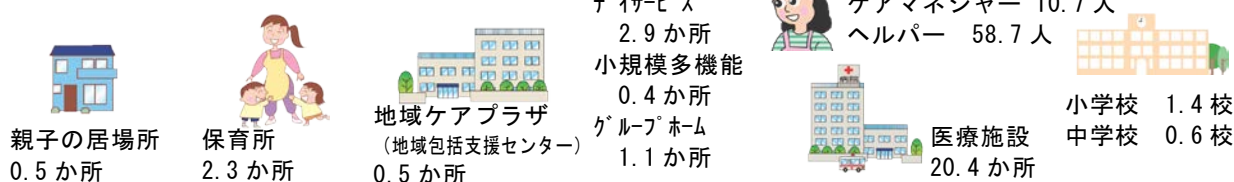
(※1) 親子の居場所＝地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっこ広場

(※2) 医療施設＝病院、一般診療所、歯科診療所

< 横浜市の平均的な地域の状況（イメージ図） >

地区連合町内会の1エリア平均で見た場合

地域の施設・専門機関・人材など



地区連合町内会エリアの平均人口 14,729 人

児童相談所  
児童虐待対応件数  
8.6 件

障害者のうち  
自立支援給付支給  
決定者 71.5 人

要介護認定者  
534 人

15 才未満  
1,916 人

障害者 554 人  
(各種障害者手帳所持者)

高齢者 (65 歳以上) 3,136 人  
高齢者 (75 歳以上) 1,450 人  
一人暮らし高齢者 526 人  
高齢夫婦 602 世帯

住民組織・地域の人材の状況



自治会町内会  
11.4 団体



老人クラブ会員  
483 人



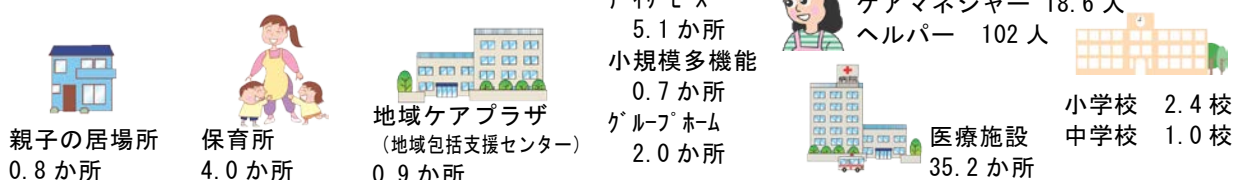
民生委員・児童委員  
17.8 人



ボランティア  
登録数 196 人

地域ケアプラザの1エリア平均で見た場合

地域の施設・専門機関・人材など



地域ケアプラザエリアの平均人口 25,497 人

児童相談所  
児童虐待対応件数  
14.8 件

障害者のうち  
自立支援給付支給  
決定者 124 人

要介護認定者  
925 人

15 才未満  
3,316 人

障害者 958 人  
(各種障害者手帳所持者)

高齢者 (65 歳以上) 5,428 人  
高齢者 (75 歳以上) 2,510 人  
一人暮らし高齢者 910 人  
高齢夫婦 1,042 世帯

住民組織・地域の人材の状況



自治会町内会  
19.8 団体



老人クラブ会員  
836 人



民生委員・児童委員  
30.9 人



ボランティア  
登録数 340 人

この図のデータは…市全体の数値を

【上図】地区連合町内会数の 251 (H25.4.1 現在) で割り返したもの

【下図】地域ケアプラザ整備予定数の 145 (中学校区程度に 1 か所整備予定) で割り返したものです。

## 5 2025年の横浜市の姿を視野に入れた福祉保健の中長期的課題

### (1) 2025年問題とは

- 2025年には「団塊の世代」が75歳以上になり、あわせて少子化、家族の小規模化が進行し支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。これは、日本の社会保障が直面する最大の危機といっても過言ではありません。

### (2) 2025年の横浜市における福祉保健の中長期的課題

- 横浜市では2025年（平成37年）には97万人まで増加すると予測されています。（1章4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化 参照）

75歳以上の後期高齢者は2012年に比べ1.6倍も増加し、介護保険要介護認定者数は1.7倍、認知症高齢者は1.8倍と、支援を要する高齢者が急激に増加することが見込まれています。

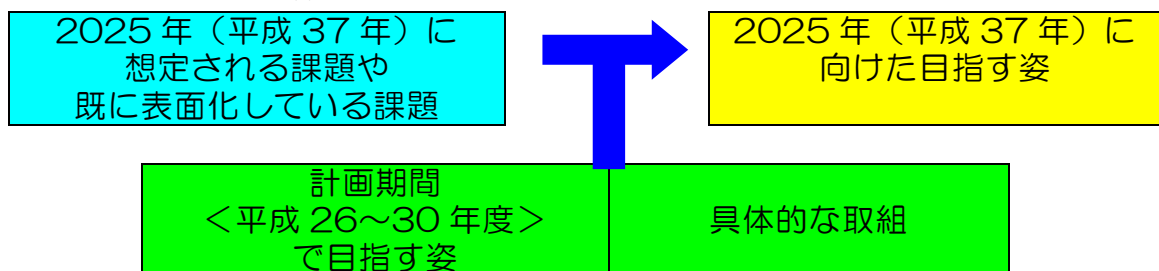
- 高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど家族の形態が変化するとともに、近隣との関係性の希薄化により、困った時に身近に相談できる人がいないなど、社会的に孤立し、支援が必要な状況が誰にも把握されないまま問題を抱え続けるような人が増えてくることが考えられます。

- こういったことから、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、地域の支援体制づくりを進める地域包括ケアシステム（2章 柱2-2-2 参照）の構築に今から取り組むことが必要になります。あわせて、住民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、地域活動や社会参加を通じて健康を維持し健康寿命を延ばすことも求められます。

- これらの問題を正面から受け止め、乗り越えていくことが今後の横浜市の福祉保健施策の最重要課題ですが、地域での取組の推進、定着は時間を要するので、2025年までに福祉保健サービスの基盤づくりを計画的に進めていく必要があります。

- 本計画では、「2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題」を考え、その課題に対する「2025年（平成37年）に向けた目指す姿」を描き、その姿を実現するための中間点のステップとしての「計画期間である平成26年度～平成30年度で目指す姿」を検討しました。

そして、これまでの計画の振り返りや、横浜市の現状を踏まえ、この5年間で取り組むべき「具体的な取組」をまとめました。





【「2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題」と  
「2025年（平成37年）に向けた目指す姿」】

	2025年(H37)に想定される課題や既に表面化している課題	2025年(H37)に向けた目指す姿
1-1	<p>○人口構成、住民層、住宅環境等の地域差が大きくなるとともに、地域社会の取組を次世代に継続していくことが困難な地域が発生している。</p>	<p>○より多くの地域で、地域の状況に応じた市民主体の課題解決に向けた取組が行われている。</p> <p>○公的機関は基本的な施策展開に加えて、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。</p>
2-1	<p>○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・老障介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域のつながりがますます必要になっている。</p> <p>○大規模な地震等による災害に備えた自助・共助・公助による取組の推進が求められている。</p>	<p>○困ったときに自ら「助けて」と言える力をもつ市民が増えるとともに、明確な情報発信ができない人々の存在にも目を向け、日常的なつながりによりいざという時に助けることができる活動が広がっている。</p> <p>○日頃からの見守り・支えあいの取組の充実と、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組の推進等によって、地域のつながりと安全・安心が広がっている。</p>
2-2	<p>○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者が急増している。</p> <p>○「複合的な困難を抱える人々」を地域で包み支え、誰もが安心して生活できる地域をつくるのが急務になっている。</p>	<p>○健康づくり・介護予防が進み、健康寿命が延伸している。</p> <p>○個々のニーズを地域のニーズとして捉え、公的機関・事業者・地域の連携により、解決に向けた取組が行われている。</p>
2-3	<p>○少子高齢化・家族の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大している。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題になっている。</p>	<p>○権利擁護事業や成年後見制度の認知や理解が進み、利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心したその人らしい生活を送ることができている。</p> <p>○市民後見人による地域での活動など市民相互で支えあう取組や仕組みを通じて、認知症や障害があっても、地域で安心して生活し続けることができている。</p>

	2025年(H37)に想定される課題や既に表面化している課題	2025年(H37)に向けた目指す姿
3-1	<p>○地域のつながりの希薄化が進んでいるため、幅広い市民参加によるつながりづくりに、抜本的かつ長期的に取り組むことが必要になっている。</p> <p>○生活課題を抱える若年世代に対し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になっている。</p>	<p>○次世代を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発が、地域と学校との連携により充実した内容で取り組まれ、地域への愛着をもつこどもが増えている。</p> <p>○次世代育成を切り口にした親同士のつながりや、地縁だけではない趣味の活動などの興味やテーマによるつながりも広がっている。</p> <p>○各世代が抱える課題に対して当事者である世代自身が解決に取り組む風土が生まれている。</p>
3-2	<p>○障害や病気がある人もない人も、同じように地域で自立した生活を送れるようにするために、障害や病気への理解や障害や病気がある人の社会参加がより必要となっている。</p>	<p>○障害や病気に対する市民の理解が進み、障害や病気の有無に関わらず、お互いに支え、助け合う地域社会づくりの意識が高まることにより、障害や病気がある人を含む全ての人の社会参加が促されている。</p>
3-3	<p>○高齢者層が社会の大きな比重を占めるようになり、「人生65年時代」から「人生90年時代」に向けて、高齢者の意欲と能力が最大限発揮される「場」と「出番」が求められている。</p>	<p>○「高齢者は支えが必要な人」という固定観念がなくなり、さまざまな形態で高齢者世代の誰もが健康づくりに努めながら地域の活性化に関わっている。</p>
3-4	<p>○地縁組織の主体的な取組に加え、企業やNPO等との連携や協働により、市民参加の幅を広げていくことが、地域福祉保健活動の継続にとって重要になっている。</p> <p>○福祉・保健・医療に係る市の歳出の増加が進み財政状況が逼迫するなかで、公的資金のみに頼らず自主財源を持続的に生み出す等の、地域福祉保健活動の継続に効果的な手法の浸透が求められている。</p>	<p>○地域福祉保健活動が継続するための環境が整備されている。</p> <p>○地域の福祉活動においては、企業・NPO、社会福祉施設等の社会資源の特性や専門性を生かし、連携した取組を進めることにより、公的資金に頼らない持続可能な取組が増えている。</p>
3-5	<p>○限られた資源(特に公的な場所・人材・財源)を有効活用するため、地域福祉保健に関するコーディネート機能が必要になっている。</p>	<p>○既存の資源の情報を共有し、効果的に連携と役割分担を進めることにより、地域課題に対するきめ細やかな取組が行われている。</p>

## 6 計画が目指すもの

### (1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義

#### ア 地域福祉とは

**【目指すもの】**「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民と関係団体・社協・行政等が連携して、地域の生活課題の解決に取り組み、地域特性に応じた支えあいの地域社会を作ることです。

**【公的援助・専門的支援の重要性】**地域の中で福祉や関連領域の専門職（社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、ケアマネジャー、保健師、看護師、医師など）によって、「支援が必要な人」や「困りごとを抱えた人」に展開される、個別援助活動や福祉サービス提供などの公的援助は、「地域福祉」において重要な役割をもっています。

**【身近な地域の生活課題から取り組む必要性】**同時に「地域福祉」の実現には、公的な「福祉サービス」だけではなく、地域で暮らす住民の誰もが、見守り、声かけ、家事や移動の支援、募金への参加など、立場や状況に合わせた役割を持ち、継続的に活動に関わることが必要です。身近な地域の生活課題を解決するための取組（例えば、災害や犯罪に備えた安全・安心のための活動、環境改善に向けた街の美化活動、地域のつながりづくりなど）を広く「地域福祉」を推進するための活動に結びつけていくことが大切です。

**【自助・共助・公助】**地域における自助・共助・公助の様々な取組を、それぞれの関係性や相互のつながり、サービス全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。それにより、誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会の実現（ノーマライゼーション<sup>\*1</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>\*2</sup>）につなげることができます。

**【公的機関による地域支援】**これらの活動やサービス等が充実するよう制度改正や新たな仕組みづくり、人材の開発や育成、居住環境や都市環境の整備など、「地域福祉」の実現に向けた基盤整備における、行政、社協、地域ケアプラザ等の公的機関の果たす役割は非常に重要なものとなります。

\*1 ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動できる生活条件（環境や制度）を作りだすこと。

\*2 ソーシャルインクルージョン：「社会的包摂」などと訳され、どのような課題のある人たちも排除せずに社会の一員として包み込み、ともに助け合って生きて行こうという考え方を指します。

<行政・社協・住民の役割について>

\* 平成20年3月 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」をもとに作成

○ 行政の役割

- ① 公的サービスの提供
  - ・ 基本的な福祉保健ニーズへの公的サービスの提供
  - ・ 地域課題へ対応できるよう公的サービスの見直しや運用の弾力化
- ② 地域福祉保健に関する施策調整
  - ・ 総合的なコミュニティ施策、幅広い分野との連携
- ③ 住民活動の基盤整備
  - ・ 地域福祉の仕組みづくり（住民参加の仕組みづくり、圏域の設定、関係者間でのネットワークづくり等）
  - ・ 必要な個人情報積極的に関係機関と共有する

○ 社協の役割

- ① 住民活動の基盤整備
  - ア 住民活動を支援するため地域福祉のコーディネーター役を担う
  - イ 共同募金配分金、社協会費からの補助金等を活用した住民活動の支援
  - ウ 会員組織で構成される協議体として、様々な団体・機関とのネットワークづくり
  - エ 社会福祉に関する理解を進めるための広報・啓発の取組
- ② 地域福祉の推進を図るため、既存サービスでは解決が困難な課題への取組、先駆的取組の実施

○ 住民の役割

- ① 地域における多様な生活課題への対応を図るため「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化
  - ア 自己実現意欲の発揮による主体的な地域福祉保健活動への参加
  - イ 地域の生活課題の発見・解決
    - ・ 多様な活動展開を通じた地域の生活課題の発見
    - ・ 身近な地域のつながりを通じた、支援が必要な人への気付き、専門家へのつなぎ
    - ・ 様々な民間主体との連携による地域の生活課題の解決
- ② 住民の意識の変革
  - ・ 人権意識を高める
  - ・ 地域を常に開かれた場にする

イ 地域保健とは

**【目指すもの】**「地域保健」とは、健康、保健、衛生、生活環境等に関する地域住民の多様なニーズに適確に対応し、地域住民個々の健康的な生活力が向上できるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との連携に配慮しながら、地域住民の健康の保持及び増進を目的として推進していくものです。

**【広義の予防の視点】**健康づくりや保健の活動は、病気がない状態にすることが目的なのではなく、病気があってもなくても、社会の中で自分らしく生活ができるよう、心身の状態をつくり保っていくことを目指します。自分に必要なことを学び、できることは実践し、家族や社会の中で自分が取れる役割を考え、治療やサービス・周囲のサポートなど必要な支援を活用できるようにする、といった各個人の自助の力を高めることが大切です。そこには、単に病気を防ぐというだけでなく、将来にわたる生活課題、例えば子育てや介護、自分や家族の病気や加齢などに伴い予測される変化に対応した準備を行い、地域生活を続けていけるようにするといった「予防」の視点も含まれます。

**【保健により自助の力を高める】** 乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、病気の予防や重症化予防を行うことで、健康上の問題で日常生活が制限されずに生活できる期間を延ばすこと（健康寿命の延伸）ができ、一人ひとりの自助の力を高めることにつながります。

**【共助の取組の重要性】** 今後更に複雑化、多様化していく、健康や保健に関わるニーズや生活課題に対応するには、ソーシャル・キャピタル（地域に根ざした信頼関係や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）の形成や、核となる人材の育成、地域社会、学校や企業、NPO・民間団体、ボランティア団体や自助グループ等への支援や働きかけを通じた地域住民の共助の取組の活性化が重要になってきます。

#### ウ 「地域福祉」と「地域保健」を一体的に進める意義

**【目指すものの共通性】** 福祉も保健も目指すものは、住民が「地域で安心して健やかに生活を送れるようにすること」であり、「地域福祉」と「地域保健」が重視する視点、プロセスも非常に近いものとなっています。

**【これまでの経過】** 横浜市では、誰にとっても関心を持ちやすい健康に関する取組を地域福祉の取組と一体的に推進することが、幅広い市民参加につながることなどから、第2期計画から計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」とし、「地域福祉保健活動」の推進に取り組んでいます。

**【地域保健人材の活用】** 地域では、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域保健人材が、公的機関と連携しながら健康づくりのための活動を実施しています。こうした人材の活動を支援し、「健康づくり」や「予防」の取組をさらに進めていくことが重要です。

**【健康づくりからの広がり】** 関心を持つ人が多い「健康づくり」と「予防」をテーマにした地域ぐるみの活動を展開することで、より多くの人の参加が得られ、地域の「活力」の向上につなげることができると考えます。

**【推進に必要な要素の共通性】** 地域住民にとって、福祉活動・保健活動の区別はありません。生活をより良くする地域福祉保健活動を総合的に推進し地域の「活力」を向上させるには、そこで暮らす人々の主体的な参加と協働の場づくり、関係者間のネットワーク、活動に必要な情報の提供と共有などが不可欠です。

## (2) 計画の基本理念

### ア 基本理念

- 横浜市及び横浜市社協がこの計画で目指す目標像を、基本理念として次のように設定します。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

## イ 重要な視点

基本理念には、次の3つの「重要な視点」が込められています。

### 【① 住民主体と協働による地域福祉保健の推進】

- 私たち横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富に満ちています。これまでもこの市民力を活かして、「協働」をキーワードに、市民と市民が、あるいは市民と行政がともに地域の課題解決に取り組んできました。今後も様々な担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。
- 地域の中の福祉保健の課題解決には住民の主体的参加が不可欠です。地域の住民による、主体的な課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザをはじめとする関係機関等が、連携して支援する体制づくりを進めます。
- さらに、公益的・社会貢献的活動を行う団体・グループ（自治会町内会、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO・公益法人、企業、社協など）と横浜市（公的機関）が協働し、さまざまな活動に取り組むことが想定されます。団体・グループ相互の協働により公共性のある自由な活動を実現することが期待されます。

### 【② 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会（ノーマライゼーション\*1、ソーシャルインクルージョン\*2）】

- 自ら地域で声を上げにくい人々が抱える様々な生活課題を地域課題として共有し、障害や病気がある人もない人も、社会の一員として、支えあい、互いに尊重し、助けあって生きていく地域社会をつくっていきます。
- その人らしい生き方を尊重し、あらゆる人がどんな時も、決して虐待等の権利侵害を受けることがないようにします。
- 地域で困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支えあっていきます。
- 地域に起きている様々な課題を自分のこととして捉え、様々な考え方を認めあい、福祉や保健についての関心と理解を深めることを通じて、福祉保健を文化として醸成していきます。
- 地域の中では、ある場面で支援を受けている人が、別の場面では支援を行うといった相互関係があることが望ましく、そうしたお互い様の関係づくりが地域の安心感、信頼感を高めていき、真の意味での対等な関係を生みだします。それは同時に、それぞれの生きがいや健康維持にもつながっていくものです。

\*1 ノーマライゼーション、\*2 ソーシャルインクルージョンの解説は前述

### 【③ 自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、誰もが健康にすごせる社会】

- 「自助の力を高める」とは、各個人が独力で頑張ることを求めているのではなく、できることに取り組み、自分が決めて必要な支援を得て、各個人が自分らしい生活を組み立てる力を高めることを言います。
- 各個人が持っている力を発揮し自己決定できるためには、判断や行動が的確にできるよう、心身ともに良い健康状態を保つことが重要です。そのために、各自の健康状態を良好にするよう、個人の努力だけでなく、周囲の関わりや環境も一人ひとりの健康を支えるものであることが重要です。
- 個人の健康への関心を高め、自発的な健康づくりの取組を推進することや、直接的な健康づくりのための取組でなくても、活動を通して人と人とのつながりやお互い様の支え合う関係をつくり、社会的な関係を充実させることが、結果的に、その地域の人々の健康状態に良い影響を与えることがわかってきています。
- 地域のさまざまな取組に、健康につながる視点や要素を織り交ぜていくことや、誰もが健康で暮らせるまちづくりを考えることを通じて、お互いの健康を守り大切にすることを目指します。

## ウ 総合目標

横浜市及び横浜市社協が、「基本理念」と「重要な視点」のもとに様々な取組を行っていく上で、どの取組にも共通する考え方を3つの「総合目標」にまとめました。

### 【① 人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透】

地域社会における「人と人とのつながり」を築いていき、そこから「信頼感」「お互いさまの関係性」を生み出すことが、住民が地域課題に向きあう際の資源となることについて、あらゆる世代の理解が進むようにします（ソーシャル・キャピタル：地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）。

### 【② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり】

身近な地域などのつながりで支えあう取組を一層進めるとともに、必要な公的サービスを提供する仕組みと、全ての市民が本来持っている自助の力をより高める取組を適切に組み合わせることによって、誰もが健やかで安心して生活できる地域をつくりまします。

### 【③ 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上】

幅広い市民に向けて地域福祉保健活動への参加を呼びかける際には、「地域への愛着の醸成」「それぞれの得意なことを生かした出番づくり」「参加する市民自身にとっての達成感」といった視点を重視し、持続可能な活動の促進を図り、地域社会全体の活力を高めていきます。

### (自助・共助・公助の定義について)

○「総合目標」の一つとして、【② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり】を掲げましたが、この計画のなかでは、特に記述がない場合、次のような意味で、自助・共助・公助を使用しています。

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

### <コラム> 自助・(互助)・共助・公助とは

○阪神・淡路大震災以降の防災意識の高まりから、災害から安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」の取組、更にはこれらの連携が不可欠であるという考え方が広まってきています。

(内閣府 平成20年度 防災計画より抜粋)



○厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」では、自助・互助・共助・公助として、次の図のように定義しています。地域福祉保健計画で定義した「共助」を互助とし、「公助」を共助と公助の2つに分けて示しています。

### 自助・互助・共助・公助の役割分担

平成20年度地域包括ケア研究会報告書より抜粋

- 地域包括ケアの提供に当たっては、それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくことが必要。

**自助** 自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持

**互助** インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等

**共助** 社会保険のような制度化された相互扶助

**公助** 自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等



~MEMO~

第3期横浜市地域福祉保健計画の方向性（期間：平成26年度～30年度）

**<基本理念>** 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなで作ろう

**<基本理念実現のための重要な視点>**

- ① 住民主体と協働による地域福祉保健の推進
- ② 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会  
（ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン）
- ③ 自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、  
誰もが健康にすごせる社会

基本理念の実現に向けた取組

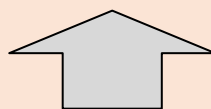
**<総合目標>**

- ① 人と人とのつながりを地域資源の一つとして  
積み重ねていく意義の浸透
- ② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで  
安心して生活できる地域づくり
- ③ 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上



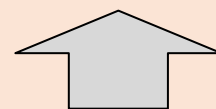
**推進の柱1**

地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる



**推進の柱2**

支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる



**推進の柱3**

幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

### 3つの「推進の柱」における主要な取組

#### 推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

##### 【主要な取組】

地区別計画の取組を更に推進する体制・方法を示します。

- 地区別計画推進の仕組みや住民主体の取組を推進する体制・目標の明確化
- 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化、効果的な取組推進
- 地域の取組を支え、地域では解決できない課題を解決する、区域の取組推進

#### 推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

##### 【主要な取組】

身近な地域における課題の早期発見・共助の仕組みの連動を強化します。

- 自助・共助・公助の組み合わせによる、支援が届かず様々な生活課題を抱えている人に気付き、支える仕組みの強化
- 個別課題を地域課題につなげ、身近な地域で生活課題を把握・調整・解決し、区域や市域の取組に反映させる仕組みづくり
- 健康づくり・保健の取組を活用した自助・共助の充実
  - 地域拠点である地域ケアプラザが中核的な役割を担うための人材育成等の推進

#### 推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

##### 【主要な取組】

企業、学校等の様々な主体と連携し、ターゲット層を明確にしながら、市民参加の働きかけを強化します。

- 企業やNPO・社会福祉施設等、様々な主体との連携と活動への参加の促進
- こどもや若年世代・高齢者・障害者等を含むすべての人を対象に、つながりや支え合い、さまざまな活動に参加することの啓発の実施（小・中学校におけるつながりづくりや地域理解の啓発の推進等）
- 高齢者が健康づくりに努めながら、意欲と能力が発揮できる「場」と「出番」づくり

## 第3期横浜市地域福祉保健計画取組の体系図

<b>名称</b>	<b>第3期横浜市地域福祉保健計画</b>
<b>愛称</b>	<b>(検討予定)</b>
<b>基本理念</b>	<b>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう</b>
<b>重要な視点</b>	<p><b>①住民主体と協働による地域福祉保健の推進</b></p> <p>地域福祉保健の目指す、「誰もが地域で安心して健やかに生活を送れるようにすること」を実現するためには、住民の主体的参加と協働の場づくり、関係者間のネットワークづくりが不可欠であり、今後も様々な担い手が連携し地域福祉保健推進のための活動に取り組むことができるよう、住民主体と協働による取組を進めていきます。</p> <p><b>②誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会(ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン)</b></p> <p>自ら地域で声を上げにくい人々が抱える様々な生活課題を地域課題として共有し、障害や病気がある人もない人も、社会の一員として、支えあい、互いに尊重し、助けあって生きていく地域社会をつくっていきます。</p> <p><b>③自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、誰もが健康にすごせる社会</b></p> <p>地域福祉保健活動の充実を図ることにより、個人の健康への関心を高め、自発的に健康づくりに取り組めるようにしていきます。地域のさまざまな取組に、健康につながる視点や要素を織り交ぜていくこと等を通じて、お互いの健康を守り大切にする社会を目指します。</p>
<b>総合目標</b>	<p><b>①人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透</b></p> <p>地域社会における「人と人とのつながり」を築いていき、そこから「信頼感」「お互いさまの関係性」を生み出すことが、住民が地域課題に向きあう際の資源となることについて、あらゆる世代の理解が進むようにします(ソーシャル・キャピタル:地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)。</p> <p><b>②自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり</b></p> <p>身近な地域などのつながりで支えあう取組を一層進めるとともに、必要な公的サービスを提供する仕組みと、全ての市民が本来持っている自助の力をより高める取組を適切に組み合わせることによって、誰もが健やかで安心して生活できる地域をつくります。</p> <p><b>③幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上</b></p> <p>幅広い市民に向けて地域福祉保健活動への参加を呼びかける際には、「地域への愛着の醸成」「それぞれの得意なことを生かした出番づくり」「参加する市民自身にとっての達成感」といった視点を重視し、持続可能な活動の促進を図り、地域社会全体の活力を高めていきます。</p>

<b>推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる</b>	
<b>&lt;柱1-1&gt; 地域課題の解決に向けた支援の拡充(地区別計画及び区計画の策定・推進)</b>	
柱1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化
柱1-1-2	個別支援と地域支援の連動を見据えた施策の展開と地域の様々な取組を有機的・重層的に機能させるためのネットワークづくり
柱1-1-3	現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方の明確化
柱1-1-4	地域福祉保健推進の環境整備
<b>推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる</b>	
<b>&lt;柱2-1&gt; つながりを生かした見守りの充実</b>	
柱2-1-1	平常時における地域主体の見守り活動の充実や災害時要援護者支援の推進
柱2-1-2	孤立防止や虐待防止等の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ちょっとした変化に気づきつなげる市民を増やす
柱2-1-3	従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、企業等との連携を介した地域における見守りの仕組みづくりへの支援
<b>&lt;柱2-2&gt; 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり</b>	
柱2-2-1	個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支え続ける仕組みづくり
柱2-2-2	地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と新たな取組の創出
柱2-2-3	健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組充実
柱2-2-4	保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実
柱2-2-5	地域ケアプラザがその機能と人材を生かすための環境づくり
柱2-2-6	地域福祉保健人材の育成
柱2-2-7	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
柱2-2-8	サービスの質を向上させる仕組み
<b>&lt;柱2-3&gt; 地域での自立した生活の支援(権利擁護の推進)</b>	
柱2-3-1	身近な地域における権利擁護の推進
柱2-3-2	市民後見人の養成と活動支援
<b>推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕組みをつくる</b>	
<b>&lt;柱3-1&gt; 次世代(子ども青少年)やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進</b>	
柱3-1-1	幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR
柱3-1-2	地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守り・支える風土をつくる
柱3-1-3	文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとしたつながりづくり
柱3-1-4	次世代(小・中学生)を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発と地域への愛着の醸成
柱3-1-5	子どもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携
柱3-1-6	各世代が抱える課題に当事者である世代自身が関心を高めていく
<b>&lt;柱3-2&gt; 自由に移動し様々な活動に参加することが出来るまちづくりの推進</b>	
柱3-2-1	ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」
柱3-2-2	多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進
<b>&lt;柱3-3&gt; 高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり</b>	
柱3-3-1	高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進
柱3-3-2	高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化
<b>&lt;柱3-4&gt; 活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進</b>	
柱3-4-1	地域で取り組む福祉保健活動の推進
柱3-4-2	活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援
柱3-4-3	企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進
柱3-4-4	ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの理解の促進と地域福祉保健活動との連携の推進
柱3-4-5	地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進
柱3-4-6	NPO等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進
<b>&lt;柱3-5&gt; 地域資源の有効活用のための仕組みづくり</b>	
柱3-5-1	担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進
柱3-5-2	地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討

**例示**

～ 第2章の見方 ～

＜推進の柱 1-1-1＞

推進の柱 1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

「重点取組」とは、各柱を推進するために必要となる重点事項

- ◆重点取組＜柱 1-1＞
  - 地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

○人口構成、住民層、住宅環境等の地域差が大きくなるとともに、地域社会の取組を次世代に継続していくことが困難な地域が発生している。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

○より多くの地域で、地域の状況に応じた市民主体の課題解決に向けた取組が行われている。

重点取組を進めるための取組

重点取組	計画期間＜平成26～30年度＞で目指す姿	具体的な取組名
＜柱 1-1＞ 地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）	○各区創意工夫による区計画策定・推進のこれまでの実践を踏まえ、地域支援のあり方が整理され、より充実した取組が行われている。	＜柱 1-1-1＞ 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化

取組を進めた結果として目指す姿

- 具体的な取組名
  - ＜柱 1-1-1＞
  - 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化

【現状と課題】 「具体的な取組名」に関連する「現状と課題」を整理

○ 18区の第2期区計画のなかで、主に地区連合町内会（3層）又は地域ケアプラザのエリア（4層：日常生活圏域）を圏域とする235の地区別計画を策定・推進しています。

【これからの取組】

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援のあり方を「第3期 区地域福祉保健計画 策定・推進指針」において整理します。

市	市社協
○ 区・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとして行う地域支援の役割の整理	○ 広く地域の福祉活動をしている方々が参加する場である中間支援組織として・・・
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
○区域における区の実情に応じた体制づくり	

想定した区域の取組

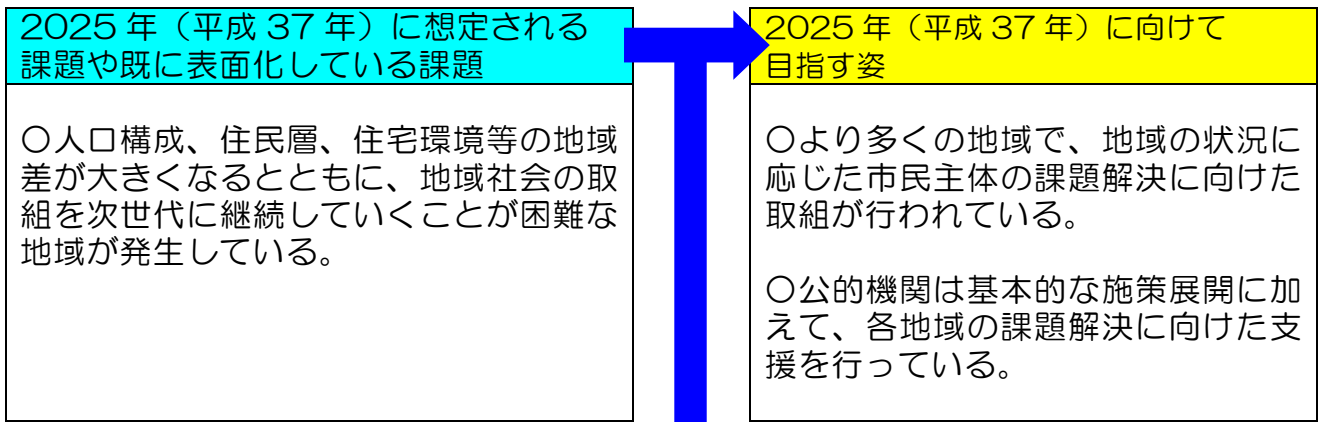
想定した区域の取組を推進、支援、補完するような、市、市社協のそれぞれの役割を記載。

※【これからの取組】の地域の取組については、地域が主体的に選択、決定していくものであることに加え、区計画の中で地区別計画の活動を支える取組を考えるものとしているため、市計画では記載していません。

**推進の柱 1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる**

◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 1-1&gt; 地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）</p>	<p>○各区創意工夫による区計画策定・推進のこれまでの実践を踏まえ、地域支援のあり方が整理され、より充実した取組が行われている。</p> <p>○地域主体の取組の立ち上げ・維持・発展とそれらのネットワーク化を図る仕組みにより、地域課題が徐々に解決されている。</p>	<p>&lt;柱 1-1-1&gt; 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化</p> <p>&lt;柱 1-1-2&gt; 個別支援と地域支援の連動を見据えた施策の展開と地域の様々な取組を有機的・重層的に機能させるためのネットワークづくり</p> <p>&lt;柱 1-1-3&gt; 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方の明確化</p> <p>&lt;柱 1-1-4&gt; 地域福祉保健推進の環境整備</p>

◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

■具体的な取組名

<柱 1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化

【現状と課題】

- 18 区の第2期区計画の中で、主に地区連合町内会（3層）又は地域ケアプラザのエリア（4層：日常生活圏域）を圏域とする 235 の地区別計画を策定・推進しています。
- 地区別計画の意義は、誰もが安心して生活するために地域で取り組むべき生活課題があることに地域住民が気付き、地域と公的機関が課題の解決にむけて継続的に話し合い、協働し役割分担して課題解決に取り組むことにあります。
- 公的機関と地域住民による話し合いの場をもつ、課題を整理する、計画に掲げた取組を実施する、進捗を振り返るといった地区別計画の策定・推進の仕組みは定着してきています。
- 地区はそれぞれに特性があり、地区に合わせた支援方法の方法論が確立しているわけではないので、支援を行う中で効果的な方法を積み上げていくことが求められています。
- また、区においては総務部に「地域力推進担当」が設置され、福祉保健センターのみではなく区役所全体として地域に向きあう体制が整ってきています。
- 区・区社協・地域ケアプラザが地域への多様なチャンネルをもちつつ、お互いに情報共有しながら地域支援に取り組んでいくことが大切です。
- 地域の様々なニーズに応えるため地域福祉保健の活動は多様化してきており、それらの活動を地域の中で有機的につなげていく機能が求められています。

【これからの取組】

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援のあり方を「第3期 区地域福祉保健計画策定・推進指針」において整理します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとして行う地域支援の役割の整理</li> <li>○ これまでの地域支援の取組を振り返ることにより、求められるスキル・ノウハウを整理と情報化</li> <li>○ 地域の状況を確認し、支援目標を考えるにあたっての指標例の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広く地域の福祉活動をしている方々が参加する場である、中間支援組織としての地区社協の役割を強化するため、区社協の地区社協支援における課題の整理、研修手法等支援方策の検討</li> <li>○ 区社協と地域ケアプラザの関係や役割を整理し明確に示す</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域主体の地域福祉保健活動の充実に係る自治会・町内会及び地区社協への支援</li> <li>○ 地区社協の組織運営強化・事業推進を図るための地区の状況分析などの実施（区社協）</li> <li>○ 区域における区の実情に応じた体制づくり</li> </ul>	



◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

■具体的な取組名

<柱 1-1-2>

個別支援と地域支援の連動を見据えた施策の展開と地域の様々な取組を有機的・重層的\*に機能させるためのネットワークづくり

【現状と課題】

- 一人ひとりの生活を支えるために、公的サービスの利用支援、健康管理のためのアドバイス、地域で行われているサロンへの参加や配食サービスを通じた見守り活動の実施といった福祉保健の観点から、公的機関だけではなく、事業者、地域施設関係者、民生委員・児童委員、ボランティア等のたくさんの人々が支援しています。
- 関係者同士の連絡会議の開催が「顔の見える関係づくり」に大きく貢献してきた一方、会議開催自体が目的になりやすいという課題があります。ネットワークづくりは誰のために何を目指しているのか、連絡会議を実施する意図はどこにあるのかということ等を常に考え、ネットワークづくりはその手段に過ぎないと捉えて取り組むことが重要となっています。
- 一人ひとりの方への支援のなかで感じられる、「このような支援メニューがあれば、この方の生活はより豊かになるのに」という「思い」が、公的機関と地域が協力して解決に向けた地域福祉保健活動に取り組む原動力になります。
- 公的機関は、一人ひとりの困りごとへの個別支援から感じた課題を、地域の課題と捉え直し、地域とともに課題解決に取り組む地域支援との連動を考えながら施策を展開することが重要です。
- また、地域で行われている様々な取組同士で、お互いにその取組を認識し、役割分担をすること、また、様々な活動や支援が重なり合い、隙間やもれが生じにくい地域にするためのネットワークをつくる必要があります。

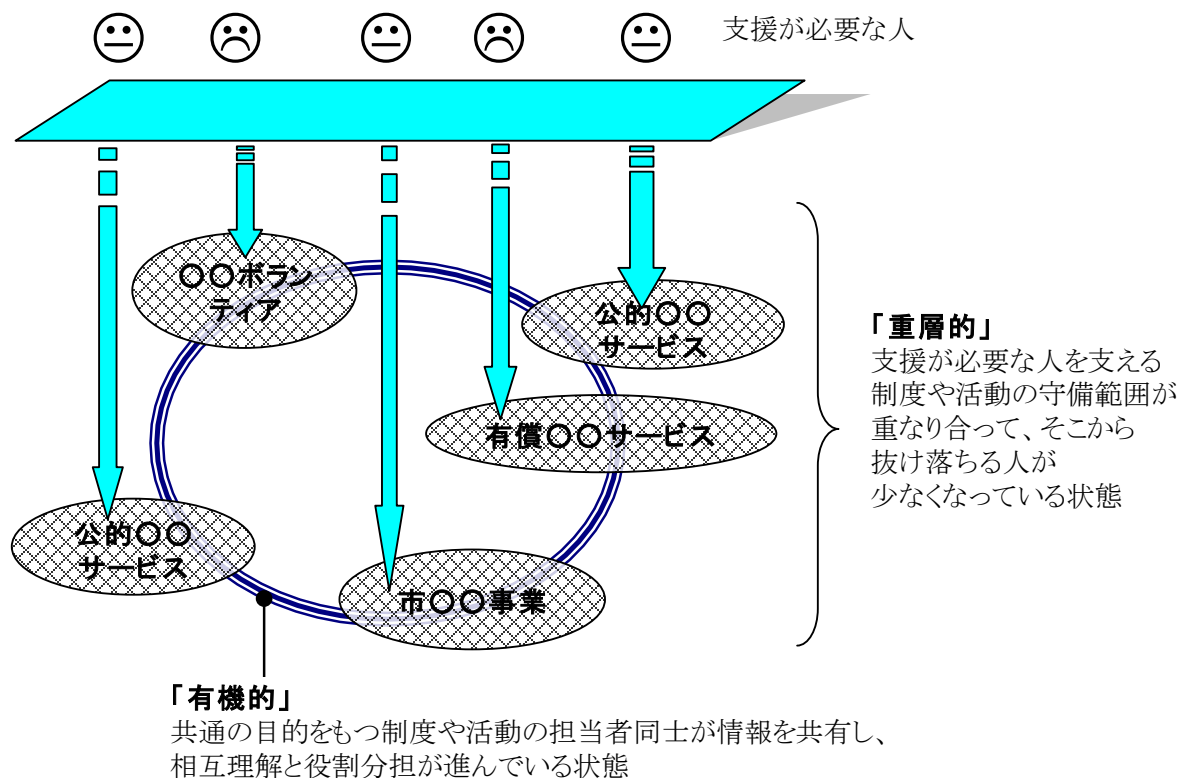
【これからの取組】

「顔の見える関係づくり」にとどまらないネットワークを充実させます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援と地域支援を連携させ、同じ問題で困る人が繰り返し発生することを減らす予防策や対応策の充実（柱 2-2-2 にも関連）</li> <li>○ 地区別計画や区域とは違う圏域で取り組むテーマ型活動等の支援</li> <li>○ ネットワークが「有機的・重層的*」に機能している姿の理解の促進</li> <li>○ ネットワークを作りやすくする市レベルの調整、仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域におけるつながり、支えあい活動の推進を支援</li> <li>○ 行政・社協・地域ケアプラザの協働による、地域（1～4層エリア）、区域（5層）、市域（6層）ごとの地域課題の把握・検討・解決の取組を推進支援</li> <li>○ 社協の会員組織による協議体の強みを生かしたネットワークづくりを推進する</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザが、それぞれに寄せられる相談や各種事業から把握された個別課題を持ち寄り、地域ごとに集約・整理し、共有できる体制の充実</li> <li>○ 個別支援に役立つ地域支援、地域支援を補完する個別支援という連動を意識した展開</li> <li>○ 区、区社協、地域ケアプラザ職員がネットワーク同士のつなぎ役になることによるネットワークの拡大</li> <li>○ 分野別に構築されているネットワーク同士をつなぐ機会の設定</li> <li>○ 協議体としての区社協、地区社協の強みを生かした有機的・重層的なネットワークづくり（区社協）</li> </ul>	

\* 有機的・重層的：次頁を参照

## 有機的・重層的なネットワークとは



## ※有機的・重層的に機能しているネットワークによる効果の例

～要介護高齢者支援のネットワークをイメージして～

【重層的】介護保険制度によるサービスでは対応できないことが、介護保険制度以外によるサービスやボランティアによる支えあい活動などで対応できている。

【有機的】居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)、サービス事業者、施設、医療機関、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会、区福祉保健センター、地域ケアプラザ、区社協等、要介護高齢者への支援に携わる関係機関同士が、お互いのできること・できないことを共通理解し、それぞれの役割が機能しあうことにより、この地域の要介護高齢者を支えていることを共通認識している。

◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

■具体的な取組名

<柱 1-1-3>

現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方の明確化

【現状と課題】

- 統計データ等で市内全域を見ると、類似する区、類似する地区が確認できますが、区レベルでは詳細な多くの情報が把握できる一方で、1地区1地区の違いが大きく見えることにより、類似する地区に分けて必要な支援を考えることは難しいという側面があります。
- 区を越えて、類似する地区に対する地域支援のあり方を情報共有したり、全市的にみて重点的な支援が必要な地域を検討するなど、区と市の連携によって地区別支援のあり方を検討することが必要となっています。

【これからの取組】

地区別計画の策定・推進状況や国勢調査等の地区別集計の分析等を踏まえた、重点的支援が必要な地域への取組を充実させます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点的な支援が必要な地域の共通項と効果的な支援策の検討</li> <li>○ 地域状況や地域活動のプロセスに応じた支援を行うための「地域の見守りネットワーク構築支援事業」の充実</li> <li>○ 区局及び社協、地域ケアプラザ協働による重点的な地区別支援の実施</li> <li>○ 市レベルの事例共有、スキル・ノウハウの共有</li> <li>○ 取組を進める上での局内調整や区間調整</li> <li>○ 専門家チームによるアウトリーチ等の仕組みの検討</li> <li>○ 行政が保有する個人情報（医療や介護等の利用実績）を活用した、必要な支援を受けていないと想定される人を把握する仕組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題の把握とその解決に向けた確かな地域支援を行うため、地域の実情や社会資源等の把握と評価（地域アセスメント）の取組の推進</li> <li>○ 地区連合町内会（地区社協）エリア（第3層）における地域アセスメント・地域データ分析等の方法の普及</li> <li>○ 身近な地域（第1～2層）のアセスメント・地域分析を行う手法を検討し、より重点的に支援すべき地域の把握や地域間検討を行う</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザそれぞれが把握している地域情報の共有の充実</li> <li>○ 区レベルでの地域間比較、分析を踏まえた支援策の検討</li> <li>○ 支援が必要な地区への重点的支援の実施</li> <li>○ 類似地区の取組の実践を通じた、効果的な取組の検証</li> <li>○ 必要な支援を受けていないと想定される人への個別アプローチの推進</li> </ul>	

◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

■具体的な取組

<柱 1-1-4>

地域福祉保健推進の環境整備

【現状と課題】

○ 平成 25 年度までに、地域ケアプラザ 130 か所、福祉保健活動拠点 18 か所が整備され、身近な地域で福祉保健を推進する環境が整えられてきています。

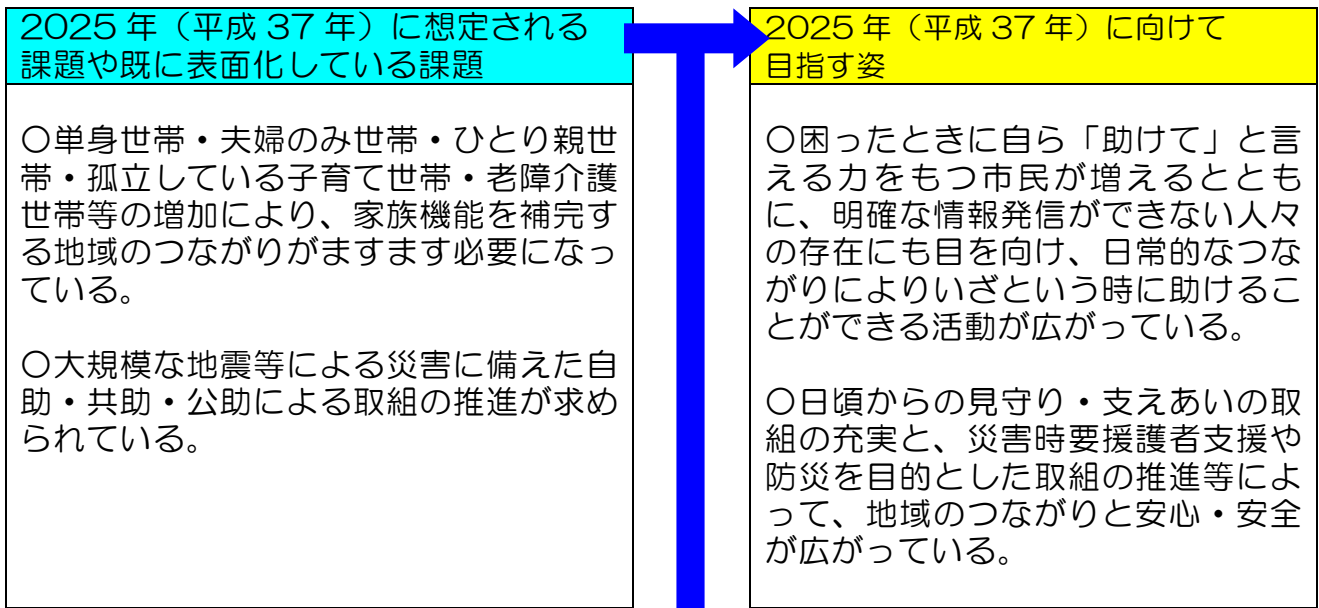
【これからの取組】

日常生活圏域の活動拠点の整備を進め、地域活動の場、活動に関する相談や支援を受けられる場として有効活用できるようにします。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザなど日常生活圏域の活動拠点の整備</li> <li>○ 特に高齢者人口が多い地区には、出張相談を行えるようにするなどのきめ細やかな対応の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢福祉部会・地域ケアプラザ分科会を通じた、地域福祉保健活動の推進のための情報やノウハウ提供や共有の推進</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザと福祉保健活動拠点の場の提供と活動の支援</li> </ul>	

推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

◆重点取組<柱2-1>  
つながりを生かした見守りの充実



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱2-1&gt; つながりを生かした見守りの充実</p>	<p>○より多くの地域で、平常時でも災害時でも、支援が必要な人の存在に周囲の人々が気づき、速やかに的確な支援へつながる仕組みができている。</p>	<p>&lt;柱2-1-1&gt; 平常時における地域主体の見守り活動の充実や災害時要援護者支援の推進</p> <p>&lt;柱2-1-2&gt; 孤立防止や虐待防止等の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ちょっとした変化に気づきつなげる市民を増やす</p> <p>&lt;柱2-1-3&gt; 従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、企業等との連携を介した地域における見守りの仕組みづくりへの支援</p>

◆重点取組<柱 2-1>  
つながりを生かした見守りの充実

■具体的な取組名

<柱 2-1-1>

平常時における地域主体の見守り活動の充実や災害時要援護者支援の推進

【現状と課題】

- 自助・共助・公助の組み合わせによって、災害時などのさまざまなリスクに備えるという考え方が広まってきていますが、具体的な行動には必ずしも結びついていない現状があります。
- 東日本大震災以降、災害時なども含め、日頃から支援が必要な人への取組を推進するためには、自治会町内会等の自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会町内会の役員、ボランティア、当事者団体等との間で対象となる人に関する情報を把握し、あらかじめ共有しておく必要性が再認識されています。
- 地域主体の見守り活動の推進を支援するために、平常時から地域へ見守りのために必要な個人情報を提供できるようにする仕組みづくりに取り組んでいます。
- 平常時の見守り活動が災害時にも役立ち、災害時を想定した支援活動が平常時の地域のつながりにもなるという両面から、地域の支えあいの取組が進む環境整備が求められています。

【これからの取組】

平常時における取組の必要性について市民への普及啓発を行うとともに、「災害時要援護者支援事業」と「ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業」等を通じた地域主体の見守り活動を充実させるための環境整備を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域主体の見守り活動の必要性の普及啓発</li> <li>○ 行政が保有する対象者情報の提供</li> <li>○ 区域における事業推進を支援するための手引き等の整備、他都市を含めた活動事例の収集と紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域における対象者のマップづくり等要援護者の把握や、日常生活から災害時までの支援関係が築けるような仕組みづくりの推進支援</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区における事業推進</li> <li>○ 地域の取組の支援</li> </ul>	

## ＜コラム＞災害に備えた平常時からの要援護者支援の取組

### ○ 災害時要援護者支援の取組とは

災害による被害を減らすには、日頃からの備え（自助）と地域での助け合い（共助）が欠かせません。特に地震等災害発生時に、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者といいます。）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要です。

### ○ 対象者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら守るために、安全な場所に避難するなどの災害時に一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的には要介護の高齢者、障害者のほか、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。

横浜市では、要援護者の中でも特に自力避難が困難と想定される対象者について名簿を作成しています。

【災害時要援護者名簿の対象者】在宅で、次のいずれかに該当する方

①介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

②障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

### ○ 災害時要援護者の把握方法

災害時要援護者支援の取組を進めるためには、まずは地域で要援護者を把握することが重要です。要援護者の把握方法としては、主に次の3つの方式が挙げられます。各地域の実情に応じたやり方が選択され、取組が進められています。

手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式

※その他独自の方式により、要援護者を把握している地域もあります。

### ○ 災害に備えた日頃の取組

要援護者を把握したら、あいさつや声かけ、見守りなどをおした顔の見える関係づくりや地域の支え合いの輪に要援護者自身からも入っていただくための働きかけなど日頃の活動を進めていきます。また、災害発生時の支援方法の検討や訓練等を行い、地域のつながりによる避難支援体制の整備を進めていきます。

～横浜市防災計画の中の「災害に備えた助け合い」のための自助・共助・公助～

自助	共助
<p>【自助の定義】「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておく。</li> <li>・ 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておく。</li> <li>・ 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておく。</li> <li>・ 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておく。</li> <li>・ いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておく。</li> <li>・ 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加する。</li> <li>・ 自分の地域の自主防災組織（自治会町内会等）に関心をもつ。</li> <li>・ 自分の地域の災害時要援護者支援の取組を理解し、顔の見える関係づくりに協力する。</li> <li>・ 行政が保有する個人情報に災害時要援護者支援に利用する意義を理解する。</li> </ul>	<p>【共助の定義】「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくる。</li> <li>・ 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合う。</li> <li>・ こどもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教える。</li> <li>・ 男性も女性も参加する自主防災組織を結成して、地域の防災体制を整える。</li> <li>・ 自主防災組織（自治会町内会等）等は、災害時要援護者との日頃からの関係づくり（声かけ、見守り等）に努めるとともに、地域の災害時要援護者の名簿の作成等を通じて、災害時における安否確認等に備える。</li> <li>・ 自主防災組織（自治会町内会等）等が、災害時要援護者の個人情報を収集しようとする際には、正しい理解のもとに適正な取り扱いを行う。</li> </ul>



公助	
<p>【公助の定義】「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。</p>	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災、減災のための情報提供を行う。</li> <li>・ 災害時要援護者に対する、地域の自主防災組織（自治会町内会等）等による取組の周知、個人情報の利用に対する理解を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の結成を促進し活動を支援する。</li> <li>・ 地域の避難訓練や救急救命講習等の開催を支援する。</li> <li>・ 地域の実情に応じた災害時要援護者支援の取組実施に向けた働きかけを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を地域で支える体制づくりの支援等（行政が保有する名簿の提供等を含む）、区社協、地域ケアプラザをはじめとした関係機関・団体等との連携を強化する。</li> <li>・ 既存の事業者連絡会等の機会を活用して、事業者による協力を依頼する（発災時の利用者の安否確認と区への連絡、災害の備えに関する利用者へのアドバイス、地域で実施されている取組についての利用者への情報提供、行政との協定締結による連携強化等）。</li> <li>・ 特別避難場所となる施設を確保する。発災時に特別避難場所を開設する。平常時から特別避難場所の協力協定締結施設との連携を強化する。</li> </ul>	



◆重点取組<柱 2-1>  
つながりを生かした見守りの充実

■具体的な取組名  
<柱 2-1-2>

孤立防止や虐待防止等の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ちょっとした変化に気づきつなげる市民を増やす

【現状と課題】

- 「無縁社会」「孤立死」「高齢者虐待」「児童虐待」等といった言葉が一般的に知られるようになり、孤立を防ぐ大切さが社会的にも認知されてきていますが、孤立から生じるリスクに対する、自助・共助・公助の組み合わせによる具体的な取組や、市民一人ひとりが予防的に取り組むことの重要性は十分には理解されてはいません。
- 特に、こどもの健やかな成長を支えるために、児童虐待の状況に気づき、迷わず連絡し、家庭を支援するよう、地域のつながりを強めることも求められています。
- また、自殺対策における地域の身近な相談者による予防的な関わりとして、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守りをする「ゲートキーパー」の役割を理解できるように啓発活動を行うことも必要となっています。
- 個人情報の取扱いには配慮が必要ですが、守秘義務や個人情報の保護だけを強調しすぎると、個人を支援する活動にボランティアや住民が参加しにくくなっています。本来、個人情報は本人のメリットになるように活用されるべきものとされており、保護と利用のバランスが重要です。
- 地域活動者が、個人情報の取扱いについて正しく理解し、大切に扱うことで相手との信頼関係を築きながら、情報共有できるようにするための手引きを作成し、普及に努めています。

【これからの取組】

自助・共助・公助それぞれの取組の大切さを示すとともに、つながりをつくるために重要となる「情報共有・情報活用」の取組を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立から生じるリスク別に自助・共助・公助の具体的な役割を例示</li> <li>○ 困ったときに自ら積極的に助けを求めることが困難な人々の存在を視野に入れた上での、自ら発信することの大切さの普及啓発</li> <li>○ 子育て家庭の不安感・負担感を軽減するための様々な取組</li> <li>○ 生活圏域に合わせた様々な相談先の整理と情報提供</li> <li>○ 個人情報保護と利用の方策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自助の取組を支援する啓発や情報提供を行いつつ、SOSを受け止められる地域づくりを推進</li> <li>○ 支援する側・支援される側の区別なく、担い手に向けても SOS を発信できることの必要性を啓発</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民向けの啓発、講座等の実施</li> <li>○ 自助・共助の取組への支援、公助の実施</li> </ul>	

～孤立から生じるリスク別の自助・共助・公助の具体的な役割～

○「孤立死予防」のための自助・共助・公助（例）

自助	共助
<p>&lt;自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に外出することや、人との関わりをもつことも健康維持の一つとして実践する。</li> <li>・日頃から心身の健康管理を心がける（自分を大切にする）。</li> <li>・近隣と日常的にあいさつができる関係をつくっておく。</li> <li>・日頃から、近隣や知人など人との関わりをもち、いざという時に協力してもらえ関係をつくる。</li> <li>・自分が利用できる公的機関や担当の民生委員等を把握しておく。</li> <li>・緊急の際の連絡先を記したものを、比較的わかりやすいところにセットする。</li> <li>・緊急の際の連絡先を信頼できる近隣、事業者、公的機関に伝達しておく。</li> <li>・必要に応じ、有償の見守りサービス、鍵預かりサービスなども活用する。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力でできることに取り組めるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣同士で顔の見える関係をつくる。</li> <li>・外出できる居場所、活躍できる出番をつくる。</li> <li>・民生委員等によるひとり暮らし高齢者等に対する定期的な訪問や、サロンや食事会のような交流の場における、日常的な見守り活動を行う。</li> <li>・異変のサイン（いつも見かける時間や場所に現れない、洗濯物・新聞・照明等が不自然な状態になっている）に気づいたら、近隣同士で声を掛け合いつつ、民生委員、地域ケアプラザ、区役所等に連絡する。</li> <li>・地域で見守りを行っている関係者同士が情報共有できるようにするためのネットワークを構築する。</li> <li>・存在は把握しているが支援につながっていない人をネットワークの中で見出し、支援につなぐ方策を検討していく。</li> </ul>



公助	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<p>&lt;個別支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険等の公的サービスの利用に向けた支援をする。</li> <li>・定期的な見守りが受けられるようにするための情報提供や調整をする。</li> <li>・公的な保健、医療、福祉のサービスに結びついていない人を把握し、アプローチする、</li> <li>・健康管理のための支援、保健指導、医療との調整をする。</li> </ul> <p>&lt;普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣や地域全体で理解することによって自助の取組が生きることあらゆる機会を通して広く周知する。</li> <li>・単身者であれば誰にでも起り得ることであること、老老介護や老障介護の世帯にも共通する自助を高める取組であることも知らせる。</li> <li>・屋内で体調を急変させる行動の予防を普及啓発する（脱水、熱中症、急な温度変化による血圧変動、転倒、泥酔状態での入浴など）。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力だけでは取り組むことが難しい活動に対する支援を行う&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が保有する個人情報の提供を検討する。</li> <li>・見守りが必要と考えられる対象者名簿を地域に提供するための仕組みを構築する。</li> <li>・ケアマネジャー等の事業者と民生委員等との顔が見える関係づくりの場を設定し、ネットワーク構築を支援する。</li> <li>・地域の見守りにより把握された情報を受け止め、協議、対応し、結果をフィードバックし、個別課題から見出される地域課題についてともに検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・福祉施設等と、自助の支援の強化や地域による共助との連携の必要性について、共通認識を図る。</li> <li>・事業者間のネットワークの強化により気づきの目を広げる。</li> <li>・警察や消防と連携し緊急的な対応を行う。</li> </ul>	

～孤立から生じるリスク別の自助・共助・公助の具体的な役割～

○「児童虐待防止」のための自助・共助・公助（例）

自助	共助
<p>&lt;自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子育て支援事業に参加し、子育て仲間をつくる。</li> <li>・ 子育てに困った時や虐待の通報や相談の連絡先である、区役所や児童相談所の連絡先を知っておく。</li> <li>・ 隣近所との挨拶や、地域のお祭りなどの参加を通して、いざという時に助けてもらえるような関係を近隣に作っておく。</li> <li>・ 用事やりフレッシュのために、保育所等の一時預かりサービスを活用する。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力でできることに取り組めるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近所の子育て中の家族に対して関心を持ち、声かけをすることから、日常的にあいさつできる関係をつくる。</li> <li>・ 虐待の疑いや事実を発見したら、躊躇せずに通報する。</li> <li>・ 地域で子育てをしている親子の交流の場をつくる。</li> <li>・ 近隣で子育てに困っていて相談が必要な場合や、虐待の疑いがある場合の連絡先を共有する。</li> <li>・ 子育て中の親子と地域住民との交流の場をつくる。</li> <li>・ 地域で子育て支援に取り組む関係者同士が連携し、支援を必要とする家庭に対し、それぞれの立場でできる見守りを実践する。</li> </ul>



公助	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<p>&lt;個別支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待をしてしまったり、しそうな場合の相談を受ける。</li> <li>・ 妊娠届提出時から子育てに関する相談を行い、妊娠・出産・子育てに関するサービスの利用に向けた支援を行う。</li> <li>・ こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を行い、親の悩みを聞き、子育て情報の提供や必要な支援との結び付けを行う。</li> </ul> <p>&lt;普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが泣いて困った場合の対応（「乳幼児揺さぶられ症候群（子どもを無理に泣きやまそうと強く揺さぶり、脳などに障害を及ぼすこと）の防止）やこどもとの向き合い方の講習を行う。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力だけでは取り組むことが難しい活動に対する支援を行う&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止の研修を地域で開催し、いまの子育て事情や、虐待に気づいたときの連絡先を周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待予防の観点から、地域における子育て支援の必要性を伝える研修を、地域住民や子育て支援機関（例：保育所や幼稚園）に向けて実施する。</li> <li>・ 児童虐待防止の連絡会や研修会を開催し、虐待などが心配な家庭に気づいた時に相談や連絡ができるよう、支援者・関係機関同士で顔の見える関係づくりを行う。</li> </ul>	

～孤立から生じるリスク別の自助・共助・公助の具体的な役割～

○「高齢者虐待防止」のための自助・共助・公助（例）

自助	共助
<p>&lt;自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭は、周囲の人にその事情を伝え知っておいてもらうよう努める。</li> <li>・介護は長期にわたることも多く、家族だけでがんばっても限界があることから、一人で抱え込まず、社会サービスの利用や、専門機関、地域のネットワークを上手に活用する。</li> <li>・高齢者虐待が起こる理由の一つに「人間関係の不和」があり、そこには認知症の問題が関係していることも多い。認知症は病気であり、治療の可能性や対処の仕方によって症状が改善することもあるので、早めに専門家に相談する。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力でできることに取り組めるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民は、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭や一人暮らしの高齢者をやさしく見守り、声をかけるなどして、地域から孤立させない。</li> <li>・社会サービスや地域のネットワークを上手に利用して、介護者に負担がかかりすぎないように、地域で協力する。</li> <li>・万一虐待に気づいたら、早めの対応が、虐待の深刻化を防ぐことになるため、早めに各区の虐待相談窓口にご相談する。</li> </ul>



公助	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<p>&lt;個別支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス等の情報提供を行い、介護負担の軽減が図れるよう支援する。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力だけでは取り組むことが難しい活動に対する支援を行う&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者の孤立を防ぐため、家族会や交流会等の運営支援、参加支援を行う。</li> <li>・地域のネットワークを構築するため、虐待防止連絡会等を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者及び地域住民に対し、高齢者虐待防止についての意識の啓発を行うとともに、広く認知症や介護方法に関する正しい理解を普及する。</li> </ul>	

◆重点取組<柱 2-1>  
つながりを生かした見守りの充実

■具体的な取組名

<柱 2-1-3>

従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、企業等との連携を介した地域における見守りの仕組みづくりへの支援

【現状と課題】

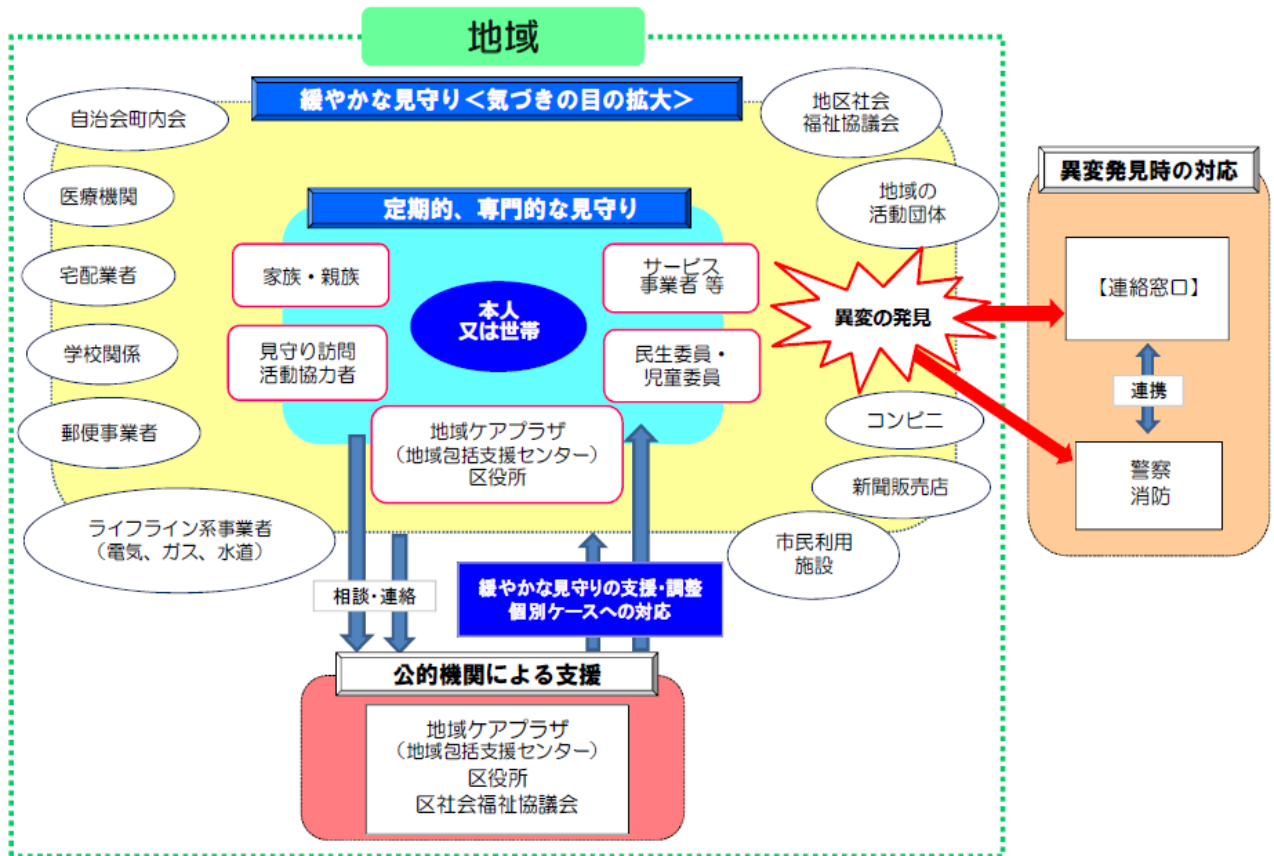
- 一人暮らし高齢者や災害時要援護者に対する地域における見守りは充実してきていますが、介護保険、障害福祉、生活保護といった制度やサービスの対象にはならない人々について、孤立し、気づきの目が届かず、必要な時に的確な支援を受けられずにいる場合があります。
- 気づきの目を広げ、必要な時に的確な支援につなげられるための、地域における把握と見守りの仕組みづくりが求められています。
- このような事態が社会問題化したことにより、ライフライン（電気、ガス、水道）、郵便、新聞、宅配等の事業者による見守り体制が広がっています。

【これからの取組】

地域主体の見守り活動の充実に応じて、それを補完するための仕組みのあり方の検討や、事業者間のネットワークの強化を進めることにより、気づきの目を広げます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暮らしにくさを感じている、孤立している子育て家庭・ひとり親世帯・老障介護・生活困窮者・在住外国人などを含めた地域主体の見守り活動のあり方の検討</li> <li>○ 事業者による異変の発見や地域住民等による気づきの目の拡大</li> <li>○ 企業との連携による見守りの大切さのPR活動（例：こども虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」PR）</li> <li>○ 既存の仕組みやネットワークでは把握しにくい対象の存在や抱えるニーズに気づくための方策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉に理解のある商店等を増やしていく取組の推進</li> <li>○ 認知症サポーター養成講座や障害理解講座等の手法を活かした啓発</li> <li>○ スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、商店街等日常生活上の住民との接点の多い企業等と協働し、暮らしの中での見守り活動を普及</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状把握と課題分析による地域ニーズの整理</li> <li>○ 対象者を広げた見守り活動の推進支援</li> <li>○ 気づきの目を広げるためのネットワークづくり</li> <li>○ 既存ネットワーク（区子育て支援ネットワーク、自立支援協議会等）の連携によるセーフティネットの機能充実</li> </ul>	

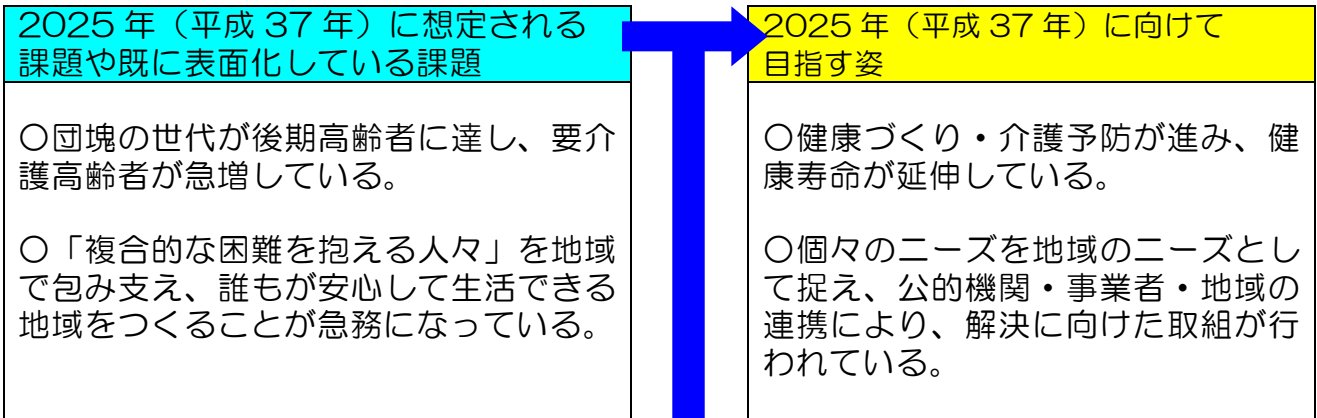
<定期的、専門的な見守りと緩やかな見守りのイメージ>



横浜市孤立予防対策検討委員会報告書（平成 24 年 10 月）より引用

**推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる**

◆重点取組<柱 2-2>  
安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 2-2&gt; 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり</p>	<p>○2025年に想定される要介護高齢者の急増や少子化の進展等を意識し、個別課題を地域課題につなげ、身近な地域で生活課題を把握・調整・解決し、区域や市域の取組に反映させる仕組みが機能している。</p>	<p>&lt;柱 2-2-1&gt; 個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支え続ける仕組みづくり</p> <p>&lt;柱 2-2-2&gt; 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と新たな取組の創出</p> <p>&lt;柱 2-2-3&gt; 健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組充実</p> <p>&lt;柱 2-2-4&gt; 保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実</p> <p>&lt;柱 2-2-5&gt; 地域ケアプラザがその機能と人材を生かすための環境づくり</p> <p>&lt;柱 2-2-6&gt; 地域福祉保健人材の育成</p> <p>&lt;柱 2-2-7&gt; 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり</p> <p>&lt;柱 2-2-8&gt; サービスの質を向上させる仕組み</p>

◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名

<柱 2-2-1>

個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支え続ける仕組みづくり

【現状と課題】

- 個別支援が必要な状態であるにもかかわらず、福祉保健サービスを利用せず、どこに相談してよいかわからない、福祉保健サービスや経済的な支援は受けたくないで相談しない、セルフネグレクト\*1により健康などに害が及んでいる、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）\*2を受けているが自ら相談できる状態にないといった状況にある人がいます。
- 状態が悪化した時に個別支援が的確に届くことも重要ですが、支援につながらず様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき、長期的な視点で見守り、支えていくことの必要性についても、幅広い関係者と協議することが重要です。
- 個別支援としてのアプローチが難しい状況において、支援のあり方を決めていくためには、日常的で断片的とも見える情報の中に、解決の糸口が見つかる可能性があります。そこに、長い目で幅広く情報を集積していく意義があり、そういった情報が支援者側に集積される仕組みづくりが重要です。
- 幅広い関係者により協議する場が全くない現状ということではありませんが、その場の生かし方を改めて確認する必要があります。

【これからの取組】

個別支援と地域支援のそれぞれに従事する区役所、区社協、地域ケアプラザの職員だけではなく、医療、介護、障害者支援、子育て支援、住まい等の専門機関や施設を含んだ職員連携による、担当地区や区域に関する情報共有と課題分析の場づくりを推進します。

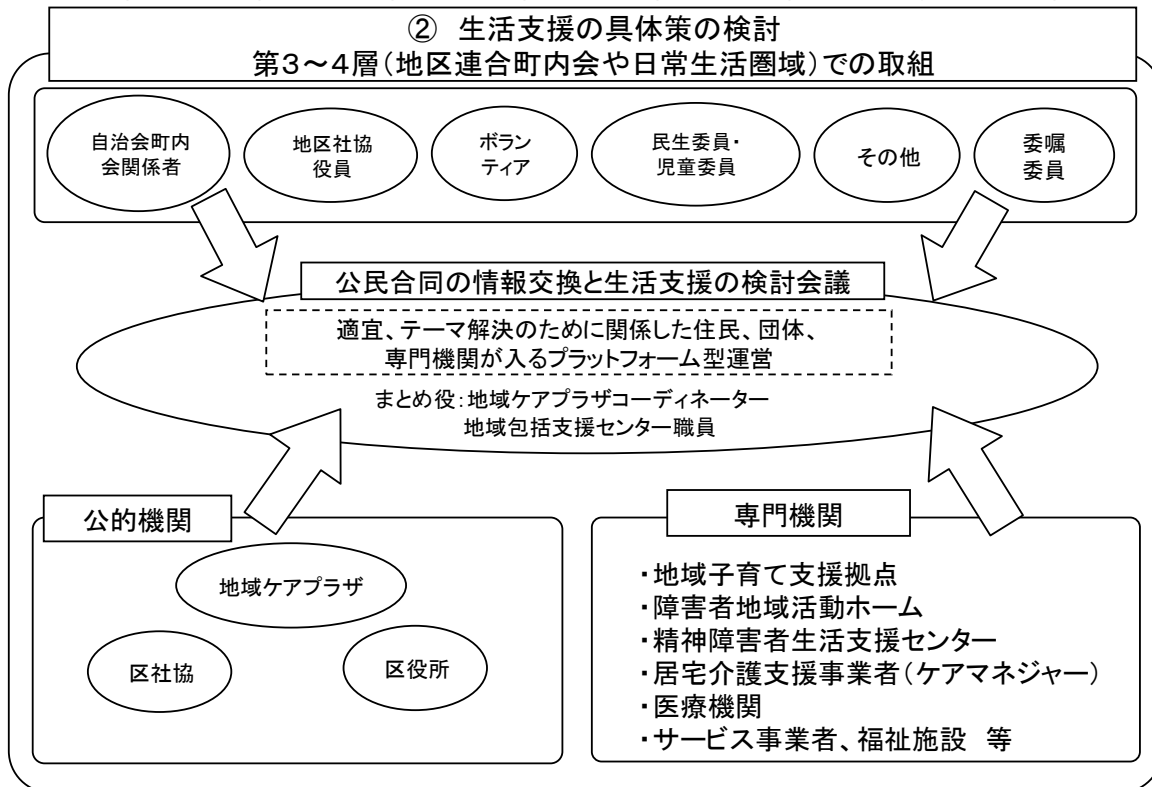
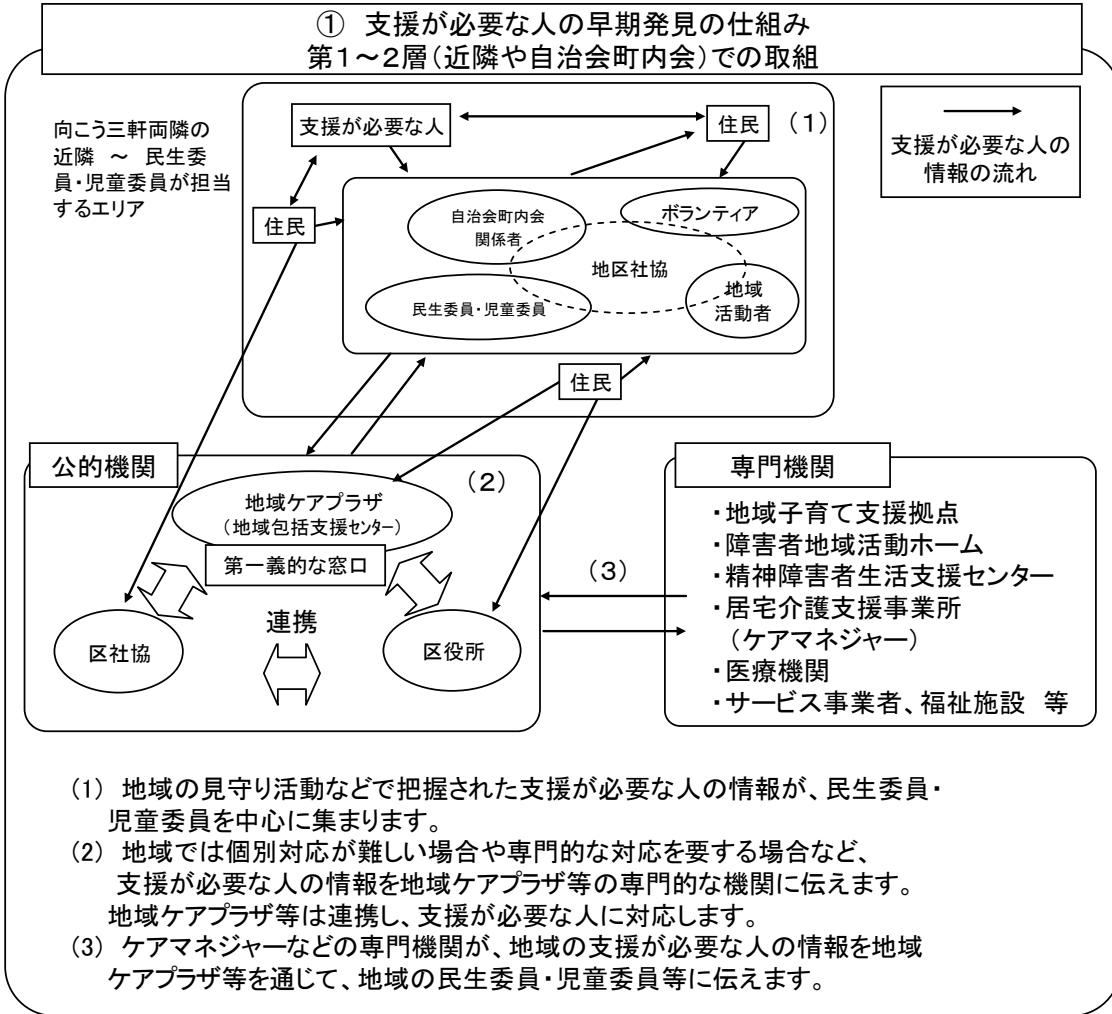
市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援と地域支援の地区担当者が一堂に会する場の充実</li> <li>○ 公と民が連携した相談支援の仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等と協力して行う見守りやニーズ把握の新たな仕組みや、既にある活動の中からニーズを把握する仕組み等を区社協等とともに開発</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分野横断による組織間等の情報共有・情報集積・課題分析・取組検討の実施</li> <li>○ 民生委員・児童委員等による地域の要援護者把握の取組との一層の連携や支援を進めるほか、地域住民等と協力して行う見守りやニーズ把握等の新たな仕組み、既にある活動の中からニーズを把握する仕組み等を検討・実施</li> <li>○ 地域における対応が困難な課題についての公的機関の役割の検討</li> </ul>	

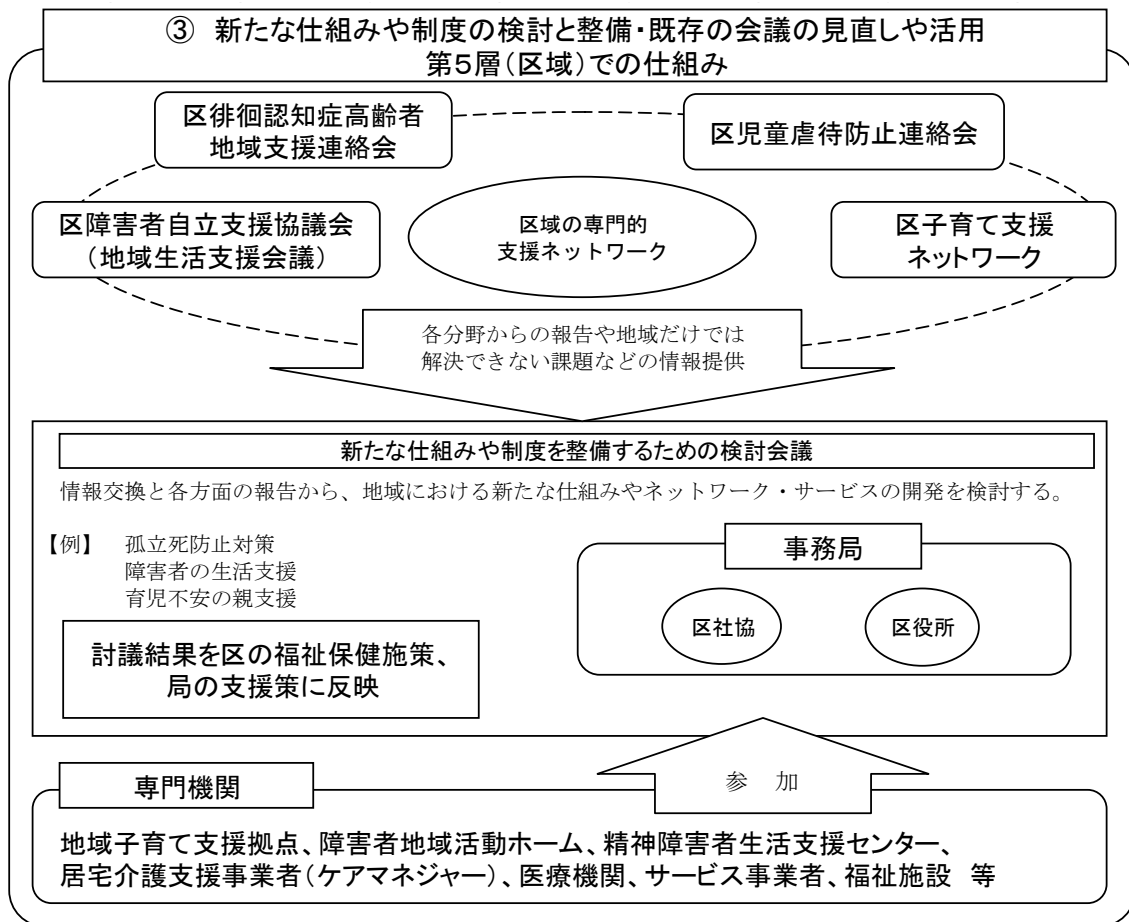
\*1 セルフネグレクト：飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する力がないため、安全や健康が脅かされる状態

\*2 DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あった）相手から振るわれる暴力



～公と民が連携した圏域に応じた相談支援の仕組みづくり（例）～





① 支援が必要な人の早期発見の仕組み

- 配食サービス・会食会、サロン活動、ちょっとしたボランティア活動等をする中で、地域で気になる人の情報が把握されたら、住民やボランティアから民生委員・児童委員等を通して公的機関にその情報が届き、具体的な支援につながる仕組みを充実させます。また同様に、専門機関の相談事業や事業者のサービス等の利用者が地域のサポートが必要な人の情報が、公的機関等を通じて民生委員・児童委員などに伝わるようにします。

② 生活支援の具体策の検討

- 民生委員・児童委員等に情報提供する身近な地域の協力が増えるよう、公的機関は区民生委員児童委員協議会、地区社協等と協力して、この取組を進めます。
- 支援が必要な人に対して、行政や地域がどのような支援を行うのか検討する場を設けます。具体的には、地域ケアプラザがコーディネーター役となり、専門機関や民生委員・児童委員などの地域人材の参画を得て、見守りネットワーク等で把握された課題への対応策を検討します。

③ 新たな仕組みや制度の検討・既存の会議の見直しや活用

- すでに実施している様々な区域の専門的支援ネットワークからの報告や情報を活用し、区内の公的機関やサービスに関わる事業者などによる実務者レベルの検討会議を開催し、地域や個々の専門機関だけでは解決できない課題を明確にし、新たな仕組みや制度の整備を検討します。

◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名

<柱 2-2-2>

地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と新たな取組の創出

【現状と課題】

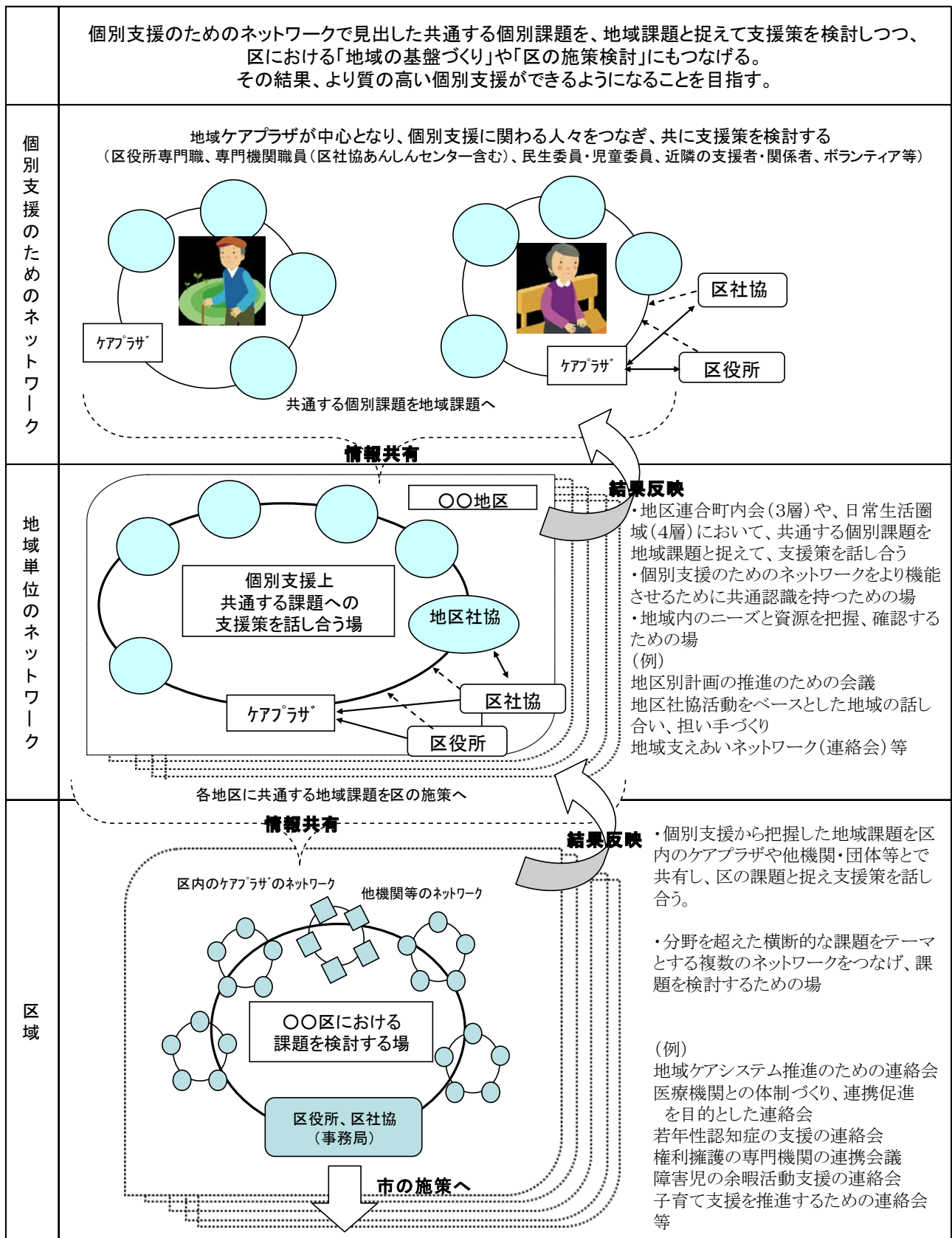
- 地域や個々の専門機関だけでは解決できない地域の生活課題を明確にし、それを解決するための新たな仕組みや取組を創り出すことが求められています。
- それに向けては、地区別計画の策定・推進の仕組み、区域の専門的支援ネットワーク、区内の公的機関やサービスに関わる事業者・施設などによる実務者レベルの検討会議などから得られる情報をより一層活用できるようにしていくことが必要です。

【これからの取組】

1～2層（近隣）、3～4層（地区連合町内会や日常生活圏域）、5層（区域）、6層（市域）の各圏域において、地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みが充実し、それらの各圏域の仕組みが連動することにより、地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境を整備します。（柱 1-1-2、柱 1-1-3、柱 2-2-1 を踏まえた取組）

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各分野別の仕組み（高齢者支援分野における「地域ケア会議」、障害者支援分野における「地域自立支援協議会」、こども家庭支援分野における「横浜子育てSOS 連絡会」など）との連動を見据えた効果的で効率的な仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1～3層、4層、5層、6層の各圏域における仕組みや取組を充実させ、地域ケアプラザ、区社協、地区社協等地域関係者等と連携し、地域ニーズを捉えた新たな取組を創出</li> <li>○ 地域住民の主体的参画の下で、区社協・地域ケアプラザなどが協働して地域課題を把握・調整・解決する仕組みを構築・運営するために、連絡調整・ノウハウ提供・人材育成等の支援を推進</li> <li>○ 身近な地域の中での交流とニーズ把握の場づくりや、単位町内会レベルの見守り活動の推進等、前期活動計画でのモデル事業の成果を踏まえて、他の地域への情報提供・普及を推進</li> <li>○ 区域における課題検討の場づくりを支援するとともに、区域で解決が困難な課題等市域の課題の解決に向けた検討の場づくりを推進</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケア会議、自立支援協議会、児童虐待防止連絡会、子育て支援ネットワーク等で明らかになった地域の課題を区域で共有し、検討・調整・解決する協議の場を拡充</li> <li>○ 1～2層、3～4層、5層の仕組みを用いた地域の生活課題の把握・調整・解決に向けた支援</li> <li>○ 5層における取組の充実</li> <li>○ 6層における施策への提言</li> </ul>	

地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と  
各層の仕組みの連動により地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境整備

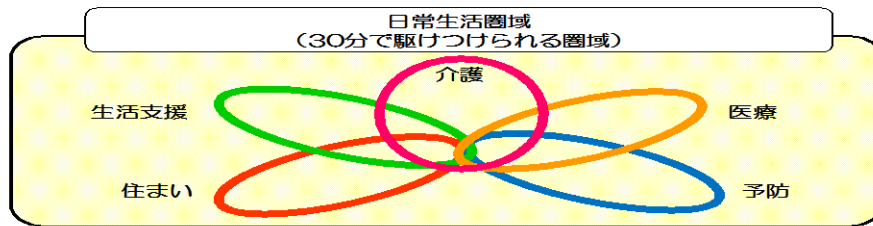


<コラム> 高齢者支援分野における「地域ケア会議」について

団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護者となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、厚生労働省では、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進しています。

地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめる必要があります。これを実現するための有効な手段として「地域ケア会議」を促進していくことが求められています。

地域包括ケアシステムの実現に向けた5つの取組



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

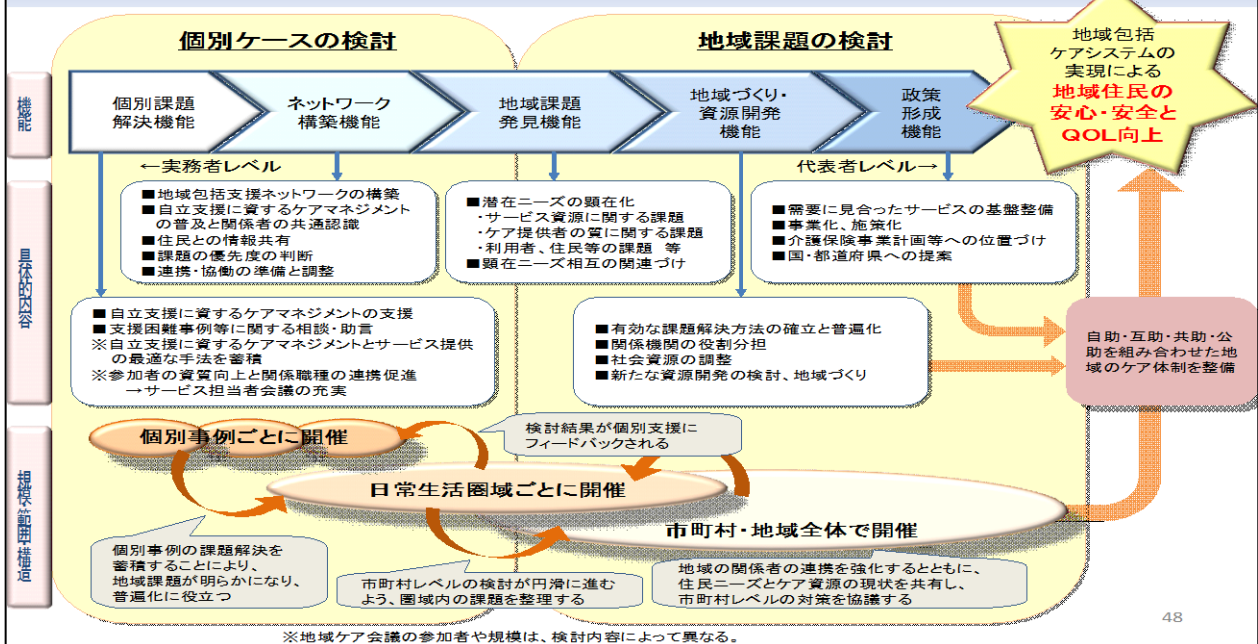
地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

～地域ケア会議の具体的な機能～

- ①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、
- ④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能（平成25年3月厚生労働省老健局作成資料より引用）

「地域ケア会議」の5つの機能

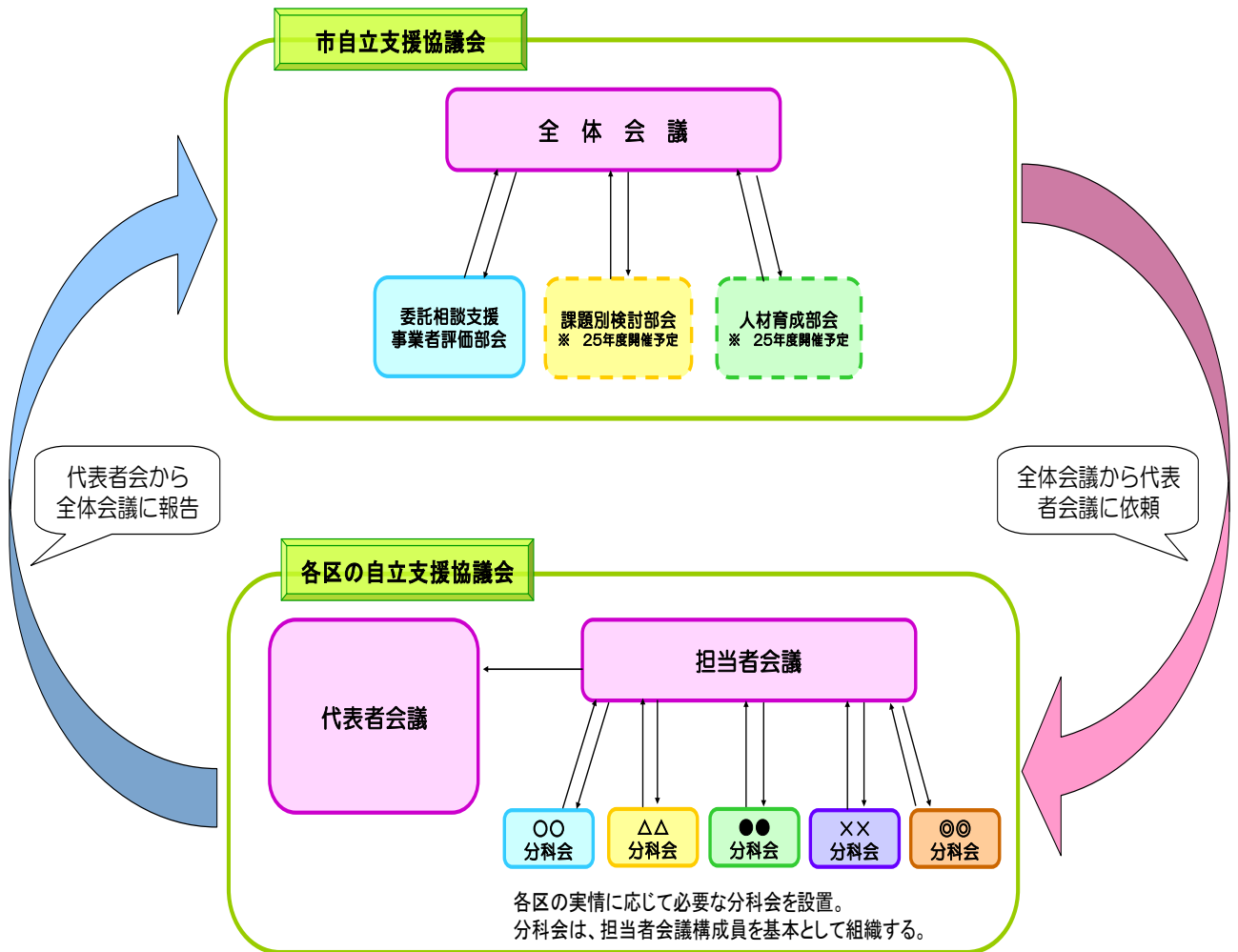


※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

<コラム> 社会福祉協議会が取り組む「身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進」  
(仮題・調整中)

<コラム> 障害者支援分野における「地域自立支援協議会」について

- 障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としています。
- 横浜市では、平成 18 年に横浜市障害者自立支援協議会を、各区に区域自立支援協議会を順次設置することとし、平成 23 年に全区で区域自立支援協議会が開催されるようになりました。
- 区協議会では、連携体制を確立するとともに課題を解決するため、ライフステージごとに生じる課題やその時々テーマを取り上げて部会やワーキングを設置し、情報交換や協議を行っています。また、市協議会では、各区で協議された内容を市全域で共有したり、市全域で共通する課題を検討しています。



◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名

<柱 2-2-3>

健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組充実

【現状と課題】

- 安心して健やかに暮らし続けるために、寿命を延ばすことだけではなく、その内の健康な期間を延ばす（健康寿命の延伸）という考え方が重視されるようになっていきます。乳幼児から高齢期までの各ライフステージ（人生の節目、段階）に合わせ生活習慣を改善することが有効であると考えられています。
- 不眠や食欲不振など、こころの健康問題が身体の問題として表れることも多くあります。こころと身体は一体であることを理解し、こころが疲れていることに早く気づき、早めに対処することが大切です。
- 地域においては、保健活動推進員、民生委員・児童委員、食生活等改善推進員、認知症サポーター等の地域人材によって、誰もが関心があり、楽しんで参加できる健康づくりをテーマとした取組が実施されています。
- これらの活動者の主体的な取組を一層進めることで、活力ある地域づくりや住民相互のつながりをさらに深め、身体とこころの健康の維持・増進につなげ、効果を上げている地域があります。
- また、多くの地域で、地域主体の見守り活動が盛んに行われていますが、こういった活動にも、体調の維持・管理、感染症予防、身体とこころの健康づくり等の要素を取り入れていくことで、見守りを必要とする方々のみではなく、見守る側の人々も安心して活動に取り組めるなど、必要性が理解されてきました。
- 健康は個人の問題ととらえられがちですが、地域の健康づくり活動を進め、健康寿命を延ばしていくには、仲間づくりや活動の場づくりなどの環境整備も進めることが求められています。

【これからの取組】

地域における健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の充実を支援します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくりの意識、知識を高め、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組む市民を増やす</li> <li>○ 地域主体の活動が継続しやすい環境を整える</li> <li>○ 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みを充実させ、新たな取組を創出するなか、健康づくりや健康維持、健康寿命の延伸といった保健の視点を盛り込み、福祉保健の一体的・効果的・効率的な活動を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人クラブとの連携推進や、老人福祉センターなどによる元気な高齢者の健康づくり等の取組の検討・支援・広報</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親子の交流サロンのような、地域における既存の取組に対して、健康づくりや健康寿命の延伸の視点を加えることにより、その取組の効果がさらに高まるような工夫を提案</li> <li>○ 保健活動推進員や食生活等改善推進員など健康づくりの核となる人材が、自治会町内会や老人クラブなどの様々な活動や、地域を会場とした継続的な健康づくり活動で、地域の健康づくりリーダーとして役割を發揮できるよう支援</li> <li>○ 地域住民や当事者の健康課題について考える場を継続実施し、予防策や対応策に地域が協力して取</li> </ul>	



り組めるよう、公的機関の専門職が支援

- 認知症サポーター（キャラバンメイト）など、保健や予防・健康について学習する人材の育成
- さまざまな活動を活用した健康に関する情報提供の充実

～「一人ひとりの健康づくり」のための自助・共助・公助（例）～

自助	共助
<p>&lt;自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともに健康づくりに励む仲間をもつ。</li> <li>・ライフスタイルに応じて無理なく継続できる健康づくりの習慣をもつ。</li> <li>・睡眠や休養をとるなどして、こころの健康を維持する習慣をもつ。</li> </ul>	<p>&lt;地域の力でできることに取り組めるようにするための例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区や関係機関との協働で、地域主体の健康づくり活動に取り組む。</li> <li>・保健活動推進員、食生活等改善推進員、認知症サポーター等の取組に地域ぐるみで協力する。</li> <li>・学校ぐるみや職場ぐるみの健康づくりの知識の普及や実践に努める。</li> </ul>

ライフステージ別行動目標（第2期健康横浜21より引用）

行動目標		育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	穏りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかり食べる	野菜たっぷり・塩分少なめ バランス良く食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯磨き	定期的に歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日楽しくからだを動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く・外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠とってしっかり休養	
生活習慣病の重症化予防			定期的にかん検診を受ける 1年に1回特定検診を受ける	



公助

自助を高める取組	共助を推進する取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の健康状態を知る機会づくり</li> <li>・健康に関する情報を得やすい環境づくり</li> <li>・健康づくりに参加できる機会の充実</li> <li>・取組継続を促がす仲間づくりの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の健康づくりグループの活動支援</li> <li>・事業所など職域での取組の強化</li> <li>・地域住民が主体となった取組への支援</li> </ul>

- ・民間企業を含めた様々な関係機関・団体と連携した、波及効果の高い普及啓発の実施
- ・身近な場所での専門的な相談が受けられる体制づくり
- ・健康づくりに関心が低く、時間的ゆとりのない層への働きかけのための社会環境の整備
- ・健康によい行動の成果が見えるしかけづくり

◆重点取組<柱 2-2>  
 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名  
 <柱 2-2-4>

保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実

【現状と課題】

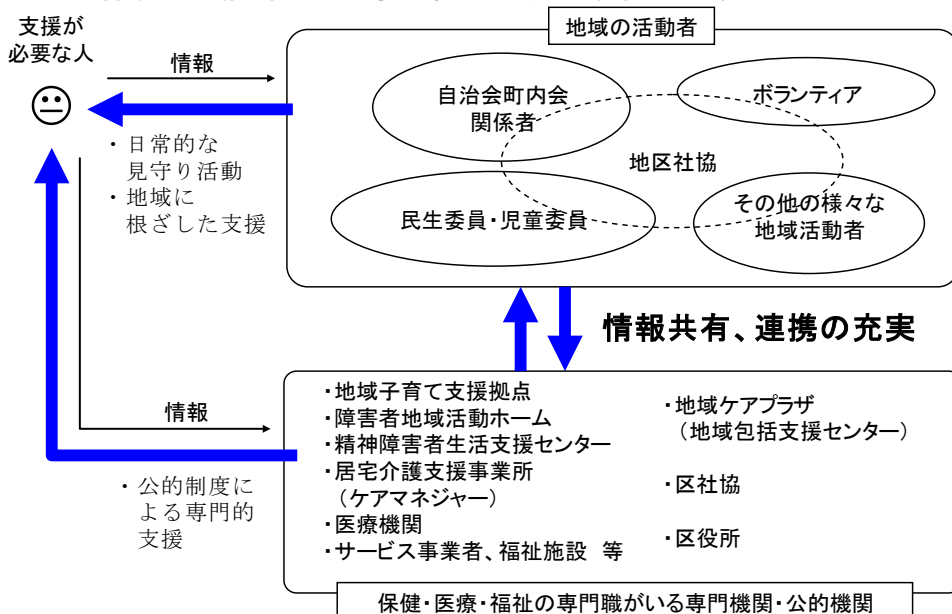
- 専門的な相談機関は、地域の活動者に対して、日常の見守り活動の様子を知らせてほしいと依頼をすることがあります。地域の活動者は様々な工夫をして情報を集めて伝えますが、相談機関が召集するカンファレンス（支援方針等の検討会議）には地域の活動者を交えにくく、そこで決定された役割（「地域で見守ってください」など）だけが別途伝達されることが見受けられます。
- 相談機関側の守秘義務により、情報共有できる範囲に限りがある場合でも、地域の活動者に役割を求める際に、適切でタイムリーな情報提供が行われることは支援の質を高めるうえで大切なことです。相談機関側からの情報提供が乏しいことにより、地域の活動者による支援の困難さやモチベーション（動機付け、やる気）の低下につながっている場合もあります。
- お互いの活動を支え合えるように、特に相談機関側は地域の活動者の役割や機能を認識することが必要です。

【これからの取組】

保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実に向けて、相談機関に対する啓発に取り組みます。

市	市社協
○ 地域の活動者の強みと相談機関の強みを明確に認識できるよう、相談機関側に地域との連携に関する啓発を行うことにより、地域主体の取組がより生きる環境整備を推進	○ 地区社協等の地域福祉保健活動団体との連携を深めるための取組を推進
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
○ 相談機関に向けた、地域活動者との連携のあり方や互いの役割を理解する研修・啓発等の実施	

保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携イメージ



◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名

<柱 2-2-5>

地域ケアプラザがその機能と人材を生かすための環境づくり

【現状と課題】

- 地域ケアプラザは、日常生活圏域に設置されている唯一の公的機関（平成 25 年 4 月現在、130 か所整備）であり、身近な相談窓口かつ地域支援の最前線として多くの市民から期待され、その役割はますます重要になっています。
- 地域ケアプラザは、地区別計画の推進をより一層推進する役割を果たしながら、把握した地域の課題を区域・市域に情報提供していくことも期待されています。
- 地域活動・交流部門のコーディネーターは、地域ケアプラザ内で OJT を行える環境が少ないため、経験の浅い者は疑問や課題を慢性的に解決できない状況を招きやすく、ベテラン層は切磋琢磨する同僚がいないことが課題となっています。地域支援の質をさらに高めていくためにも、ベテラン層のこれまでの実践が、地域ケアプラザ全体の質の向上に結びつく環境づくりが必要になっています。

【これからの取組】

地域ケアプラザに地域活動・交流部門と地域包括支援センターが置かれていることを最大限に生かせる環境をつくります。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な情報が集まり、あらゆる人の相談を受け止められる身近な公的機関として、地域ケアプラザが充実していくための事業の実施</li> <li>○ 地域ケアプラザによる具体的支援が困難な場合に、他の的確な機関がそれを受け止め、引き継ぎ対応する体制の充実</li> <li>○ 地区別計画に位置づけられた地域福祉保健活動への支援に地域ケアプラザが取り組みやすい体制づくり</li> <li>○ 地域ケアプラザを支援する区及び区社協の役割のあり方の指針づくり</li> <li>○ 市社協との協働による、所長に対する地域マネジメントに関する研修や、ベテラン層向けも含めた地域活動・交流コーディネーターに対する研修の充実</li> <li>○ 地域包括支援センター職員向け研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザ（地域包括支援センターを含む）と区社協の協働の円滑化を図る</li> <li>○ 地域ケアプラザ分科会の運営</li> <li>○ 地域支援を行う人材への支援の一環として、区社協が地域ケアプラザの地域活動・交流コーディネーターへの支援に力を発揮できるような、情報提供や技法の習得等の支援</li> <li>○ 市との協働による、所長に対する地域マネジメントに関する研修や、ベテラン層向けも含めた地域活動・交流コーディネーターに対する研修の充実</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザに、地域活動・交流部門と地域包括支援センターが置かれている強みをより生かせるようにするための支援の充実（区・区社協）</li> <li>○ 区地域ケアプラザ所長会、各種専門職連絡会（包括センター区連絡会、区コーディネーター連絡会等）の充実</li> <li>○ 地域ケアプラザ同士の交流を通じた実践的な研修の実施</li> <li>○ 区社協が機能として持っている部会・分科会・連絡会等のネットワークを地域ケアプラザとつなげることによる支援</li> <li>○ 地域ケアプラザエリアを超えた地域支援の調整</li> <li>○ 指定管理者制度導入施設における協定書等に基づく適切な管理運営指導や、事業実績評価をツールとした、指定管理者の主体的な取組及び区との協働による取組の促進（区）</li> </ul>	

◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名

<柱 2-2-6>

地域福祉保健人材の育成

【現状と課題】

- 市民のコーディネート機能と公的機関職員（区、区社協、地域ケアプラザなど）に求められるコーディネート機能を次のように整理し、人材育成に生かしてきました。
- 2025 年に向け、今後ますます地域の生活課題が複雑・多様化するなかでは、コーディネート機能をより高め、地域支援を推進していく人材の育成がさらに求められています。

地域福祉コーディネーター分科会報告書（19 年 3 月）抜粋

3 市民のコーディネート機能

(2) 地域福祉コーディネーター機能

コーディネート機能の一般的な内容は次のとおりです。

- (ア) 当事者の立場に立ち、寄り添い、支える。
- (イ) 支援が必要な人を支援につなげる。
- (ウ) 地域福祉の担い手を育てる。
- (エ) 地域の課題を発掘し、活動をつくる。

4 公的機関のコーディネート機能との有機的連携

(1) 市民と公的機関のコーディネート機能の有機的連携

市民がコーディネート力を付け、その力を発揮するにあたって、公的機関の職員としてコーディネート機能を果たすコーディネーターが「つながり」を理解し、それを実践していくことが、大きな力となります。公的機関において職責としてコーディネート機能を実践する職員は、地域社会というものの一般的な成り立ちや仕組みを理解するとともに、さらに働き掛けようとしている地域の固有の特徴や仕組み、キーパーソン（特に市民の側でコーディネート機能を果たしている人たち）などをよくつかみ、スムーズに地域に入っていくことが求められます。

(2) 公的機関のコーディネート機能への期待

市民側からみて、公的機関のコーディネート機能に期待するもの

- 1 ニーズを受けとめる機能
- 2 地域活動を側面的に支援する機能
- 3 地域活動を継続的に支える機能

- また、2025 年には要介護者が現状の 1.8 倍に増えることから、現行の保健・医療・福祉サービスの水準を維持しようとするれば、1.8 倍の保健・医療・福祉のマンパワーを確保しなければならないこととなります。
- 保健・医療・福祉の養成機関に働きかけ、将来の人材を確保するとともに、資格を持ちながら働いていない人が活躍する場を提供できるような仕組みが求められています。

【これからの取組】

区、区社協、地域ケアプラザなどの公的機関職員や市民を対象として、コーディネート機能を高めるための研修や講座等を実施します。

また、保健・医療・福祉人材の養成を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的機関職員を対象とした地域福祉コーディネーター養成研修の充実</li> <li>○ 区域における公的機関職員向け講座を企画する者向けの研修の実施</li> <li>○ 福祉保健カレッジの拡充</li> <li>○ 保健・医療・福祉人材の養成と確保策の検討、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉保健活動従事者の人材不足に優先的に対応するべく研修等人材開発の取組を充実させるほか、区社協や福祉保健カレッジ参加機関との連携により区域への出張型研修の実施について検討</li> <li>○ 専門職の養成プログラムに、地域福祉保健活動者との連携・協力の重要性を織り込む</li> <li>○ 市域の課題に対応する地域福祉保健活動の担い手育成については、市とともに対応の検討を行い、育成の取組を担う</li> <li>○ 市と協働し地域福祉コーディネーター養成研修を企画実施する</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区ボランティアセンターや地域ケアプラザ等、地域関係機関との連携による、地域人材の発掘、育成</li> </ul>	

◆重点取組<柱 2-2>  
 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名  
 <柱 2-2-7>  
 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員は、高齢者から子どもまでを対象に、地域のよき相談役として様々な活動を行っています。民生委員・児童委員は、福祉のサービスを利用しやすいよう側面から支援し、相談機関などへの橋渡しをすることがあります。また、利用者がサービスを利用する過程を「見守る」役割を担うこともあります。
- 民生委員制度創設 90 周年記念事業として、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」が呼びかけられたことを契機に、日常の見守り活動などを通して、支援が必要な人の把握や災害発生時の緊急連絡体制の整備などを行っています。このような取組を各地域でさらに推進するためには、自治会町内会等との連携が不可欠です。
- 一人暮らし高齢者などの増加だけではなく、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者、ホームレス、引きこもり、ひとり親世帯など、難しい支援を要する人が増加し、活動に対する不安の声も出ています。実際に、民生委員・児童委員だけでは対応が困難な場合もあります。
- このような状況を踏まえ、行政など公的機関との連携体制をより強めるとともに、近隣住民と協力した支援の仕組みづくりを行っていくことが求められています。

【これからの取組】

民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりと、公的機関等との連携強化を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動の参考となる手引きの発行と体系的な研修の充実</li> <li>○ 公的機関との情報の共有化や連携の強化を図るネットワークづくりの推進</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動を知ってもらう広報の推進</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動を地域全体で緩やかに支援することにつながるような、地域に対する働きかけ</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動に協力する住民を増やすことによる地域全体で支援が必要な人を支える仕組みづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題の把握・検討・解決のための仕組みづくりや、地域福祉保健活動人材発掘・育成、個人情報活用の理解の普及などを進め、民生委員児童委員の活動がしやすい環境づくりを推進</li> <li>○ 横浜市民生委員児童委員協議会や市社協民生委員児童委員部会での情報共有課題検討など、民生委員が活動しやすい環境づくりに取り組む</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民児協の事務局（区）</li> <li>○ 民生委員の役割に関する研修等の実施</li> <li>○ 身近な支援機関として、地区民児協の活動を継続的に支援</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動を知ってもらう広報の推進</li> </ul>	

◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

■具体的な取組名

<柱 2-2-8>

サービスの質を向上させる仕組み

【現状と課題】

○ 福祉保健サービスの苦情処理相談体制として、福祉調整委員会、第三者委員を設置しました。また、福祉サービスの第三者評価事業や指定管理者第三者評価の実施により、施設の質の向上や適切な運営を図り、サービスの質を向上させることが求められています。

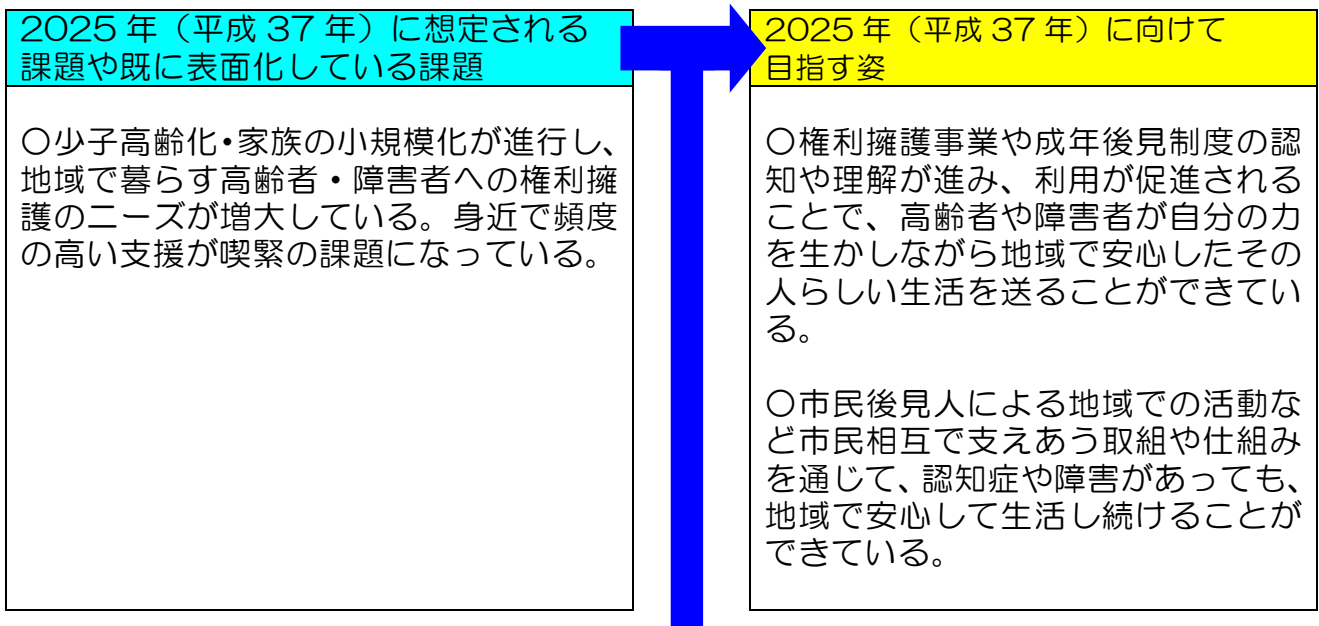
【これからの取組】

地域における福祉サービスの適切な利用のために、サービスの質の向上につながる仕組みづくりに取り組みます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価機関への支援や地域ケアプラザ等福祉施設等の受審の促進</li> <li>○ 評価調査員の研修実施による評価の質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等の部会組織を通じた研修等の取組の推進（施設職員の知識・技術等を始めとするサービスの質の向上のための研修、サービスの評価の観点につながる課題に対応する研修等）</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループホーム等の事業所や社会福祉施設等への実施指導（区）</li> <li>○ 日常業務で把握する当事者や市民の声の情報化</li> </ul>	

**推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる**

◆重点取組<柱 2-3>  
地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 2-3&gt; 地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）</p>	<p>○多様な権利擁護・成年後見等の仕組みづくりが推進され、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心した生活を送ることの大切さについての理解が広まっている。</p>	<p>&lt;柱 2-3-1&gt; 身近な地域における権利擁護の推進</p> <p>&lt;柱 2-3-2&gt; 市民後見人の養成と活動支援</p>



◆重点取組<柱 2-3>

地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）

■具体的な取組名

<柱 2-3-1>

身近な地域における権利擁護の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化・家族の小規模化の進行等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増大しています。特に、高齢者・障害者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの財産搾取、親族等による深刻な虐待など、重大な権利侵害事例が多発しています。
- 成年後見制度のセミナー開催が増え市民への周知が徐々に進んできましたが、まだ充分ではなく引き続き取り組む必要があります。
- 地域の方々に認知症高齢者や様々な障害の理解を促し、見守りのネットワークをつくる中で、権利擁護の必要性のある方を早期に相談機関につなげていく仕組みを構築する必要があります。
- 高齢者・障害者の権利を擁護し、その生活を支えていくために、福祉保健医療等の専門機関や地域が密接に連携し、きめ細やかな支援を行える仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

【これからの取組】

高齢者や障害者が地域で安心したその人らしい生活を送ることができるよう、身近な地域における権利擁護を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、専門職団体と地域包括支援センター等専門機関との事例検討や情報交換の実施による適切な制度活用と連携促進</li> <li>○ 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発</li> <li>○ 横浜市障害者後見的支援制度の推進による地域での見守り体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉・保健・更生保護・NPO等の関係者のネットワーク構築を推進</li> <li>○ 区社協法人後見の実施に向けた体制整備等の検討</li> <li>○ 市域における権利擁護の中心機関としての相談支援機能の充実</li> <li>○ 法人後見の受任促進</li> <li>○ 横浜市障害者後見的支援制度の取組を拡充し、地域で福祉保健活動を行っている住民との連携による見守りネットワークの構築を推進</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見サポートネット等を通じた関係機関・専門職団体との連携強化</li> <li>○ 区社協による法人後見の実施に向けた体制整備等の検討</li> <li>○ 権利擁護事業の実施や成年後見制度の地域への普及啓発</li> <li>○ 当事者、家族、関係者への情報提供の充実</li> </ul>	

◆重点取組<柱 2-3>

地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）

■具体的な取組名

<柱 2-3-2>

市民後見人の養成と活動支援

【現状と課題】

- 認知症や一人暮らし高齢者及び障害者の増加により、これらの人々が住みなれた地域で自立した生活を送り続けることを支援するため、市民後見人の養成と活動支援について検討を行いました。24 年度から、横浜生活あんしんセンターにおいて市民後見人養成研修を実施しています。
- 本市では、平成 18 年度から全区で法律、福祉の専門職や専門機関による「成年後見サポートネット」を設置し、権利擁護ネットワークの構築を推進してきました。この取組を、身近な地域における市民後見人の活動支援に活かし、地域での自立した生活を支える仕組みを充実させる必要があります。

【これからの取組】

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成と活動支援の体制を構築します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域での市民後見人の養成と活動支援を展開</li> <li>○ 関係機関等とのネットワークを強化し、権利擁護の相談体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区社協と連携した市民後見人への助言・活動支援</li> <li>○ 市民後見担当職員の人材育成</li> <li>○ 区社協法人後見の実施に向けた体制整備等の検討・支援</li> <li>○ 市民後見人の組織化の推進</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区社協と連携した区長申立てにおける市民後見人候補者の検討</li> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザで連携し市民後見人を支援</li> <li>○ 区社協による法人後見の実施に向けた体制整備等の検討</li> <li>○ 地域住民への普及啓発、情報提供、申立て支援</li> </ul>	

**推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる**

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（こども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題	2025年（平成37年）に向けて目指す姿
<p>○地域のつながりの希薄化が進んでいるため、幅広い市民参加によるつながりづくりに、抜本的かつ長期的に取り組むことが必要になっている。</p> <p>○生活課題を抱える若年世代に対し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になっている。</p>	<p>○次世代を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発が、地域と学校との連携により充実した内容で取り組まれ、地域への愛着をもつこどもが増えている。</p> <p>○次世代育成を切り口にした親同士のつながりや、地縁だけではない趣味の活動などの興味やテーマによるつながりも広がっている。</p> <p>○各世代が抱える課題に対して当事者である世代自身が解決に取り組む風土が生まれている。</p>

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 3-1&gt; 次世代（こども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進</p>	<p>○あらゆる世代・あらゆる住民層がつながりを意識し、地域福祉保健に関心をもつことができる取組が増えている。</p>	<p>&lt;柱 3-1-1&gt; 幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR</p> <p>&lt;柱 3-1-2&gt; 地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守り・支える風土をつくる</p> <p>&lt;柱 3-1-3&gt; 文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとしたつながりづくり</p> <p>&lt;柱 3-1-4&gt; 次世代（小・中学生）を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発と地域への愛着の醸成</p> <p>&lt;柱 3-1-5&gt; こどもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携</p> <p>&lt;柱 3-1-6&gt; 各世代が抱える課題に当事者である世代自身が関心を高めていく</p>

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（こども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-1-1>

幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR

【現状と課題】

- 第2期市計画について、概要版・リーフレットを発行し、広く市民にPRするとともに、区計画についても様々な方法で取組を周知していますが、まだ十分に周知されているとは言えず、今後、様々な機会を捉えて多くの市民に地域福祉保健の取組を周知する必要があります。
- 様々な人たちが地域福祉保健に関心をもつことができるようにするためには、幅広く一律に周知するだけでなく、様々な世代・対象層を意識して様々な題材により働きかけをしていく必要があります。
- 地域福祉保健計画は、住民・事業者・行政が協働で策定・推進する計画で、第1期・2期では住民との協働に重点的に取り組んできましたが、事業者等との協働については、まだ十分に取組ができておらず、事業者の理解促進のためのPRがこれからの課題となっています。

【これからの取組】

市民の認知度を高めるため、幅広い市民に向けたPR方法を検討し、実施します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報よこはま市版でのPR、市域イベントでの周知など</li> <li>○ 誰もが必ず聞く機会を得るような啓発の仕組みをつくるため、PRする対象層を想定した、対象層別の啓発・PR方法の検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市域イベント、広報紙、インターネット上の動画やDVDなど視聴覚媒体等を活用</li> <li>○ 計画推進の過程において取組事例等を収集、紹介、広報</li> <li>○ PRする対象層を想定した、対象層別の啓発・PR方法の検討・実施</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シンポジウム、講演会等で幅広い区民に向けたPRの機会をつくる</li> <li>○ 地区別計画について、地域と行政の協働による地域主体の計画であるという趣旨を広めるため、周知・理解を推進する</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（こども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-1-2>

地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守り・支える風土をつくる

【現状と課題】

- 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、親族や近隣の人からの支えが少なくなるなど、子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。特に横浜市は転出入が多く、子育てを支えてくれる人が身近にいないため、困ったときに周囲に協力を求めづらい状況があります。
- プライバシーや個人情報保護を重視する時代となり、隣近所の住民が、子育て世帯に声をかけづらい状況があります。
- 地域のすべての住民が、上記のような子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるよう働きかけ、地域全体で子育て世帯の存在を意識し、関心を持つ雰囲気を作る必要があります。また、地域で子育て世帯を支え、見守るための交流の機会・場を作る取組を推進する必要があります。
- 子育て中に地域から支えられた経験や、地域の子育てサロンでの地域住民との交流、親子の居場所での活動をきっかけに、子育て世帯が地域活動へ参画し、新たな地域の担い手となる例も見られています。地域活動の次の担い手として、子育て世帯が期待されています。

【これからの取組】

子育ての現状をすべての市民が理解し、将来の横浜を支える次世代を温かく見守るための施策を検討し、推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯と地域がつながるよう、自治会・町内会や子育て支援に関わる人・関係機関等への働きかけに関する取組の推進</li> <li>○ 地域の中でこどもを預け預かる仕組み「横浜子育てサポートシステム」の機能強化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区社協や地域ケアプラザ等を通じて把握される子育てに関連する地域課題について集約し、市域における対応を検討</li> <li>○ 子育て支援活動等についての情報の収集・提供</li> <li>○ 子育て支援に関わる人材の発掘・育成の支援</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯と地域のつながりづくりを意図した事業・取組の実施</li> <li>○ 地域子育て支援拠点を中心とした区子育て支援ネットワークにより、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくり</li> <li>○ 子育て支援者の相談会場や子育てサロンの開催</li> <li>○ 子育てサークルなど市民活動をしている子育て世帯と地域をつなぐ取組の検討</li> <li>○ 子育て支援に関わる人材の発掘・育成</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-1-3>

文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとしたつながりづくり

【現状と課題】

- 隣近所の人と「困った時に相談したり、助け合ったりする」市民の割合は減少し、「顔もよく知らない」という市民が増加するなど、地域の間人関係に変化が生じ、地域とのつながりの希薄化が進んでいます。
- 一方で、東日本大震災後、地域におけるつながりの大切さを感じる人も多くなっています。
- 文化・スポーツ・健康づくりなど趣味やテーマでの活動をきっかけとして、仲間づくりから地域社会へ参加することにつながっています。まずは「自分のため」から地域活動へ参加することも大切です。

【これからの取組】

「趣味やテーマをきっかけとしたつながりづくり」の大切さについて関係機関・庁内関係部署に普及啓発を進め、連携して取り組む土台づくりを進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域の地域施設（地区センター、コミュニティハウス、老人福祉センター、区版市民活動センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等）へ周知をすすめるため、庁内関係部署との調整を図る</li> <li>○ 庁内関係部署へ「自然環境、芸術、音楽などを入口に地域に関心をもつ若年層を増やす」という考え方の周知を進める</li> <li>○ 市域のテーマ型活動への支援によるつながりづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内の施設と連携し、各施設の自主事業企画時に趣味や福祉以外の分野の活動を地域福祉保健活動に意識的に結びつけて取り組んでいくことの周知を市とともに進め、区社協等を通じて推進</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域の地域施設と連携し、地域のつながりづくりを意識した講座・取組が広がるよう調整を行う</li> <li>○ 自治会・町内会、保健活動推進員、食生活等改善推進員、スポーツ推進委員、青少年指導員等、地域の活動者の連携による地域活動の充実を図る</li> <li>○ 区域でのテーマ型活動相互の連携した取り組みの推進</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-1-4>

次世代（小・中学生）を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発と地域への愛着の醸成

【現状と課題】

- 地域のなかでつながりづくりの推進を図るためには、こどもの頃から地域との関わりを持つ機会をつくり、地域への愛着を育み、地域におけるつながりの大切さを実感できるよう、長期的に取り組むことが必要になっています。
- 「市教育振興基本計画」においても、「“横浜の子ども”が身につけるべき横浜らしさ」のひとつとして、「公共心と社会参画意識」が掲げられ、「横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献します」として、地域との関わりなどについて体験を通して学ぶことが『横浜の時間』\*などで行われています。
- 区社協・地域ケアプラザを中心に小中学生を対象に福祉に関する啓発を行っていますが、プログラム内容について現行の高齢者・障害者理解等から、つながりの大切さや地域への愛着に関心が持てるような内容に幅を広げていく必要があります。

【これからの取組】

教育委員会と連携し、小中学校におけるつながりづくりや地域理解の啓発と地域への愛着の醸成のための取組を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会との連携・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域理解・地域福祉保健活動の理解の取組が、区・区社協・地域ケアプラザの連携に加え、自治会町内会、地区社協等地域団体の協力を得るなどして推進される方法を検討</li> <li>○ 福祉啓発や学びの場を拡充していくことについて、区社協・ケアプラザの職員等への理解を進めるとともに、地域理解等をテーマとした啓発プログラムを提示</li> <li>○ 地区社協における活動メニュー例として提案し、普及を推進</li> <li>○ 各地域で取り組まれている具体的事例を集約し情報発信</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域の学校で啓発・地域への愛着の醸成を進めるための調整、小・中学校長会との連携・調整（区）</li> <li>○ 啓発に関する具体的プログラムの学校への提示・調整、実施（区社協、地域ケアプラザ）</li> </ul>	

\* 横浜の時間：「総合的な学習の時間」を中心に各教科・領域と関連して、横浜（まち）の特色（自然、歴史、文化）や毎日の生活の中から問題を見つけて解決していく学習。

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（こども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-1-5>

こどもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携

【現状と課題】

- 地域の清掃活動などに小中学生がボランティアとして参加したり、中学生が地域の防災訓練に参加して要援護者の避難支援に関わることが増えてきています。また、近隣の幼稚園・保育園・小学校が連携して避難訓練を行う例などもあり、こどもと地域のつながりをつくるための取組を進めている地域が増えてきています。
- 市内にある高校や大学等と地域が連携し、地域課題の解決に向けた取組を実施したり、ボランティアとして地域活動に参加する事例も増えてきています。
- 地域福祉保健活動の担い手を広げるためには、学校と地域との新たなつながりを糸口として、地域人材の開拓やこどもとのつながりづくりなど、更なる取組の充実を図る必要があります。
- また、地域の子育て支援関係機関と連携し、こどもと地域のつながりづくりを進める取組の検討や、地域人材の育成を検討することも必要です。

【これからの取組】

こどもと地域とのつながりをつくるため、地域と学校との連携を担っている人材や取組事例の周知を図るとともに、子育て支援関係機関との連携を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校・地域コーディネーター*の取組紹介等</li> <li>○ 子育て支援関係機関（保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場等）や小・中学校と連携し、連続性・一貫性のあるこどもと地域とのつながりづくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区社協等地域の様々な活動と、学校や子育て支援機関とが連携していくための取組の検討、取組事例の収集・提供</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区計画策定・推進委員会や地区別計画推進、こどもと地域のつながりを深める取組の推進等において、学校・地域コーディネーター等との連携を図る</li> <li>○ こどもと地域のつながりを深めるため、地域の状況に応じて、地域の活動者との交流や活動への参加などの取組の実施、調整</li> <li>○ 小中学生・高校生・大学生ボランティアの育成・活用</li> <li>○ 学校関係者（PTA、おやじの会等）等との連携した取組の推進</li> </ul>	

\* 学校・地域コーディネーター：地域が学校を支援できる仕組みづくりを進めるため、学校と地域の人材等を結びつけるパイプ役を担うボランティア。平成 24 年度末時点で、市立小・中学校、高校計 132 校に配置。



◆重点取組<柱 3-1>

次世代（こども青少年）やあらゆる住民層に向けたつながりづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-1-6>

各世代が抱える課題に当事者である世代自身が関心を高めていく

【現状と課題】

- 今まで地域福祉保健の課題は高齢者や障害者・こどもが中心でしたが、近年の社会状況の変化により若年世代でも生活課題を抱える人が増加し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になってきています。
- 地域福祉保健の課題は各世代に多様な形で存在しており、これらの課題を明らかにし、対応するための支援策を考えていくことが必要です。
- 一方で、これらの課題に対応する基本として、それぞれの世代が自分たちの問題として課題を捉え、自分たちの力で解決に取り組んでいくことが必要であり、こうした風土づくりを進めていくことが重要です。

【これからの取組】

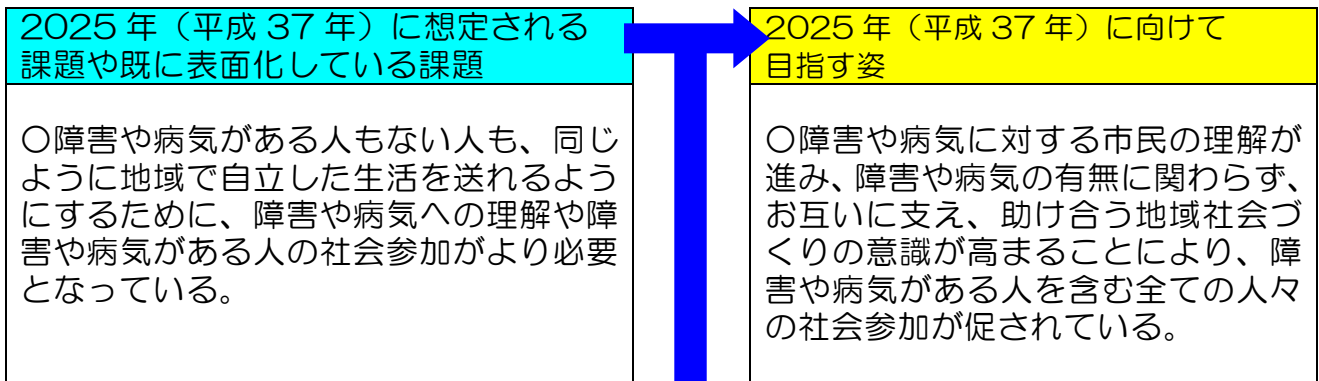
各世代が抱える課題について啓発を進め、関心を高める取組を進めます。

市	市社協
○ 各世代が抱える課題に関する情報の収集、関係部署・機関での共有化	○ 若年世代のボランティア活動への参加を促進し、同世代との交流や関係機関とのつながりを築く支援 ○ ボランティア活動等を通じて自分たちの世代特有の課題に気づけるような環境づくりを推進
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
○ ボランティア活動等で同世代の担い手が課題に関わることを通じて、同世代が抱える課題の共有や課題解決力を高めていく支援 ○ 課題を抱える若年世代を支援する関係機関（地域ユースプラザ、若者サポートステーション等）との連携 ○ 社会参加の機会づくりや課題の把握のため、地域ケアプラザの自主事業やボランティアなどで、生活課題を抱える人を受け入れる ○ 日常の業務を通じた新たな生活課題の把握・共有・情報発信	

**推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる**

◆重点取組<柱 3-2>

自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 3-2&gt; 自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進</p>	<p>○高齢者、障害や病気がある人、在住外国人等を含む全ての人々が相互に交流し、支え合い、あらゆる分野の活動に参加することができることの大切さが理解されている。</p>	<p>&lt;柱 3-2-1&gt; ソフト*1とハード*2が一体となった「福祉のまちづくり」</p> <p>&lt;柱 3-2-2&gt; 多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進</p>

\*1 ソフト：心のやさしさや思いやりを啓発（教育）する取組

\*2 ハード：物理的な都市基盤や建物、乗り物、設備等の整備

◆重点取組<柱 3-2>

自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-2-1>

ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」

【現状と課題】

- 平成 11 年に「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定し、「誰にもやさしいまち・横浜」を目指したさまざまな取組を進めてきました。バリアフリー\*1 化が進み、障害理解を進める取組も数多く生まれるなど、「福祉のまちづくり」に関する活動が広がってきています。
- 平成 23 年の指針改定にあたっては、施設のバリアフリー化は進んだと感じる一方で、整備された施設を正しく利用するためのマナーの向上など、ソフト面の取組を充実させていく必要があるという意見が多く寄せられました。その結果をふまえ、引き続きハードのまちづくりと一体となり、「思いやりや譲り合いの心の育成」「施設整備と正しい使い方の理解」などソフト面の取組を重視し、「福祉のまちづくり」を推進しています。
- 平成 24 年度には、市民や施設整備を行う事業者にわかりやすい条例とすることで、福祉のまちづくりをより一層進めていくため、「福祉のまちづくり条例」の全部改正を行いました。主に、ユニバーサルデザイン\*2 を基調とした条例の理念を明確にするなどの改正を行い、これまで以上に全ての人が利用しやすい施設整備をソフト・ハードの両面で進めていくことが求められています。

【これからの取組】

「横浜市福祉のまちづくり推進指針」等に基づき、ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉のまちづくり推進指針に基づく取組の推進</li> <li>○ 福祉教育・福祉のまちづくり研修の開催</li> <li>○ 分かりやすい情報の発信と必要な情報の受信・活用</li> <li>○ バリアフリー化された施設整備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校における福祉教育にとどまらず、地域住民や地元企業等も巻き込みながら、「地域理解」「地域への愛着」「福祉についての関心」が高まるような取組の推進</li> <li>○ 地域課題の解決に向けた福祉教育事例の収集・紹介</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉教育の実施 (①乳幼児期、学齢期のこども及びその親向け、②企業等への啓発、③地域課題の解決に向けた取組など)</li> <li>○ 分かりやすい情報の発信</li> </ul>	

\*1 バリアフリー：高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリアなど、全てのバリアを除去するという考え方。

\*2 ユニバーサルデザイン：“ユニバーサル（すべての、普遍的な）”と“デザイン（計画、設計）”の2つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画【平成 14 年 12 月 24 日閣議決定】より）」。

### <コラム> 「福祉教育」とは

- 社協が「福祉教育」活動を通じて本来目指してきたことは、市民が福祉問題を素材として学習することを通じて福祉活動への関心と理解を進め、共に手をたずさえて豊かに生きていく力と、福祉問題を解決する実践力を身につけることです。また、福祉教育には「子どもたちの豊かな成長を促す福祉教育」と「地域福祉を推進するため福祉啓発」の二つの側面があります。
- 昭和 52 年（1977 年）に国の事業として始まった「学童・生徒のボランティア活動普及事業」は、学校への助成を通じて小・中・高校生に対して福祉に関する学習プログラムを実施する取組として、横浜市のみならず全国的に広がっていきました。さらに平成 14 年（2002 年）には「総合的な学習の時間」が本格実施されたことを受け、これらのプログラムは授業の中にも取り入れられていきました。
- こうした経緯から、福祉教育は学校で行われるものというのが一般的な認識となっていますが、本来の趣旨に立てば、住民や企業等も含め、地域を基盤として幅広い対象層に働きかけていく必要があります。プログラムも、かつては車いすや手話などの福祉体験を行うことが主流でしたが、最近では地元の障害当事者自身から障害者の地域生活について学ぶことや、学校周辺の福祉マップを作るなど、福祉を日常生活の延長としてとらえる内容に移行しつつあります。

### <コラム>福祉のまちづくり普及啓発

横浜市では、福祉のまちづくりについて、子どもに分かりやすく伝えるために、子ども用啓発パンフレットを作成しています。

子ども用啓発パンフレットは、全ての人が自由に街に出かけて、活動するために必要なことを、子ども自らが考え、実践できるよう構成されています。

市内小学校 4 年生に配布し、総合的な学習の時間等の授業で活用されています。



(写真)パンフレット表紙

◆重点取組<柱 3-2>

自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進

■具体的な取組名

<柱 3-2-2>

多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進

【現状と課題】

- 地区別計画の策定・推進に当事者（社会的な問題を抱え、暮らしにくさを感じている本人）が参加した地域もありましたが、まだ十分な参加が得られている状況ではなく、当事者が感じている生活課題を共有しにくい状況があります。
- 暮らしにくさを感じている人々の声を受けとめ、当事者が感じている生活課題を共有する機会をできるだけつくる必要があります
- また、子育て家庭、介護者、障害や病気がある人と家族、外国人の居住者などの当事者が組織をつくり、様々な地域福祉保健活動を行っていますが、これらの団体の意見をサービスに反映していく等、当事者の声を受けとめる仕組みをつくることが重要です。
- 真の「理解」とは、理解しようと向き合うのではなく、当たり前存在として認め、横に並んで自然に声かけや手助けができることであり、「障害や病気の理解」や「当事者の社会参加」を当たり前のこととして受け入れられる地域社会が求められています。
- また、移動に関する課題等、社会参加に関する負担を軽減する取組を進めることにより、当事者の社会参加を促進していくことが必要です。

【これからの取組】

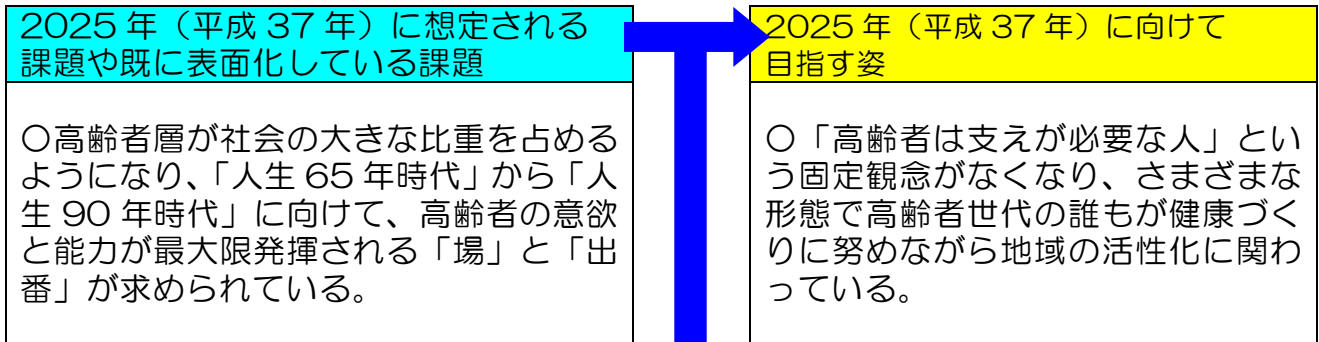
障害、病気、国籍、年齢、性別等の多様性の理解を促進するための普及啓発と、当事者の社会参加の促進に取り組みます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様性の理解に関する普及啓発</li> <li>○ 「仕事をする」という社会参加に向けた、段階的な訓練の場としての「中間的就労」の場の確保や、「中間的就労」の担い手となる社会福祉法人、NPO、社団・財団法人、営利法人等への支援のあり方の検討</li> <li>○ 市域、広域で当事者活動やテーマ型活動が行いやすくなる環境づくりや、移動支援に関する所管事業の中での取組の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「セーフティーネットプロジェクト横浜*」を通じた、当事者による障害理解促進のための取組の推進</li> <li>○ 当事者が地域活動へ参加するための取組の推進</li> <li>○ 当事者のボランティア活動参加に関する場の開拓・コーディネート推進</li> <li>○ 当事者の地域の中での居場所や活躍の場・役割を見出す支援の実施</li> <li>○ 市と連携した移動支援に関する取組の実施</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定・推進のプロセスにおける多様な層の声を取り入れる工夫</li> <li>○ 障害や病気がある人が区域や地域での活動に参加する機会の確保</li> <li>○ 障害や病気の有無に限らず健康づくり活動や地域活動に参加することにより、お互いを理解し受け止める機会づくり</li> <li>○ 多様な養育者と子どもにとって利用しやすい居場所の雰囲気づくり・交流の促進や、来所しやすい仕掛けづくりと活動への参画の機会づくり</li> <li>○ 当事者の移動支援における移動情報センターの活用等</li> </ul>	

\* セーフティーネットプロジェクト横浜：横浜市内の 15 の障害福祉関係団体と機関で組織されている。当事者や家族が、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人々へさまざまな障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動している。

推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

◆重点取組<柱3-3>  
高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱3-3&gt; 高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり</p>	<p>○高齢者の意欲と能力が発揮される「場」と「出番」づくりの取組が進み、地域福祉保健活動への参加が広がっている。</p>	<p>&lt;柱3-3-1&gt; 高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進</p> <p>&lt;柱3-3-2&gt; 高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化</p>

◆重点取組<柱 3-3>

高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり

■具体的な取組名

<柱 3-3-1>

高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進

【現状と課題】

- 高齢者に対して、「支えられる側」という考えが従来からあります。これは、老人クラブなど地域貢献活動を推進する団体に属していないため、社会貢献活動に参加する機会が少なかったことも要因の一つと考えられます。
- 高齢者人口の急増と若者の減少が進む中で、今後、地域の高齢者は、自らの健康を維持しながら、高齢者の意欲や豊富な知識・経験を生かして積極的に地域活動に参加する仕組みづくりを今まで以上に進め、「支える側」として地域活動を活性化していくことが求められています。
- そのため、高齢者が幅広く社会参加し、社会の中で役割を持って生活することの重要性を広く市民の中に根付かせていく必要があります。

【これからの取組】

高齢者層の健康づくり、生きがいづくりのために地域、社会への幅広い参加を促すための取組を支援します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者層の組織化と地域活動団体との連携支援</li> <li>○ 市老人クラブ連合会における若手高齢者の組織化を支援と継続的な社会参加の必要性の啓発</li> <li>○ 老人クラブの活性化や地域団体との連携支援をとおした地域におけるつながりづくりの促進</li> <li>○ 健康づくりの視点からの幅広い社会参加・つながりづくりの促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人クラブとの連携推進や、老人福祉センター・地区センターなどによる高齢者の取組の検討・支援・広報</li> <li>○ 趣味や特技等が地域福祉保健活動に生かせることを広報するなど具体的な手法を検討</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動参加へのきっかけづくりに向けた多様な取組の実施</li> <li>○ 老人クラブ、老人福祉センターと連携した取組の検討、実施</li> <li>○ 活動継続の働きかけによる健康維持支援</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-3>

高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり

■具体的な取組名

<柱 3-3-2>

高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化

【現状と課題】

- 介護支援ボランティアポイント事業や、元気づくりステーション事業等、地域の中で高齢者が活動・活躍できる場や機会を増やすことにより、健康づくり、生きがいづくりに取り組んできました。
- シルバー人材センターでの活動理由として、報酬を得るだけではなく、生きがい、健康維持のためという理由が多いという結果が出ています。このように活動に対する意欲を持つ人を、地域活動に確実につなげていく仕組みをつくる必要があります。
- 高齢者世代が社会の中で大きな割合を占めるようになります。これまで以上に、高齢者が身近な地域において元気で様々な役割を担い、充実した生活を送れるようにすることが必要になります。
- そこで、身近な地域において、高齢者の意欲と能力が最大限発揮できるための「場」と「出番」づくりが求められています。

【これからの取組】

地域の中で、高齢者が活動・活躍できる新たな「場」「出番」づくりにより地域活動の活性化を図ります。

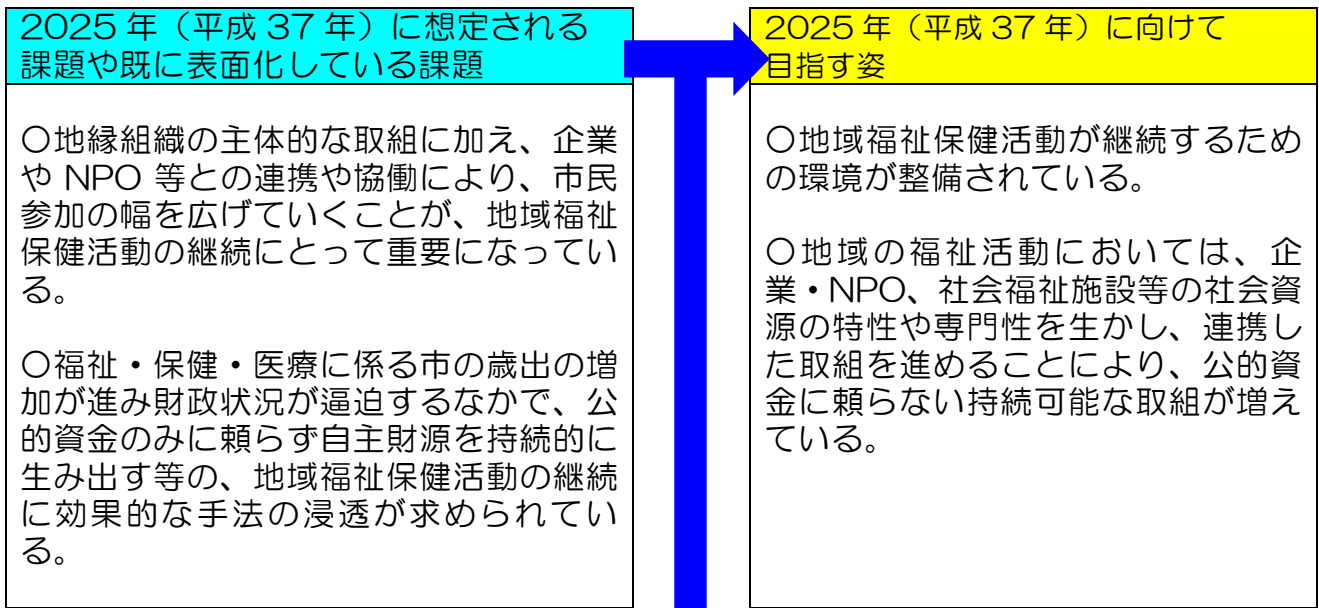
市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護支援ボランティアポイント事業による高齢者の知識や経験、人とのつながりなどを生かした社会参加の機会づくり</li> <li>○ 老人クラブ活動や元気づくりステーション事業等のしくみを活用した高齢者の健康づくり、生きがいづくりの推進</li> <li>○ 高齢者が活躍するための「場」や「機会」づくりの必要性の普及啓発</li> <li>○ 老人福祉センターの機能の見直しの検討</li> <li>○ 地域福祉保健活動等への意欲を持つ高齢者を活動につなげていくための多様な仕組みづくり</li> <li>○ 趣味や特技を生かした仲間づくり、サークル活動との連携や活動支援による、新たな地域活動の掘り起しと、既存の取組みとの連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の「サロン活動」などの交流の場に加え、多様な「対象」が地域の中で活動・活躍できる場を開発するための検討・支援・広報。</li> <li>○ 平日の日中の活動等ボランティアの集まりにくい時間帯・活動種別のニーズについて、高齢者層の参加を促進する方法の検討</li> <li>○ シルバー人材センターと連携した高齢者の地域福祉保健活動推進の取組検討</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の活動の「場」「機会」づくりについての、地域関係機関、関係団体等への普及啓発</li> <li>○ 様々な地域活動への高齢者の活動・活躍の機会づくりの検討と取組の実施</li> <li>○ 元気づくりステーション等健康づくりの普及啓発のしくみを活用した活動の場づくりとつながりづくりの推進</li> <li>○ 認知症サポーター等、保健、健康について地域で活躍できる人材を育成し、地域で活動できる機会を増やす。</li> <li>○ 平日の日中の活動等ボランティアの集まりにくい時間帯、活動種別のニーズについて、高齢者層の参加を促進する取組の実施</li> </ul>	



**推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる**

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 3-4&gt; 活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進</p>	<p>○社会福祉施設、企業・商店、NPO等との協働による取組が進んでいくとともに、地域福祉保健活動の継続に役立つ手法が浸透している。</p>	<p>&lt;柱 3-4-1&gt; 地域で取り組む福祉保健活動の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-2&gt; 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援</p> <p>&lt;柱 3-4-3&gt; 企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-4&gt; ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの理解の促進と地域福祉保健活動との連携の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-5&gt; 地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-6&gt; NPO等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進</p>

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

■具体的な取組名

<柱 3-4-1>

地域で取り組む福祉保健活動の推進

【現状と課題】

- 地域では住民の力によって多くの福祉保健活動が行われており、自治会・町内会、地区社協、ボランティアグループ、NPO 等、様々な立場の住民が相互に連携、協働しながら取組を進めている事例があります。
- そういった取組が進められている一方で、地域によって状況や資源等に違いがあり、住民の力だけで活動を続けていくことが困難な場合もあります。
- 住民主体の活動の立ち上げを行う際の支援のほか、乳幼児の親子交流ができる場や青少年の居場所づくり、子どもや高齢者の見守り活動を進める等の、地域に根差した活動を継続させていくための支援が求められています。
- 地域の福祉保健活動の立ち上げ、継続においては、担い手が不足しているという課題があり、活動に取り組む意欲のある人を実際の活動につなげていくための支援が必要とされています。
- どのような活動のためにどのような人材が必要とされているか等の現状把握や分析が十分でないため、効果的な担い手育成につながらないという課題が生じており、担い手育成の目的や育成方法等の整理が必要とされています。

【これからの取組】

地域における住民主体の福祉保健活動の立ち上げ・継続・拡充を図ります。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で行われている既存の福祉保健活動の継続・拡充のための支援策の検討</li> <li>○ 地域福祉保健活動の推進に向けた自治会・町内会等の組織の支援策の検討</li> <li>○ 地域で幅広い活動の担い手を発掘し活動につなげていくための手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアの活動機会の開拓や活動しやすい環境づくり等の担い手を広げる取組の推進</li> <li>○ 趣味や特技を生かした取組など、誰もがボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討と広報啓発活動の強化</li> <li>○ 区を越えた課題や新たな課題への解決に向けた取組や、ボランティア活動に関する情報共有・情報提供を行うなど、区ボランティアセンターを支援</li> <li>○ 人材の発掘・育成に関する講座等の実施状況に関する現状把握や分析と、担い手を育成するための有効な手法の検討</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における住民主体の福祉保健活動の立ち上げ・継続・拡充の支援</li> <li>○ 既存の活動を福祉保健活動に発展させるきっかけづくりや働きかけ</li> <li>○ 地域の福祉保健活動推進に関わる組織（自治会・町内会、地区社協等）の支援</li> <li>○ ボランティアについてのニーズの把握と充足を進めるため、ボランティア相談・コーディネート機能の高め、ボランティアの人材開発を推進</li> <li>○ 地域住民による「交流」や「相談調整」の「仕組みと場」に対する運営支援と連携</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

■具体的な取組名

<柱 3-4-2>

活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援

【現状と課題】

- 福祉保健活動を行っている地域では、活動の担い手となる人材の発掘・育成や、活動が継続していくための資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）の確保や活用について課題があり、活動を継続させることを困難に感じていることがあります。
- 地域福祉保健活動を推進するうえで活動資金の問題は大きく、活動の継続の可否に大きく関わってきます。行政等の補助金を利用して地域活動を行っているところでは、補助の終了にともない、活動の継続が難しくなる場合が多々あります。
- 活動が継続していくための資源の環境整備を行い、整理された分かりやすい情報を提供することにより、活動が継続できるよう支援することが求められています。
- 住民主体の福祉保健活動の取組がさらに進むよう、先進事例の提供や特色ある取組などを広く情報提供し、取組の参考にできるようにしていくことも必要です。

【これからの取組】

関係局等と連携し、活動推進に関する情報の整理、区等への情報・地域活動継続のための手法等の提供を通じた活動支援策について検討します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動推進のための人材、資金等の情報・地域活動継続のための手法等の提供を通じた活動支援策の検討</li> <li>○ 特色ある活動や、先進事例の提供による住民主体の取組の推進支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成制度をとおした活動推進支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の蓄積・整理・体系化・活用</li> <li>・ 団体間のネットワークづくり</li> <li>・ ニーズ把握を通じた先駆的な事業や取組の創出</li> <li>・ 財源獲得のための手法の提供等、継続的な活動支援</li> </ul> </li> <li>○ 既存の資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）を上手に活用するための様々な工夫について検討</li> <li>○ 助成財源確保・増強のための新たな取組等の検討</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区計画・地区別計画の推進につながる助成の仕組の検討を進める</li> <li>○ 活動推進のための人材、資金等の適切な情報や手法を、住民にわかりやすく工夫し提供する</li> <li>○ 助成制度の申請に関する助言及び活動支援助成をきっかけとした活動団体の運営支援</li> <li>○ 既存の資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）を上手に活用するための様々な工夫を、活動者とともに検討</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

■具体的な取組名

<柱 3-4-3>

企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進

【現状と課題】

- 地域の福祉保健課題が複雑多様化するなか、課題解決に向けた取組をより一層進めていくためには、地域の力に加えて、企業等との協働を進めていくことが求められています。
- そのためには、企業のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の取組と連携することが有効です。
- 地域貢献企業認定制度（地域ボランティア活動等の社会的事業に取り組んでいる企業を、一定の基準の下に認定しその成長・発展を支援する制度）や、共創フロント（新たな事業機会の創出や社会的課題の解決に取り組むために、民間企業・団体等からの相談・提案を受ける窓口）等の仕組みを活用し、地域に貢献する企業も増えてきています。
- 高齢者の見守りなど、地域課題の解決に向けて積極的に協力する企業との「公民連携」の取組も進んでいます。
- また、一般就労を目指すことが困難な人や困難を抱える若者に対して、社会的な自立に向けた支援を行う「中間的就労」の場を広げていくために、担い手となる企業や市民の「中間的就労」への理解・協力を得ていくことも必要です。
- 企業に地域への関心を持ってもらい、地域も福祉保健課題の解決に向けて企業の力を生かそうとする風土づくりが必要です。
- 企業の地域貢献活動が地域・企業双方にとって実りあるものとなるよう調整を図ることで、多くの企業が地域貢献活動を行う際に、地域福祉保健の取組に目を向けていくようにしていくことが重要です。
- 企業と地域のニーズを結びつけ、両者の協働による課題解決に向けた取組を推進していくことが求められています。

【これからの取組】

企業と連携し取り組む福祉保健課題を整理し、企業の地域貢献活動と地域のニーズをつなげるための取組を検討します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業との連携により解決可能な市域の課題の整理</li> <li>○ 関係局や市社協と連携し、整理した課題や地域ニーズ等の情報を企業へ提供</li> <li>○ 地域貢献企業認定制度の周知、認定企業との連携</li> <li>○ 共創フロントの活用</li> <li>○ 「中間的就労」実施事業者の育成支援策の検討</li> <li>○ 区と企業等の連携が促進されるための環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の地域貢献活動に関する相談に対して、活動テーマ別に事例や選択肢を提案して対応できるような区域の相談機能を強化する支援</li> <li>○ 企業の規模や地域性などを考慮した市域・区域の役割整理</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業・商店との連携により解決可能な地域の課題の整理</li> <li>○ 整理した課題や地域ニーズ等の情報の企業への提供</li> <li>○ 企業が地域に目を向けて地域貢献を行い、地域が企業とともに課題を解決しようとする風土づくりの推進</li> <li>○ 地域と企業の双方のためになるように企業の地域貢献の取組を進めていく際に必要な調整</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

■具体的な取組名

<柱 3-4-4>

ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの理解の促進と地域福祉保健活動との連携の推進

【現状と課題】

- 介護保険制度の施行を契機に、様々な社会福祉分野の公的制度内外において、民間事業者の参入により、サービスの基盤整備が進み、一定程度の地域課題が解消されるようになってきています。
- ソーシャルビジネス（SB）<sup>\*1</sup>、コミュニティビジネス（CB）<sup>\*2</sup>の手法を活用している事業者や、これから起業してSB・CBの手法を活用し地域福祉保健課題に取り組んでいこうとする事業者（団体・個人）を支援し、地域の課題解決に取り組む担い手を広げていくことが重要です。
- SB・CB事業者が既存の地域福祉保健活動等と連携しながら、地域課題解決に取り組んでいくための支援体制が必要です。
- また、地域の福祉保健活動者も、活動を継続していくひとつの方向性として、コミュニティビジネスの手法を活用することを視野に入れ、活動に活かしていくことが大切です。
- 一部の福祉保健活動団体では、例えばコミュニティビジネスの取組に関する講座を実施する等、取組を始めています。しかし、コミュニティビジネスの考え方については、まだ十分周知されていないため、今後の地域福祉保健活動の継続・推進のためには、こうした視点を持てるよう地域住民に向けて情報を発信し続けていくことが重要です。

【これからの取組】

SB・CB事業者と地域福祉保健活動等との連携を支援し、課題解決に向けた取組を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係局や市社協と連携し、SB・CB事業者と地域がつながる仕組みの検討</li> <li>○ 区役所、地域ケアプラザ、区社協に対する、SB・CB事業者の取組の周知</li> <li>○ SB・CB事業者との連携により解決可能な市域の課題の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体支援における「NPO 法人化」や「コミュニティビジネス」の手法の導入など、公的機関等支援者の知識を高める取組を継続的に実施</li> <li>○ 「地域課題やニーズ」と「SB・CB事業者」とをつなげるための方策の検討</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SB・CB事業者、中間支援組織、地域の取組をつなぐコーディネート</li> <li>○ 地域のコミュニティビジネスの手法を活用した福祉保健活動の支援</li> </ul>	

\*1 ソーシャルビジネス（SB）：様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など）を市場として捉え、その解決を目的とする事業。「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件とする。

\*2 コミュニティビジネス（CB）：SBのなかでも活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在するもの。地域でボランティア的展開をしている事業や、あるいは必ずしも社会性や革新性が高くない、地域での小さな事業活動をCBと呼んでいる場合もみられる。

<参考：経済産業省ソーシャルビジネス研究会報告書（平成20年3月）、ソーシャルビジネス推進研究会報告書（平成23年3月）>

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

■具体的な取組名

<柱 3-4-5>

地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進

【現状と課題】

- 地域住民も参加できる活動を地域の福祉施設が実施したり、地域の様々な行事に自治会・町内会と協力して参加する等、地域と施設が連携した取組が増えています。
- グループホーム、地域作業所、小規模多機能事業所等のように地域住民と関わりを持ちながら活動している施設が増えています。
- これらの施設は、地域に存在する施設として住民に理解し活用してもらうことが必要であるにも関わらず、施設自体が地域によく知られていない、あるいは施設の利用者や職員が地域とほとんど接点がない等の状況があります。
- 施設の強みを生かし、施設と住民が役割分担をして避難訓練を実施したり、地域でバザーを開催する等、住民と協働した取組を進めることで、地域福祉保健活動をさらに推進することができると思います。
- また、施設の機能を生かした事業実施を通じて、地域に関わる取組を進めていくことも必要です。

【これからの取組】

地域の福祉施設と協働した地域福祉保健の取組の推進について検討を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進に関する検討</li> <li>○ 社会福祉法人が担い手となる中間的就労の場づくり等の実施事業を通じた地域に関わる取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社協における会員で組織する部会活動を活性化するとともに、市社協・区社協それぞれが持つ部会・分科会活動の連携や役割の整理を実施</li> <li>○ 市内の施設・事業所・団体等の組織化、を一層推進相互の情報提供や地域課題の共有を推進</li> <li>○ 福祉施設が持ちうる以下のような機能や特長を、「場の提供」「研修・講座・体験学習等の共同企画・実施」などの事業を通じて発揮できるようにつないでいく取組を推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の拠点としての機能</li> <li>・ 専門職の宝庫であり課題解決や事業実施において連携できる機能</li> <li>・ 従事者が、勤務地または居住地において地域の人材となりうる機能</li> <li>・ 施設固有の特長を生かして地域福祉保健人材育成ができる機能</li> <li>・ 地域で暮らしにくさを感じている人を受け止めていく社会参加の場</li> </ul> </li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等と、地区社協等の地域組織との連携を進め、地域福祉保健に関する課題に協働して取り組める体制づくり</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

■具体的な取組名

<柱 3-4-6>

NPO 等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進

【現状と課題】

- 区域または市域でテーマ型の活動（例：子育て支援に関することや、障害者の支援に関すること等）を行う団体や NPO と地縁組織の連携について、相互の情報共有や協働を一層推進する必要があります。
- 日常生活の様々な福祉保健課題に対応するために、地域で活動を行う地縁組織の取組と、区域または市域で活動を行う団体や NPO の取組についてそれぞれの長所を生かした連携・協働を行うことにより、課題に応じた新しい取組が広がることを期待できます。
- 地域の福祉保健課題に取り組もうとする NPO 等も、ともに地域活動を推進する一員として、相互理解を進めていく必要があります。そのためには、公的機関が NPO 等と地縁組織をつなげる支援が求められています。

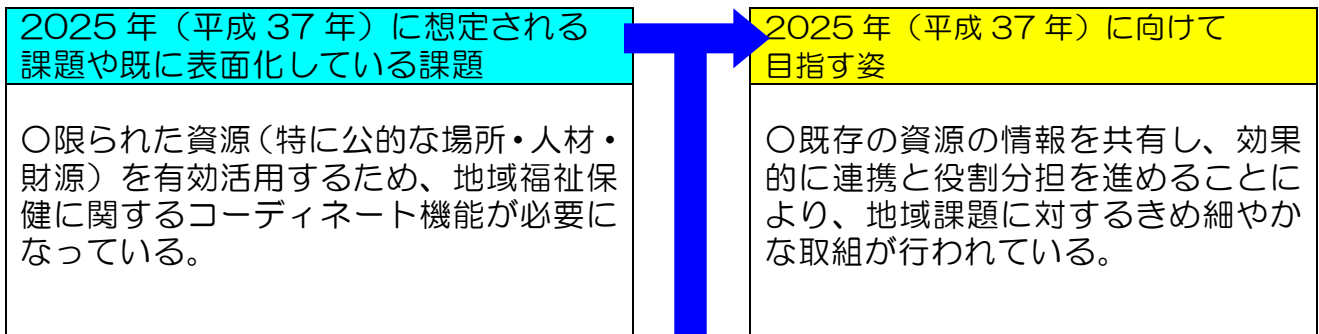
【これからの取組】

NPO 等と地縁組織が連携した地域福祉保健活動の取組について、関係局等とともに検討を進めます。

市	市社協
○ 関係局の実施する NPO や団体等を対象とした研修に対し、地域との連携・地域課題の把握に関する区への情報提供、協力等	○ 社協の会員組織としての強みを活かし、NPO 等と地縁組織とがつながる取組や、相互理解を進める取組を検討 ○ 福祉系分野の NPO のほか、環境系、まちづくり系、健康・スポーツ系など、幅広い分野の NPO との連携を市域でも取り組むほか、区域・地域で取り組む事例の収集や提供を推進
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
○ 地域課題に取り組む NPO 等と地縁組織の橋渡し	

**推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる**

◆重点取組<柱 3-5>  
地域資源の有効活用のための仕組みづくり



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 3-5&gt; 地域資源の有効活用のための仕組みづくり</p>	<p>○地域福祉保健活動の推進に重要な資源と人材が効率的・効果的に機能している。</p>	<p>&lt;柱 3-5-1&gt; 担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進</p> <p>&lt;柱 3-5-2&gt; 地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討</p>



◆重点取組<柱 3-5>

地域資源の有効活用のための仕組みづくり

■具体的な取組名

<柱 3-5-1>

担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進

【現状と課題】

- 区域には、地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点など福祉保健関連施設以外にも、区版市民活動支援センター、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター、老人福祉センター、国際交流ラウンジなど、市民の活動を支援する公共施設があり、それぞれで様々な講座などが実施されています。
- 受講者の中には、講座受講後、自分の興味に応じてグループをつくり、活動を継続している人もいます。こうした活動をきっかけにして、地域福祉保健活動に関心を持ち、活動に結びつけていけるような企画や仕掛けをする必要があります。
- 地域福祉保健活動の担い手として幅広い市民参加を得ていくためには、このような区域の公共施設等と連携を深めていく必要があります。

【これからの取組】

地区センター、コミュニティハウス、老人福祉センター、区版市民活動支援センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等地域施設間での関係づくりを進め、地域ニーズや地域資源、人材等の情報の共有化、事業等の共同実施等施設が連携した取組が進むよう、関係局、区に啓発を行います。

市	市社協
○ 地域施設間での関係づくりを進めるため、関係局区への働きかけ	○ 市社協運営施設（地域ケアプラザ・老人福祉センター・地区センター）において、課題に対応した先導的な取組を行うなど、福祉保健関連以外の施設との連携を進める方策について検討・調整を行う
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
○ 区域において福祉保健関連以外の施設や団体等とも連携が進むよう調整を行う	
○ 関連施設連絡担当者会議等の実施・参加	

◆重点取組<柱 3-5>

地域資源の有効活用のための仕組みづくり

■具体的な取組名

<柱 3-5-2>

地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討

【現状と課題】

- サロンなど地域住民の交流の場づくりの取組が広がっているなか、実施する場がない・不足しているという課題があげられています。
- 公的施設としては日常生活圏域ごとに地域ケアプラザを整備していますが、より身近なところに集まることができる場所がほしいという声もあります。
- 地域には、地区センター・コミュニティハウス等の公的施設や、自治会館・町内会館等の地域の施設があり、それらをより活用していく必要があります。
- 限られた財源で取組を進めるためには、既存資源の有効活用を図りながら、地域の拠点づくりの手法を検討していく必要があります。
- モデル事業として補助金の活用により新たな拠点を設置している地区もありますが、建物の賃借料やコーディネーターを配置すること等に費用がかかるため課題は大きく、補助金がなくなった後も継続していけるよう、コミュニティビジネスの視点も含めた検討が必要です。

【これからの取組】

地域福祉保健活動の場の確保の支援をするため、既存資源を有効活用できるよう検討を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市営住宅を始めとした公営住宅等での場の確保の仕組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域での居場所、交流の場となる拠点確保について、福祉分野における既存施設活用の例のほか、企業や空き店舗等の活用例なども含めて収集し、地域の中で持続可能な拠点の確保を支援する</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な補助制度・支援メニューを整理し地域への情報提供の実施</li> <li>○ 地域ニーズや必要性に応じ、地域の場づくりを支援するため、場の確保に向けた地域・関係機関との調整の実施</li> </ul>	

## 第3章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

#### (1) 策定・推進委員会【附属機関】

- 市民の代表、各分野の活動関係者の代表の方及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の推進・評価に関する検討及び決定を行います。

#### (2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会（以下「検討会」と表記）【市社協との連絡調整会議】

- 一体的に策定した地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の推進・評価を進めるため、健康福祉局と市社会福祉協議会が事務局を共同で運営し、検討を行います。
- 必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

#### (3) 関係局検討プロジェクト

- 地域福祉保健の推進に向け、市の関係局・課と連携して取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

## 2 計画の評価について

### (1) 計画の進行管理

- 計画の推進状況について、毎年度、計画策定・推進委員会に報告し、ホームページで公表します。
- 計画中間年度である平成 28 年度には中間振り返りを、また、最終年度である 30 年度には計画期間全体を通しての推進状況について評価し、結果を公表します。

### (2) 評価の方法について

#### ア 第2期横浜市地域福祉保健計画の評価

- 第2期横浜市地域福祉保健計画の評価は、住民参加がどの程度進み、地域の課題を解決する仕組みがどの程度充実したかといった質的評価及び計画の推進状況を示す複数の指標について、計画スタート時からの量的推移を参考に、計画策定・推進委員会で総合的・多角的に評価しました。

#### イ 第3期計画評価方法について

- 第3期横浜市地域福祉保健計画の評価は、引き続き、地域の課題を解決するための仕組みがどの程度充実したかといった質的評価と、計画の推進状況を示す指標の量的推移の評価をあわせて総合的・多角的に評価します。特に、推進の柱1～3に沿って、住民参加、地域課題解決の仕組みの充実等の視点をもとに、目標達成に向けてどの程度取組が進んだかを評価します。

1 計画策定の流れ

○ 第3期横浜市地域福祉保健計画は、平成24年度から25年度の2年間をかけて計画策定作業を行います。

\* 平成25年10月以降は予定しているスケジュールを記載しています。

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	区・関係機関等との調整
平成24年度	4月 ～8月	★第1回策定・推進委員会【7月】 (中間評価、計画策定の考え方について)	●区、区社協との意見交換【5月】 (2期区計画推進状況、第3期市計画への意見等)
	9月 ～2月	★テーマ別検討会 ①2025年の地域の姿に向けた地域支援のあり方検討会 ②幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げるための検討会 【9月～2月までに各3回開催】	●関係局・課検討プロジェクト【10月～3月】(関連する分野・事業について取組内容の調整) ●地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【12月】
	3月	★第2回策定・推進委員会(中間報告)	●中間報告、区への意見照会 ●区との意見交換(計画で取り扱う範囲の現状、地区支援チームについて等)
平成25年度	5月		●素案(案)区・関係局課意見照会
	7月	★第1回策定・推進委員会 (素案検討)	●区計画策定・推進指針検討会【5月～2月】(第3期区計画策定・推進に向けた方向性の検討)
	10月	素案公表・市民意見募集	
	12月	★第2回策定・推進委員会(最終案検討)【12月】	●関係団体等への説明 ●地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【11月】
1月	第3期計画策定・公表		

## 2 横浜市地域福祉活動計画策定の歴史



### (1) 地域福祉の計画化の流れの中で

平成元年（1989年）に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が発表されて以降、翌年の福祉関係8法改正に伴う「老人保健福祉計画策定の義務化」をはじめとして、様々な福祉保健分野の計画策定が行われるようになってきました。

社協においては、全国社会福祉協議会（以下「全社協」）が昭和37年（1962年）に策定した社協の基本的指針である「社会福祉協議会基本要項」において、既に地域福祉計画の策定を社協の基本的機能として位置づけていました。全社協は、昭和57年（1982年）には「市区町村社協基盤強化の指針」を、昭和59年（1984年）には「地域福祉計画—理論と方法」を発表し、民間レベルの地域福祉計画策定の唯一の福祉団体として社協を位置づけ、市区町村社協の基盤強化と地域福祉計画策定を合わせて推進することを提唱しました。

横浜市社協においても、昭和57年（1982年）に「区社協組織問題研究会」を設置し、「区社協強化計画」「区社協発展計画」の策定に取り組みましたが、これらの検討の中でも、社協の組織運営基盤の強化に加え、地域福祉計画の策定の必要性について言及しています。

### (2) 横浜市地域福祉活動計画の変遷

平成4年に全社協は「地域福祉活動計画策定の手引き」を発行しました。市町村行政の計画化が進む中で、地域福祉活動を推進する民間計画としての位置づけを明確にするため、名称を新たに「地域福祉活動計画」に改め、計画の策定を提起しました。横浜市社協においては平成6年度からその策定準備を進め、第1次地域福祉活動計画を策定し今日に至っています。

	計画名称／計画期間	計画の特徴
第1次計画	<b>横浜市地域福祉活動計画</b> 基本計画：平成7年（1995年）度～平成16年（2004年）度 実施計画：平成7年（1995年）度～平成11年（1999年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 横浜市社協初の地域福祉活動計画として策定</li> <li>■ 一般市民、地区社協会長、活動団体、企業等を対象とした大規模な調査を実施</li> <li>■ 10年間の基本計画と5年間の第1次実施計画を策定</li> </ul>
第2次計画	<b>よこはま福祉未来図</b> 平成12年（2000年）度～平成16年（2004年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記の基本計画に対する第2次実施計画として策定</li> <li>■ 当事者が自らの「力をつける」ことを重視した力量強化（エンパワメント）の実現に力点を置く</li> <li>■ 「高齢化」の課題が「少子高齢化」に、「情報化」の視点は「高度情報化」に改訂</li> </ul>
第3次計画	<b>総合計画「よこはま福祉近未来図」</b> 平成17年（2005年）度～平成21年（2009年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「地域福祉活動計画」に加え、社協自身の事業・組織運営強化のための計画としての「社協発展計画」、「横浜市地域福祉計画（行政計画）」において社協として果たす役割を記載し、3つの計画の側面を持つ「総合計画」と位置づけた</li> </ul>
第4次計画	<b>横浜市地域福祉活動計画～わたしたちに今できること</b> 平成22年（2010年）度～平成25年（2013年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3つの重点計画で構成し、それぞれにリーディング事業を設けて推進</li> <li>■ 計画の各項目の役割分担の欄に「私たちに今できること」という空白を設け、市民の参加を呼びかけるとともに、毎年の評価において市民の取組事例を収集</li> <li>■ 第5次計画での行政計画との一体化を既に想定して計画期間を4か年に短縮し、3つの重点計画の趣旨も市計画と合わせている</li> </ul>

### 3 『横浜市社協 長期ビジョン2025』と本計画の関係性について



#### (1) 策定の背景

横浜市社会福祉協議会では、平成25年5月に『横浜市社協 長期ビジョン2025』を策定しました。

これまで本会は『誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす』という活動理念に基づき、会員団体や地域住民の皆さんとともに地域福祉を推進してきました。発足後60年以上を経て、これまでの本会の歩みや果たしてきた役割を振り返るとともに、これから先の横浜の地域福祉の推進に向けて、本会が目指すべき姿を再確認する必要から策定を行いました。

横浜においては少子高齢化の進展とともに、地域的には人口減少傾向が進んでいるほか、家族形態も変容しつつあり、これまで以上に地域を基盤とした切れ目のないサービス提供体制づくりと、地域の福祉力を高めていくことが求められます。本会は協議体としての総合力を発揮して、地域住民による支えあいなど共助の層を厚くしていくとともに、福祉に携わる関係機関や事業者とのネットワーク化を進め、横浜の福祉推進に寄与していきます。

2025年(平成37年)は、後期高齢者人口が急増し、介護をはじめとして様々な課題が想定されることから、本会はこの年に焦点を合わせて長期ビジョンを策定し、地域づくりの取組を進めていきます。

#### (2) ビジョンの位置づけ

横浜市社協は政令指定都市社協であり、各区社協とともに横浜市の地域福祉を推進する組織です。この長期ビジョンは18の区社協とともに共有し、取り組むものです。

本会において長期ビジョンは、社協の活動理念の実現に向け、中長期的なスパンで組織・活動の方向性を示すもので、活動理念と地域福祉保健計画・地域福祉活動計画(5年)や年度ごとの事業計画とをつなぐ位置づけのものです。第3期横浜市地域福祉保健計画においても長期ビジョンの視点を反映し策定を行います。

#### (3) ビジョンの推進のために

横浜の地域福祉を推進していくためのこのビジョンについては、より多くの市民の皆さんや地域活動団体の理解と協力を得ていく必要があります。また、本会は地域福祉の推進を目的に、市内の社会福祉施設や事業所、地域組織、ボランティア団体など幅広いメンバーが会員として活動する協議体です。多様な顔を持つ会員と中長期的な会の方向性を共有し、社協ならではの総合力・推進力を発揮していく必要があります。

そして、地域福祉をとともに進める横浜市とは、このビジョンの方向性について共通認識をもち、相互の信頼関係に基づき、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

本会は、長期ビジョン実現のために①住民主体、②誰もがパートナー、③徹底現場主義、④開拓者精神、⑤政策提言の視点を持って、特に次の重点取組を優先して地域福祉推進に取り組みます。

重点取組1 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

重点取組2 地域における権利擁護の推進

重点取組3 支えあい意識を基盤にした人材の育成

重点取組4 会員活動と地域福祉

重点取組5 社協の発展に向けた運営基盤の強化

#### 4 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	オオキ サチコ 大木 幸子	杏林大学保健学部 教授	学識経験者(保健)
2	オカダ トモコ 岡田 朋子	福祉と保健の生活課題を考える会 代表	学識経験者(福祉)
3	カネコ 金子 いずみ	市民公募委員	市民委員
4	カネコ ケイコ 金子 恵子	地域活動ホーム 径(みち) 所長(栄区)	障害分野関係者
5	グドウ ヒロオ 工藤 廣雄	社会福祉法人匡済会 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ 施設長	施設関係者
6	コシヤマ シゲル 小宮山 滋	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	サカタ ノブコ 坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
8	サクライ ジュン 櫻井 淳	横浜プランナーズネットワーク関係者	地域まちづくり関係者
9	セキネ タカトシ 関根 崇年	市民公募委員	市民委員
10	タケヤ ヤスオ 竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合副会長	高齢分野関係者
11	ナガクラ マスミ 長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部 准教授	学識経験者(福祉)
12	ナカノ シズヨ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
13	ナワタ ヨシヒコ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者(コミュニティ)
14	ニシガヤ ヤスヒデ 西ヶ谷 保秀	泉区社会福祉協議会会長	社会福祉協議会
15	ニシムラ ノブコ 西村 敦子	元 学校地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
16	マスダ ヒデアキ 増田 英明	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	医師会
17	ミヤサカ ヨウコ 宮坂 洋子	UN Women 日本国内委員会 理事	男女共同参画
18	モリモト ヨシキ 森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授	学識経験者(福祉)
19	ヤマダ ミチコ 山田 美智子	よこはま一万人子育てフォーラム	子育て分野関係者
20	ヤマムラ リョウイチ 山村 良一	中村地域ケアプラザ所長(南区)	地域ケアプラザ

平成 25 年 7 月 19 日現在





# パブリックコメントを実施します。 皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

第3期横浜市地域福祉保健計画（素案）へのご意見・ご提案を募集します。  
いただいたご意見等は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。

\*ご意見をとりとめたものを横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告します。  
同委員会の資料は、横浜市ホームページにて公表します。

意見募集期間：平成 25 年 10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木）

提出方法：下記はがきの他、封書等の郵送、FAX、Eメール（様式は問いません）でお送りください。

意見のあて先：横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 【FAX】045-664-3622  
【Eメール】kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

## 愛称募集について

第3期から市地域福祉保健計画と市社協地域福祉活動計画を一体的に策定・推進します。計画をより市民に親しみやすいものにしていくため、新たに愛称を募集します。

◆**応募方法**：パブリックコメントと合わせて記載し、お送りください。

- ・計画の愛称とそれに込めた思いを記載してください。
- ・応募者一人につき1件までとします。

◆**選考**：市計画策定・推進委員会において選考の上、決定します。

- ・結果発表：平成26年2月頃
- ・選定された愛称を応募された方の中から1名の方に記念品を差し上げます。

＜愛称のイメージ＞

各区の地域福祉保健計画の愛称は、例えば、

▼鶴見区「鶴見・あいねっと」

▼磯子区「スイッチON 磯子Ⅱ」

等があります。各区のHP等をご参照ください。

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

2期のデータを仮で張り付けています、

＜受取人＞

横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局 地域福祉保健部  
福祉保健課 計画担当 行



2 3 1 8 7 9 0 0 1 7

12

氏名

住所

又は勤務先・学校住所

電話番号

性別

年代

- |          |          |
|----------|----------|
| a 20歳未満  | b 20～39歳 |
| c 40～64歳 | d 65～74歳 |
| e 75歳以上  |          |

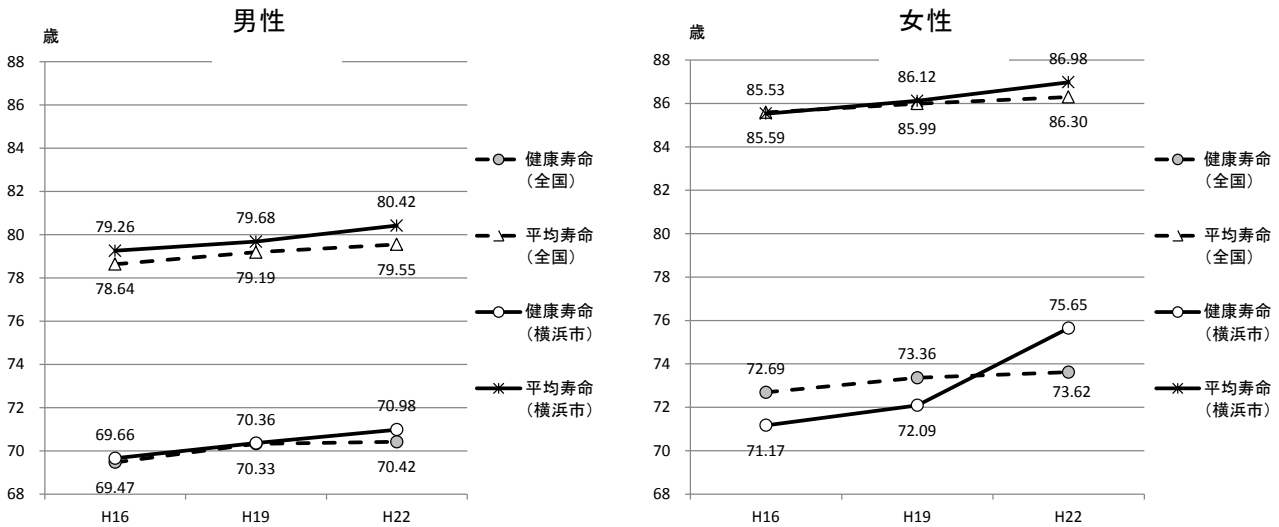
## 4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

### (1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況

#### ア 少子高齢社会の進展 2025年には4人に1人が高齢者

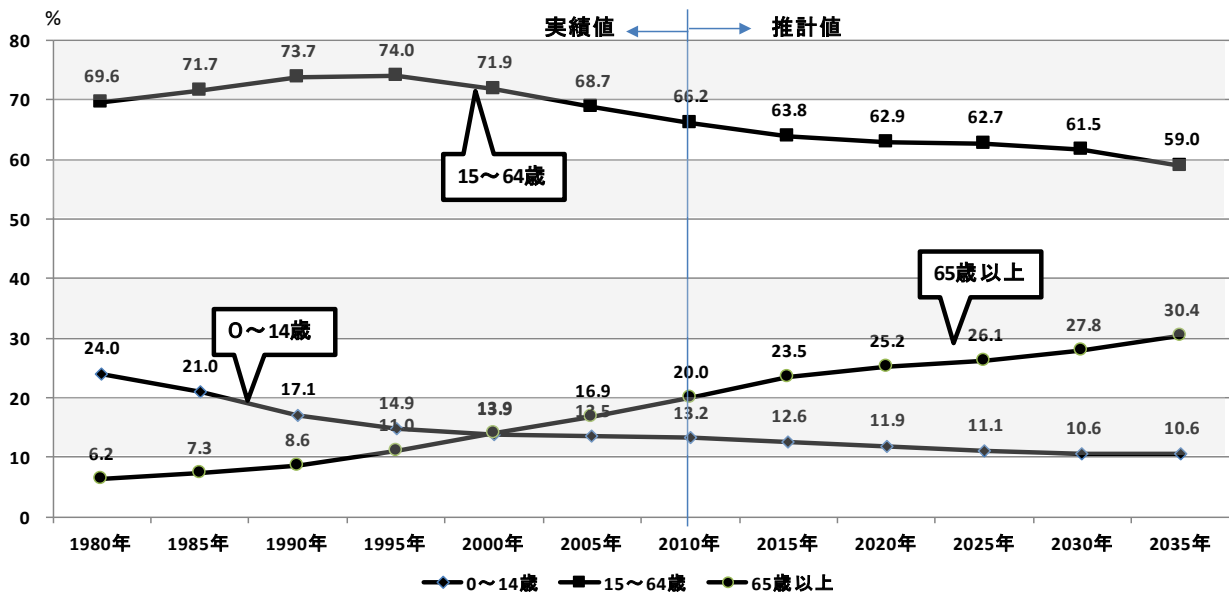
- 横浜市の平均寿命、健康寿命は、男女とも全国値を上回り、伸びています。一方、こどもの数は平成37年（2025年）までに約7万人の減少が見込まれています。横浜市の少子高齢化は急速に進展し、平成37年（2025年）には市内人口の26.1%、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

平均寿命と健康寿命※



※健康寿命：平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間  
出典) 第2期健康よこはま21(国民生活基礎調査(横浜市分)を基礎データとし算出)

年齢3区分別人口割合の推移と推計



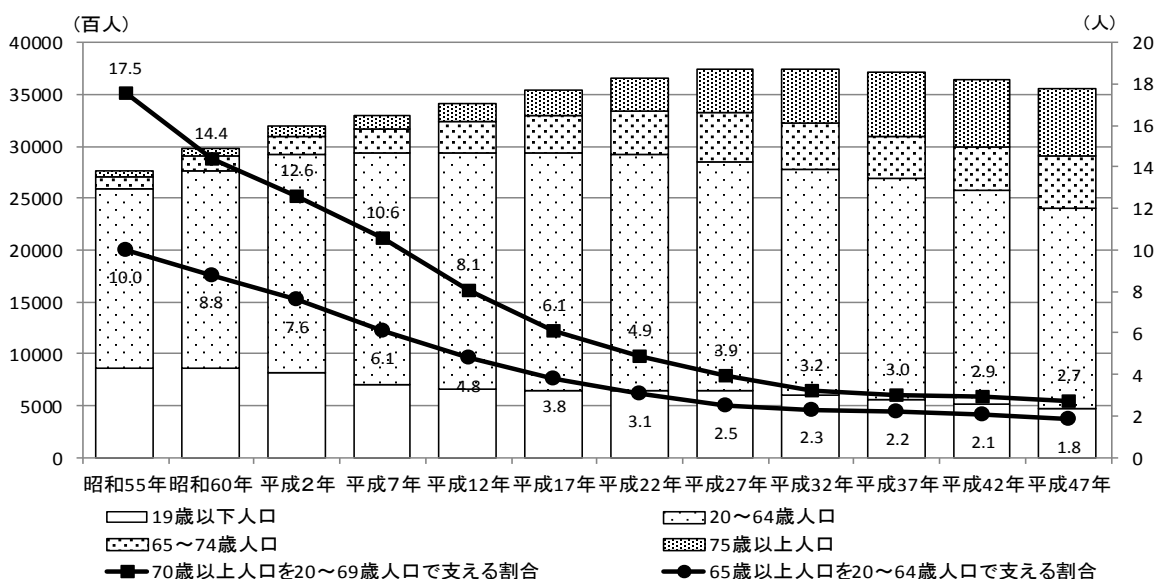
	平成12年(2000年)		平成22年(2010年)		平成37年(2025年)	
総人口	3,426,651		3,688,773		3,717,810	
高齢人口(65歳以上)	477,053	13.9 %	736,216	20.0 %	971,554	26.1 %
(参考)後期高齢者人口(75歳以上)	174,838	5.1 %	325,403	8.8 %	585,956	15.8 %
生産年齢人口(15～64歳)	2,463,151	71.9 %	2,440,385	66.2 %	2,332,598	62.7 %
年少人口(15歳未満)	474,656	13.9 %	486,262	13.2 %	413,658	11.1 %

総人口には年齢不詳が含まれている

出典)2010年までは国勢調査 2015年以降は『横浜市の将来人口推計』

- 平成22年(2010年)の65歳以上の高齢者人口は約74万人ですが、団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には、97万人となり、平成22年(2010年)の1.3倍、平成12年(2000年)の2.0倍に達すると推計されています。
- 特に、75歳以上の高齢者は、平成22年(2010年)の約33万人に対し平成37年(2025年)には約59万人に増加し、平成22年(2010年)の1.8倍、平成12年(2000年)の3.4倍になると推計されています。
- 65歳以上の高齢者1人を現役世代(20～64歳)の何人で支えるかという割合は、平成22年(2010年)の3.1人から平成37年(2025年)には1.8人へ、70歳以上の高齢者については、平成22年(2010年)の4.9人から平成37年(2025年)には2.7人となり、現役世代への負担が大きくなるのがわかります。

### 高齢世代人口の比率

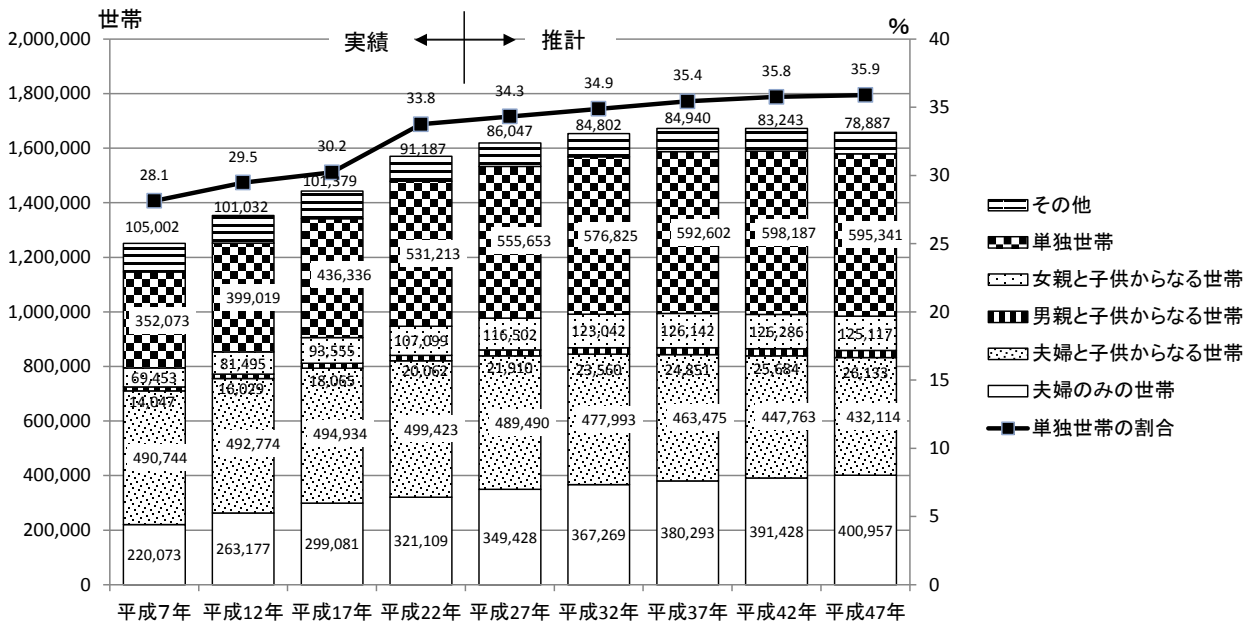


出典)2010年までは国勢調査 2015年以降は『横浜市の将来人口推計』

## イ 世帯構成の変化 単独世帯が4割近く

○ 単独世帯は年々増加しており、一世帯あたりの人数は減少する傾向にあります。

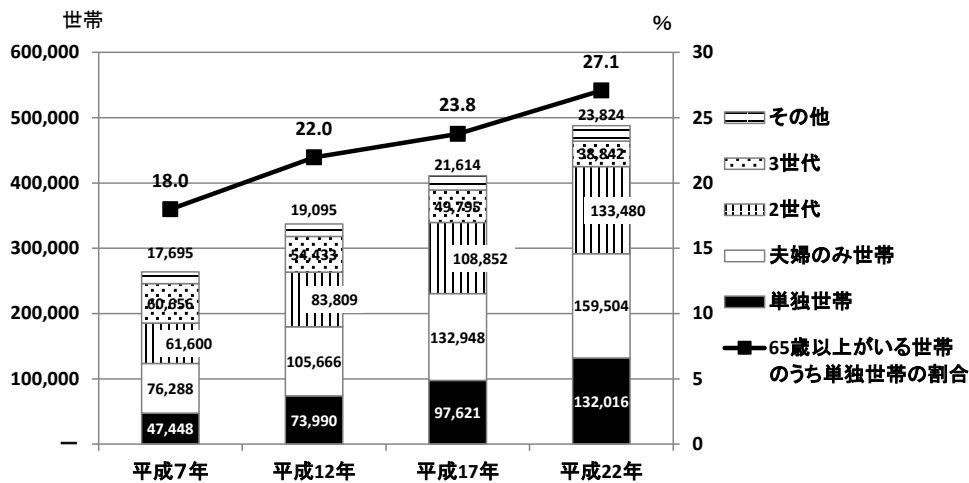
### 家族世帯類型別世帯数の推移と推計



出典) 2010年までは国勢調査 2015年以降は『横浜市の将来人口推計』

○ 65歳以上の高齢者のいる世帯では、単独及び夫婦のみ世帯の割合は一貫して増加しており、2010年(平成22年)では65歳以上がいる世帯のうち単独世帯の割合は27.1%ですが、2025年(平成37年)には単独又は夫婦のみ世帯の割合はさらに高くなる可能性があります。

### 65歳以上の高齢者のいる世帯の家族類型別世帯数割合

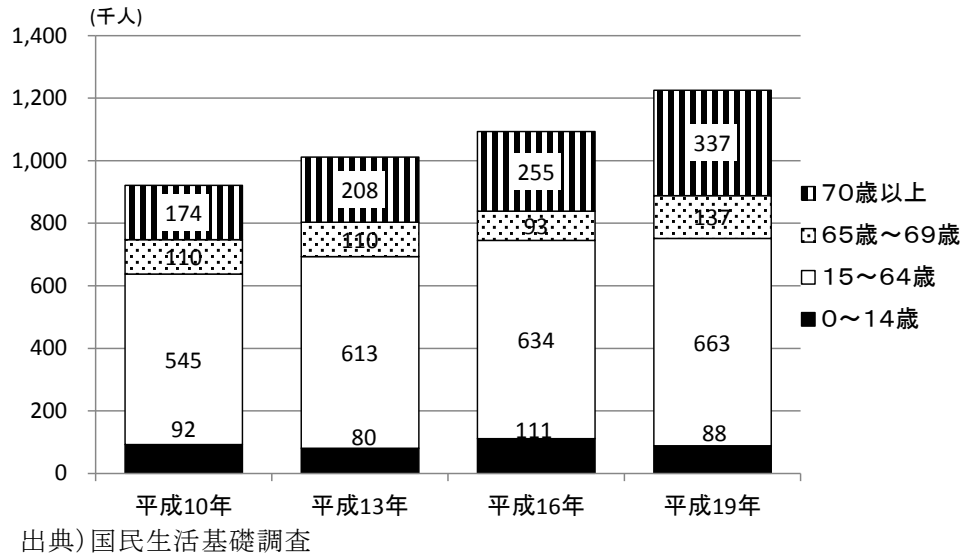


出典) 国勢調査

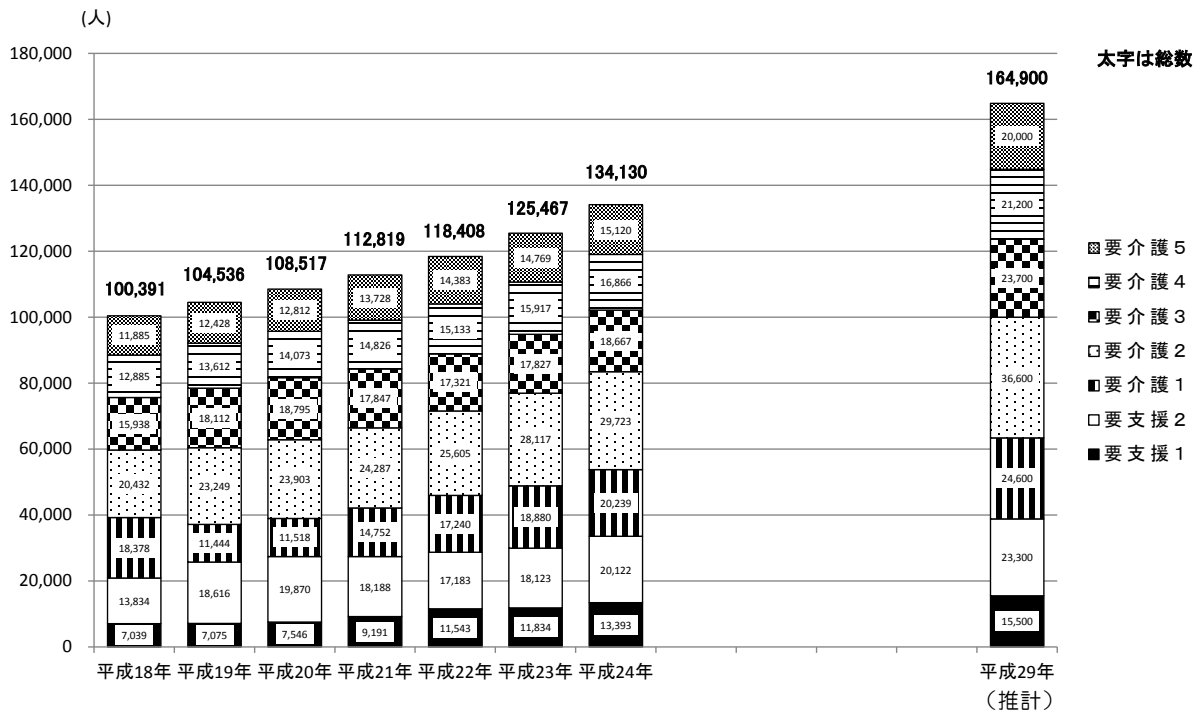
ウ 超高齢化が及ぼす影響 **介護保険給付費・医療費が増加**

- 65歳以上の通院者数は年々増加しています。
- 要支援・要介護者は、平成18年で10万人、平成21年で11万人、平成23年で12万人を超えており、介護保険給付費も増加の一途をたどっています。

通院者数推移



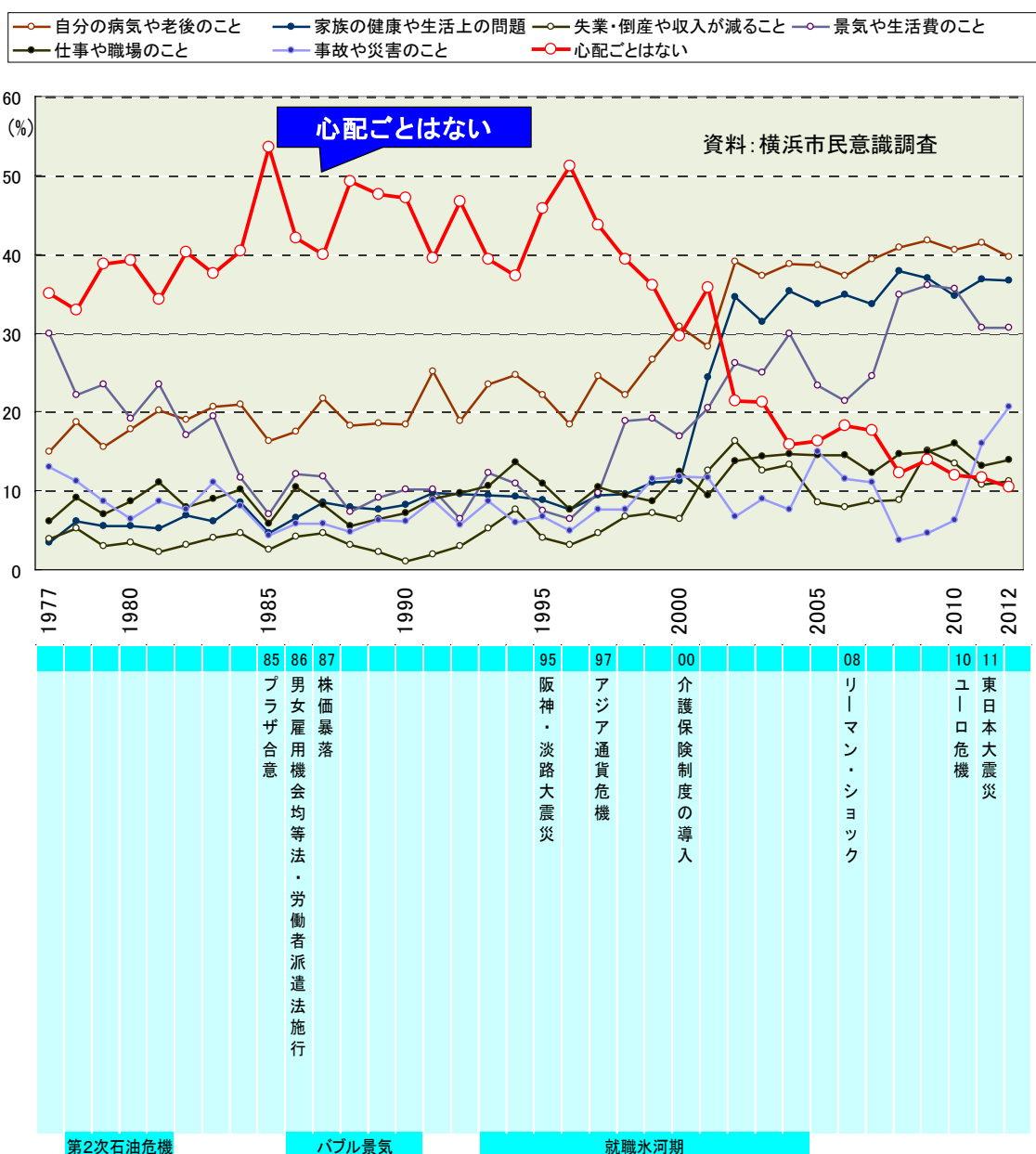
要介護度別認定状況の推移



## エ 心配ごとや困っていること 「心配ごとはない」人が激減

- 「心配ごとや困っていること」が「ない」と回答している市民の割合は、昭和 60 年度（1985 年度）調査の 53.6%が過去最高でしたが、平成 9 年度（1997 年度）以降から減少し始め、平成 24 年度（2012 年度）調査では 1 割にまで激減しています。
- 平成 24 年度の心配ごとの中身は「自分の病気や老後のこと」が 39.7%で最も多く、次いで「家族の健康や生活上の問題」（36.6%）、「景気や生活費のこと」（30.6%）が続いています。また、「事故や災害のこと」（20.7%）は、東日本大震災前の調査よりも大きく増加しています。市民の関心や心配ごとは、生活に影響を及ぼすような出来事や時代の変化によって移り変わっています。

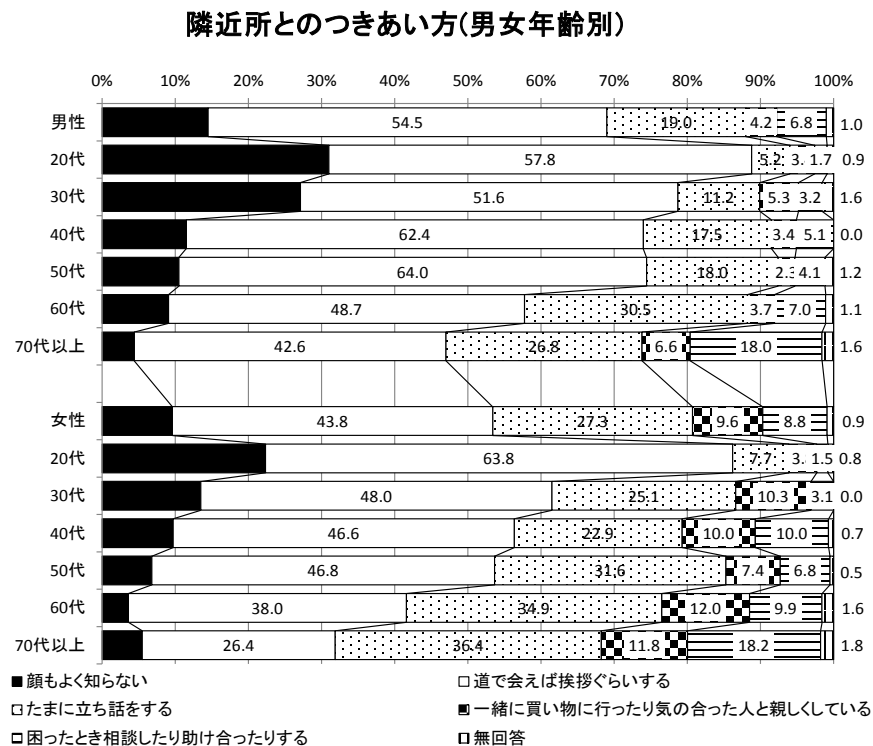
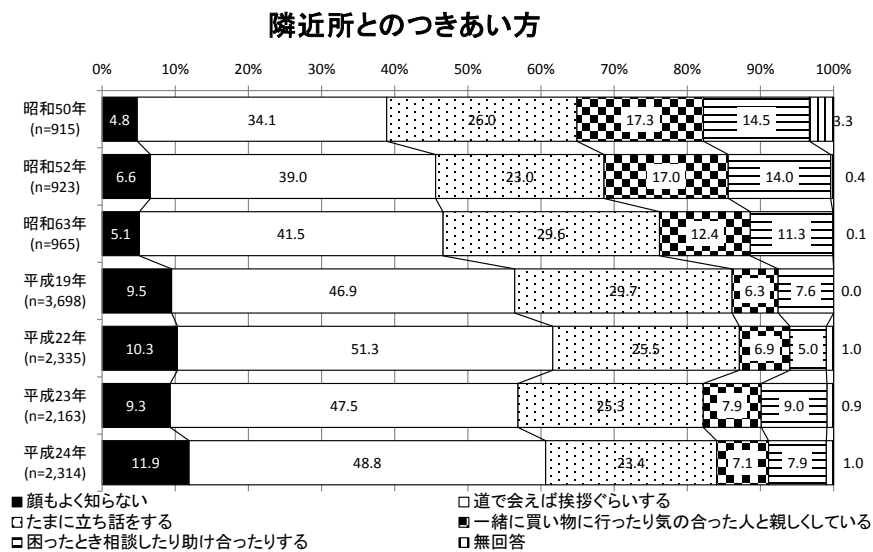
### 心配ごとや困っていること・主な社会のうごき



出典) 市民生活白書(平成 25 年 横浜市政策局)

オ 地域の人間関係 **互いに助け合う関係が減少傾向**

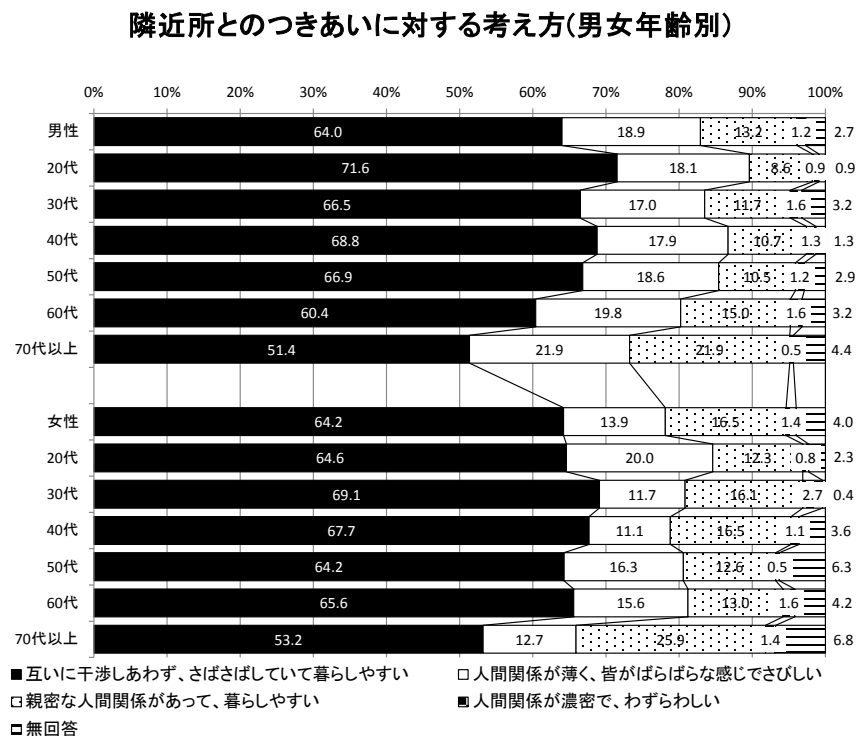
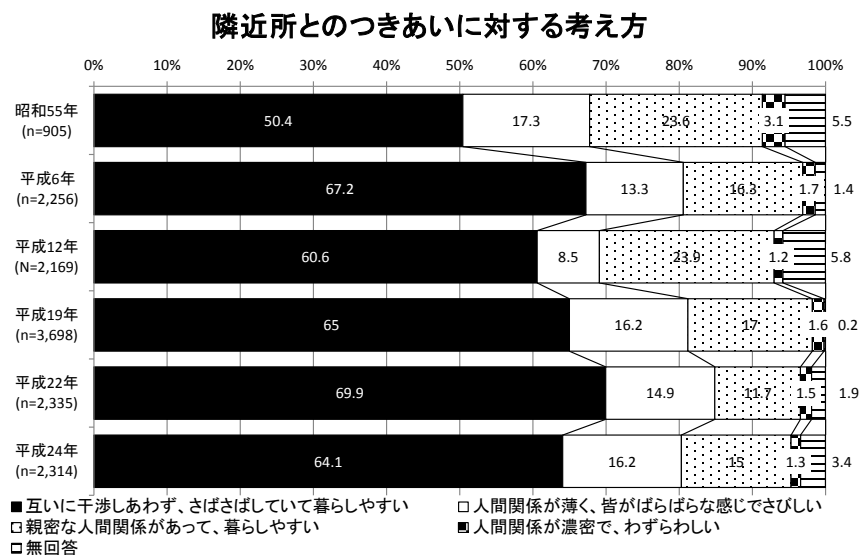
- 横浜市民意識調査結果では、隣近所とのつきあい方で、「気のあった人と親しくしている」、「困ったときに相談したり助け合ったりする」の割合は、多少の増減があるものの昭和63年度以降減少傾向にあります。
- 平成24年度には、「顔もよく知らない」が平成23年度調査に比べ2.6ポイント上昇し、過去最高となっています。
- 70代以上では「困ったときに相談したり助け合ったりする」の割合が高くなっていますが、60代（団塊の世代）では低くなっています。



出典) 横浜市民意識調査 (平成24年度 横浜市政策局)



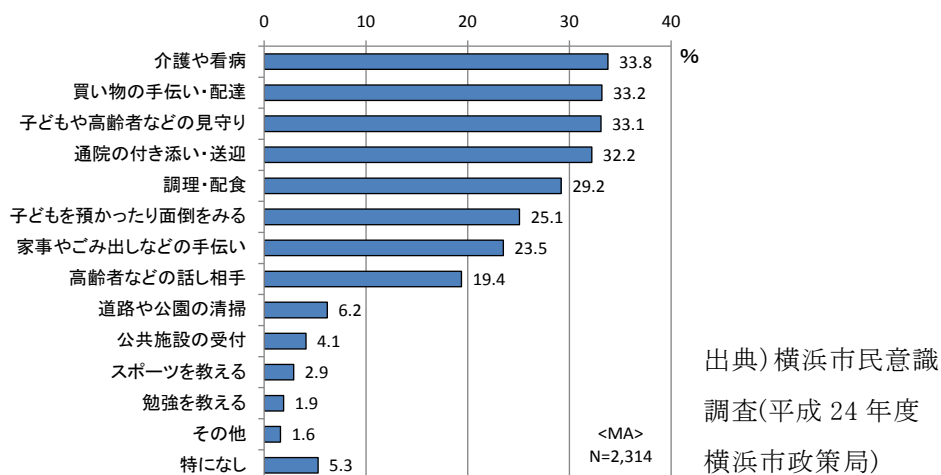
- 隣近所とのつきあいに対する考え方では、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」が平成6年度以降6割を超え最も多くなっています。
- 70代以上では、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」の割合が減り、「親密な人間関係があって、暮らしやすい」の割合が多くなっていますが、60代(団塊の世代)では「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」の割合が6割を超え最も多くなっています。



出典) 横浜市民意識調査(平成24年度 横浜市政策局)

- 一方で、地域で必要となるサービスの上位に、親密な人間関係のもとに可能となる、「介護や看病」「子どもや高齢者の見守り」「通院の付き添い・送迎」が挙げられています。

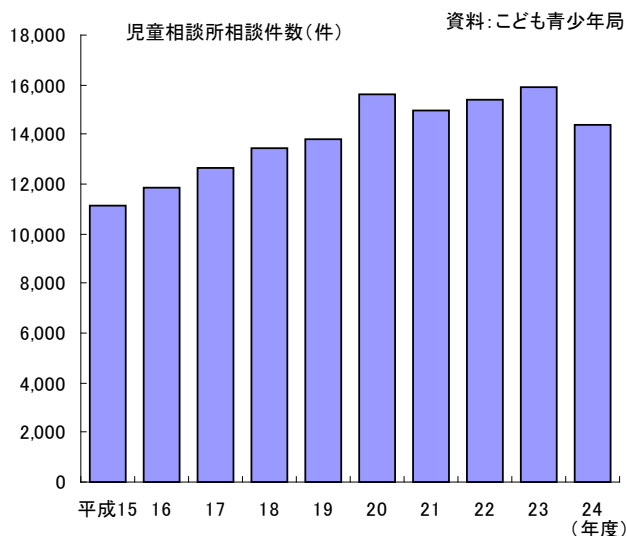
### 地域で必要となるサービス



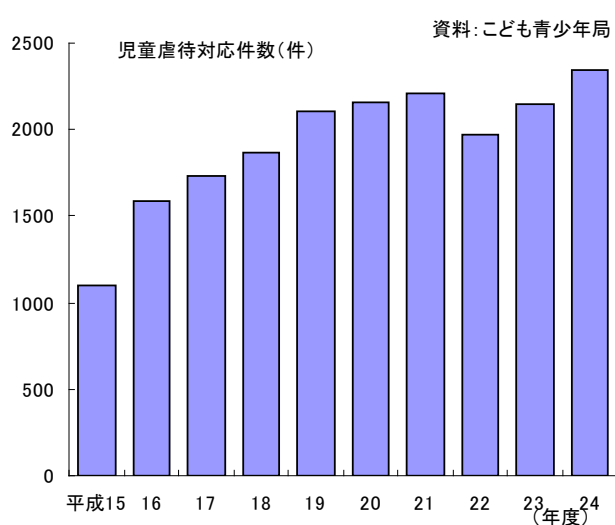
### カ 課題に直面するこども・若者 支援を要するこども・若者の増加

- 将来の超高齢社会を支えることを期待されている今のこどもたちは、家庭や学校、地域社会の中で様々なリスクにさらされ、様々な課題に直面しています。
- 課題の一つに家庭における養育力の低下が挙げられています。児童相談所の相談件数は、平成 15 年度に 11,098 件でしたが、年々増え続け、平成 24 年度には 14,400 件になっています。
- 児童虐待の対応件数も、平成 15 年度には 1,103 件でしたが、平成 24 年度には 2,344 件になっています。
- この 10 年余りの間、働きたくても働くことができない、社会に居場所がないなど、支援を必要とする若者が増えています。15 歳から 39 歳までの若年無業者（ひきこもり、ニート及び失業者）の推移は、平成 2 年（1990 年）と比較して、平成 22 年（2010 年）でほぼ倍増しています。
- そのほかにも、経済的困窮により就学援助を受ける小中学生の保護者の増加や、学校になじめなかったり、学校で様々なトラブルを抱えるこどもの増加など、支援を要するこども・若者が増加しています。

## 児童相談所相談件数

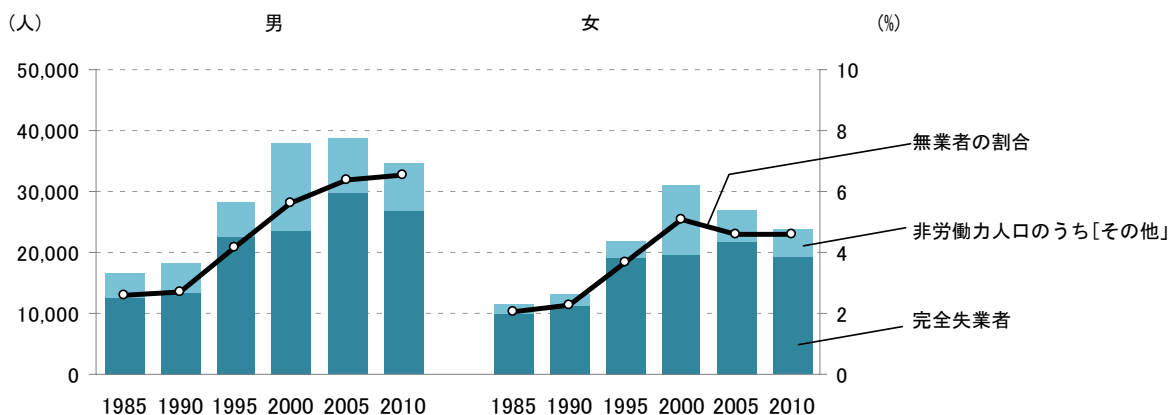


## 児童虐待対応件数



## 無業者数・率の推移【15～39歳】

### 無業者数・率の推移【15～39歳】



資料：国勢調査

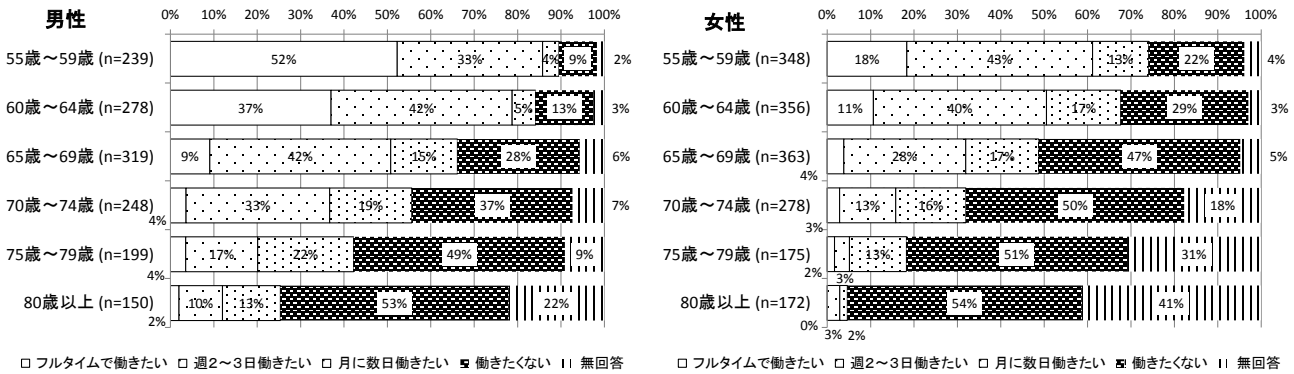
### キ 高齢社会の生き方 趣味が生き甲斐～地域貢献も少しは気になる

- 平成21年度「横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート」で、高齢者及びこれから高齢者に向かう人のこれからの生活について調査結果が出ています。
- “働くことについて”では、「70歳ぐらいまで」は働きたいと考えている人が多くなっています。
- “これからの生活で重視したい”ことは、「趣味を楽しむ」が約7割と多く、「仲間とのつきあい」が4割強、「家族との団らん」が4割弱であり、「ボランティア活動」や「地域活動」は1割程度と少なくなっています。
- “これからの高齢社会で高齢者が果たすべき役割”については、「自分の健康維持」が8割以上と多くなっていますが、「高齢者同士の見守り支えあい」、

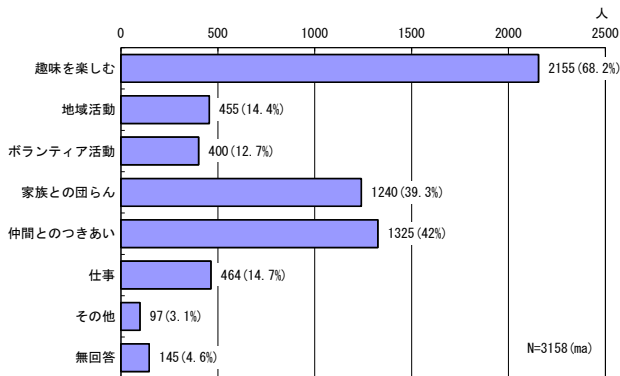
「自分の経験で地域に貢献する」がいずれも4割程度みられます。

- これから高齢に向かう人は、健康を維持しながら趣味に生き甲斐を求め、ボランティア活動をする意向は少ないですが、近隣の見守り、支えあいは大切であると考えていることがわかります。

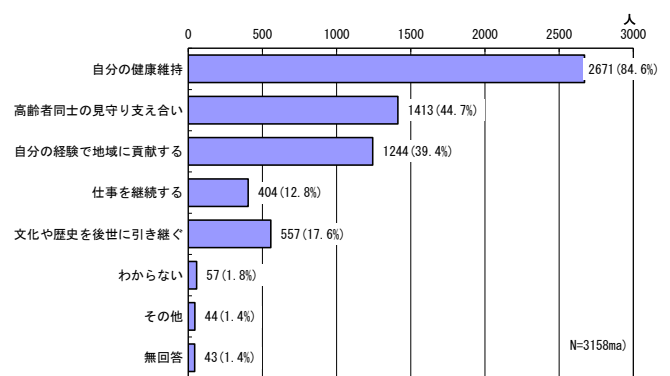
### 働くことについて



### リタイヤした後重視したいこと



### 高齢社会で高齢者が果たす役割



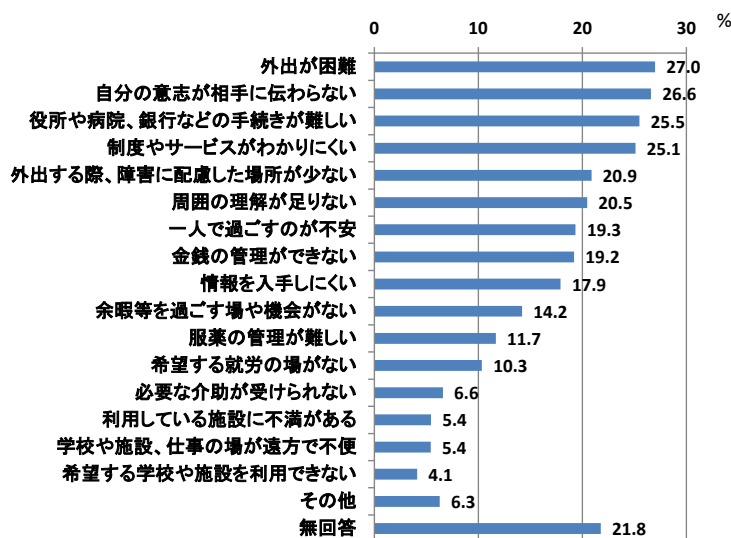
出典)横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート※(平成 21 年度健康福祉局高齢健康福祉課)

※55 歳以上 8,000 人、回収 3,158 人

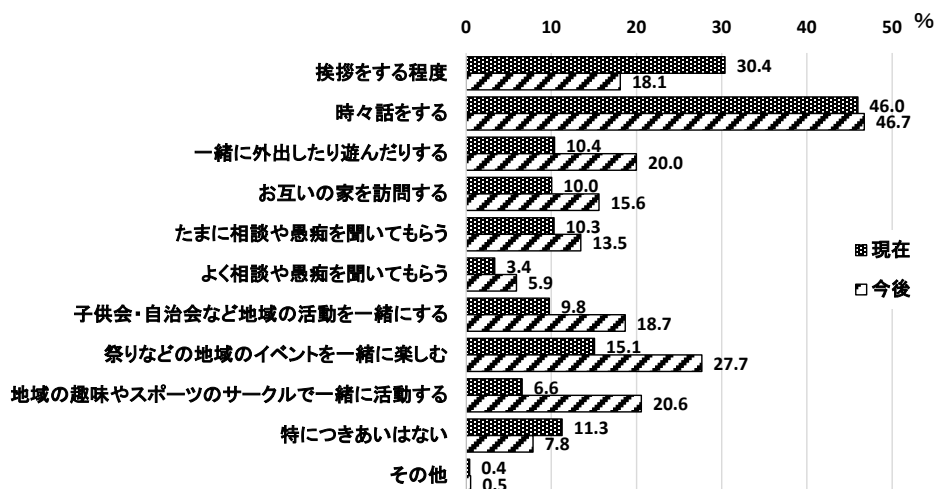
ク 障害者の地域生活支援 **困りごとは多いが～地域との関わりを求めている**

- 平成 20 年度「障害者（身体・知的・精神）アンケート」で、障害者の意識について調査結果が出ています。
- 「外出が困難」「自分の意思が相手に伝わらない」「役所や病院、銀行などの手続きが難しい」「制度やサービスがわかりにくい」「外出する際、障害に配慮した場所が少ない」「周囲の理解が足りない」は 2 割以上の障害者が困りごととして挙げており、障害者の日常生活の困りごとは多岐にわたっています。
- 現在の地域との関わり方と今後どのように地域と関わっていきたいかを比較すると、お祭りなどの地域の行事や、地域のサークルで一緒に活動するなど、より積極的に地域と関わっていきたいという意向があることがわかります。

日常生活の困りごと



地域とのつきあい



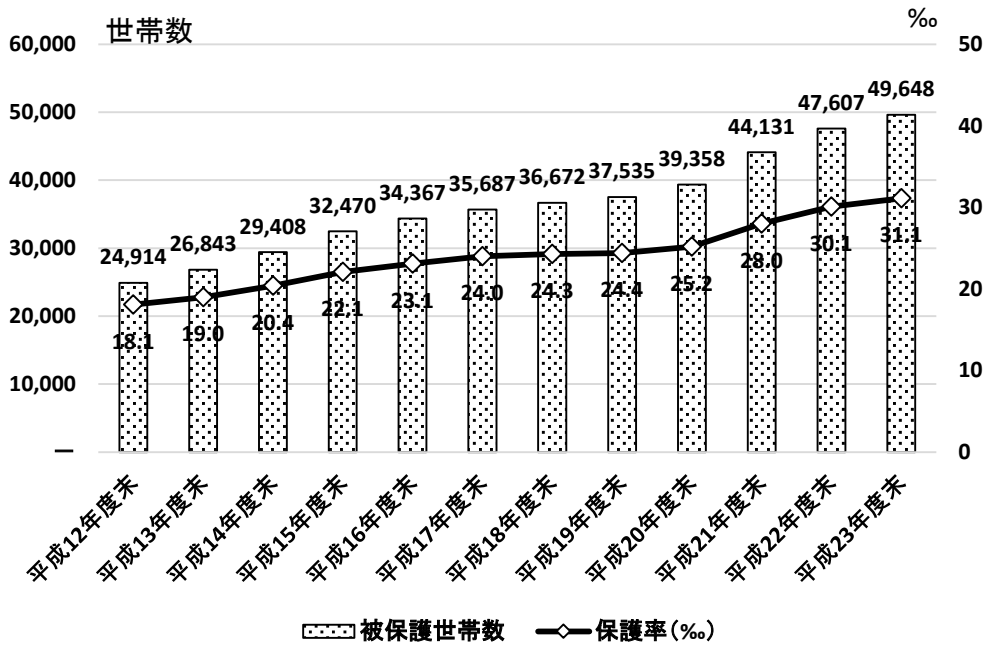
出典) 障害者(身体・知的・精神)アンケート 平成 20 年 9 月健康福祉局障害企画課

※7,000 人対象(身体 5,000 人、知的 1,000 人、精神 1,000 人)、回収 3,689 人

ケ 増加する生活保護世帯 とくに近年の増加が著しい

- 10年前に比べて、生活保護世帯数はほぼ倍増しています。保護率も年々上昇し、とくに平成21年度以降の増加が著しくなっています。

生活保護世帯数・保護率の推移



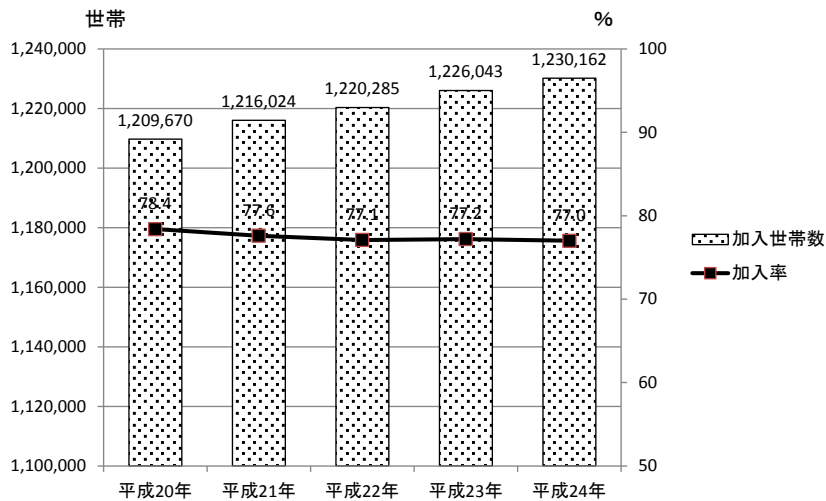
出典) 健康福祉局保護課

(2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況

ア 自治会町内会の活動 **加入率は横ばいで推移**

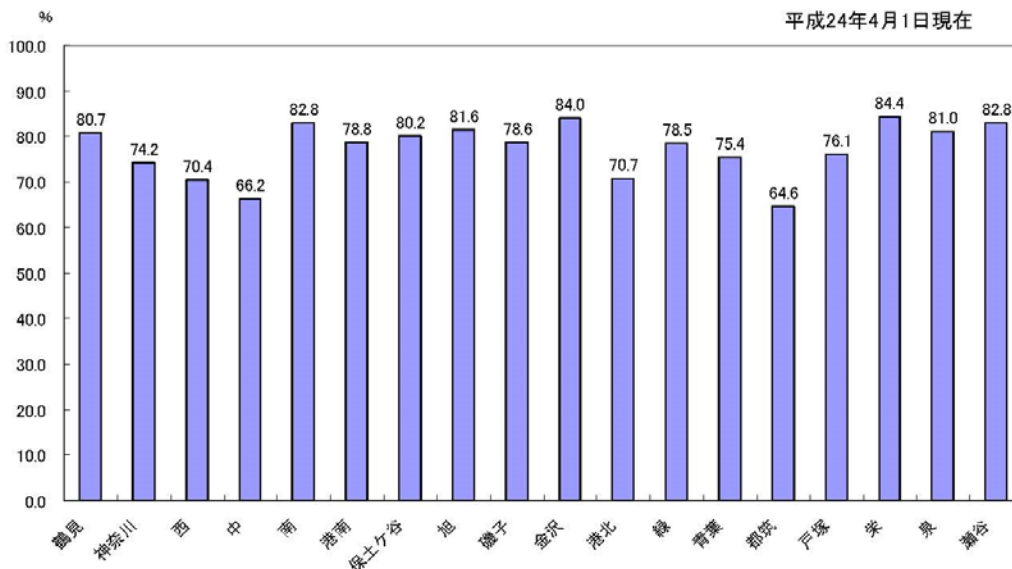
- 横浜市の自治会町内会では、加入者数は増加し、加入率はほぼ横這いで推移しています。区別の加入率では、平成24年4月1日現在で、最も高い区で84.4%、最も低い区で64.6%となっており、約20%の差があります。

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日)



出典) 市民局地域活動推進課

区別自治会町内会加入率



出典) 市民局地域活動推進課

イ 多様な市民活動と地域 **ボランティア登録者・NPO 法人は増加**

- 社協のボランティア登録者数は年々増加しており、平成 24 年度は平成 22 年度と比較して 3,544 人、約 8%増加しています。
- 横浜市には平成 24 年度 1,382 の NPO 法人が存在しており、保健・医療・福祉分野で活動している NPO 法人が多くなっています。

**ボランティア登録者数**

	平成20年度 (2008年度)	平成22年度 (2010年度)	平成24年度 (2012年度)
ボランティア登録者数(人)	39,243	45,686	49,230

出典)横浜市社会福祉協議会(H24 ボランティア関係事業概要)

**平成 24 年度 NPO 法人活動分野ランク**

(市内 1,382 法人の内、複数の分野に該当する場合有り)

活動分野	平成23年度	平成24年度		増加件数
	件数	件数	割合(%)	
1 保健・医療・福祉	684	728	21.2	44
2 子どもの健全育成	395	448	13.0	53
3 社会教育	350	385	11.2	35
4 まちづくり	291	318	9.2	27
5 学術・文化・芸術・スポーツ	270	289	8.4	19
6 連絡・助言・援助	233	271	7.9	38
7 環境の保全	186	192	5.6	6
8 国際協力	167	175	5.1	8
9 職業能力・雇用機会	140	155	4.5	15
10 人権・平和	122	130	3.8	8
11 経済活動の活性化	86	98	2.8	12
12 地域安全	44	53	1.5	9
13 男女共同参画社会	44	48	1.4	4
14 情報化社会	35	43	1.2	8
15 消費者の保護	39	40	1.2	1
16 災害救援	33	33	1.0	0
17 科学技術の振興	27	30	0.9	3
18 観光	-	4	0.1	-
19 農山漁村・中山間地域	-	1	0.0	-
20 条例指定	-	0	0.0	-
計	3,146	3,441	100.0	295

出典)内閣府 NPO 検索より作成(平成 25 年 4 月末現在)



ウ 地域の活動を推進する拠点の整備状況 **地域ケアプラザ等拠点整備が進む**

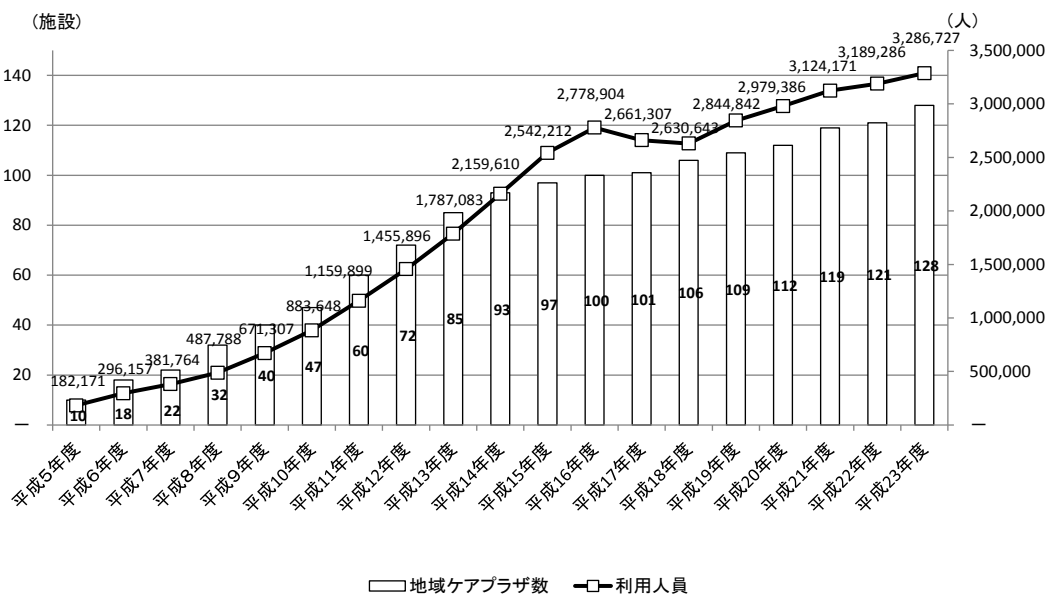
○ 地域の様々な活動を推進する拠点の整備が進んでいます。

**地域の拠点の整備状況**

	平成 20 年度末 (2008 年度末) か所数	平成 24 年度末 (2012 年度末) か所数	整備目標
地域ケアプラザ	112	130	概ね中学校区に 1 か所 (145)
障害者地域活動ホーム	38	41	41 か所 (従来型 (1) 機能強化型 (22) 社会福祉法人型 (18))
地域子育て支援拠点	12	18	各区 1 か所 (18)
福祉保健活動拠点	18	18	各区 1 か所 (18)

出典) 健康福祉局、こども青少年局

**地域ケアプラザ整備と利用人員※の推移**



※利用人員 (貸し館利用、自主事業参加者、通所介護及び予防通所介護利用者の合計)

出典) 健康福祉局地域支援課

### (3) 地区別計画策定・推進状況からみる地域の状況

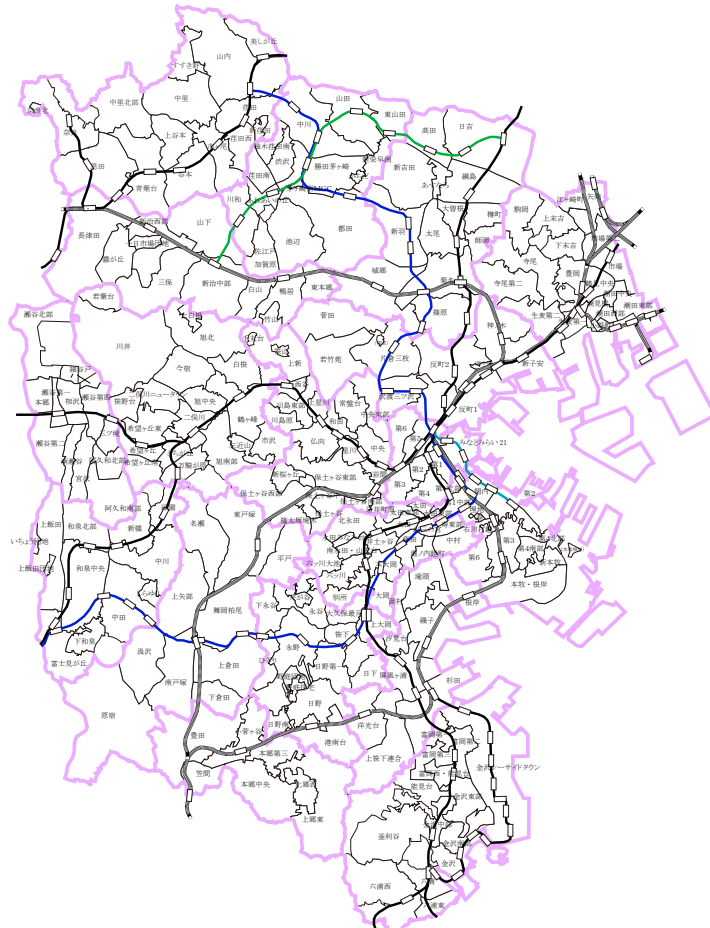
○ 第2期で策定された地区別計画の状況について、国勢調査などの基礎データとあわせ、健康福祉局で独自に分析を行いました。

#### ア 横浜の地区別計画エリアの状況

○ 横浜市地域福祉保健計画では、連合町内会エリア又は地域ケアプラザエリアを単位として18区全区で地区別計画を策定しています。

**地域福祉保健計画  
地区別計画エリア区分図**

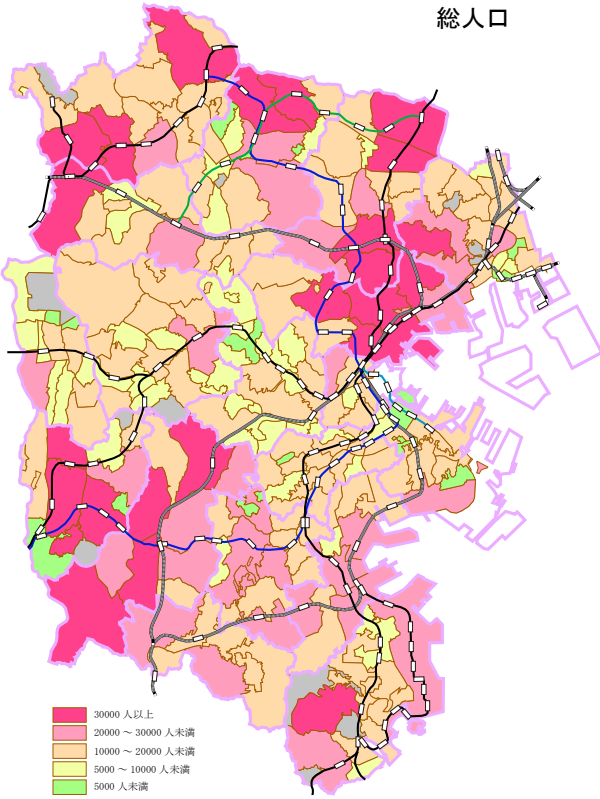
区	地区別 計画数
鶴見区	18
神奈川区	8
西区	6
中区	13
南区	16
港南区	15
保土ヶ谷区	22
旭区	19
磯子区	9
金沢区	14
港北区	13
緑区	11
青葉区	15
都筑区	15
戸塚区	10
栄区	7
泉区	12
瀬谷区	12
総計	235



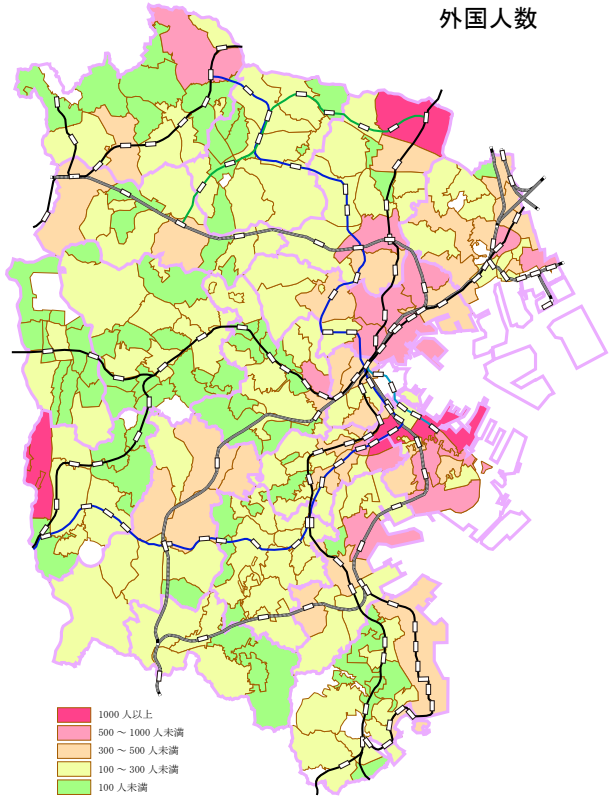
- 人口規模は、最大の地区で72,500人、最小の地区で2,600人であり、平均は16,000人となっています。
- 外国人数が比較的多い地区は、鶴見区、中区、泉区に見られます。
- 定住率の高い地区、65歳以上人口の多い地区、高齢者のみ世帯の多い地区、高齢夫婦のみ世帯の多い地区は市内の中央部から南部にかけて多く見られます。
- ひとり暮らし高齢者の多い地区は、西区、中区など市の中心部の地区と郊外の大規模団地を抱える地区に多く見られます。
- 共同住宅割合が高い地区は市内北部に多く見られます。
- 市内全体に、一般住宅中心の地区が広がっていますが、団地が中心となっている地区やマンションが中心となっている地区も散在しています。
- このように、235の各地区は地勢条件、居住者等にそれぞれ地区の特性が見受けられます。

## 地区区分別地区特性

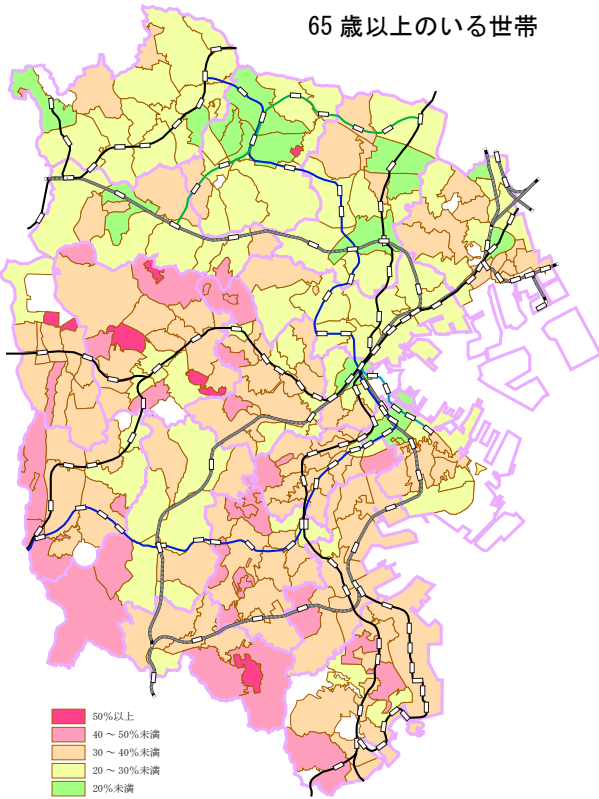
総人口



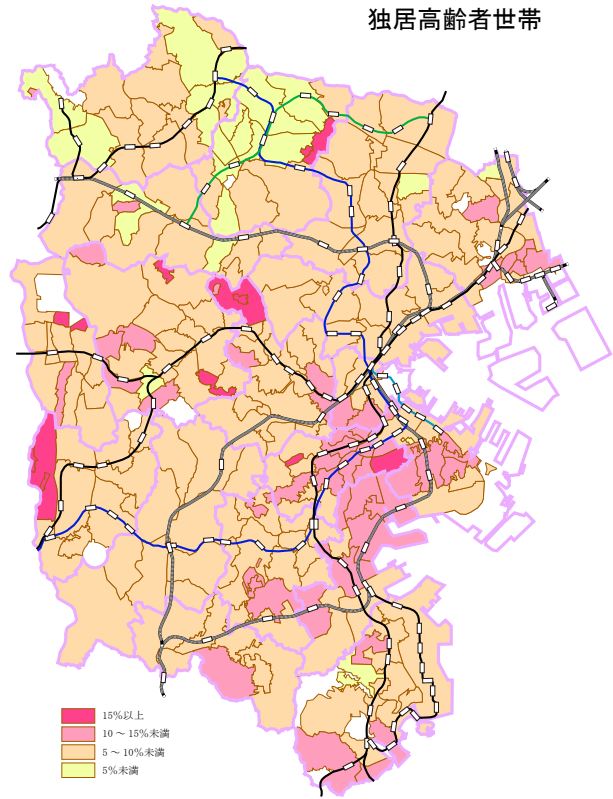
外国人数



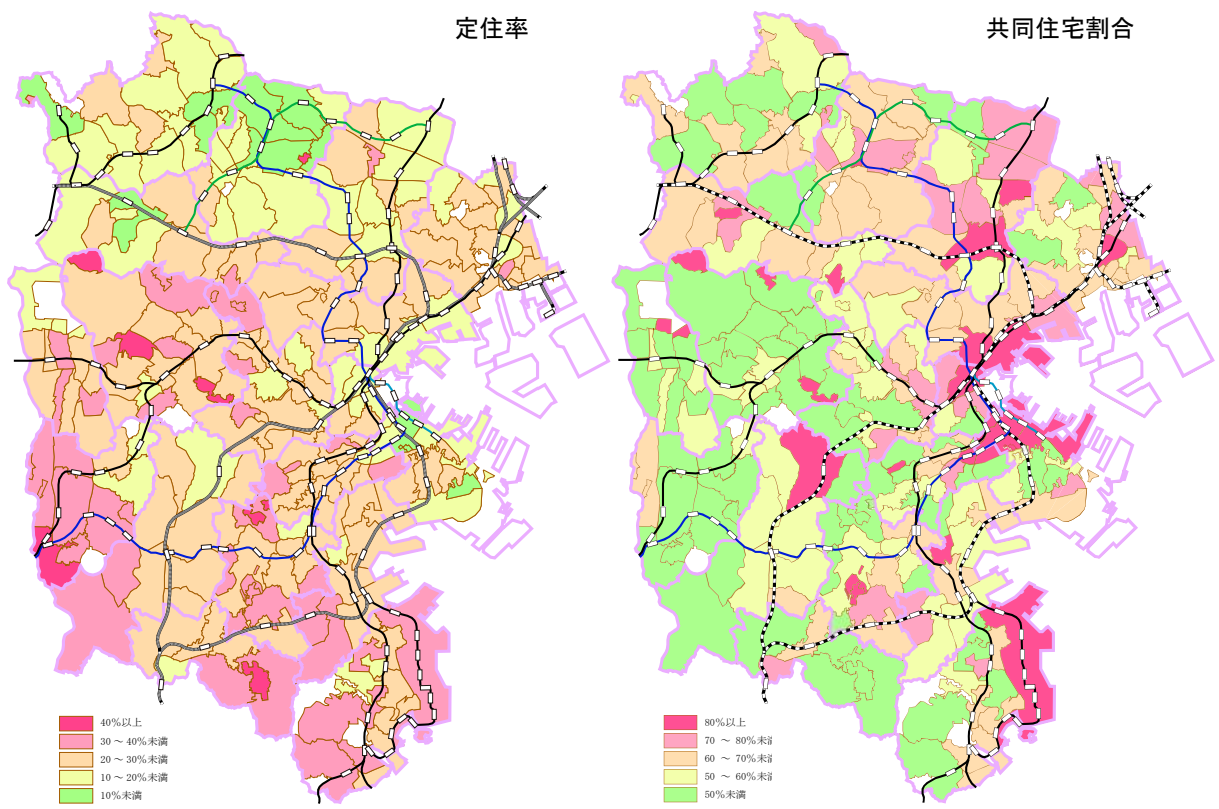
65歳以上のいる世帯



独居高齢者世帯

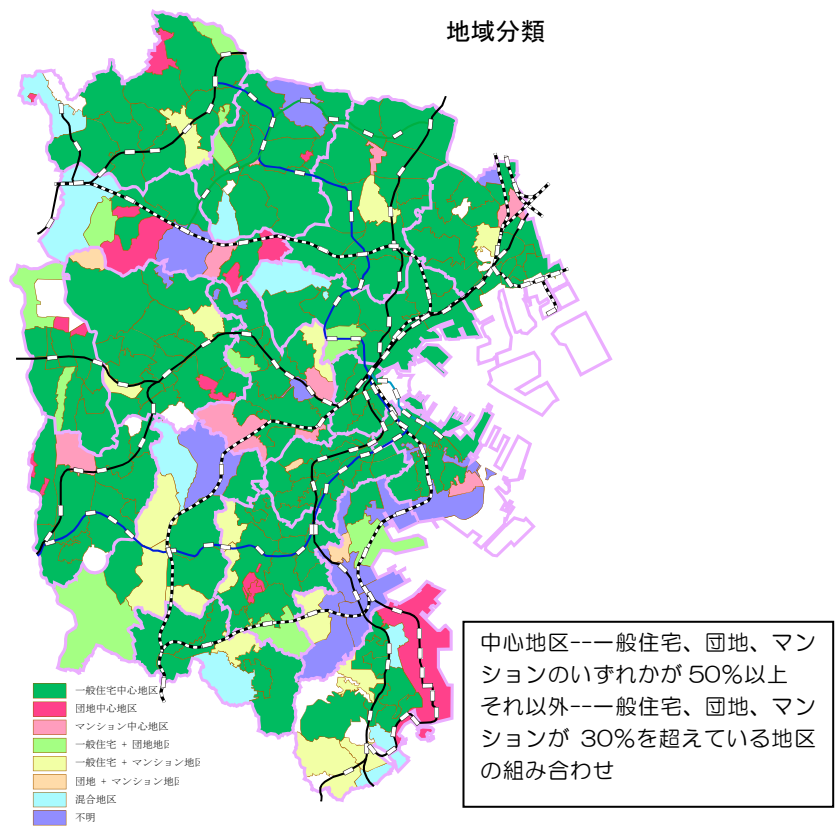


出典)平成22年国勢調査(連合別集計及び小地域別集計)より作成



出典)平成 22 年国勢調査(小地域別集計)より作成  
(定住率-20 年以上居住している人の割合)

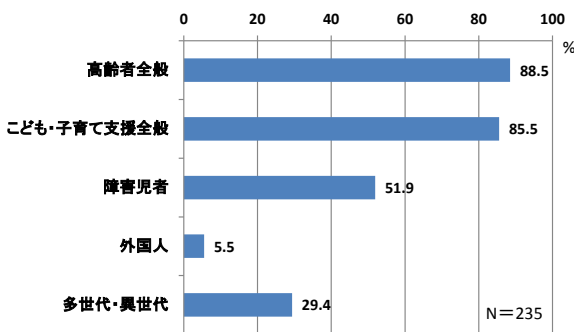
出典)平成 24 年度自治会町内会アンケート結果より作成



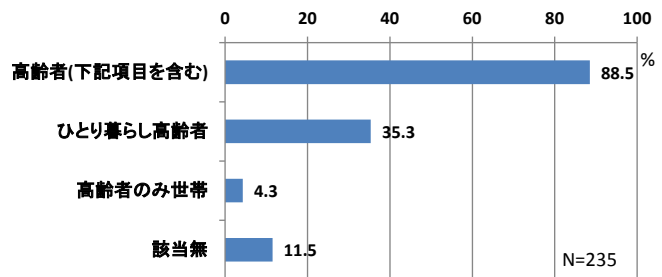
イ 第2期地区別計画策定の状況

- 地域福祉保健計画の235の地区別計画で取り上げられている計画の対象者では、「高齢者」「こども・子育て支援」は9割近くの地区で対象となっていますが、「障害児者」は51.9%、「外国人」は5.5%にとどまっています。
- 高齢者を対象とする地区は9割（88.5%）に上りますが、その中で、ひとり暮らし高齢者を対象としている(明記している)地区は35.3%、高齢者のみ世帯を対象としている地区は4.3%となっています。

地区別計画の計画対象



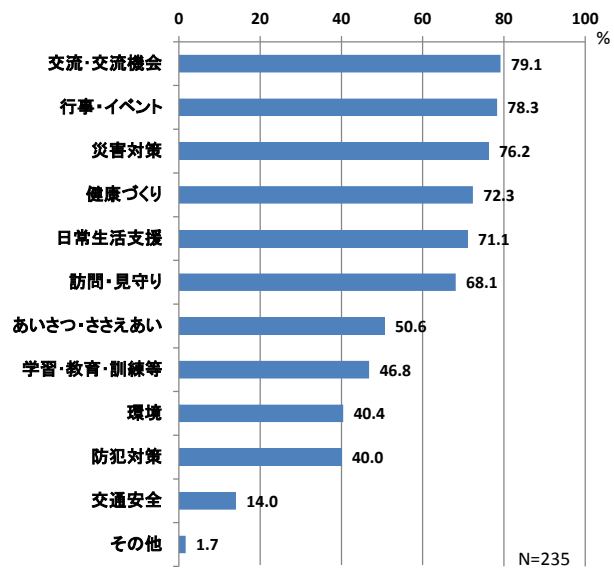
高齢者を対象とする計画の内訳



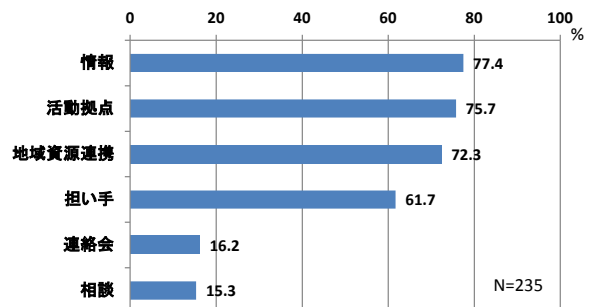
- 地域福祉保健計画の235の地区別計画で取り上げられている取組項目は多岐にわたっていますが、7割以上の地区で取組がみられる活動の内容（活動項目）は、「交流・交流機会」、「行事・イベント」、「災害対策」、「健康づくり」、「日常生活支援」で、それらの活動を支える内容（支援項目）としては、「情報」「活動拠点」「地域資源連携」が挙げられています。

地区別計画の取組内容

<活動項目>



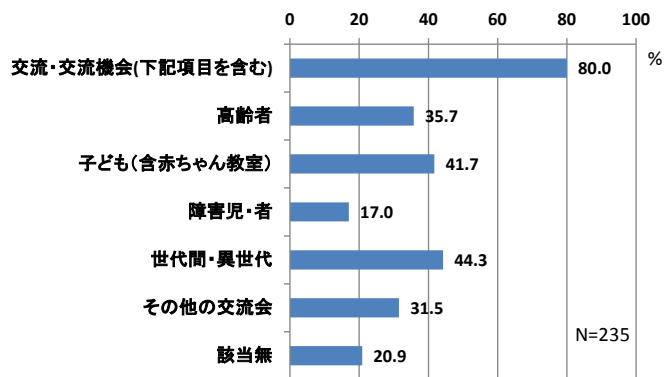
<支援項目>



- 一方、地域の活動の横のつながり、相談したくても相談できない人への対応につながる「連絡会」や「相談」に取り組んでいる地区の割合は少ないと言えます。

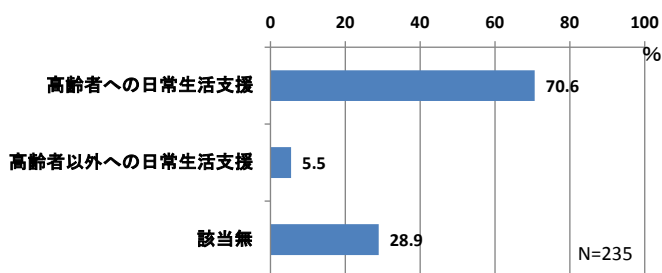
○ 交流・交流機会に取り  
組む地区は8割(80.0%)  
に上りますが、その中で、  
最も多かったのは世代  
間・異世代を対象とする  
交流で44.3%、次いで、  
こども(赤ちゃん教室を含  
む)を対象とする交流が  
41.7%でした。障害児・  
者を対象とする交流の取組は17.0%と少なくなっています。

交流・交流機会の取組内訳

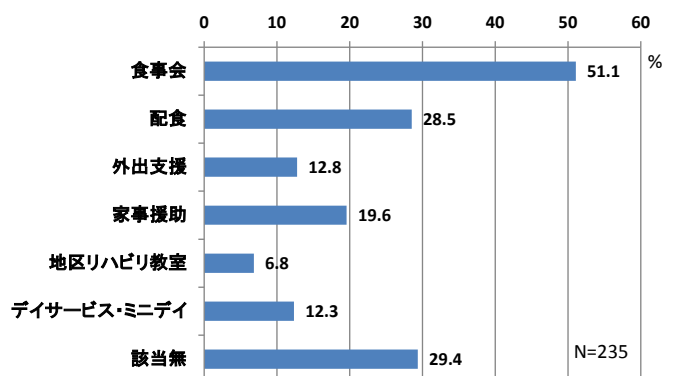


○ 日常生活支援に取り組む地区は7割(100%から「該当なし」の28.9%を除いた71.1%)に上っており、そのほとんどが高齢者への生活支援の取組となっています。高齢者への日常生活支援の内容は、食事会が51.1%と最も多く、次いで配食が28.5%、家事援助19.6%、外出支援12.8%となっています。このほか、デイサービス・ミニデイは12.3%、地区リハビリ教室は6.8%でした。

日常生活支援の取組内訳



高齢者の日常生活支援の内容



#### ウ 地域状況と計画対象・計画内容の関連性

- 高齢者はほぼ全地区で対象とされています。
- こども、子育て支援を対象とした取組も高齢者と同様に取り組む割合が高くなっていますが、とくに、6歳未満のこどものいる世帯の割合が高い地区で取り組む割合が高くなっています。(鶴見区、神奈川区、金沢区、青葉区、都筑区、戸塚区)
- 外国人を対象とした取組は、中区、南区、泉区、港南区、鶴見区での割合がやや高く、外国人数が多い地区で取り組む割合が高くなっています。
- 交流・交流機会は、マンション地区、団地地区を含む地区で取り組む割合が高くなっています。
- 定住率の低い地区では、行事・イベントに取り組む割合が高くなっています。
- 定住率の高い地区、高齢者のみ世帯、高齢夫婦のみ世帯、独居高齢者の多い地区で日常生活支援に取り組む割合が高くなっています。
- このように、235の各地区の取組(計画対象と計画内容)は、地区の特性や地区が抱える課題に応じて設定され、取り組まれています。

## 社会福祉協議会が取り組む「身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進」

「身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進」は、市・区社協が市・区役所との連携のもとで、社協が持つ地域組織化や当事者支援などの地域支援の専門性を生かしながら地域ケアプラザと協働し、住民とともに地域課題の把握から解決までの取組を進めていくものです。本計画の中で掲げられている地域の基盤づくりや様々な交流、見守り・助け合い活動、担い手の一層の拡大などの多くの具体的な取組が、住民の主体的な活動により発展するよう地域支援を進めます。

### 【身近な地域でのつながり・支えあい活動の大切さ】

○地域福祉（私たちのしあわせ）には、住民にしか出来ないことがあります

孤立や権利侵害をはじめとする生活課題は既に深刻化しつつあります。各種課題に対し、様々な制度・施策がありますが、それだけで全ての課題を解決出来るものではありません。

制度の狭間や個々の抱える悩みが大きな課題となる前に、住民の思いや力をあわせて取り組むべきことがあります。

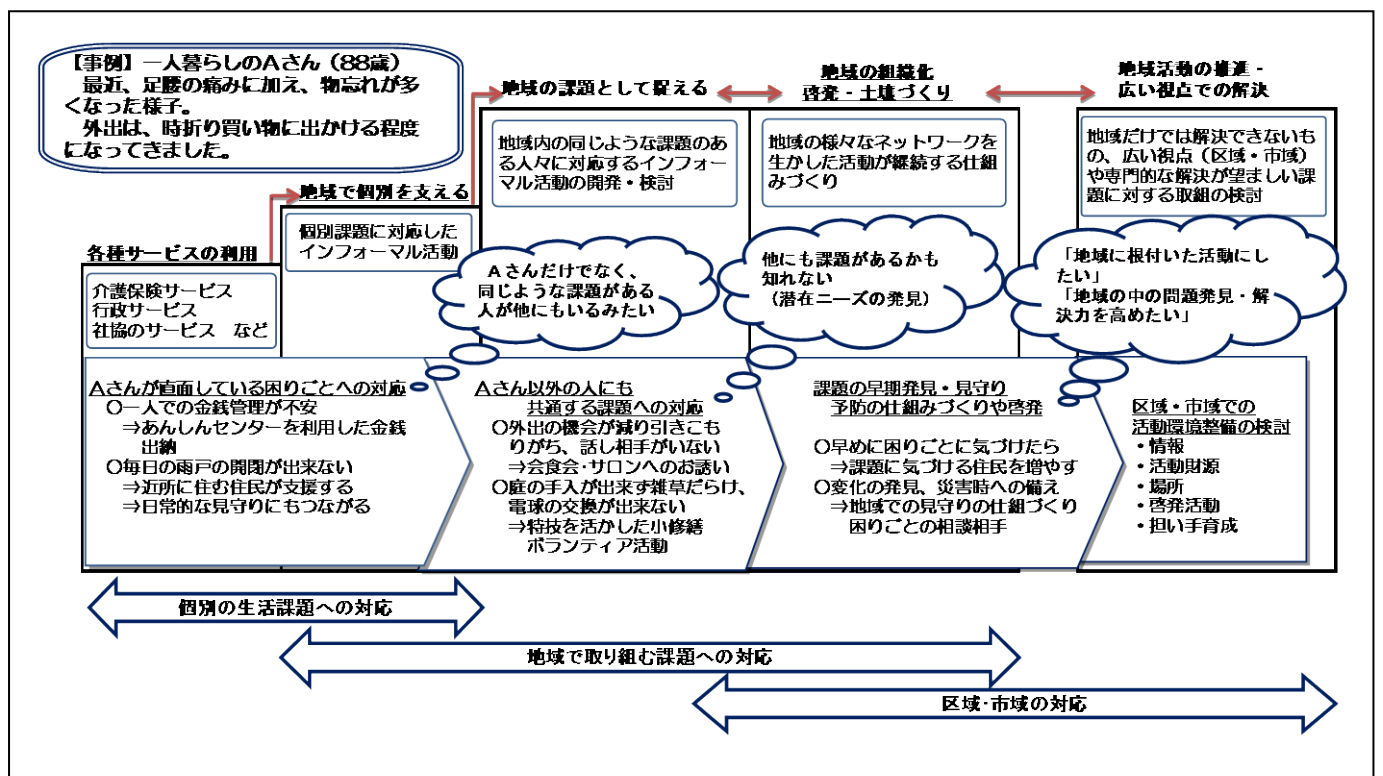
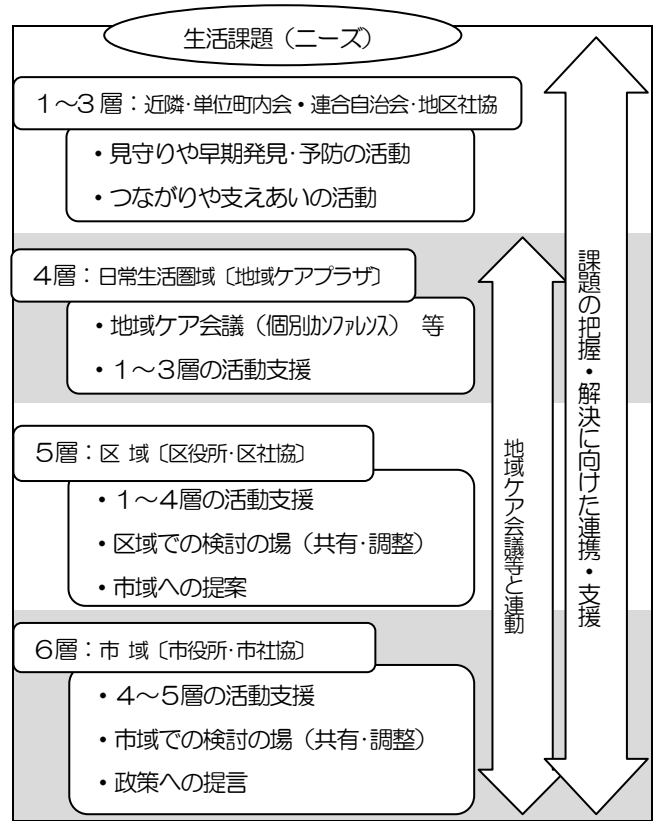
### ○住民主体の共助の層を厚くする

日常のつながりから緊急時の支えあいまで、共助の関係をつくるのは、普段の生活の中での「見守り・気付き（早期発見）・予防」の活動です。そのためには近隣で助け合う関係づくりが大切です。

### 【取組みの3つの視点】

- 個別の生活課題を地域の課題として捉え、地域とともに課題解決に取り組む
- 地域福祉を最前線で推進する地域ケアプラザを支援し、協働により地域支援を進める
- 地域の課題をさらに区域・市域の課題として捉え、取組を広げる

《活動推進のイメージ図》





# 第3期 横浜市地域福祉保健計画（素案）に関する パブリックコメント（意見募集）

募集期間 平成25年10月1日（火）～ 10月31日（木）

## 今なぜ地域福祉保健計画が必要とされているのでしょうか？

横浜市は、2025年には65歳以上人口が100万人近くになると予測されていますが、高齢化の進展にともない、支援が必要な人は今後ますます増加するものと考えられます。

市民活動が盛んで様々な取組が行われている一方で、地域におけるつながりの希薄化などの課題もあり、身近な地域の支え合いやつながりづくりが必要になってきています。

高齢者だけでなく、こどもや子育て世代も、障害児者も、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるための取組を進めることが、今後さらに求められています。

## 第3期の計画は、ここがポイントです！

将来の横浜を見据えた  
支え合いの取組を  
さらに進めます

自助・共助・公助を  
組み合わせた  
仕組みづくりを  
進めます

地域では  
解決できない課題への  
区域の取組を進めます

地域の主体的な  
取組を引き続き大事に  
支援します

横浜市と  
横浜市社会福祉協議会が  
連携して  
策定・推進します

3つの圏域の計画  
(市・区・地区別)  
の関係性

市計画	区計画（平成26～27年度に各区で3期計画を策定予定）	
	区（全体）計画	地区別計画
基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画。	市内18区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画。	地区が主体となり、地区と区役所・区社協・地域ケアプラザが協働で策定し、住民主体で地域の特性や課題に対応する計画。

これまでの取組と  
今後の課題

### 【これまでの取組】

- 地区別計画を全区で策定し、区職員等による地区別支援チームを設置し地域支援を進めました。
- ひとり暮らし高齢者の見守り等、支援が必要な人を支援につなげる仕組みづくりを進めました。
- 幅広い対象に向け市民参加を働きかけ、担い手養成の講座等の充実を図りました。

### 【今後の課題】

- 地域づくりを更に進めるために、区職員等が参考にできる地域支援のあり方を示すことが必要です。
- 環境整備は進みましたが、身近な地域での早期発見と共助の取組を連動させることが必要です。
- より幅広い市民参加を促す環境整備や仕掛けづくりの工夫が必要です。

これからの方向性

- ①地域支援のあり方の提示と地域・区域の取組の推進支援
- ②自助・共助・公助を組み合わせた地域の仕組みの充実
- ③企業、学校、関係機関等との連携強化と幅広い対象層への啓発



## 第3期 横浜市地域福祉保健計画 の 方向性 ( 計画期間：平成 26 年度～30 年度 )

**<基本理念>** 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなでつくろう

**基本理念実現のための<重要な視点>**

- ① 住民主体と協働による地域福祉保健の推進
- ② 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会  
(ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン)
- ③ 自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、  
誰もが健康にすごせる社会

基本理念の実現に向けた取組

**<総合目標>**

- ① 人と人とのつながりを地域資源の一つとして  
積み重ねていく意義の浸透
- ② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで  
安心して生活できる地域づくり
- ③ 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上

**推進の柱 1**

地域住民が主役と  
なり地域課題に  
取り組むための  
基盤をつくる

**推進の柱 2**

支援を必要とする  
人が的確に支援へ  
つながる仕組みを  
つくる

**推進の柱 3**

幅広い市民参加  
から地域福祉保健  
の取組が広がる  
仕掛けをつくる

**推進の柱 1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための  
基盤をつくる**

**【主要な取組】**

地区別計画の取組を更に推進する体制・方法を示します。

- 地区別計画推進の仕組みや住民主体の取組を推進する体制・目標の明確化
- 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化、効果的な取組推進
- 地域の取組を支え、地域では解決できない課題を解決する、区域の取組推進

**推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる  
仕組みをつくる**

**【主要取組】**

身近な地域における課題の早期発見・共助の仕組みの連動を  
強化します。

- 自助・共助・公助の組み合わせで、支援が届かず様々な生活課題を抱えている  
人に気付き、支える仕組みの強化
- 個別課題を地域課題につなげ、身近な地域で生活課題を把握・調整・解決し、  
区域や市域の取組に反映させる仕組みづくり
- 健康づくり・保健の取組を活用した自助・共助の充実
- 地域拠点である地域ケアプラザが中核的な役割を担うための人材育成等の推進

**推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が  
広がる仕掛けをつくる**

**【主な取組】**

企業、学校等の様々な主体と連携し、ターゲット層を  
明確にしながら、市民参加の働きかけを強化します。

- 企業やNPO・社会福祉施設等、様々な主体との連携と活動への参加の促進
- こどもや若年世代・高齢者・障害者等を含むすべての人を対象に、  
つながりや支え合い、さまざまな活動に参加することの啓発の実施  
(小・中学校におけるつながりづくりや地域理解の啓発の推進等)
- 高齢者が健康づくりに努めながら、意欲と能力が発揮できる  
「場」と「出番」づくり

## ■意見募集の内容■

第3期横浜市地域福祉保健計画（素案）へのご意見・ご提案を募集します。

いただいたご意見等は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。（ご意見を取りまとめたものを地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告し、横浜市ホームページにて公表します。）

## ■意見提出方法■

- ◆電子メール [kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp](mailto:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp)  
※メールの件名に「パブリックコメント」と表記してください。
- ◆郵送 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
※素案冊子の裏表紙にあるハガキをご利用ください。
- ◆FAX 045(664)3622

## ■計画の愛称も募集します■

第3期から市地域福祉保健計画と地域福祉活動計画を一体的に策定・推進します。計画をより市民に親しみやすいものにしていくため、新たに愛称を募集します。

- ◆応募方法：パブリックコメントと合わせてお送りください。  
※計画の愛称と名前に込めた思いを記載してください。  
※応募者一人につき1件までとします。
- ◆選考：計画策定・推進委員会において選考の上、決定します。  
※結果発表：平成26年2月頃  
※選定された愛称を応募された方の中から1名の方に記念品を差し上げます。

“〇〇プラン” など

## 地域福祉保健計画とは

- 社会福祉法第107条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）です。横浜市では、第2期計画（平成21年度）から「地域福祉保健計画」とし、保健の視点も盛り込み、福祉と保健を一体的に推進しています。  
＜社会福祉法第107条で計画に盛り込むべきと規定されている事項＞
  - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
  - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 誰もが身近な地域で安心して健やかに暮らせる地域づくりをめざし、市民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的としています。
- 第3期計画からは、横浜市地域福祉活動計画（横浜市社会福祉協議会）と一体的に策定・推進します。

## ■お問合せ■

横浜市 健康福祉局 福祉保健課 計画担当  
電話 045(671)3567・3428

## 素案（暫定版 H25. 5. 27 現在）からの主な修正点

素案（案）の作成にあたり、策定・推進委員会委員、区、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、関係局課等に対し意見照会を行った結果、約 500 件ほど 00 の御意見をいただきました。その中で重複する意見を集約するなど整理を行い、素案（案）に反映しました。

素案（暫定版）からの修正点のうち、主なものは次の通りです。

章	主な修正点など	修正した理由やいただいた意見など
1章1	・1章1を、1と2に分けて整理	・1章全体の章立ての整理
1章2	・市計画、区計画、地区別計画の関係を記載した表の追加	・各計画の役割分担の明確化
1章3 1章5	・(3)以降を1章5として分けて整理	・2025年問題については別記載の方がわかりやすい
1章6	・地域福祉、地域保健の記載内容の精査 ・自助、共助、公助の定義を整理	・わかりにくい、長い ・重要な用語なので定義が必要
2章冒頭	・計画全体の概要を見開きで掲載	・基本理念から主要な取組までの関係がわかる概要資料が必要
2章全体	・「これからの取組」の市、市社協、区・区社協・地域ケアプラザの記載枠を修正し、市・市社協の役割を並列で記載し、その下に区域（区・区社協・地域ケアプラザ）で想定される取組を記載する枠組みに修正	・市、市社協の役割分担の明確化、区域の取組の位置づけの整理
2章柱1	・(1-1-1) 区における自治会町内会の活性化支援の目的を追記	・地域福祉保健活動の充実に係る自治会町内会の活性化支援であるべき（多数意見）
2章柱2	・コラムや「自助・共助・公助（例）」の記載の充実 ・(2-2-7) 民生委員・児童委員の活動支援策の追記	・例示があるとわかりやすい ・民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりは重要（多数意見）
2章柱3	・(3-2-1) コラムの記載 ・(3-3-1) 具体的な取組名の修正 ・(3-3-1と3-3-2及び3-4-3と3-4-4) 内容の再整理と取組内容の修正	・概念や取組の説明があるとわかりやすい ・取組内容を精査し、内容に合わせて整理 ・それぞれの取組で伝えたい趣旨の明確化が必要
全体	・カタカナ語について注釈の記載	・意味の説明があるとわかりやすい（多数）

※ 1章4、3章、資料編は今回から原稿を掲載しました。（委員意見照会対象外）

※ 別紙で概要説明資料(A3両面)を作成しました。

平成25年度 横浜市地域福祉保健計画 関連事業取組状況

平成25年7月1日現在

資料8

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定・推進委員会					委員会①					委員会②			委員会③	
☆第3期市計画策定		素案(案)検討作業(関係区局との調整等)	区・区社協・地域ケアプラザ・局関係課の意見集約 庁内検討PJ 素案(暫定版)提示	区・区社協・地域ケアプラザ・局関係課の意見集約 素案(案)提示	素案(最終案)／第2期市計画最終評価(案)	素案確定 市計画素案印刷	市会常任委員会説明	パブリックコメントの実施	計画検討会 パブリックコメント結果報告・課題検討 委員の意見集約 庁内検討PJ	委員の意見集約 審議	計画確定にむけた調整	市計画冊子印刷	3期市計画推進に向けた議論／区計画策定・推進指針報告等 3期市計画周知講演会	
推進の柱1 (「地域づくりをすすめます」)における取組	第3期区計画策定支援に向けた準備	区計画策定・推進指針検討会の発足準備・市民局を含めた事務局体制の構築	全体会①		全体会②		作業部会①	区・区社協・地域ケアプラザへの中間報告と意見照会	作業部会②	区・区社協・地域ケアプラザへの最終案報告と意見照会	全体会③	区・区社協・地域ケアプラザへの指針(確定版)の周知		
	各区・地区別計画策定・推進	18区共通	2期市・区計画推進、各種研修実施 / 第3期市計画策定、第2期市・区計画推進状況等の情報提供 / 係長会、担当者会議等での情報交換実施											
	災害時要援護者支援事業	要援護者リスト各区に配布	市震災対策条例施行規則の一部改正にかかる意見公募手続	個人情報保護審議会 広報・啓発	市震災対策条例施行規則公布	地域関係団体へ取組説明	要援護者リスト各区に配布 市震災対策条例第12条、同条例施行規則施行	情報共有方式の運用						担当者会議③
	孤立予防対策	協力事業者による「緩やかな見守り」の実施 当初協力事業者: 神奈川県LPガス協会(5支部)、東浜新聞販売組合、生活協同組合ユーコープ、日本郵便株式会社、東京ガス株式会社、東京電力株式会社、横浜市水道局 25年3月追加: ヤクルト販売(3社)、神奈川雪印メグミルク協会、バルシステム神奈川ゆめコープ												
推進の柱2 (「必要な人に的確に支援が届く仕組みを作ります」)における取組	ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業	対象者名簿の民生委員への提供、各区スケジュールに基づく状況把握の実施												
	地域の見守りネットワーク構築支援事業	経過措置5地区での実施	H25年度新規地区募集										H26年度新規地区募集	
	地域活動者向け個人情報の取扱手引書の活用(市社協中心)	普及・啓発、活用										区・区社協・地域ケアプラザ・子育て支援拠点等職員を対象とした研修を実施		
	市民後見人養成・活動支援事業	実務実習実施(西・緑・青葉区の区社会福祉協議会にて実施)			実務実習振り返り 第1回推進委員会					実務実習振り返り 第2回推進委員会			実務実習修了実務実習振り返り 第3回推進委員会	
推進の柱3 (「幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げます」)における取組	地域福祉コーディネーター養成研修等の人材育成		コーディネーター養成研修(基礎編・応用編・課題別・上級編 研修)			区域研修4区(鶴見・神奈川・南・旭) 26年度以降の区域研修のあり方の検討						事例検討会	コーディネーター養成研修振り返り	
	地域活動への参加を増やすヒント集の活用	ヒント集の普及・啓発、研修会等での活用												
その他	普及・啓発	e-News発行(毎月)		市民局との調整、協議			研究発表会			民生委員への情報提供方法、具体的活用方法等の検			3期市計画周知講演会	

第3期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール(予定)

資料9

H25.07.01現在

	全体(委員会)	検討会等	計画作成・広報	パブリックコメント	市会	区役所調整	庁内調整	第2期市計画の推進
H25年3月	3/26 第2回策定・推進委員会 (素案骨子の検討)					中間報告及び意見募集依頼 区意見照会	3/21 庁内検討P① (他計画との整合性)	○事業企画担当者会議 ★2期計画データ収集
4月	★2期計画最終評価データ集約 4/23副市長説明					委員会報告(課長・係長)		
5月	最終評価分析	指針改定検討会①	★素案(暫定版)作成		素案(案)について個別説明	中間報告意見照会結果報告 部長・センター長・課長・係長 区長会説明 策定状況(中間報告)	5/14 庁内検討P② (素案(暫定版)説明)	★区計画推進支援 ★コーディネーター養成研修上級編の新設
6月	6/25調整会議 ★2期計画最終評価結果案作成		★素案(案)作成			計画素案(暫定版)の説明及び意見照会 部長・センター長・課長・係長 素案(暫定版)区意見照会	素案(暫定版)意見照会	区域研修の実施 4区 地域支援研修の実施 各分野 事業企画担当者会議 年間3回
7月	7/26 第1回策定・推進委員会 (素案(案)の検討) (2期計画評価の検討) 素案確定	指針改定検討会②	★素案(案)最終修正			素案(案)区意見照会	素案(案)意見照会	
8月		評価枠組み検討①	■素案完成		■素案印刷	素案の説明 パブコメについての予告 部長・センター長・課長・係長	8/ 庁内検討P③ (素案の提示・計画推進に向けた調整) ■関係団体説明調整 ■関係各課との連携事業の調整(H26年度予算の検討) ■素案確認依頼	★市計画推進 ○ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業
9月		指針改定作業部会① 評価枠組み検討②	■記者発表		第3回常任委員会 パブコメ実施報告	指針の中間報告		○災害時要援護者支援事業 ○地域の見守りネットワーク構築支援事業
10月	■市連会説明 ■関連関係団体説明	評価枠組み検討③	★広報よこはま掲載	★パブコメ開始 (期間:10/1~10/31) ★パブコメ締切		区からの意見照会		
11月		計画検討会 評価枠組み検討④	★計画最終調整 ★計画最終案確定		■パブコメ結果まとめ 計画(案)への反映	指針最終案の報告	11/ 庁内検討P④ (計画案の提示・H26取組事項の調整) ■関係各課との連携事業の最終調整 ■計画確認依頼	
12月	12/ 第2回策定・推進委員会 ・第3期計画確定 ・第3期計画評価枠組み確定	指針改定検討会③	★計画(案)審議 最終修正		第4回常任委員会 パブコメ結果報告	区からの意見照会	★計画最終調整	
H26年1月	計画確定(市長決裁)	評価指標確定 指針確定	■計画冊子作成 計画、概要版の作成 ・印刷発注 ・関係機関等への周知 ・ホームページへアップ			計画の最終報告 指針の最終報告	関係局説明	
2月			■記者発表 ■関係団体等説明		第1回常任委員会 第3期計画報告(冊子配布)			
3月	3/ 第3回策定・推進委員会 ・計画の周知、広報について ・計画の評価について ・策定・推進指針の活用について		講演会の開催				計画推進組織へ転換	

【25年度～】第2期区地域福祉保健計画の推進状況(各区スケジュール)

平成25年7月1日現在

資料10

区名	推進取組内容	25年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	
鶴見	第2期鶴見・あいねっと推進委員会			第1回(6/5)								第2回		
	(イベント系)計画の普及啓発				推進フォーラムの企画打ち合わせ(区・区社協・CP所長・コーディネーター・推進委員)							推進フォーラム(2/22)		
	(媒体作成)計画の普及啓発									年間活動まとめ(推進フォーラム資料冊子)作成	広報よこはま 区版特集			
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	地区別支援チーム会議(毎月・必要時随時)・推進団体との懇談会(地区ごとに継続的に実施)・アドバイザーの派遣・地区フォーラムの開催												
	区計画の推進策	地区別計画推進方針確認	「あいねっと通信」(チーム向け情報紙)発行開始 1回/2カ月											
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)		地区フォーラムや推進団体との連絡会の機会を通じて意見交換・区民意識調査の項目としてアンケート実施											
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	区新任・異動職員 リーダー向け研修 地域理解研修			GIS研修(7/4・9)		区域研修(9月 末 2回)						リーダーヒアリング	
	今年度力を入れる取組等		* 広げよう見守りの輪推進事業											
神奈川	福祉保健推進会議				福祉保健 推進会議								福祉保健 推進会議	
	(イベント系)計画の普及啓発											社会福祉大会 (地域の取組発表会:区社協共催)		
	(媒体作成)計画の普及啓発	冊子・概要版の配付								広報神奈川区版 の特集に掲載				
	地域別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	地域での話し合い実施(21連合地区別に数回)												
	区計画の推進策	担い手づくり講座開催(各ケアプラザ・包括支援センター毎に3回以上)												
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)													
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	新転任・新採用 職員研修	地区担当チーム 向け研修	地区情報交換会(地区担当チーム+区CW・PHN、区社協、CP)										
	今年度力を入れる取組等	※地域別計画推進のための基盤づくり(地域及び区)、担い手づくり講座												
西	策定推進委員会			第12回推進評価委員会										
	(イベント系)計画の普及啓発							お祭りなどで、アンケート実施			にこまちフォーラム (地域活動報告)			
	(媒体作成)計画の普及啓発				こども向け「にこまちプラン小冊子」の配布・活用を通じた、こどもを対象とした啓発活動など							広報よこはま西区版		
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	(懇談会:各地区の実情にあわせて実施、希望地区にアドバイザー派遣。その他推進活動)												
	区計画の推進策	アンケートによる、振り返り												
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)							お祭りなどで、アンケート実施						
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	新採用・配転者研修		地域支援研修		地域支援研修		地域支援研修		地域支援研修		地域支援研修		
	今年度力を入れる取組等	あんしんカードの配布を通して、地域での顔の見える関係づくりを広げるなど取組支援を行います。												

区名	推進取組内容	25年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	
中	中なかいいネ！推進会議	あなしんカード 検討会		第1回								第2回		
	(イベント系)計画の普及啓発												活動発表会	
	(媒体作成)計画の普及啓発	通信15号			通信16号			通信17号			通信18号			
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	中間振り返り実施支援(「地区計画推進会議の開催」):通年												
	区計画の推進策 ●「地域活動の担い手体験(仮称)」事業の実施				第2回検討部会	事業実施					・振り返り ・次年度へ に向けた検討	第?回検討部会		
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)							中区民ま つりでの調査						
	職員(区社協・CPも含む)向け研修		区・地区担 当責任職研 修		寿地区を知 ろう！研修	関係職員説明 会								
	今年度力を入れる取組等	「地域活動の担い手体験(仮称)」事業【再掲】												
南	「みなみの福祉保健」を考える懇談会												開催	
	(イベント系)計画の普及啓発							南なんデー(南福祉保 健まつり)での啓発						
	(媒体作成)計画の普及啓発	24年度推進状況概要版配布 (地区懇談会、民児協等)	広報よこは ま南区版				広報よこは ま南区版		広報よこは ま南区版		広報よこは ま南区版	広報よこは ま南区版	広報よこはま南区版 25年度推進状況 概要版発行	
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	【期末振り返り会議】					地域福祉保健計画推進チーム 連絡会(16地区各1回開催)		【中間振り返り会議】				【地区社協 活動発表 会】	
	区計画の推進策			テーマ別部会 第1回開催								テーマ別部会第2回開催		
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)													
	職員(区社協・CPも含む)向け研修						地域福祉保健 計画推進研修							
	今年度力を入れる取組等	チャレンジ支 援事業公募		→ 検討会	助成金交付 交付団体支援									次年度募集 →
港南	地域福祉保健推進協議会				7月推進協議会(推進会議、策定推進委員会、包括支援センター部会を統合)	※3月フォーラムについては港南区の地域づくり 全体(地福、防災等)を対象とした発表会								
	(イベント系)計画の普及啓発			各地区で年2回程度の地区別意見交換会を開催									元気な地域づくり 推進フォーラム	
	(媒体作成)計画の普及啓発				地福計画推進 ニュース⑦発行					地福計画推進 ニュース⑧発行		地福計画推進 ニュース⑨発行		
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区ごとの担当者会議・エリアミーティング(区、区社協、CP、活動者による打ち合わせ)《通年》</li> <li>地域福祉保健支援事業助成金申請《7月》</li> <li>地区社協分科会での各地区事例発表(毎月1地区)《通年》</li> <li>地区社協役員プレゼンテーション研修(9月)</li> <li>地域づくり運営協議補助金申請(地域力推進担当)《4~12月》</li> <li>「地区別計画推進研究会」開催《11月》</li> <li>地区別計画進捗状況報告書 発行《3月》</li> </ul>												
	区計画の推進策													
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)			中間振り返りのためのインタビュー										
	職員(区社協・CPも含む)向け研修		4/25地福計画推進支援従事者オリエンテーション				地福計画推進支援従事者研修《9月3日・10日》							
	今年度力を入れる取組等		全体計画・地区別計画の中間振り返り											



区名	推進取組内容	25年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	
保土ヶ谷	策定推進委員会													推進会議
	(イベント系)計画の普及啓発								区民まつり		社福大会		活動発表会	
	(媒体作成)計画の普及啓発	庁内・区社協・CP向け ほっとなニュース発行(毎月)				広報よこはま 区版特集					地域向け 広報紙発行	イオンでのPR		
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む			地区別助成 金	→ 交付			地区懇談会随時開催・取組支援						地区情報シート更新
	区計画の推進策										区計画振り返り シート依頼			振り返りシート 完成・配布
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)													
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	新任リーダー・ 異動者研修		支援チーム 研修 2日	リーダー会議 ①		支援チーム 研修	リーダー会議 ②					リーダー会議 ③	
	今年度力を入れる取組等									計画推進中間振り返り				
旭	旭区地域福祉保健計画推進委員会				第1回									
	(イベント系)計画の普及啓発								きらっとあさひ福祉大 会企画委員会開始				きらっとあさひ 福祉大会開催	
	(媒体作成)計画の普及啓発												きらっとあさひ福 祉大会冊子作成	
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む			きらっとあさひ 地区連絡会①	各地区別支援チームで地区別計画推進組織を支援(通年)			きらっとあさひ 地区連絡会②						
	区計画の推進策			「今年度取組予 定」の集約				各課で区計画を推進(通年)						「今年度取組」 の結果集約
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)													
	職員(区社協・CPも含む)向け研修		・新任研修 ・全員研修	チームリー ダー連絡会①				・チームリー ダー連絡会	区域研修					チームリー ダー連絡会③
	今年度力を入れる取組等			補助金交付決定		事務局内での地 区情報共有・検討 会					事務局内での地 区情報共有・検討 会			

区名	推進取組内容	25年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月
磯子	推進委員会				第1回								第2回
	(イベント系)計画の普及啓発												
	(媒体作成)計画の普及啓発												
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む												
	区計画の推進策												
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)												
	職員(区社協・CPも含む)向け研修												
	今年度力を入れる取組等												
金沢	金沢区地域福祉保健推進会議・委員会			第1回 推進委員会	第1回 推進会議								
	(イベント系)計画の普及啓発												福祉保健 のつどい
	(媒体作成)計画の普及啓発												
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む												
	区計画の推進策												
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)												
	職員(区社協・CPも含む)向け研修												
	今年度力を入れる取組等												
港北	策定・推進委員会				第1回								第2回
	(イベント系)計画の普及啓発												
	(媒体作成)計画の普及啓発												
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む												
	区計画の推進策												
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)												
	職員(区社協・CPも含む)向け研修												
	今年度力を入れる取組等												

区名	推進取組内容	25年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	
緑	みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会					第1回 (8/28)							第2回	
	(イベント系)計画の普及啓発												・活動発表会 ・パネル展示	
	(媒体作成)計画の普及啓発			・広報区版 コラム記事掲載								・広報区版 特集掲載	・報告書作成・発行	
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	・第1回チームリーダー会議(4/8) ・第1回地区別計画推進委員会連絡会(4/24)			地区別計画推進委員会		地区別計画推進委員会 ・第2回チームリーダー会議		※地区の実情に応じて随時開催		地区別計画推進委員会(振り返り)			
	区計画の推進策		区政運営方針 (重点事業として位置付け)											
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)													
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	・地区支援チーム新任研修 (4/16)								・職員研修				・拡大地区支援チーム会議
	今年度力を入れる取組等		・地区別計画推進事業(調整・立案・執行)				・各種事業補助制度の活用支援/地区支援チーム活動推進による情報共有化促進							
青葉	地域福祉保健推進会議				第1回								第2回	
	(イベント系)計画の普及啓発											社会福祉大会 (事例発表会)		
	(媒体作成)計画の普及啓発							地域活動PR 情報誌発行				地域活動PR 情報誌発行		
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む		チーム会議					※各地区2回程度。地区に応じて随時開催。					チーム会議	
	区計画の推進策				地域福祉保健 推進会議		地域福祉保健人材育成事業						地域福祉保健 推進会議	
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)					区民意識調査								
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	リーダー・サブリーダー会議	職員説明会					チーム会議随時(地区情報の共有)						リーダー・サブリーダー会議
	今年度力を入れる取組等						地域福祉保健人材育成事業							
都筑	策定推進委員会				第1回								第2回	
	(イベント系)計画の普及啓発											区民まつり	・地域福祉保健計画 フォーラム ・パネル展	
	(媒体作成)計画の普及啓発				情報紙発行				情報紙発行			情報紙発行	・広報よこはま都 筑区版広報特集	
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む				各地区の実情に応じた地域懇談会の開催(5月～9月)				地区別計画推進支援					
	区計画の推進策				進行管理		状況に応じて、地域ケアプラザエリア毎の関係機関連絡会議							
	職員(区社協・CPも含む)向け研修								○センター各課・ 関係機関地域情報 交換会(地域ケア プラザエリア毎)				○センター各課・ 関係機関地域情報 交換会(地域ケア プラザエリア毎)	
	職員(区社協・CPも含む)向け研修												コーディネータ連絡会研修	
	今年度力を入れる取組等						第3期計画策定に向けた区民へのアンケート調査							

区名	推進取組内容	25年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	
戸塚	推進委員会			第1回				第2回			第3回			
	(イベント系)計画の普及啓発		明治学院まつり						区民まつり	お結び広場				
	(媒体作成)計画の普及啓発		広報よこはま戸塚区版「地域で頑張る活動紹介記事」紹介									広報よこはま戸塚区版特集		
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	地域支援チームによる計画推進の支援、計画推進のための経費は各地域ケアプラザに委託して執行、10地域ケアプラザエリアごとの推進委員会を年3～8回開催。												
	区計画の推進策													取組発表会
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)													
	職員(区社協・CPも含む)向け研修		地区担当職員 向け研修											
今年度力を入れる取組等								活動事例集の作成						
栄	栄区地域福祉保健計画推進会議・推進部会					第1回推進 会議	第1回推進 部会	第2回推進 部会					第2回推進 会議	
	(イベント系)計画の普及啓発											2/23 フォーラム		
	(媒体作成)計画の普及啓発							広報紙「さかえ・ つながる通信」 発行			広報よこはま 栄区版		広報紙「さかえ・ つながる通信」 発行	
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む	地域支援チームによる計画推進の支援、地区支援チーム会議の開催												
	区計画の推進策	災害時要援護者避難支援事業、子ども向け地福計画周知事業 実施												
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)							区民アンケート設問検討		アンケート実施		アンケート集計・分析		アンケート集 計結果公表
	職員(区社協・CPも含む)向け研修		リーダー会議	新転任・新採 用職員研修		各地区支援チーム会議 リーダー会議								各地区支援チーム会議 リーダー会議
今年度力を入れる取組等	※ 次期計画策定に向けた今期計画評価準備、災害時要援護者避難支援事業の取り組み、子ども向け地福保健計画周知事業													
泉	泉区地域福祉保健推進協議会(推協)				開催①						開催②			
	推進シンポジウム・地域活動発表会【推協主管】				推協で 内容検討		準備						開催 2/25～27イベント 2/28活動発表	
	広報よこはま泉区版、 【委員・区民向け】推協たよりの発行 【センター内】広報紙の発行				広報よこはま「元気の出るまち泉」地区別計画の取組紹介 シンボルマーク、川柳を活用したPR(通年)		推協たより① 広報紙①				推協たより② 広報紙②	広報特集		推協たより③
	地域支援チーム連絡会の開催		チーム連絡会①		アクションプランの発行				チーム連絡会②				チーム連絡会③	
	地域支援の充実に向けた地域力推進担当 での庁内連携				地区担当者 研修 6回			地区別支援会議(年2回程度) 地区担当リーダー会議(年2回程度)						
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	新任リーダー 研修	新任研修											
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)												推進イベント時 アンケート実施	
今年度力を入れる取組等・区計画の推進策	中間振り返りを踏まえた下半期の取組推進													

区名	推進取組内容	25年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	
瀬谷	全域計画推進懇談会			第1回									第2回	
	(イベント系)計画の普及啓発									シンポジウム				
	(媒体作成)計画の普及啓発													
	地区別計画の推進策 ※地域との懇談会開催含む			地区別計画推 進研修	チーム会議(随時)							地区別計画推 進懇談会		
	区計画の推進策		庁内推進会議 2回/年		地域福祉保健推進会議 1回/年									
	調査(区民意見募集・インタビュー等も含む)						調査票配布・回収			集計結果作成				
	職員(区社協・CPも含む)向け研修	①新採用、異動者(区のみ) ②新人、新任研修(区、区社協、ケアプラザ) ③新任リーダー向け、④転入責任職の研修を開催 ⑤区域研修												
	今年度力を入れる取組等		全域計画・地区別計画の推進											





## 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日】

(五十音順 敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	オオキ サチコ 大木 幸子	杏林大学保健学部 教授	学識経験者（保健）
2	オカダ トモコ 岡田 朋子	福祉と保健の生活課題を考える会 代表	学識経験者（福祉）
3	カネコ いずみ 金子 いずみ	市民公募委員	市民委員
4	カネコ ケイコ 金子 恵子	地域活動ホーム 径（みち）所長（栄区）	障害分野関係者
5	ゴウ ヒロオ 工藤 廣雄	社会福祉法人匡済会 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ 施設長	施設関係者
6	コヤマ シゲル 小宮山 滋	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	サカタ フコ 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
8	サクライ ジュン 櫻井 淳	横浜プランナーズネットワーク関係者	地域まちづくり関係者
9	セキネ 崇年 関根 崇年	市民公募委員	市民委員
10	タケヤ ヤスオ 竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合副会長	高齢分野関係者
11	ナガクラ マスミ 長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部 准教授	学識経験者（福祉）
12	ナカノ しずよ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等中間支援組織
13	ナカタ シゲ彦 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 （コミュニティ）
14	ニシガヤ ヤスヒデ 西ヶ谷 保秀	泉区社会福祉協議会会長	社会福祉協議会
15	ニシムラ フコ 西村 敦子	元 学校地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
16	マズダ ヒデアキ 増田 英明	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	医師会
17	ミヤザカ ヨコ 宮坂 洋子	UN Women 日本国内委員会 理事	男女共同参画
18	モリモト ヨシキ 森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
19	ヤマダ ミチコ 山田 美智子	よこはま一万人子育てフォーラム	子育て分野関係者
20	ヤマムラ リョウイチ 山村 良一	中村地域ケアプラザ所長（南区）	地域ケアプラザ



横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿

平成25年7月26日現在

	氏名	所 属	連絡先
1	磯貝 康正	健康福祉局 地域福祉保健部長	045-671-3562
2	藤原 啓子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 人材育成担当課長	045-671-2441
3	松本 均	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長	045-671-3994
4	奥津 秀子	同 担当係長	045-671-3567
5	松浦 拓郎	同 担当係長	
6	佐藤 治憲	同 担当係長	
7	矢島 陽子	同 専任職	
8	牧野 みず江	同 計画担当	
9	吉澤 利昭	同 計画担当	
10	時川 亜希子	同 計画担当	
11	井上 弘毅	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長	045-671-3640
12	大橋 直之	同 担当係長	045-671-3613

<オブザーバー>

1	小嶋 正夫	横浜市社会福祉協議会 経営改革室長	045-201-8628
2	池田 誠司	同 経営改革室担当課長	
3	平木 浩司	同 総務部長	045-201-2132
4	江本 昌央	同 総務部 企画・IT等担当課長	045-201-2090
5	樋口 宗典	同 総務部 企画・財務グループ	
6	門倉 晴義	同 地域活動部長	045-201-8606
7	仲丸 等	同 地域活動部 地域福祉課長	045-201-8616
8	浅倉 さとみ	同 地域活動部 地域福祉課	
9	川崎 博子	同 地域活動部 地域福祉課	
10	田雑 由紀乃	市民局 市民協働推進部長	045-671-4260